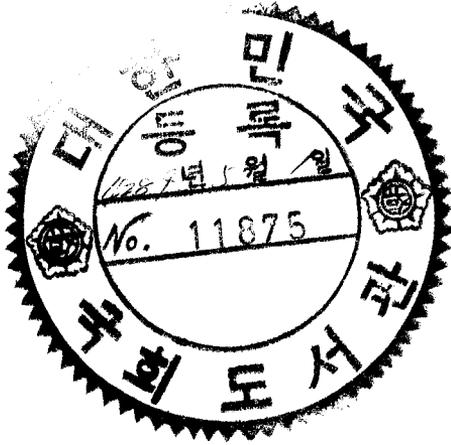


中 華 人

卷 三 第

篇 濟 經 蔘 人

版局賣專府督總鮮朝



## 序 言

○人蔘史編を重ぬる第五回の刊行として本卷成る、餘す所三卷。將に旅程日暮れ燈戸漸く近しの感あり。自鞭更に勇を鼓して完成に勵進せんとす。茲に更に先輩各位の指導扶掖を期待懇願す。

○本編包容の事項政治と關聯せるもの多く、其の重複を避けて第二卷の記述に譲りたる事項あり。又或は第二卷所説の不備を本卷にて補へる箇條もあり。讀む人必ず先づ政治篇と參照對閱せられんことを望む。

○本編は一面に於て計數に重きを置き之を根據として記述せんことを期せしも。古典古文書に其資料甚だ悉くして豫期の半にも達せざりしことを遺憾とする所なり。されど出來得るだけは其乏しき資料を演譯し歸納して推理想定を加へ以て之を補へり。

○今迄に發表せられたる近代の人蔘統計に付ては、第六卷に於て著者の蒐集し得たるもの、中より參考となるべきものを収録せり。本卷の所説と相參照せられんことを望む。

○強ひて本書に價値付けんと思はば。先人未着手の史域處女地たる舊朝鮮の財政と徳川時代の對鮮貿易の各其一部分に筆鏃せる點にあるべく。共に朝鮮研究上重要なる題目なれば後の學者幸に著者の先鞭を紹がれんことを伏望す。而して又本書が經濟史專攻の學者に傍證資料を給することに役立つを得ば、著者の本懐とする所なり。

昭和十二年十月 日

皇軍連勝の秋

著者

朝鮮總督府  
專賣局 囑託

今村

鞆識

人蔘史  
第三卷

# 人蔘經濟篇目錄

## 第一章 總說

一頁

## 第二章 愛親覺羅氏の勃興資源としての人蔘

五

### 第一節 本說

五

第二節 附說 金が明と開戰中朝鮮に人蔘を賣しこと……………六

## 第三章 清朝に於ける國家の財政と人蔘との關係

三

### 第一節 總說

三

第二節 順治年代……………三

第三節 康熙年代……………三

第四節 雍正乾隆年代……………二四

第五節 嘉慶年代より道光年代迄……………三

第六節 咸豐年代以後……………三七

第四章 毛文龍の營利行爲と人蔘……………四一

第一節 毛文龍の經歷……………四一

第二節 毛文龍の商賈的一面……………四三

第五章 朝鮮の經濟竝財政と人蔘との關係……………五一

第一節 總 說……………五一

第二節 王室の營利行爲 附權勢者たる兩班の營利行爲……………五三

第三節 商譯なる熟字の意味に付て……………七三

第四節 貢物、進上、卜定、防納等の意義及人蔘との關係……………七五

第一項 貢物の意義……………七五

第二項 進上の意義……………八〇

第三項 卜定の意義……………八二

第四項 防納の意義……………八四

第五節 銀と人蔘……………一〇二

第一項 總 說……………一〇二

第二項	朝鮮の貨幣制度	105
第三項	半島の經濟生活と銀	110
第一目	高麗時代と銀	111
第二目	李朝に於ける銀の必要増加と其缺乏	116
第三目	李朝に於ける銀の用途	121
第四項	李朝に於ける銀の供給	127
第五項	對馬貿易の衰退と朝鮮の銀融必迫	132
第六項	東萊の對馬貿易に課する稅銀與其他の銀收入	139
第七項	官の採礦銀と礦銀の稅	141
第八項	礦銀に付て	146
第六節	李朝財務當局者の人蔘經理方法	152
第一項	總說	152
第二項	負擔の地方別より見たる經理方法	155
第三項	李朝末期の中央政府に於ける人蔘經理	178
第七節	紅蔘に關する經濟的考察	185
第一項	概說	185

第二項 紅蔘貿易の變遷……………一八八

第一目 總 說……………一八八

第二目 八包の山來と紅蔘……………一九一

第三項 紅蔘貿易の種別と徑路……………一九五

第一目 種 別……………一九五

第二目 徑 路……………一九八

第四項 紅蔘と財政との關係並其變遷及其經理方法……………二〇二

第一目 包 蔘……………二〇二

第二目 紅蔘の公私密貿易により朝鮮に入りたる銀の行方……………二三八

第三目 紅蔘の宮内府經營並官營……………二四四

(附)併合後紅蔘の專賣收入……………二四六

## 第六章 對馬貿易中の人蔘に對する經濟的考察……………二四九

第一節 對馬が行ひし人蔘貿易の年代と其盛衰……………二四九

第二節 對馬に輸入せられたる人蔘の斤量……………二五三

第三節 對馬が人蔘入手の手段……………二六二

第一項	貿易の方法と種別	二六三
第二項	通譯の買收	二七八
第四節	對馬の人蔘買入資銀	二八六
第一項	朝鮮貿易資銀の制限命令	二八六
第二項	幕府より補助を受けたる對馬の貿易資銀	二八九
第三項	人蔘資銀を町人より借入	三三四
第五節	徳川幕府の金銀改鑄が朝鮮貿易に及ぼしたる影響	三五五
第六節	對馬が人蔘貿易の損益に付て	三五八
第七章	長崎會所と人蔘貿易	三七九
第一節	總説	三七九
第二節	長崎會所に於ける人蔘貿易の種別年代斤量並貿易方法	三八四
第三節	長崎會所の人蔘利益	四一〇
第四節	附記雜項	四一三
第八章	幕府の經營せる御種人蔘の經濟的考察	四一五

第九章 德川時代に於ける諸侯の營利的人蔘經營……………四二七

第一節 總 說……………四二七

第二節 會津藩の人蔘營利事業……………四三〇

第三節 松江藩の人蔘營利事業……………四四〇

第十章 最近に於ける人蔘商況概略……………四五三

人蔘史  
第三卷 人蔘經濟篇

第一章 總說

茲に本篇の稿を起すに當り、最初先づ叙述の範圍を如何なる點に定めたるかを説明し置かんとす。

凡そ人生に利用せられたる人蔘なる一植物と、人の經濟生活との關係に於て如何に交渉ありしかを觀察考究し。其項目に付て細大漏らさず詳論を試むると假定せば、蓋其の要領は大體に於て以下に列擧せる各條を以て網羅し盡し得べし。

一 個人の經濟生活の一部として觀察し。

(1) 天産品採取業者の生活即其一家經濟。

(2) 栽培業者の同上。

(3) 製造並販賣業者の同上。

(4) 醫師病家等消費者側より觀たる一家經濟との關係。

二 是を一個の商品として觀察し。

(1) 需用供給の變遷。

(2) 集散の情況並販路の系統。

(3) 當該商人の商略其他の商行爲

(4) 資金の關係

三 是を一般歴史との關係より經濟的に觀て。

(1) 潞參 支那山西省太行山脈一帯に自生せし人蔘

隋唐宋明 國初に於てのみ 各朝に於ける實物徵收と財政的關係並產出地方民の負擔。

(2) 遼參 現在の滿洲國たる其地方の栽培人蔘も共に合せて

其產地を統治下にをきし國家即高句麗隋渤海唐宋元遼 丹契 金明清の徵收と

其各朝との財政的關係。及產出地方民の負擔。並其產地國家或は部族 水黑

蘇緇と女眞族 が行ひし貿易。 宗主國への貢獻は此中に包含す

(3) 現在の朝鮮の地域に產出せし人蔘。 自生品、李朝後期は栽培品も合せて

百濟新羅高麗李朝各代に於ける產地よりの徵收と各其財政的關係及官買

○倭船即對馬代官  
屋敷ハ初メ釜山鎮  
方面ニアリ延寶年  
代直梁村（今ノ釜  
山）ニ移轉ス共ニ  
東萊府ニアリ以  
下東萊貿易ト記ス

易。宗主國への貢獻  
は此中に包含す

以上產地人民の負擔。

李朝以降は對馬との東萊倭館貿易と對馬藩財政との關係。

李朝後期に於ては紅蔘の官營と財政との關係。

(4) 日本産の栽培人蔘

徳川幕府の官營人蔘及諸侯の藩營人蔘と各其財政との關係。

以上列舉せる數項目の中より

事の末端に涉れるものは記述を省略し。

既に刊行せし第七卷蔘名攷彙編第二卷人蔘政治編第四卷人蔘栽培編第五卷  
人蔘醫藥編及此次に刊行すべき第六卷人蔘雜記編中隨所片々叙述せし或はす  
べきものも亦省略し。

本編には史的價值ある重要なるもののみを擇び、項を立て、記述すること、  
せり。



## 第二章 愛親覺羅氏の勃興資源としての人蔘

### 第一節 本 説

凡そ歴史上人蔘と財政との關係より觀て本題目程に重要密接なる他に有らじ。『滿洲源流考』に其發祥地が崇高なる靈域たると物産の饒富なるを頌讚したる一節に。

：：源流の湖江は既に奇を孕んで盤鬱に亦た秀を含んで隆崇たり。故に夫の四蹄雙羽の族長林豊草の衆博く其中に産せざるは無し：：。

とある其産物中の大宗は人蔘と貂皮との二を以て冠とすべし矣。また『柳邊紀略』『卜魁城賦』『全遼備考』『寧古塔紀略』『黑龍江外記』等の書に、關東の三

寶として人蔘、貂皮、烏拉草を擧げあり此の中烏拉草拉一に喇は一名毛子草、護臘草

護臘は草沓のこと、磧佗姑兒哈非と稱し、水溜に生じ三稜にして微かに刺あり。學名カヤ

ツリスグ莎草科 (Cyperaceae) の (Carex Cyperoides, L.) にして、禦寒用として沓に製し

或は打ち軟らげ綿の如くにし靴中に填充する冬期生活上の必須品なれど、商品として價ある物に非ず。貂皮は一に黒貂、紫貂、熊兒、學名クロテン (Mustala Zib-

○齊々哈爾ノ舊站名。

○朝鮮名山嶺。

○現在此毛皮ノ佳品千圓以上ノ價アリ。

○第五卷第二章第二節參照。

○第一卷上編第一章八節參照。

(Ilina Imnaeus)の皮にして、帝室富豪の裘帽襟巻袖口等に使用せられ其價も貴とかりしと雖、是を女眞貿易品として總産額の價より觀るときは人蔘よりは遙かに下位に在りしものなり。結局滿洲の貿易品として——今日の如く大量に農産物が輸出せざれさりし昔に於ては——人蔘は其最高に位せり。特に宋末より明初にかけて、山西太行山脈一帯に産し漢以來需用の大部分を是に仰ぎし瀝參は開墾と濫獲の爲に絶滅に瀕し、後全く皆無不産となり、一方醫藥思想普及と金元醫説の影響により、人蔘の藥用頓に増加し、其需用の大部分を遼東參に須つことゝなり、随つて其價も漸々騰貴し明末に迫べり。茲に於てか人蔘は更に女眞の重要物産たる價値を加ふることゝなれり。既に此前より女眞人は契丹・宋金に對し、松子・貂皮等其他の土産と併せて貢獻の名の下に人蔘の貿易を行ひたり。明代となり各彼等の酋長等に衛印勅道たる辭令書を交附し、彼等が勢力地位の差に應じ都督・指揮・千戸・百戸・鎮撫等の空職に任用し、各其職の上下に應じ差等を附して朝貢を許したり。此朝貢は土産物品を獻上するものなれど、此に對する賞賜の代償あり實質は純然たる貿易にして、一方北京に於ては朝見の儀式あり、途中及北京に於ては官費の接遇あり運送費も亦官にて支辨するもの

なれば、女真人にとりては最割のよき貿易たり。其外に隨員一行の携帶し來れる貨物を宿所たる會同館に於て私貿易するを許したり。結局明廷は女真人に其榮譽心を満足せしむると共に、物質的利益を與へ之を懷柔し、且各酋長を互に相牽制せしむる巧妙なる政策を採りたるものなり。此貿易品中に人蔘ありしや否に付て考ふるに、『大明一統志』には野人女直、海西女直、建州女直の貢物として馬、貂鼠皮、鷹類等等を擧げあるも人蔘の名目無し。多分此官私の貿易に於ては人蔘は取引せられざりしものならん、若假りに有之しとするも一年一二回のことなれば其量は取立て、言ふ程のものには非ざりしとすべし。

右貢市の外に成祖の永樂三年に於て、北方に馬市を立て開きたり。其位置は開原二所、廣寧一所にして、其後撫順に一所を開けり。此馬市てふ名稱は明の國家に必要な官馬を購入する事により命じたるものなれど。此市場開設の眞目的は決して官馬の購入のみに非ず。恰も李朝の太祖が足利末期の海寇に苦しみし高麗末の體驗より、即位肇業の初九州、四國、中國の大小名に貿易を許し、其銳鋒を緩めたると同じく、遠人懷柔策に出で。女真人に利益を噉はし、間接に彼等が邊境を擾亂侵犯するの憂虞を防止せんとせしものなり。馬市は後に變更

せられ隆慶の頃には。

廣順關(南關)開原の南哈達河の上流

鎮北關(北關)開原の東北葉赫城の南

撫順關(位置を變更せず)

左の如くなり、猶此外に萬曆の三年には。

清河互市 太子河の上流

饜陽互市 饜陽邊門附近

寬甸互市 寬甸

右三處に互市場を開きたり。

馬市及互市場の貿易は女真人に最有利にして、爲めに永樂帝の理想の如く懷柔の効果を奏したる多大なりしも。明末に至つては其貿易の爲め女真人の文化を進め自覺を促かし、資力を豊にし、亦昔日の如く駕馭自由なるを得ざるに到らしめしと共に、一方當該官吏及南方商賈の誅求勒買等々不正不法の行爲により、女真人の憤怨を積成するに至れり。

馬市並互市場に於て取引せられし品目に付ては、女真人は牛・馬・驢・羊・獸皮・松子・

蜜蠟・人蔘等の天産物を以てし。南方商賈は綢緞等の絹織物、食器、鍋釜、農具等の鐵製品等々を以てしたり。

以上述べたる漢人對女真人貿易は、女真各部族人の經濟關係に止まり、女真人の存立上何等政治的意味の加はれるものあるを見ず。眞に人蔘貿易より得たる利益が清朝隆興の資力となりしは、明の嘉靖十三年長白山の西方黒圖阿拉の地に呱呱の聲を揚げたる奴兒哈赤が、其不世出英偉の資を以て各地の小部族を統一し、漸く大を成さんとしたる萬曆の初年より初まれり。

當時此市場に於ける明との貿易の人蔘の數量は如何許なりしか、是を明細に知るべき記録無し、唯『武備志』に左の記事あり。

：：：廷弼乃ち西虜を欵し、東北江夷を致して、其黨を携ふ時に貢を許さざるもの二年、其人蔘<sup>ハチル</sup>爛して十餘萬斤に至る。奴<sup>ハチル</sup>も亦窘めり、乃ち聽勘して、稍々故地を還せり：：：。

とあるを稍々参考とすべし。右記事は萬曆三十七年中熊廷弼が遼東巡按御史時代、故らに懲罰的に互市を停止したる時の事に屬す。而して此人蔘が水蔘<sup>生まの</sup>なるか、煮製品なるかに付て考究の要あり。何となれば水蔘を煮製乾燥

○此時代栽培人蔘  
無シ皆自然生ノ物  
也。

せば其量目大抵三分の一乃至四分の一に減少するものなれば、前掲斤量の價值に大差あればなり。蓋此人蔘は水蔘なるべし、煮製品なれば、爛する筈無ければなり。是より五年前に當る萬曆三十二年に明の商人が不買同盟を結び人蔘の値段を叩き落しで廉買せんとせしに對策し、太祖奴兒哈赤が煮製を教へしことに付て『太祖實錄』に：、乙巳春三月上は命じて人蔘を煮製す。是より先我國、明人と人蔘を以て交易す。水を用ひて之に漬く、明人市ふを欲せざるを伴る。國人朽敗を恐れて急に售る多く價を得ず。上は民用の充たざるを慮り煮て之を暴<sup>ツ</sup>し以て售らんとす。諸貝勒大臣之を難んず、上は聽かずして法の如く製せしめ急に售らず。價を得る常に倍し民用以て利す：。とあり、此記事は年代に於て誤あるべし。稻葉博士が『滿洲發達史』に於て此年號附に疑を懷きしは道理ありとすべし。而して右十餘萬斤の數量は一歳の取引全額と見るを得ず、何となれば、當時人蔘は一年三期即春夏秋の三節を以て採取するものにして、其中最も量の多きは秋採なれば、此十餘萬斤は秋採の量と見るを適當とす。故に當時に於ける一年の取引數量は尙此以上に出たるを推測すべし。また熊廷弼が市場を停止したる二年とあるを假に滿二箇年と假定するも、最初の年は

○人蔘一斤ニ付稅銀五分。此課率ヲ十一トスレバ一斤取引價格五百一トスレバ一斤同五十兩トナル。

○稻葉博士ハ滿洲發達史ニ於テ當時朝鮮人が朝鮮人蔘ヲ北京ニ賣付ケタ相場ヲ一斤二十五兩ト推定セリ之レハ盛蔘ナリ生マヲ五分ノ一ト見レバ下記一斤五兩ハ大抵當ヲサルモ遠カラザルモノナリ

市場の閉止により豫想外に人蔘を沍爛せしめしものが、其次年に賣れざるを知り乍ら更に採挖する筈なければなり。また其人蔘の代償は何品を以てしたるか。『明史』の記載に依れば一般の私貿易に付て、馬、牛、獸皮、蜜、蠟、松子、絹、緞、人蔘等に付て取引稅として悉く銀を課せるより觀て大部分銀取引なりしを考ふべし。さて人蔘を賣りて奴兒哈赤の手に入りし銀は何程なりしか。

此年代に於ける人蔘の價格は年々高下變動あり。例之は文祿慶長の役中には朝鮮より明に出す人蔘の輸出殆んど停止されたる爲、支那に於ける相場は暴騰したり。又女眞が明に戰を宣せし萬曆四十五年以降は、滿洲人蔘の輸出止まりて支那に於ける相場は一層躍騰せり。如此時により高下あるが故に、奴兒哈赤の收得となりし人蔘代銀の何程なりしかを知るを得ずと雖も、馬市に於て人蔘一斤に對し銀五分を課せる事實は、推算の基準と爲し得べし。此課稅は其課率を賣買價格に置きたるものなれば、假りに十に一の課稅と見て人蔘(生マ)一斤銀五兩一年取引量を十五萬斤とすれば七十五萬兩となる。(二〇に一と見れば此倍額、一〇〇に一と見れば十倍となる、最も少く見積り一〇に一とす)十箇年總計七百五十萬兩となる。況んや此外に他の黑貂の如き物品の代銀の加はれる

○萬曆十六年

あるをや。彼の資力の洪大なりし知るべきなり。

斯かる點より記されたる文獻に付ては、『滿洲實錄』太祖戊子の條に。

：太祖遂に各部の滿洲を環つて居る者を招來し皆削平す。國勢日に盛なり。明國と通好使を遣し往來、五百道の勅書を執り、年例金幣を受く。本地産する所の明珠、人參、黑狐、元狐、紅狐、貂、鼠、獐、狸、獾、虎、豹、海獺、水獺、青鼠、黃鼠の皮あり、以て國用に備ふ。撫順、清河、寬甸、髮陽、四處の關口に互市交易して以て商賈を通ず。此に因つて滿洲の民殷んに國富む：。

とあり。また『籌遼碩畫』工科署課事給事中范濟世が奴兒哈赤が撫順を陥れし直後天命三年に熹宗に奏したる其對策中に。

：黠酋の謀たる尙測られず、國家の計は宜しく萬全なるべし。敬つて末議を陳し以て聖裁の事を祈る。窃かに計るに建酋の國家、秦養の恩を受くる二百餘年久しからずとせず。歲に國家に得る貂、蔘の利は金錢幾萬多からずとせず。二十年來兵器を製し人馬を練り、中國亡命の人を招集し以て羽翼と爲す。謀深く又毒ならずとせず：。(中略)夫れ謀を爲す二十餘年一旦にして發す、輕んじて二百年秦養の恩に背き、歲に幾萬貂、蔘の利を擲ち、我と難を爲す。

而して今僅に撫順を擄して歸る也……とあり又同書に。

署兵部事戎政尙書薛三歲題に：奴○酋○歲○市○の○貂○參○利○幾○萬○を○下○ら○す○。此れは中國が操餌と爲して以て奴夷スルハチを馭するもの也。今且公然我が城壁を攻陥し我が官民を殺掠す。此關市に利無きに似て甘んじて我と難を爲す也……とあり。前掲諸書の記載に見て如何に奴兒哈赤の資力の充實し居たるを知るべし。之に比して明の財力の甚しく疲弊し居たること、對照し稽ふべきなり。

近代に於て、清朝の隆興が人蔘利益に負ふこと大なる點に史眼を走せたるは稻葉博士にして、其著『滿洲發達史』に詳說せり。是に對し矢野博士は『近代支那史』中に：稻葉氏の指摘せらるゝ野生人蔘が當時の經濟社會にとつて果して如何程の價値をもつたか(評曰女真人が對漢人貿易に於て人蔘が重要な貨物たりしこと前々に述べたる如く疑の餘地無かるべし)従つてその私掘△が國家財政△に致命的のものであつたか否やは遽に決定し難き課題であらう。(評曰私掘とあるは漢人が女眞の産蔘地域に入込探挖すること、朝鮮人が鴨綠

江を越へて先方にて盜探することを指したるならんも。稻葉博士の説は是が重大なる生存上の利權を侵犯せることを記せるも國家財政に致命的なりしとは記しあらず。奴兒哈赤が奉天に即位し、國號を後金と稱したる以後は是を國家として觀得べきも。其前は一部族にして國家と云ふを得ず。此の用字適當ならず。また彼が立國前續て立國後に於て、人蔘の私掘が其財政に致命なりとは稻葉博士は説きあらず。唯其重要なる資源たる人蔘權益の保護に付て極力是努め、明に對する開戰狀に示したる七大恨の一にも人蔘私掘の怨を言ひ。朝鮮征討に付ても朝鮮人の越江侵犯も亦一の因を爲したることを説ける如く。總て人蔘が女真人即愛親覺羅氏の財力に重要な位置を占めたる事を有ゆる方面より考證詳説しありて、其所説緊肯に中り毫しも疑無きものなり。

結局奴兒哈赤の勃興に付ては。

△明の天下も既に衰運に向ひ、特に萬曆二十年以降八年間朝鮮救援の出師の爲八百萬兩に近き銀を支出し、財政甚しく窘迫し。加ふるに官吏の腐敗と宦官の專横執權等綱紀紊亂し、天啓以降泗川、貴州の反亂、山東白蓮賊の擾動、魏忠賢、李自成の叛、其他各地に起りし流賊の爲め弩末魯縞北方に對する威

令臺しも行はれず、彼塞外英雄の勃興を抑ゆるの力を失ひしこと。

△奴兒哈赤は其英偉の質を以てし、天の時地の利人の和を得、北方諸部落を削平し、漸々大を爲し。遠大の計を以て兵器を貯へ、武を練り、漢人を招致し、帷幕とし、遂に一大強國を形成するに至りしこと。

△其活動の資源は主として明人との貿易の利益に頼りたること。特に其貿易品中人蔘が主要なるものなりしこと。

右の如く結論するを得べし。されど太祖も太宗も中原に進出し、四百餘州に君臨する野心は念頭に無く、唯遼、金、渤海等の如く北方に建國すれば満足する意志なりしことは、萬曆四十四年には太宗は明と和を講ぜんことを欲し、寧遠巡撫に條件を提出、兩國の修交物品を定めんとせる如き。崇徳七年に議和使の來るときに送りたる書にも、右と同一の提議を爲したる如き。又天聰三年六月に諸貝勒大臣に議して曰く、白喇嘛を差はして明に向つて和を議す。明朝若し朕の言を以て是と爲さば、兩相和好以て大利を享けん。則我國滿漢蒙古の人當さに採參開礦之と交易せん。若し彼従はずんば、則ち當さに力を耕織の事に竭さん。衣食足れば、又何をか求めん、緞帛は粉飾の物也、無しと雖も、何ぞ我を傷らん。屢

々和を欲するも彼従はず。とある如きに徴すべく、後に至り天下の形勢は最有利に展開し、漢人の策謀家も麾下に附従して、遂に天下を掌握する経過を取るに至りしものなり。

## 第二節 附説 金が明と開戦中朝鮮に人蔘を賣しこと

明と開戦以來女眞の人蔘は貿易の杜絶により其ハケ口を失ひしが、何時しか朝鮮を經由して明に賣らるゝに至れり。

此貿易杜絶により金の最苦しみは衣服の資なり、茲に於て金は朝鮮と開市を行ひ、人蔘を賣り或は銀を以て綿布織物其の他必要の物資を得んとして屢々強壓的に開市を迫るに至れり。此開市中江州及により又は開市外商人の手により、人蔘は朝鮮に入り轉じて海路明に入りたるもの相當の量に上りたること下記の文獻に徴すべし。

△仁祖實錄六年十二月、胡差人蔘四百八十餘斤を出し、青布一萬九千匹に賣換す。市民等力を竭して湊合猶未だ數に淮せず、鞭笞狼藉たり。市民叩心號訴す、戶曹は請ふ、二千匹買する所の蔘を以て開城府に送り之をして木モクに換へて以て給するを……云々。

△續雜錄同六年の條に

和好より以來、朕原と一歲中四季に互市せんことを欲せしも爾が國允さず、定むるに春秋二季を以てす。後止だ義州に在りて互市すること二次、仍ほ約に負いて中止せり。曩に蓳價一十六兩と定む爾が國云ふ、人蔘は我國に用なしと唯九兩を給す。既に用無しと云ふ、乃ち毎年爾が邊界を出て、我が疆土に入り罪戾を省みず此の用無しと云ふ蓳を採るは何爲れぞや。爾の國の市を閉づるは我國衣服の需なるを以て相困めんと欲してか、知らず我國と爾の國と未だ市せざる前、何ぞ服御に缺がん。遼東原と自から棉を産す、我國義に仗りて兵を興し諸國を臣服す、筐篋の貢絲帛相繼ぐ故と織布を以て意と爲さざるのみ……。

△仁祖八年二月、義州報。金差仲男三十餘名を率從し人蔘二十餘駄、春信使軍官金希參一時に渡來直ちに安州に向ふ謂つて互市と言ふ、其實我國の事情を譏察せんとして來るなり。

〔續雜錄〕

△同年四月、備局は金國人の交易蔘貨等の事を以て啓して曰く。開市は灣上に定む安州に入ること已に約條に非ず。今累駄の蔘を以て安州に交易す

○胡使龍骨大。

れば、事極めて妥ならず、決して従ふべからず。

〔仁祖實錄〕

△同年五月、平安監司狀啓。聞く龍・胡蔘價青布輸運の事を以て出来る。

〔續雜錄〕

△同八年六月、金差人蔘を以て青布に易ゆるを求む。管餉使成俊其意に副ふ能はず。是に至つて胡差怒つて安州に入り邊帥を折辱す。王は命じて獄に下す尋で之を釋す。

△同十二年七月、金差馬夫大は汗の書を持來れり。其書中の一節に人蔘初の時毎斤十六兩、王誑して曰ふ大明用ひすと、而して價を減じて九兩に至る。又言ふ歲に致すの品儀菲薄なる如しと雖も弊邦に在ては既に餘力無しと。頃ごろ鐵山の漢人を捉へ詢問すれば、言ふ平島駐兵に王、遠船五十隻に毎年春秋二次助米二萬六千包を與へ、毎斤蔘價二十兩に售ると。

我國答書に曰ふ、今來示を承り良切懼然。蔘價の多少は只兩國の人直を計り買賣に在り、抑勒すべきに非ず。穀は知る所ならず、大槩市道は剩利を求むる也皮島の如き貴國と其價相似たり、則商人孰れか肯て轉販せんや。然らば來示の如く售價二十兩と謂ふ所は決して是理無し矣。

△同十三年四月、金差馬夫達胡商を率ひ銀一萬七千四百七十五兩、蔘七十六斤を以て賣して來る。

△同十四年九月、虜將馬夫大商賈蔘貨を持し中江に到り、我人を呼びて相見んことを求む。

以上「仁祖實錄」





(載所史全洲滿)

像肖のチハルヌ祖太清

畫製應張倫張匠畫中年九聰天宗太本原

## 第三章 清朝に於ける國家の財政と人蔘との關係

### 第一節 總 說

前章に於ては清の太祖奴兒哈赤が北滿に崛起し漸々霸業を大にし遂に天命十年啓五年天都を瀋陽奉天に建て國號を後金と稱し汗號を帝稱に易へし迄の間に於ける事項にて就て記述したりしが。本章に於ては三代世祖が順治元年都を北京に遷してより咸豐三年人蔘官營を廢止したる迄百十年間の事實に付て記す所あるべし。第二章と第三章の中間の十八年間の事に付ては史料缺乏し記すを得ず。蓋し兵馬倥傯の際の事なれば採りて載すべき事實無かりしと考へらる。

本章に記述すべき事柄に付ては、大體第二卷下編第六章清朝の人蔘行政の條に於て縷説したれども、更に財政的方面より觀察して其足らざるを補ふべし。

### 第二節 順治年代 十八年間

『大清會典則例』工部採捕の條によれば：：國初王以下公以上壯丁を遣し烏喇地方に於て東・珠・貂・鼠・人蔘等の物を採捕するを許す。効力勤勞大臣壯丁を遣

○東珠學名カハ  
ンブルカハ Mar-  
gerita, Mart-  
gerita, Tur-  
kus, 烏蘇, 烏蘇  
ノ名江ニ産ス。

はし人蔘を採取するを許す：とあり。此國初とあるは太祖が奉天に建國せる直前直後を指したるものなるべく、而して此一條は法規の成文に非ず。國初よりの不文法的内規を後代に書き現はせしものにして、即皇室は當然滿洲統治下に於ける人蔘の採取權を專有することを前提として、其中より幾分を優遇の趣旨より其族親に特許せるを明にせるものなり。知るべし奴兒哈赤の立てたる人蔘政策を襲套し爾來依然皇室財源の一としたることを。而して順治五年には大臣の採蔘權を停罷し同六年には王以下公以上の皇族が採蔘の爲派出する人員の規定數を越へ及規定に反し派遣する者等に對し採蔘權の剝奪及刑法的處罰に付て規定し、同十五年には旗下人民等の人蔘盜採に關する處罰法を定めたる如く。以上大清會典 例及康熙會典 漸次皇室の人蔘官營事業を整備し統制せるは、其收入の減少を慮かり一定の量を確保せんとせるものなり。

此年代に於ける皇室の人蔘收益は何程の銀に値せしかは文獻の記載を缺ぎ不明なりと雖。滿洲の人蔘は濫獲の爲年に追次減少せるものなれば、後の乾隆年代以降よりは其量も多く皇室の資源としては有力なる一款項を成せしものと推定せらる。

### 第三節 康熙年代 六十一年間

康熙年代特に其前半は國家の歲計に最も窘窮せる時代なりき。清朝の中央に君臨してより既に二代に達せりとは謂へ、未だ完く四百餘州統一の實成らず。其中にも所謂三藩と稱したる廣東の尙可喜、福建の耿精忠、雲南の吳三桂等は明の遺臣として納降臣屬せる如く、或は藩屏たる一聯邦たる如く。名義のみ臣従して事實中央の節度に服せず、禍心を包藏して何時反抗の鋒を倒にするの憂あり。而して彼等三藩は各其割據せる大領土の租税は一毫も中央に輸納せず、故に此等收入の皆無は中央政府の歲計に大なる缺陷を生ずるは無論。猶此三藩撤退の爲に消したる經費主としは、彼の耿吳の誅戮、尙の病死迄約二十年間に於て巨萬に上り。其他漠北平定の爲二回の親征及各地の小亂に要したる費用も亦多大の額に達したり。茲に於てか歲計收支の平衡を保つべく歲入増加の企劃せられたるもの多く、人蔘收入増加の計も亦其一端となつて見はれたり。即此期に於ては。

一、採蔘地域を大擴張し、従前主として盛京管下よりせしものを吉林、寧古塔、烏蘇里、阿勒楚喀、綏芬、伯都訥、三姓等の地に及ぼしたり。

○盛京管下（後ノ奉天省界トハ異ナル。

二、採蔘人たる上三旗、下五旗に印票を給し、證憑とするの制を定め、密採者檢舉に便にしたり。

三、兵員巡察の法を設け、密採者の檢舉に力を注ぎたり。

四、當該官吏軍人の賞罰を嚴にし、夫々條文に據り、勵行、蔘務の正確なる遂行を期せり。

此期に於ける人蔘の收入斤量及其代銀は何程に達したるか文獻に記載無く不明なりと雖も。蓋古今を通じ、滿洲人蔘收獲量として最高額に達したるものなるべし。何となれば其官の採取の手が最も廣く産蔘地に普く伸びたること、當時其産蔘地の山林は後代の如く荒廢せず、人蔘の發生最多かりしを考へ得ればなり。按ずるに此資源により國計の調節に資したることも多大なりしなるべし。されど此時代の濫獲は爾後の山林濫伐と共に人蔘發生減少の因を作りたるものと認めざるべからず。

附記す人蔘收入は従前皇室に屬せしも、戸部大藏省と内務府に二分し主として國費に充當するに至りしは、此期に於て始められたるものなり。

#### 第四節 雍正乾隆年代 七十三年間

○官採ノ外ニ私採者ヨリ沒收ノ人蔘量モ甚多シ。

人蔘採取官營事業に付ては康熙初年に於て行ひし——建國前よりの方法を襲套せりと想はる、——滿洲八旗に信票を給して是に従事せしむるの方法は、情勢の變化により遂に是を變更せざるべからざるに至れり。是畢竟滿洲八旗の生活並思想の變化と、人蔘の發生減少し其採取が専門の職業化せると、且採取地域が廣汎となり遠距離に手を伸すに至りし結果ならん。茲に於て乾隆の初期或は雍正年代?に於ては一般に採取希望者を招募し、之に信票を與へて採取せしめ、其採取量の中より幾分を徵收するの方法を取るに至れり。卽乾隆二十九年に欽定編纂せられし『乾隆會典』に戸部盛京より委員を出口邊外蔘山への入口に派遣し信票を頒付すとあり。此方法は此前より盛京管下に行ひしものなるべし。人蔘の徵收量は一票に付量目五錢敢て多しと謂ふに非ざるも採取人の側より觀れば、凡そ此時代の人蔘採取は五人乃至十人の團體的行動を以て二三箇月間深山中を彷徨露宿搜索せざるべからず。其間の經費は山氓の處辨し得る所に非ず、故に前貸を爲す資本主を必然に發生し。此等資本主は高利的の前貸により採蔘人より其收穫を搾取するものなれば、人蔘の收穫多き時には縱令高利を拂ふも引合ふものなれど。人蔘の採取は人に巧拙あり時に運不運あり、人蔘は濫獲の

爲年々遞減しつゝあるものなれば。搜索の歩程多くなり收獲漸少するに至つては志望者を減少するは當然の歸趨なり。以上は盛京管下の事に付て述べたるものなるが、吉林管下の吉林寧古塔方面等は稍是と事情を異にし、人蔘の發生多く従つて採取も多く一票に付て人蔘二兩を徵收したり。而して其方法は採取人には銀兩を前貸し、或は數票數十票を纏めて資本家主として燒鍋と稱すに交付其銀兩を前貸するものにして、一に其責任を資本主に負擔せしむるものなり。然るに年々人蔘の產出減少し此官營事業の成績良好ならざるに至れり。元來信票を定めたる最初に於て盛京を五千張とし吉林を四千張としたるは、此割充票數の處理を其官長たる將軍都統等に強ひ、以て北京に於ける收納人蔘の量目を確保せんとしたるに出たるものなれば。人蔘の產出遞減し採取人竝其資本主の利益稀薄となりては、豫期の効果を得られざるに至り。乾隆五十五年には盛京五千張の中より二千張を減じて三千張とし、吉林寧古塔の四千張より一千張を減じて三千張となすの、不得已變法を行ふに至り。加ふるに吉林に於ては採取者への前貸銀の怠納不拂と、一人當り義務納付額の人蔘不足の時に代納せしめたる銀兩と、採取人の逃亡死亡等による追徵不能の銀。以上三者併せて年

々積りて銀十六萬八千餘兩に達し、乾隆五十九年には皇帝の旨により全部之を恩免せざるべからざる等、漸く此官營事業の基礎動搖するに至れり。

吉林に於ては右の損失に考へ、乾隆五十九年より採取人の所得となるべき人蔘一斤に對し、上等蔘銀二十兩、中等蔘銀十六兩、下等蔘銀十二兩を徵收し置き。

前述の如き缺損の填補として積み置き、且義務額の人蔘總量に不足したる時人蔘一兩代銀百四十兩の割合にて買入補充する方法を執るに至れり。

人蔘官營事業の經費としては盛京は前の事不明なり。乾隆三十二年に奏准し蔘票每一張に付人蔘五錢を徵收せし、其總額の六分の一六分の五は北京に送るを控除し、是の人蔘一兩を銀五兩に折算し之を以て充て。此の人蔘を公用蔘と稱し、此人蔘は北京に送付したり。折算の銀兩は何れより出したるかは不明なり。多分盛京の銀庫より支出したるものなるべし。吉林の事業經費に付ては全然文献の記載を缺ぎ不明なり。

此年代の人蔘の國庫並内庫に入りし總量は何程なりしかと云ふに。

乾隆五十四年前

盛京蔘票五千張より一張人蔘五錢を徵收し  
吉林蔘票四千張より一張人蔘二兩を徵收し  
此外違犯者より沒收せし人蔘若干斤兩

計二千五百兩  
計八千兩

乾隆五十五年以後

盛京蔘票三千張より一張人蔘五錢を徵收し  
吉林蔘票三千張より一張人蔘二兩を徵收し  
此外違犯者より沒收せし人蔘若干斤兩 計一千五百兩  
計六千兩

右の代銀は何程なりしか、乾隆五十九年に於て將軍が其調達負擔義務斤量不足の時に填補すべく、豫備銀を蓄積するに、人蔘一兩買入價格銀百四十兩を充て徵收せり。此價は高きに失す、或は百の字衍か。稻葉博士は『滿洲發達史』に於て支那人の古記を引き、乾隆二十八年代の北京相場を人蔘一錢代銀三兩二錢乃至二兩三錢とせり。此方よき見當なるべし、乾隆五十年代には其價も漸々騰りたれば大體乾隆年代の清朝の人蔘收入は左の如きものと見て大差なかるべし。

乾隆初期

人蔘收入斤量一萬五千兩 北京相場一兩代銀二十兩計代銀三十萬兩

乾隆末年

人蔘收入斤量一萬兩

右同

銀四十兩計代銀四十萬兩

右は北京相場なれば南方各省に賣出せし時は之より數割を加へたる高價となる。右の收入より支出を引去るときは、左して大なる潤益を得たりと言ふべからず。

乾隆四年に皇室用の人蔘品等數量を定めたるときに、一箇月四等蔘十斤・五等蔘四十斤とせること『戸部則例』に出づ。皇室が一等蔘を使用せず四等蔘以

下を御用したることは、人蔘の利を重んじたる一面を見るべし。

【附記】 乾隆年代に於ける官蔘局並其他の人蔘官營に關する經費

一、銀二十五兩

毎年末盛京官蔘局より北京の戸部に赴き來年度の蔘票を受領し並其年の殘票を返納する其官一員に對し荷造費として支給。

一、銀十兩

右同上中の殘票荷造費。

一、銀五兩

毎年邊門に出派する押票官取縮のに隨帶する兵丁の紙筆銀。

一、銀二十二兩

毎年人蔘を北京に運送する荷車運賃。

一、銀三十三兩二錢

前項官兵路費。

一、銀二十二兩

商蔘採取人の所得となるもの山海關運送荷車運賃  
送運送し同地にて賣買せしむ

一、銀八十兩

戸部經書の飯銀。

一、銀十九兩三錢

蔘票回收費。

一、銀一百五十七兩六錢八分

採蔘人附從炊事人に給する腰牌製造費。

一、銀、

毎年官蔘局の事務に付、筆耕の臨時傭に給する(毎年開印の日より信票發給締切の日迄)及寒露節の後票包官蔘局に到着の日より全部出揃封印の日迄)一日一人飯食銀五分の總計、及歩兵が唐阿縣役を拜したる者の一日一人の飯食銀三分の總計。

一、銀七千三百二十一兩

毎年官蔘取締の爲に東方の卡倫に派遣し一時駐屯する官兵の鹽菜銀。

一、銀三千〇九十六兩

圍場獸を捕ふる禁獵地の卡倫に駐屯する官兵の鹽菜銀。

一、銀一百四十四兩

一年六回圍場を密行査察する官兵の鹽菜銀。

一、銀二百兩

圍場内鹿の審アオトシを見巡はる官兵の鹽菜銀。

一、銀八十兩

統巡官兵の鹽菜銀。

一、銀二百四十兩

兵士の缺員補充及盜賊を見廻る兵士の路費。

一、銀一百兩

留置場に拘禁せる犯人の食料。

以上總計銀一萬二千〇〇二兩

外に銀四萬四千三百七十三兩〇一分

右稜票發給不足に對する補充すべき銀兩。

二項總計約銀五萬六千三百餘兩

右所要金額の引充としては金州・復州・益州三所の海口出船税の收入中より當

て置く。

右銀は海口出船税一年約六萬兩——八萬兩の中より支出す。其資金は奉天戸部の銀庫に納め置き、前項經費に充つべく豫備金と爲し置く。

### 第五節 嘉慶年代より道光年代迄 五十五年間

嘉慶年代に至りては人蔘官營事業漸く破綻を來さんとせり。そは官に收納する人蔘一定量の數額を確保せんとして定めたる蔘票の割充に對し是を引受くる者激減し、蔘政の基礎動搖するに至りしに因る。是畢竟するに濫獲に由る人蔘の發生減少に基くこと、採取業者に利益無きことが主因を爲し。傍ら滿洲の物産は既に商品として支那の經濟圈に融合し、如何に嚴重に取締を施すも、隱然別途に出來上りし商路を傳つて利益多き方面に輸出せらるゝに至り、爲に官營系統に出來る者減少せしに由るものなり。此大勢より前途を見透して官營は廢止すべからざりしも、北京當局者は現地の關係管掌者と共に人蔘に關する役得的利益の醉心地を忘るゝ克はずして、百方當面を繙縫する種々の姑息手段を次ぎ次ぎに講ずるに至れり。

先づ官營の人蔘數額を確保せる蔘票の割充總數より見るに。

△盛 京

嘉慶初年には三〇〇〇張。同六年には二五〇〇張に減ず。道光二十七年には一一一六張に減ず。

△吉 林

嘉慶初年には三〇〇〇張。同六年には一〇〇〇張。後更に七五三張に減ず。道光年代には不明此時既に停採せる如し。

(吉林の中には寧古塔等の地を含む)

右の如く年々減少し乾隆初年の定額の五分の一にも足らざる數となれり。是のみならず嘉慶十年には奏請して。

盛 京 は

採取者一名一票人蔘五錢を徵收す。此一票に炊爨人として四名の附従者連行を許し、此四名よりは人蔘は徵收せず。是れは炊爨人と稱するも事實は人蔘を採取する者なれば、五人にて従前の一人負擔額を負擔するものなり。

吉林寧古塔は

採取者一名一票人蔘貳兩を徵收す。炊爨人として一票四名の附従者連行を許し、此四名よりは人蔘は徵收せず。此外に餘夫として若干名の附従連行を許し、此餘夫よりは一人人蔘五錢を徵收す。

右の如く優遇したり此外に。

盛京に於ては嘉慶五年に於て蔘票の引受人少なきに困み、將軍晋の奏請により奉天省内十五城の黄酒粟より取業者たる燒鍋る燒酎に對し、麵五千塊に對し蔘票一の割合を以て義務的に配頒を引受しむること、せり。何が故に人蔘とは縁もユカリも無き燒鍋に斯る義務を負擔せしめたるかと云ふに。燒鍋は元と滿洲八旗の中某る者等の獨占事業にして、此業に對して何等公課の負擔無かりしを名とせしものなれど。實は吉林に於ては前々より燒鍋業者が任意的に人蔘採

取人に資金の前貸を爲す等の事行はれ、其成績良好なりし事實を見て思ひ付きたるものなり。此筋道違ひの苦肉策は決して良好なる効果を來すものに非ず、結局混亂に陥りしこと後段に述ぶるが如くなれり。

嘉慶五年には蔘票引受人豫定の發行票數に達せざるに苦み、此缺陷を填補すべく窮策を案出せり。そは盛京管下の各海港より出帆する船舶に對し銀二十兩の出港税を徴するの例なるが、此二十兩の中十七兩を引去り、此總額を以て引受人なく處理未完の蔘票に對し銀何程かを補助する方法なり。此方法は嘉慶五年に、傅戶部尙書盛京に欽差せられ將軍等當局者と合同し決定し奏准を経たるものなり。嘉慶十二年には其補助額を一票に付て銀七十五兩に増額と定め、總票數一九四六張の中燒鍋に引受せしむる票を一一六一張とし、殘餘の五九一張に銀四萬四千三百七十二兩を補助することとせり。是は燒鍋の負擔を減じ體恤を示すの趣旨をもてるものなり、右の定めによれば蔘票には補助無き者と銀七十五兩の補助あるものと二種ある事となり、其補助無き者は燒鍋の引受くるものにして、同營業者が何等公課の負擔無き代りとして負擔するものなれど、此區別は混雜するに至れり。元來十五城の燒鍋は邊門外の產蔘地とは甚遠

く、自から探蔘事業に當るを得ず。茲に於て攬頭なる者に票數を擧げて一任するに至れり。此攬頭と稱するは攬納の頭カミと云ふ意味也。攬納とは包攬代納略して攬納の義即數戸の上納すべき租税を總括して代納し、後より利息を加へて徴收する者にして、種々の弊害あり。明律清律共に之を禁ずるの明文あるも、事實行はれたるものなり。攬頭が人蔘票を引受くること、なりては奸詐行はれ、補助付きの票も混合し、或は燒鍋にして此補助を商業資本に流用する者をも發せり。而して此補助銀額は燒鍋營業の景氣とも關係あり、景氣よき時は燒鍋の麵數多く隨て其引受票數増加し、補助付き票の減少を來すも。不景氣の時は麵數減少して引受票數減少し補助付の票の増加を來し。爲めに補助銀兩の額は年々昂低を生ぜり、故に將來も此銀四萬四千三百七十二兩を以て定額とする事に決定せり。

爾後に於ても此方法は完全に行はれず。燒鍋に於て割充蔘票の負擔を免るべく、休業廢業を詐り届出する者を發生し。道光十六年には廣寧の燒鍋が過半休業せるより票の割充に狂差を生じ。各城割充數をユリ直すと共に、開廢業の詐告を嚴重に處罰する事とし、其責任を當該官に負はしめ。且十月一日以降の

燒鍋廢休業申告は之を受理せざることをせり。

道光二十七年に至り蔘票處理益々困難となり、時の盛京將軍奕湘より總票數一七五二張を半減せんことを奏し、北京戶部に於て之に對し審査の結果は。

△之を半減すること、せば八七六張となる。内五九一張は從來船稅銀兩補助あるものを充つるとして、殘二八五張を全然燒鍋に割充てずして如何なる方法により處理するか。

△元と奉天省の燒鍋の總數は四百餘座あり。元の割充票數は一座平均二張有零に當り、負擔輕かりしも今は燒鍋は一百五十餘座に減少せり。而して事實は補助銀兩付の票を受け均分し居れり。

右の事情により結局

△一七五二張より五九一張を減じ一一六一張とす。之を適當に安排すること。

△補助銀兩を廢止す。

此時の決定も亦實行困難となり、漸く此官業廢停の機運に向へり。

此期間に於ける北京に送付する人蔘總量は如何程なりしかと云ふに。

### 嘉慶初年

盛京 割充票數三〇〇〇張、實際頒布數約二五〇〇張、人參一票五錢計一二五〇兩。

吉林 割充票數三〇〇〇張、實際頒布約二五〇〇張、人參一票二兩計五〇〇〇兩、

他に犯則沒收人參若干兩。

### 嘉慶六年

盛京 割充票數二五〇〇張、實際頒布約一八〇〇張、人參一票五錢計九〇〇兩。

吉林 同上票數一〇〇〇張、人參一票二兩計二〇〇〇兩。

他に犯則沒收人參若干兩。

### 道光三十七年

盛京 不明。

吉林 ○

他に犯則沒收人參若干兩。

右の如く人參減少となりては北京政府の財政より見て是に寄與すること能はざるに至れり。

### 第六節 咸豐年代以後

清朝の人參採取官營は前數節に詳説したる如く破綻續出せり。其主たる原因は粗放的開墾により人參の發生面積を縮少し、且濫獲の爲に其繁殖生長を阻

害せしに基き。從因としては滿洲の商業發達して官營人蔘は商業人蔘に壓せられ、權力を以て利益薄き仕事を強制し得ざるに至りしに由るものなり。右の情勢の下に於ては到底此事業を繼續するを得ず、茲に於てか太祖即位以來二百三十六年目の咸豐三年に至り、皇帝の旨により、葎勛停休の命を下し、遂に此滿洲的色彩ある傳統的事業を廢罷せり。

然りと雖も猶此餘り多からざる收入にも未練なきを得ずして、蔘票の一一六一張は其數の儘許可證と姿を變へ。爾來滿洲產蔘の山林に立入り人蔘を採取する者は、許可を受けて此票を携帶する者に限ること、定め、其一票に銀九十兩を徵收し、計一箇年徵銀十萬〇四千四百九十兩(豫定數字)は國庫の收入とし、兵餉費に充當せり。而して此停採に付ては時に長髮賊の亂あり、軍務多端の時なりしが、軍務告竣を俟ち再び官採を行ふ時は隨時奏請して開採する旨を告示せるも遂に此後再び此事業を行はざりき。

右の許可制度も亦完全に實行し得ざるものに屬す。何となれば彼の廣々漠々たる滿洲の山林に立入り密採する者を取締るは、配置稀薄なる少數の官吏兵員にては不可能なればなり。故に此制法も長くは行はれず、賣買の人蔘に課税

することに變更せられたり。其年次は不明なれど蓋し咸豐の末より同治の初なるべし。

同治四年に校刊せられし『欽定戸部則例』税則によれば左の如く定めあり。

雜販規則 藥料ノ内 上等人參每兩徵陸扣稅銀貳錢七分。中等人參同一錢八分。平常參同九分。

上海關 崇文門 上等人參每兩六扣稅銀二錢七分。中等同一錢八分。平常同九分。

直隸省 居庸關 人參每觔稅三錢六分。

同 張家口 人參每觔稅六錢。

山西省 殺虎口 藥料人參每觔稅六錢。

山西省? 歸家縣(家ハ化?) 右同。

不 明 坐糧廳 人參每百觔落地稅一兩二錢八分。起京稅四錢八分。

直隸省 天津關 人參每十觔稅五兩。

山東省 臨清關 上等人參每觔稅二兩七錢。中等一兩八錢。下等八錢。

江蘇省 淮安關 人參每驟計二百四十觔一兩。

准 倉 人參每觔稅三厘(北貨)。

山東省 徐州關 人參每觔稅四分

山西省 楊州關 人參每驟稅八兩。

山東省 川州新城鎮兩關口 人參每二兩一錢。

不 明 雲點關 同上五錢。

不 明 江海關 人參每觔三錢。

○日本人蔘。

江蘇省	潯野關	人蔘每觔二分。
安徽省	鳳陽大關	人蔘・參鬚每觔各稅七分九釐。
同	臨淮口	人蔘每觔稅每觔七分九釐。
同	肝胎口	右同。
泗川省	亳州口	右同。
安徽省	蕪湖關	人蔘・參鬚每觔七分九釐・參蘆頭每拾觔稅二錢。
江蘇省	東海關	人蔘・高麗蔘每拾觔各稅五兩。蔘鬚・蔘丁每百觔各稅參兩。東洋蔘每百觔各稅壹兩。
福建省	閩海關	人蔘每觔廈門口・涵江口各稅三錢・南臺口稅二錢一分。
浙江省	贛海關	人蔘每十觔稅九錢一分九厘五毛。
同	北新關	人蔘每觔稅七分九釐。
廣東省	粵海關	人蔘每觔稅一兩二錢。
同	大平遇仙兩關橋上下水	人蔘每觔參鬚每拾觔各稅三錢。
同	同	右同。
同	浚光廠下水	人蔘每觔稅二分六釐。
廣西省	潯南廠	人蔘每拾觔稅五兩。
同	梧州廠	人蔘每觔各稅一錢九分二釐。

右は主として關口に於て出貨又は入貨に課せる稅なるが、其外滿洲產地に於ける人蔘取引等にも課稅し、また海口より入る外國人蔘にも課稅し清末滅亡に迄及びたり。此課稅が財政に寄與すること多からざりしは言を須たす。

## 第四章 毛文龍の營利行爲と人蔘

### 第一節 毛文龍の經歷

明末の梟雄毛文龍は萬曆四年正月浙江省杭州府治下の一小邑市に生れ、九歳の時父に死別し具さに世の辛酸を嘗めたりしが、彼が三十歳の時即萬曆三十三年に遼東總兵官李成梁の部下となり内丁總に補せられ、順次立身して安山百戶、遼陽千總、守備に進み遼陽が金兵の爲に陥落せし後、天啓元年廣寧巡撫王化貞に見出されて練兵遊撃に補せられ、其命を受け河東に赴き恢復を策することとなり。同年五月より七月の間に於て行く／＼遼東半島の沿海竝島嶼を撫略し、七月十九日より二十日迄の間に於て鎮江を金兵の手より奪回せり。此奇捷は當時北方の敗報連りに至りし明廷をして狂喜せしめ、彼が名聲は一時に發揚せり。是れ後來彼が東江鎮盤踞の地歩を築く第一歩たりしなり。然るに同二十九日には金兵の猛襲により鎮江を奪回せられ、敗軍の彼は少數の士卒を率ひ辛ふして危地を脱し朝鮮の地に竄入し義州の南方鱗山に來り。其後鐵山、宣川、定州、平壤等西路の地を轉々として往來し、其間屢々兵を彼地に派し虚を衝き、又遼

地の奪回を策する等屢々金を側面より脅かして彼の憂患となれり。天啓二年十一月に至り彼は四圍の形勢を觀て其陸地に在るの不利を曉り朝鮮當局の勸告に隨ひ、平北鐵山郡の椴島に入り遼民を召集して八營を設置し東江鎮と稱して一大根據地とし大に威容を張り、金の海路南下を梗塞し時に兵を派して金を側面より控制せり。其功により天啓四年には都督總兵官に昇敍せられたり、彼が入島以來江を越へて屢々虚を衝き金が中原角逐の大策に後顧側盼の支障を與へたること大なりし。天啓七年正月には金の太祖が朝鮮の面從腹背の態度に痛撃を加へんとして出征の時、併せて毛文龍を掩撃せしが彼は椴島より密かに一時身を身彌島に隠し難を免れたり。

其後毛文龍は漸く驕恣傲慢となり、明の背景を假る狐威を一層暴戾に揮ひて朝鮮を苦しめ、兵の糧食を強徵奪取し朝鮮が深刻なる慘害を蒙れること、彼が二心を懷きて機會よくば金に内附せんとせること、從前虚偽の奏文を以て功を詐りしこと等彼の心事が漸く假面より剥がれんとするや、聲望地に墜ち。彼を椴島より遠けんとするの言議ありし時、崇禎二年四月、明の遼東巡撫袁崇煥は自己の一大英斷を以て彼を除き將來の禍根を絶つべく決心し、軍務の議定を名とし

て彼を雙島に招き。同六月六日に於て突然伏兵を以て彼を縛し罪十二條を擧げて面前に斬殺せり。生涯を擧げて一大博奕として輸贏を試みし彼も一擲地に塗れ、遂に梟雄に相應はしき末路を遂げ終れり焉。

## 第二節 毛文龍の商賈の一面

毛文龍は單に一箇の武弁たるのみにあらず政治家の素質亦凡ならざるものあり。其財政的方面に於ても卓越せる手腕を有したることは彼の隨時隨處の行動に徴して觀取するを得べし。特に椴島に盤踞せし六年五箇月間に於ける經費の中、配下兵員民衆の多き時は五六萬に達せし其鉅額餉糧を調辦したるは、主として朝鮮中央政府並地方官民より無償提供、廉買勒買、強奪に頼りたりとする、も猶其經營の才を認むべく。其他の兵備兵器等の軍需は勿論衣服鹽菜等等江東鎮なる一大營の威容と實力を維持するには莫大の經費を必要とすべく。明廷より下賜の銀兩のみを以てしては十一を充すに足らず。況んや彼は公的經費を支辨する外自己一身を富まさんとするの野望ありしに於ておや。茲に於て彼は椴島並東江鎮屬島の耕作煮鹽鑄錢等の事業を企て、一方商賈を集めて收税すると共に自からも亦商才を發揮して貿易せり。椴島は實に山東と朝鮮

との海路要衝の地を占め山東貿易の好適地と謂ふべく、毛文龍の計畫圖に中り、巨大の利益を獲得せしを推測すべし。

『光海君日記』十四年十二月の條に：：鐵山府使は毛文龍突如椶島へ入りて、之に據るを報ず。文龍椶島に據りてより遼民の此島に往來する者甚多く、島中接屋盛に一都會を爲す。東南商船の來往織るが如く近海の草木樵獲に盡く：：とあり。

毛文龍の貿易中人蔘は主要なる物貨たりしを考へらる。毛文龍が此の大利ある商品に着目したる故ありと謂ふべし。今文獻の記載より其資料を抜き以下に列擧せんに。

以下「仁祖實錄」の記載

仁祖二年五月の條：：王は又毛承祿を隆政殿に接見す、禮物を贈り以て之を送る。承祿は累日淹滞し徵索厭く無し。又銀子一千五百兩を以て人蔘に要換す。都民の怨苦度支の費用甚だ多し：：。此要換とあるは市價よりは廉く買したるものにして、此人蔘は毛文龍が貿易用の物たること疑無し。

同二年十一月の條：：椶島に私商するを禁ず。時に毛文龍久しく椶島に

○當時支那本土ニ於テ女眞トノ貿易塞リン爲人蔘ノ價暴騰ス。

○毛文龍ノ使。

○強制的ニ買取ノ意。

○人參ハ賣買禁制  
品。

○兩西ハ平安黃海  
ノ觀察使、能ハ義  
州藏ハ鐵山。

據る我國に貨を通ずるを許す。商賈濫かに相販鬻し蔘價日に踊る、戸曹啓して兩西監司管餉使及龍鐵の官に下諭し關津を譏察し潛入を得ざらしむ。もし或は法に牴るれば贓物を没入し境上に梟示す。私に循ひ公を蔑にし檢飾を謹まざる者亦拿鞠せしめん王之に従ふ。

同三年二月關西の賣蔘商賈を禁ず。時に詔使境を壓す蔘價踊貴商賈等深く藏して市らず、以て高價を索む。而して潛かに相ひ根島に質賣す。戸曹請ひて平安監司をして法を設け關津に之を禁せんことを請ふ。上之を許す。

同三年三月 戸曹は啓して曰く、天使の時(王)を冊封の爲に來る明の詔使王敏政・胡良輔將に來らんとする時、彼等の役得として誅求に應ずべき銀は十萬兩を必要として準備すべく、國庫の布を以て其銀を買はんとせば。此令一たび下らば銀の價忽ち倍額に踊騰し、其値段通りに買上ぐるとせば價の布に不足を生ずる恐あり。有り丈の布にて買へば銀額に不足を生じ、詔使の來りし時辱を受け冊封の大事が順當に進行せざる憂あり。百方苦慮思案の末、只一計を思ひ付け、其は毛都督に借入るゝにあり、都督は久しく我疆に居り我國貧乏の状もよく知れるを以て、銀三四萬兩を借入、後日米と人蔘を以て償還す

ることゝし申込まば必ず承諾すべし云々本件大臣と議したるに皆是を便とし、王も之を許し此策を實行し、同六月に至り、戸曹は人蔘一千斤黄金五百兩軍糧米豆四千石を送り、曩に借入れし銀價を償ひたり。

同四年七月備邊司が王に上言中、毛文龍が兵糧を討求し朝鮮の苦むことを陳する條に。：：本年既に給する所の穀十四萬石中七萬石は原價外なり、彼は恒に言ふ只だ朝鮮の水を飲むのみなりと。上は天子を欺き下は本國を誣ふ、今後責出せらるゝ所幾萬石なるやを知らず。而も天朝以て多しと爲さず、本國以て辭となす者無きは皆貿易の二字を以て彼の名義と爲すが故なり：：。且頃ころ千斤の蔘を請ふにより戸曹儲ふる所の數百斤を以て勢を觀て送るの意既に決定せり。今餉臣の狀啓を見るに已に二百斤の貨價を將ひて計給すと云ふ：：云々。

同六年十一月の條に：：毛文龍の使人海中に要し冬至使宋克詗一行の銀蔘を掠取して還る。

同六年十二月の條に：：。戸曹言ふ、毛都督島中に客商を設置し一年の收稅壹に巨萬を累ぬるのみならず。我國京外の商人椴島に雲集し銀蔘を齎持

○戊辰十二月八日  
祖六朝崇禎元年  
清天聰二年。

して物貨に換買するもの亦勝げて數ふべからず。而るに官家未だ嘗て一箇の收税あらず豈此理あらんや。今若し別に風力ある文官を擇び稱するに接伴使の従事官を以てし關を津頭要害の處に設けて商税を監收し科條を嚴立して着實舉行せば必ず裨益あらん。王は毛の憤恨を慮り事遂に行はれず：  
：。

同十二年六月、金使龍骨大馬夫大等回答使と稱して來り龍川府に到りし時同府使に對し朝鮮が毛文龍と人蔘八百斤を銀萬餘兩に交易したることを知れり云々と、暗に其交通を詰責する如き口吻ありしが、此事も噂には止まらず事實なりと認めらる。

以上は毛文龍が人蔘を貿易したる事項に付てなるが、貿易に止まらず自から人を派して採蔘せしめたる記事に付ては。

「續雜錄」後錄の續雜錄崇禎元年十二月接伴使趙希逸の狀啓に：、臣事情探聽の事を以て島中を視る。且都督の兵は則曲承恩の率ゆる所一千曲承恩の軍丁若干専ら採蔘の一事を主どる。採る所の外に攘奪贏する所其私占を除き、往年は則二千斤、上年は三分の一に減ず。或は云每人一斤を納むと未だ的數を知

らず、而して此物上國に流入何地に再び何の計を行ふかを的知せず。大概自から固むる地其極を用ひざる所無し……。

『仁祖實錄』四年七月の條……探蔘の唐人處として之れ無きは莫し、江界一府弊を受くること尤も甚し。此の條項を毛文龍との約束中に入れ、探蔘の弊は嚴に禁斷を加へて再び侵奪を行ふこと無きの意を反覆開陳し、一諾の後は再び食言する勿らしめんことまさに當れりとすべし……とある、此唐人は悉くには非ずとするも毛文龍の派遣したる者多きに居りしを認むべし。

清の『太宗實錄』天聰三年五月の條に……羅璧、折爾德、清善、雅賴等は兵一千を率ひて新城一帶に往く。毛文龍探蔘の船四隻に遇ふ、六十人を殺し六十人を毀く……。

毛文龍が人蔘を貿易し竝採取したる文獻の記事は上記の如く多からずと雖、實際に於て彼が取扱ひし人蔘の數量は甚多額なりしを推測せらる。従前に於て支那本土に於ける人蔘の需用は大部分を滿洲産に依ち、次で朝鮮産の供給に頼りたりしが。金と明が戰を交へし以來其買販は一切杜絶し、朝鮮の供給も遼路塞りてより以來明との其貿易殆んど絶へたり。茲に於て支那本土需用の人

○朝鮮仁祖七年、  
明ノ崇禎二年。

蔘に大缺乏を告げ爲めに價格の暴騰を來せり。故に此時原產地たる滿洲朝鮮より人蔘を持込むときは巨利を獲得せり。明末の使節が朝鮮に來りし時皆多額の人蔘を誅求せしも此理由による。斯る情勢の下に於て商才ありし彼毛文龍が争でか此巨利を見遁すべき。採取に貿易に或は勒賣に無償討求に相當の多額の數量を取扱ひ、巨利を贏得して彼が活動の資に榮華の料に充てたること知るべきのみ矣。



## 第五章 朝鮮の經濟並財政と人蔘との關係

### 第一節 總 說

第二卷に於て詳説せる如く朝鮮の政治に人蔘が深き交渉ありしは、畢竟するに此寶貨が國家の財政と王室經濟に深き關係ありしに基因するものならずんばあらず。而して其緣繋は高麗朝に於て漸く現はれ、李朝に至り緊密の度を加へ、後期に至り一層濃厚となりしものにして、結局支那に於ける醫學の進歩と一般に醫藥思想の普及に因る人蔘藥用の増加により、是を半島産にも亦需用するに至りし趨勢が影響せしものなり。高麗より前の百濟に於ては、梁に、新羅に於ては、唐に、各貢獻の名に於て事實貿易を行ひ。新羅は尙ほ松子と共に此品を南支那(閩)と貿易したる事實あるも、國家又は王室の經濟に影響を及ぼす程度には達せざりしと認めらる。

先づ高麗朝の事を記さんに、國初より後唐後晋契丹等に人蔘を貢獻貿易せしと雖も此等は國の財政に影響するに至らず。宋後宋との交渉に於ては其貿易に於ても、王室より貢獻を名とする其實貿易に於ても、人蔘は實に重要な貨物

○第二卷五十七頁  
第七卷二八五―二  
八八頁及五一二頁  
參照。

○第二卷一頁以  
下參照。

となれり。顯宗以後仁宗迄の間に於て宋朝に貢獻せる人蔘多きは一回に千斤の量に達せり、此王の時代以降宋商船の禮成江に來る者多く、又高麗船の東萊並江南に往復すること生まれり。此貿易に於て高麗より宋に渡す貨物は蓋し人蔘が主要なるものなりしと考ふべし。高麗の物産としては人蔘の外に其貿易を決済すべき者は何物も無く、他に松子、陶磁器、扇等等の如き物品ありとするも其代價は云ふに足らざればなり。史料乏しくして其數字を擧ぐるを得ざれども、此人蔘輸出が王室即國家の財政に寄與せしこと多大なりしを推定すべし。

李朝に迫びては最顯著なる交渉を現はすに至り、時代により其度合に深淺厚薄の差を示せりと雖も、國初より併合迄始終一貫して人蔘は經濟部面の重要品たる地位に置かれたりき。是何故なるかと云ふに併合前の韓末より高麗朝に遡り其年代間國外貿易品として需用輸出さるべき價の貴き物貨は、此一品の外には殆んど何物をも有せざりしに因るものなり。

尙ほ本章に於ては豫備智識として知らざるべからざる、朝鮮が有てる政治上、經濟上、社會上の特異性とも謂ふべきもの、中、人蔘と關係あるものに付て述べんとす。其根原を知らずしては單に人蔘の事のみを記しては到底全貌を了解

し得ざればなり。

## 第二節 王室の營利行爲附權勢者たる兩班の營利行爲

凡そ世界の歴史を通觀するに、古き時代に於ける政治は主權者の掠奪的搾取的要素を多分に發揮し、民人の幸福増進に對する顧念の稀薄なるを常とするものなるが。社會の進化と共に政治は漸次合理的に純化發達して、遂に今日文明國家に見るが如き完全なる體型に整備せらるゝに至るを其經過順序なりとする。然るに是を朝鮮に觀るに、政治の進歩の度甚しく緩漫にして高麗の初より李朝の末期迄約一千年間、餘りに多くの遷善的發達を見ずして、常に舊態たる掠奪要素を多分に殘留したり。凡そ何れの國に於ても時に惡政無きに非ざるも、朝鮮の如く始終通じて最惡の政治を繼續したるもの他に類例あるを見ず。高麗史百三十九卷李朝歷代王の實錄廢王の日記を含む千三百餘卷は其罪惡の記録とも言ふべく、後代に於ける牧民心書は更に其虐民の情況を髣髴目睹する如く詳叙せり。此等の文獻を閲せば歴々として惡政——惡政と云ふよりは既に政治の範圍を脱したる匪賊行爲も——の如何に酷烈慘憺なるものなりしかの跡を見るを得べし。而して斯る現象が展開したるは何故なるか、即何が彼等を左様にさせた

○新羅以前ノ事ハ  
推テ論セズ

○成宗實錄ニ東民  
守令ヲ指シテ盜賊  
トナス 船軍ハ高麗  
ヲ指シテ盜賊トナ  
ス云々、牧民心書  
ニハ人民力成均館  
大學ヲ書賊ノ體ヲ  
養成スル所ナリト  
云ヒシコト出ツ書  
賊トハ白晝公然賊  
ヲ行フヲ云フ。

○人使ハ宋帝ヨリ  
ノ使節。

○俗間ニ如此キ市  
ナキノ意。

○徐楚ノ赴キシ宣  
和年代ニ此風無キ  
ノ意蓋シ禮成江貿  
易ノ變遷ニヨルカ

○編ハ人ダカリガ  
小山ノ如キノ意。

かと云ふに、其國の富の程度に比例せざる支那の政治組織を取入れ、遊食者たる兩班の數が多きに過ぎたるに基き、彼等は生きんが爲には結局誅求搾取の外に途無かりしに因るものなり。見方を變へて言へば掠奪的舊式政治を支那政治様式の假裝により粉飾したりとも見られざるにもあらず。

其掠奪式要素が猛烈に人蔘に向つて働きしことに付ては第二卷に詳説せり茲には掠奪より一步を進めたる營利的行爲に付て述べんに、高麗の王室は新羅亦同一營利主體——進化せざる政治形式の殘留としての——の一面を有したり文獻の上より其片鱗の記載を見るに『高麗圖經』城邑貿易の條に高麗の故事人使至れば則ち聚つて大市を爲す百貨を羅列す。丹漆繒帛皆華好を務む、而して金銀器用は悉く王府の物、時に及んで舖陳す、蓋其俗然るに非也。崇寧大觀の使者猶及んで之を見る。今は則ち然らず蓋し其俗居肆無し、唯だ日中を以て墟を爲くり男女老幼官吏工技各其所有を以て用ひて以て交易す、泉貨の法無し：  
云々。

『同書』民庶の部に：：州郡の土産悉く公上に歸す。同工技の部に：：高麗の工技至巧其絕藝悉く公に歸す。

とあり、禮成江の宋貿易の如き殆んど王室の經濟を以て行はるゝ貿易が其大部分なりし如し。是れを「高麗史」の記載に見るに。

靖宗二年七月に王が王室の儲への人蔘一千斤現在せるに、猶其上に三百斤を誅徴せんとし中樞院に諫止せられし如きは其數量より見て營利の貨たる疑あらず。

后妃傳に忠烈王の妃齊國大公主が商業行爲を行ひしことに付て。

：：公主嘗て人蔘松子を以て江南に送り厚利を獲る。後宦官を分遣して之を求む、不産の地と雖も徵納せざる無し。民甚だ之を苦しむ：：。

とあり、重に此一回のみにては非ざりしならん。

忠惠王の妾たる銀川翁主の條に

：：銀川翁主は林氏商人信之の女也。嘗て沙器を賣つて業と爲す、王見て之を幸す寵あり：：。王三峴に新宮を起す其制度王居に類せず。庫屋百間穀帛を實し廊廡綵女を置く：：。又碓磑を置く：：。

とある如き何れも王室營利行爲の片鱗の現はれなるべし。其他初期には王室が鹽盆を私有し、忠烈王の時代には權鹽を實行し。明宗十六年には別貢使と稱

して州郡に人を派し種々の物資營利用の物と考へらるゝを誅求したるの類枚擧に遑あらず。臣僚に至つての同様行爲も甚多く、例示すれば仁宗五年三月の詔に、官庫の陳穀を以て貧民に抑配し其息を徵收したを禁じたる如き。文宗十年九月王の言に、近來綱紀弛紊且懲革無し、公事を勤めず但だ私利を謀る。權豪に要結し里巷囊橐の收あり、田原桑麻の勤罕に或は地に魚鹽梓漆あり、或は家に畜産資財あり皆侵奪せらる。……とある如き記事甚多し。達觀すれば高麗の王室寺院土豪權貴等は皆營利主體たる機能を發揮し、之に依り得たる資源を以て各其存立に資したるものなり。

斯かる一般情勢の下に於て支那に賣りて尤利益ある人蔘が王室の目標となるは當然にして、此事實の史に現はれなるは九牛の一毛なりと稽ふべし。

李朝に至つては前朝の弊廢に鑑み幾分政治上の惡風を廓清し、儒教の教ゆる政治道德の精神を取入れ、政治形態を整へたること多く、前朝に比し外觀は一段と政治の進歩を見たる如きも、此革命たるや唯主權者の交代せるのみにして社會革命に非ざりし故に前代に行はれし弊風は依然として其底面に殘着し時に擡頭して其本能を働したり。

今茲に其商賈的行動の一面に就て述べんに、王室並權勢者は陰に陽に貿易其他商賈に類する行爲により絶へず營利したり。此所説の根據として李朝の正史たる記事の確實なる歴代王の實錄日記其他の文獻中より、此等に關する記載の一斑を拾録し。人蔘に關する營利行爲が此思想泉源より出づるものなることを明にすると共に。併せて此等の行爲が第二卷に詳述せる掠奪行爲と共に民人を苦しめ國の道德綱紀を害したること多大なりしを述べて置くものなり。

△太宗五年九月、司憲府の上書により、藝文館提學金漢老の職を罷む。北京に使行の時巨商白龜を率ひ金銀を挾持し興利せしによる。

△太宗五年十月、司憲府の啓。工曹參議李楊赴京の時詳定外賚す所、已に現はれしもの苧麻布四十四匹、貂皮六十領、又商賈の人孫錫を名を冒し己の奴と爲し率ひ行けり。錫の賫す所苧麻布各二百三十七匹、貂皮は二百餘、人蔘は十二斤、眞珠二兩云々……。

△太宗十三年十月、刑曹は泥城節制使金宇の罪を請ふ。宇は軍士を率ひて異土に獵し、且宮中の人蔘を以て上國の物と貿易し、以て私用に資す。王は命じて巡禁司に下す。

△太宗十三年四月、權永均等北京に赴き皇帝の起居を欽問せんとす。王は廣延樓に御し之を餞す、麻布一百五十四匹、人蔘三百觔を以て永均に附し錦段を買ひ來らしむ。

△同年九月、通事崔雲、姜庚卿等が國家の布匹、人蔘を受け北京に赴き緞絹等と交易する命を受け乍ら、其事に關し十分意を再ひざりし廉により、司憲府より請ふて巡禁司に下し之を治せしむ。

△太宗十四年五月、日本國楚殿倭使還る、巡禁司啓す、近來倭館に於て禁物を賣買する者頗多く、判議政南在府院君柳亮、鄭擢、前經歷許盤石等亦た白銀、人蔘等の物を以て人をして貿易せしむ。王は曰く此等の巨室亦令を犯す甚だ邦家の光に非ず宜しく問ふ勿れ、人をして知らしむる勿れ。

△太宗十七年五月、赴京使臣の行次謀利の人往て中國に赴き暗に賣買を行ふ者多し。都摠制李都芬、大司憲李潑の職を罷め、元閔生を義禁府に囚ふ右の件による。

△太宗十七年閏五月、賀聖節使として北京に赴きし鄭矩歸つて啓して曰く、護送軍の賚す所の布は定數あり、其他の物は皆禁せり。彼等缺望して曰ふ、使

臣故有り久しく留る時は彼等は農月を彼地に留り、農作上の損害を受くる上に其興利を禁ず。尤も彼等の心を失ふ此貿易用の物の數を加へて民望を慰めんと、王は布十匹の外人蔘五斤、笠帽等を禁ずる無く金、銀、馬は固く禁せん。戸曹判書鄭易は布十匹は多きに過ぎ、人蔘は三斤とするを可とし、趙末生、河演等も布多きに過ぐとす、王は戸曹をして量定せしむ。同月戸曹詳定す、赴京の使臣の布物使、副使各十五匹、從事官十匹、打角夫五匹、茶蔘の外其餘の雜物皆一に禁斷。王は之に従ふ。

△世宗三年十一月、入朝使臣の行防禁已に成法あるも、工商の徒因縁付托し使臣亦た利欲に依りて妄りに家奴と稱して冒名率行し、恣に賣買を行ふ。其檢察を嚴にせしむ。

△世宗五年正月、禮曹は慶尙道監司の啓に關し啓す。日本國に赴く回禮使の行次縁るに防禁無く、式に依る物件外雜物と禁物とを潛かに隠し持ち恣に賣買を行ひ士風を埋却す。請ふ自今回禮使の行次に官を差はし搜檢せしめんことを。王は命じて啓により施行せしむ、只禁物を搜檢せしむ。

△世宗五年十月に於て、是より前國使として北京に赴きし工曹參議李楊が詳

定外の物品を賚せしこと、商人を己の奴の名義とし率ひ行き國禁の人蔘十二斤を賚せしこと發覺し、司憲府より彈劾せらる。

○青年ノ下人。

△世宗五年十一月、右司諫朴冠善の上言。今の奉使する者多く私貨を挾んで敢て貿易を行ふ、甚しきは多く賈人の賂を受け其蒼頭を捨て賈人を率ひて以て恣に己の欲を行ふ。乃ち汚辱の名を以て我禮義之邦に加ふ、此輩を戮すと雖も一國の恥を雪ぎ難し。今國家毎に使臣の行に於て優に盤纏を給し以て行役の費に資す、又何ぞ私貨の數を定めて以て貿易の端に階せんや△世宗十一年十一月、安邊都護府使金孟誠の言に：今士大夫の家奴僕を使ひ務めて商販を行ふ。廉恥道喪ひ士風日に衰ふ。願くは行臺を遣はし糾摘痛懲し以て士習を正さん王之に従ふ。

△世宗十四年三月、戶曹は啓す。各司尙衣院の貿易を行ひ國使の一行中の者が京城に歸還の後に久しく家に置くものあり、自今義州に於て檢査し入京後即納せしむべし云々。

△成宗二十三年十月、經筵の時李秀茂の啓。赴京使臣の子弟及通事多く私物を賚らす、皆護送軍をして之を輸せしむ、請ふ痛く此弊を祛らん云々。尙

は護送軍には布と人蔘を給しあり然るに多額の人蔘等を携帶す。此輩衣服の資すら完からざるに何の暇か此物を備へんや、是富商大賈の寄する事請ふ館軍をして陳告せしめん。王は左右に問ふ、曰く若し陳告を許さば國家の體面を傷くる恐あり云々。

△中宗十二年八月、司諫院は啓して曰く王の膳部に供する魚類の如きは已に定められたる各地よりの貢物あり。咸鏡道に別に王より直命したる人を遣はし膳部用として封進せしめ以て其漁箭定置漁業の利を獨占するは、人君としての聖徳に累するあり。請ふ自今遣す勿れ。王は允さず。

△中宗十三年四月、臺諫竝司憲府啓、近ごろ國人の上國に往來するや金銀を挾み以て貿易する者國家之を禁じ重典を以てするも亦禁ずるを得ざる也。然して上△△△△△△亦買販の物あり是の如くにして下を禁せんと欲するも得べけんや。

△中宗二十五年四月、北京に於て鮮人は貢獻の爲に來れるに非ず貿易の爲來れりと爲す。

△中宗三十二年十二月、王は領議政尹股輔を引見す。輔曰く、進上人蔘は只濟

○王ノコト。

○邑ノ地方也。

○牧使郡守等々ノ  
地方官。

用監に納む、今は則ち各邑此れに憑り民に濫徴し、私かに赴京の通事に付し唐物を要買す。故に窮民尤も安接するを得ず、今後進獻人蔘外濫徴せしむる母れの事各別下諭すべし。

△明宗十一年正月、義禁府は譯官韓希壽を囚ふ。其供辭に懿惠公主の家、婚を成す事により段子を買し來りしと云ふ。司憲府は啓して其段子は七十七匹の多きに上れり、其價は盡く人蔘正布を以て辨すべきにあらず、王は其言を信じ追窮せず、其段子を還給せり。更に何の物貨により買し來りしかを追訊し、其段子は官沒すべし云々。〔以上各王の實錄〕

△鄭和字は春卿、文翼公光弼の庶子なり、華語を善くす、十三省の語の異齊なる者、曉解せざるなし。西厓永慕錄に曰ふ、前司譯院正鄭和先世の風度あり、少き時燕に赴く、凡公買の物他は皆銀に換へて賚し去る。和は銀の國禁たるを以て犯すに忍びず、獨り人蔘に換ゆ市る者、桔梗を以て之を欺く、和知らずして去る。燕に到るに及び用ゆる所無し、此れを以て債を負ひ敗れて家業を失ひ、宣川に流寓す。〔通文館志〕

△明宗二十二年三月、王は國恤三年内王子駙馬に酒を賜ふの時、中官に泥醉す

る者あり、之を惡みて祔廟の時には適度に飲むべきを傳教せり。此條に史臣が直筆を下して曰く。上曾て宦寺の輩と飲めば則相勸めて射す、耦を作る是の如し而して宦寺をして威を畏れしめ命を奉せしめんとする亦難からずや。特に此のみならず毎に内帑の貨物を以て私に赴京の譯官に授け、多く彩段寶玩を貿ふ。中朝の人をして國王私買の物と曰ひ宜しく並に咨文に録すべしの言あらしむ……。

△宣祖三十七年七月、平安道御史申慄書啓中に……近ごろ又一種の京差あり、自から勢家の下人と稱し公文を持す、乃ち訓練都監貿蓼の公文也。一疋の木綿を給し十倍に價する人蓼を奪ふ、小民等手を束ねて號怨す、守令之を如何ともする無し。

△宣祖四十年四月、蓼害に關する記事の末、史臣の贊に……中國蓼を以て貴しとし、轉相販賣す、其利百倍なり、利源一たび啓く、蓼價愈々騰る。我國姦細の徒、私に其直を市る、諸官權貴の家、倣つて之を行ふ、蓼商を招納して、互相利を分つ。譯官と邀結して坐ながら、中原に販ぐ、中原の銀、我國の蓼、其利正に等し。蓼何ぞ貴からざる、而して民何ぞ病まざらんや。上利を争はず、然る

明ノ使節。

○宮中ノ女官等カ  
頭ノマゲヲ高クシ  
此ノ風ニ倣ヒ四方  
ノ女人一尺モ之ヲ  
高クスルヲ云フ。

○柵門ハ風風城ニ  
アル密貿易ノ場所

○國境ヲ越ヘ滿洲  
ニ入り探參シ殺傷  
事件ヲ起テ云フ

後以て民の盜を爲すを止むべし、上利を争はず然る後以て民の姦を爲すを止むべし。今一たび使臣の行あるや、求請列邑に遍ねし、**唐官**の來るや、微索閭里を騷がす、而して赴京の時、**禁門**より譯官を召致し、量つて銀蔘を給し、唐物を販賣す、之を闕内貿易と謂ふ。使臣禁する能はず、御史敢て發く無し、此に藉りて姦を爲す何を憚かつてか爲さざらん。**宮中**、**高髻**、**四方**、**一尺**、諸宮亦然り、權貴亦然り、人争ふて慕效し、上下利を征して民を厲まして自から奉ず：：云々。

△仁祖三年四月、譯官等三十餘人、北京使行の途中落伍す、柵門貿易の爲なり。司諫院は之を梟示せんことを請、王從はずとあり。如此重大過失を處分せざりしは、王の手先となり貿易せしに由るものなり。

△仁祖七年十月、講書の時、知經筵李貴の言に、近來北民最も苦めりと云ふ。蓋し各衙門が年々興販商營利の故也、公に憑り私を營むこと公販に倍す。利の所在人蔘に過ぐる莫し、故に潛商跡を接し人相殺戮す、獲る所甚だ鮮し。而して其弊賞なからず：。

△仁祖八年五月、司諫院の啓に、北京に赴く國使の一行中に私貨を持携する數

○威里ハ王ノ嬪戚

○内醫院

○内醫院

量多くして公物甚だ少なし。譯官輩必ず尙方及各衙門諸宮家の貿易に名を藉りて口實とす。北京に於て驗査を受くる際に疑を受け國家の恥辱となる甚し。請ふ自今以後尙方等の貿易は一切停罷し一行を檢束し如此行爲無からしめん。〔以上各王實錄〕

△仁祖の時人蔘價貴とく得べからず、威里威里の婦人微恙あらば其家の子弟藉りて以て利を罔せんと欲し、陽に病劇しと稱し獨蔘湯の生材を請ひ得。仁祖内局をして細對して以て之を送らしむ、蓋し其詐を下燭し賣買に用ゆるを得ざらしむる也。〔公私見聞錄〕

△仁祖八年十二月、王は時嚴寒囚人を恤むの趣旨より承旨を遣はし典獄の處を視察せしめしに。各衙門に負債あり其償還を爲さず其徵債の爲に囚はれし者甚多きことを知り。各衙門買販の弊を禁じ下教せり。曰く比來各衙門買販皆以爲らく弊ありと、而して此れ則已むを得ざるに出で、或は懋遷すと雖も若し抑勒せされば則容す或は可也。都民に貸給し朔を計つて利を取るは則但に事體當らざるのみに非ず、囚徵の際怨讟必ず深し、此れ眞に所謂小貪大失也。此弊を禁せざれば則ち貧民家を敗るの患あり、罔圉空虛

の時無し。各衙門當該堂上及郎廳體府從事官竝推考す。

△仁祖二十一年九月、邊備局啓して曰く：：水上邊民越境採蔘自から刑辟に陷る：：。守令邊將其收税を利とし嚴禁を加へず而して本道の監兵使亦蔘を賈し販賣の事ありと云ふ。今拔本塞源せんと欲せば則ち先づ此等の事を禁ずるに如くは莫し。

△孝宗四年閏七月、是より前北京に奉使したる一行中通事張炫張燦兄弟國禁を犯し人蔘を多量に齎らせし事に付て衙門より移咨あり。司憲府は其咨文によれば右兄弟は公貿易に假托して私を行ひし迹明かなり。張炫は既に拿問せしも弟の燦を不問に置くべからず、律に依り定罪すべし。正使たりし禮曹參判俞楸は奉使疆を出でし後譯輩の横恣を法に據り糾劾する能はず、且本件に關する陳述不明前後辭を變せり罷職とすべしと彈劾せり。

王は答へて曰く、譯官貴仁の供述によれば一行の人持ち行かざるは無く五△十△歩△百△歩△なり云々。禮曹と大臣に問ひ本件を處置せしむ云々。貴仁刑杖に斃る、王は刑官等は臺諫の諷旨を承けて無罪の人を死に致せしとし命じて判書尹履之、參議柳慶昌、佐郎魚尙儒等を拿へたり。張炫、張燦は義禁府に

○監司ト兵使。

○刑事被告人ヲ訊問中欵ニテ即キ之レガ爲メニ死スルヲ杖殺ト云フ之ヲ當然ノ行爲トシテ異マス公認セラレタリ。

本文六六頁記事。王ガ寵アリシ内人ノ親族タル通事張弦張燦ヲシテ北京ニテ人參貿易ヲ行ハシメシ事項

下於身心上無與者工夫病根常在教於恣怒之頃臣竊情之伏願 聖明  
 留心焉 答曰既辭之忠謹如此深用嘉悅○乙巳 上御朝講講書傳立政  
 講說範義尹錦復申前啓請命撤罷職不叙 上不從 上曰本府開生莫罕  
 以糾檢百司之官如是恣慢可乎錦曰近來臺榭連承未安之 教額頻引避  
 無安生之日矣 上曰一月三十日當日避嫌乎錦曰 殿下責勸至此臣  
 等亦有罪矣然 殿下之不用臺榭之言亦已甚矣以近日之事實之求言之  
 教臺下而絕無採用之實至於李光載雖無狀兇狡等 教實是情外矣司  
 諫權瑪曰近日朝廷亦安有直言也然間有一二言者輒被摧折甚可憂也洪  
 命夏稍有盡言之稱累下 嚴教又以違行罰之張燦及即蒙宥此是未安也洪  
 甚者也韓曰外人皆言大司諫以言跟炫事得罪云矣 上怒甚曰執義亦請  
 罷無罪之俞撤屢神教惟安之李光載此則何意乎錦引避請違 答曰勿辭  
 仍退待仍論權瑪請出仕 從之 上謂宋旨曰人言如此彈官加實其令選  
 收領經違李時白曰臺榭亦豈便害大君者也譯筆齋奉之說大行於中外故  
 甚臣論之矣到今雖 命選救其加實而 殿下辭氣之不平如此誠極未安  
 矣雖父子兄弟兩見各自不同臣下所見豈盡合於 聖明之意乎 上曰使

清使之行一不出未實是民生之大事故使之加實矣物情未快故即令選救  
 矣 上曰朕命夏亦勿差使臣 上臺已俱屬曰世道可敬離間膏兩人兼  
 不惡其名今則有識之人亦不彈而為之甚可異也知經建此之源曰君臣猶  
 父子也 殿下此言何為而違發也 上曰韓龍衣之說豈非離間之端乎時  
 白辨論善力 上不之善侍讀官李錫相曰洪命夏勿違之 教尤極未安命  
 夏白豈不可作此一行乎時白曰朕命夏之差遣有何不可乎 上還於此  
 撤 上曰前後差改錄似類倒然今日之事有可畏者不得不再時白曰可  
 畏之 教亦甚惶恐 上曰不教人君豈不畏人言乎今日之事不得不如是  
 卿等亦不免外間之是非矣時白曰臣忝在大臣以如此微細之事若口陳達  
 兩亦未見君臣何致在此職乎 上曰卿言若是懇懇不可不勉從兩子心則  
 未安矣權瑪請於外方科城勿許改題且監兵使軍官勿令許赴其選之科  
 上從之權相曰咨文有 國王參三十包之說而回答中不為舉論有若真有  
 是事者然請令改其措語 上曰此東珠極可駭此言是矣而咨措語改之○  
 禮曹啓曰 慈儀後當既已告 廟慶賀則別設之科兩當次第舉行曾在幸  
 未幸以 仁穆王大妃愆候平復教到試成聚京師初試取六百入又於辛卯

○人蔘一包ハ大抵  
十斤ナリ此蔘計三  
百斤ノ多額也。

○國法違反ノ物品

て於て律に照し徒三年とす、數日の後赦に遇ひて之を釋したり。前の咨文に國王の蔘三十包云々とありたり。

△顯宗四年二月、北京に赴きし使節は歲幣の物品善からず、且貂皮等を賣買せし件に付使臣を衙門に招致し詰問せらる。

△顯宗五年七月、大司諫南九萬啓して曰く、臣聞く赴京使臣の行中尙方貿易の物件に多く犯罪の物あり。士庶の奢侈制に過ぐることを、商賈の禁物を私賣すること、何を以て之を禁せん。請ふ今年の使行より犯罪の物一切買する勿く永く恒式と爲さん。

△肅宗九年六月、東萊府使は庚申の條に依り各衙門物貨轉販の弊を嚴防せんことを請ふ。蓋し各衙門の興販甚しき弊あり、故に斗山此請あり而して廟堂格て許さず、只た甚だしき者を禁せしむ。

△肅宗十三年十二月、備邊局は江陵府の珍富面が同府の管轄にして、歲貢の人蔘は多く此面に採りしを、壽進宮、明禮宮が此山地を折受し人民が従前の如く人蔘を採取するを得ざること、流民の募入する者多く同地は五臺山の史庫に近く火災の患もあり、元の如くに江陵府の所管に還屬せんことを請



○北京ヨリ來ル絹  
絲此時之ヲ釜山ニ  
送レバ十割一五割  
ノ利アリ。

○慶尙忠清全羅。  
○判任級ノ者。

○死刑。

○京城雜貨ニ寄  
アルナリ。

貨品の貿易とし取扱を爲せり。若し朝家より轉販するものならば隣國日

本に知らしむは不可なり、宜しく東萊の商人の名義を以て行はしむべし。

△景宗二年十月、三南各邑書員貿易の弊と、各營貿易の弊を論じ一切革罷せんことを請ふ王は之に従ふ。

△英宗五年十月、右議政李堧曰く、使行八包の外銀貨を加送することは禁あり。而して今番使行の時冒濫の弊あり請ふ申飭せん。都承旨趙顯命曰く、議政府亦入送する者あり政府堂上に命じて推考申飭禁斷せん。

△英宗十五年五月、豊原君趙顯命言ふ。近來人蔘殆んど缺乏に至る、此乃ち關西松都の潛商の致すに因る。頃ろ潛商を進告する者あり、大臣は許すに自首免罪を以てす。渠は乃ち自首して全釋を欲す、此の如くんば則ち後弊防ぎ難し、一律を用ひずと雖も刑するに配を以てすべきなり。

△正宗十四年五月、咸鏡道暗行御史徐榮輔の復命書啓中に……咸鏡道京主人韓姓なる者、營主人崔姓なる者、一は鏡城に在り一は咸興に在り遙かに相和應じ牟利す。六鎮守令の細布貂蔘等の禁物輸し來る皆此兩人之を爲す道内の財貨翕然手に在り權方伯を傾け守宰を指使す……。

以上は重立たるものを參考の爲め例示として列舉せるに過ぎず。一々此類の記事を餘まさず洩らさず収録せば浩瀚なる一大冊を作すべし、而して之を歸納せば。

○尙方貿易トハ尙  
衣院(王室ノ衣服  
ヲ司ドル官廳)ノ  
本來職務上ヨリス  
ル絹物及服裝品ノ  
寶石等ヲ買ハルル  
貿易ヲ云フ。

△李朝の王室は尙方貿易の名に於て、或は通譯の手を通じて支那貿易により營利したること。竝東萊の對馬貿易に於ても同一の行爲ありしこと。畢竟するに朝鮮の王權は甚だ微弱にして振はず。隨つて所謂御手許は常に甚だ不如意なりしに基因するものなり。

△各衙門軍營の大官等の中の某る者等は各其官廳の名に於て或は商人通譯の名に於て事實自己の營利行爲たる貿易を北京に國使の赴く機會を以て支那に、東萊の對馬貿易の時に日本と行ひ營利したること。此外に公銀を貸付け利息を取り營利したるものもありしこと。

△北京行の使節の一行は最多く貿易を行ひて營利し公務よりは却て貿易が本務なる如き觀ありしこと。

△日支語の通譯官は北京と東萊とに於て最多く自己の貿易を行ひて營利し、之れが彼等の生活の全部なりしこと

△一般兩班も亦營利行爲を行ひしこと。

△宮奴・官廳兵營の奴隸大官の私奴・無官兩班の私奴等も其背景を利用して營利行爲を行ひ。中には此等の奴隸と利を分ち或は奴をして之を行はしめし者もありしこと。

其貿易の主要貨物は人蔘にして、其人蔘による利益は王室權貴・大官通譯其他當事者の私經濟に資したること多大にして、延ひて一般經濟を沾せしこと亦少ならずしと推斷し得べし。而して司憲府・司諫院等綱紀肅清の府よりする此等營利行爲に對する抗論駁議彈劾及儒教道德より出づる士大夫の體面論等政治的・道德的の抑制力は甚だ微弱にして、國初より國末迄遂に此行爲を革め得ざりしなり。

此等商行爲及其類似行爲竝私貿易密貿易の制限竝禁止に付ては上記本文中に記せる嚴重禁止の命令の外法令にも正文として規定され屢令を下して其勵行を督したり。即ち

△國初の法典たる「經國大典」に、赴京及隣國日本のことに使用する員人定數外の物貨を賣す者禁物を潛賣する者杖一百徒三年重き者は絞。

○人蔘ハ使以下各  
十斤。

○内ハ當中。

△成宗の末年に編輯せられたる「大典續錄」中にも、赴京の通事貿易内に入る物色、承政院具錄啓して本曹に下し初めて價物を受く檢舉に憑考す。

倭館の朝市に各營邑米を船運し買賣する者、杖一百徒三年。

△肅宗二十七年に編せし「典錄通考雜令後續錄」に：、國用の物の外各司私貿易を禁ず、もし貿易を督責するあらば官吏並平市署官員は推考し罷黜す。

△英祖十九年に編輯せる「新補受教輯錄」に諸宮家諸上司私貿易之路防禦。雍正庚戌承傳。

△英祖の二十年に出來上りし「續大典」にも、赴燕の人蔘貨を挾持する者境上斬、八包外定數銀貨を持去る者一律を以て論ず。

右の外精細なる規則を設けしこと第二卷下編第九章—第十一章中にも記せり以上は事の商業に類する行爲に關するものを擧げたるが其外にも宮家・官吏兩班等が種々の營利行爲を行ひ、之に對する禁止の法文あり。畢竟するに法文の繁と其勵行の命令を屢發せることは、其行爲の防ぎ得ざることを反面より立證せるものにして此等の法規の効力は放恣濫漫なる私利行爲を或る程度に制限したりとするも、遂に空文に終りたりと謂ふべし。

要之に官紀肅清の力も、法令の威も、社會的公議の勢も之に加ふるを得ざりしは。王室兩班が營利行爲を爲さざるべからざる必要性が根強く横はりたるに因らざるばあらず。

本節に於て述べたりし右營利行爲の外に防納なる別種の營利行爲あり下の第五目に述べあり。其外にも種々の營利行爲あるも人蔘に關係無きものは省説せり。

### 第三節 商譯なる熟字の意味に付て

李朝の文獻に往々商譯なる文字散見す、其意味は。

一、東萊に於て對馬貿易に従事する商人と、東萊府使配下の日本語通譯官吏との二者を並せたる稱に用字。

二、右通譯官吏のみに宛てられたる用字。

三、北京に赴く使節の行に隨行する北京語通譯官吏と、同上商人並北京貿易に關係ある商人を併せたる用字。北京使節の行には元來商人を連行することは禁制なれど、事實は使節の隨員の名目にて表面を擬裝して公然同行し國家は之を默認と云ふよりは公認せり。

○江戸ニ赴キシ番使ノ行ニ附隨スル通譯ハ商譯ト呼バズ其貿易ハ公認モ默認モセズ死刑ヲ以テ嚴禁シ比較的此禁行ハレシニ由ル。

四、同上の通譯官のみに宛てられたる用字。

何が故に右二と四の通譯官吏を商譯と呼びたるかと云ふに、事實通譯は盛に商行爲を行ひしによる。而して通譯が王室各官廳或は權貴の貿易を公務として取扱中には通譯の個人的の物品ふ事取扱ふものもありに付ては此用語とは關係無し。正宗以後紅蔘の私貿易を司譯院關係者に公認したる後に於ても、其制限斤量内の貿易を行ふことに付ても亦關係なし。元來此熟字は通譯が密貿易を盛に行ふことに付て生れ出たる「商人根性を持てる彼譯官」と云ふ意味の賤しめたる語意あり。故に「公麼商譯國に禍する大なるや」嚴重に商譯を檢束し違犯者は死刑とすべし」と云ふ如き場合に於て常套に使用せられたり。今日の觀念を以て考ふれば、國法を犯す官吏は法の威力を以て一掃すべく、故らに賤蔑的名詞を以て之を呼び其存在を認めたる如き矛盾あるは奇怪なれど、其處には裡面に於て此矛盾を認容せざるべからざりし事情の伏在せしものあるを看取せざるべからず。

肅宗以後釜山に於ける人蔘唐絲の取引激減に因る對馬貿易の衰退により、同地勤務の日本語通譯は無論此貿易と關絡ありし京城勤務の北京語通譯の凋落を來せし時に於て種々の救濟策が講究せられ。某る論者は從前貿易の利によ

り最も奢侈贅澤なる衣食住の生活を爲せる彼等が、今衰頽せしとて國家より資金を支出して救済の必要何處にか有ると唱へしも。遂に救済手段は種々の形にて實行せられたり。是れ一面には彼等通譯が國家の必要な機關なるに囚るものなれど、又一面王室權貴が私利的貿易の手先きたりし情實因縁にも由るものたるを考へざるべからず。

此等通譯の公密兩面の貿易に於ける主要なる品目は人蔘にして、特に密貿易は公貿易の數十數百倍に上り。此により得たる利益の銀は本人の家政を豊にし、其所屬官廳たる司譯院の經費を裕にし。夤緣權貴と王室の私經濟に資したること多大にして、延ひては國內一般の銀融を圓滑にせしこと蓋測るべからざるものありて、其景氣は常に密貿易の消長と形影相隨伴せしなり。

#### 第四節 貢物進上、卜定、防納等の意義及人蔘との關係

##### 第一項 貢物の意義

貢物とは先王の制と稱せらし禹貢の所謂任土作貢の意により、其土地に産する特殊の物を實物を以て國家に納付するもの也。旧地に産する米其他の穀物を田税として納付するも亦一の實物税なれど、是れば一般的のものなるに比し

○詳定ト云フ用語ハアル事項ヲ官ニ於テ確定シ容易ニ其定メヲ變更セザル性質アルモノヲ云フ。

○例之、前ニ人蔘一斤ヲ無償ニテ納付シ此時其代米一斤ト假定シ後ニ其人蔘が十斤トナリ代價ニ米五石ヲ下付スルトセバ前ニ比シ五倍ノ無償負擔トナル。

貢物は特殊の土産たる點に於て異なれりとす。貢物一に貢税とも稱せられ、經國大典には此貢税の文字を使用せり。税なるが故に無償なるを當然とし、當該地の民衆は法に定めたる納付の時期に於て納付すべき法規上の義務を負擔せるものなり。李朝開國の初期太祖は其元年に於て貢賦詳定都監を設け、大體高麗の制を參酌し其物品を百七種と限定し同十月之を成冊に録し夫々産地に割付け負擔せしめたり。而して其品目と數量並負擔の地方は徵稅臺帳とも云ふべき貢案に登錄し戸曹に備付け是により地方官の手を経て中央に納付せしめたり。此品目も後代數倍に増加し其量目も漸次に増加し且既に其地に産せざるに至りし物品も一旦貢案に登錄せられたる物は永久に徵收せられたり。貢物は元來税なるが故に無償たるを本則とすれども、後代には代償として米或は錢を貢價として下渡す事も行はれたり。此れは人民を恤むの趣旨よりは斯くするに非ざれば其必要物品の徵收不能となりしに由るものなり。されども其代償たるや大抵實價の半以下にして人民が負擔の苦痛は毫しも減せざるのみならず無償にて納付せし時より却て苛重となれり。貢物は又實物の代りに米布後には錢をもて代納することも行はれたり。

此貢賦の制が國初より甚苛重不公平なりしことは、

太宗十五年六月江原道都觀察使李安愚の上書により議政府六曹に下し擬議せるものに。一、貢賦の制我太祖開國の初壬申年間に於て所用を參酌し其數を詳定す。意ろは之を萬世に傳へ弊無からしめんとする也。時に因り損益今に至る二十餘年國に匱乏無し。近ごろ各司皆加定の議あり、微にしては人蔘・唐楸子・大棗・紙・地席子・油・清燭・蜜は厥の數猥に多く、或は來歲の貢を引納す願くは攸司をして量宜更に定議右條宜しを得べく更に相考すべし。

とあり、太祖の本法制定より早二十二年目に於て高麗の惡政に逆轉せるを見るべし。是より十七年前の定宗元年七月の條に：：前朝の末に國用を強取し價を給せず、今濟用庫其弊猶存す：：とあるにより見れば法規の定め以外に於て、誅求強取の惡弊をも依然高麗より繼續せるを見るべし。

爾來世を趁ふて品目濫多負擔も苛重不公平となるに至りしより、中宗の朝趙光祖は貢案を改むの議を上りしも行はれず。宣祖の朝に栗谷李珥は米を以て收むるの法を行はんことを請ひしも事亦行はれず。壬辰亂後左議政柳成龍も亦收米の便なるを言へり。宣祖四十一年に至り左議政李元翼建白して初めて

○來年ノ分ヲ前取ス。

○濟用庫ハ後濟用監進獻物人蔘等ヲ掌ル。

大同法を先づ畿甸に施し、宣惠廳を置き之を主管せしめ。仁祖二年に江原道に試み、次で孝宗二年に湖西、清に施し、孝宗八年に全羅に、肅宗三年に慶尙に同三十年に黃海に施行せり。此大同法の實施は貢物負擔の苛重不公平をユリ直すべく、從來の實物納付を罷め、其代りに土地税たる結税に附加し、此收米を以て中央に於て其物品を買入るゝものなり。此實行に方り可否の論議多く、従前貢物により甚しく不當の利益を獲し、商人、吏胥、權豪等は噉々として反對するあり、其實行を鈍らし。或は一且行ひしものを中止する等の交障ありしも、遂に米の産額少なき西北二道を除く外實行せられ近代に及べり。

其施行の當時に於て謂れ無き反對論ありて、此良法の一般施行を遅延せしめたるかに付ては左に記す、光海君日記「二年二月の宣惠廳の上啓が最實情を盡せるものなり掲げて參考とす。

宣惠廳は啓して曰く、**嗣服**の初め民は皆目を拭ひ成な、其の倒懸の急を解くを慮ふ。窃かに念ふに平日重く民力を困むる者は貢物の弊に踰ゆる莫し。

故に宣惠廳を設けて以て民間出す所を減省し而して均一施設し之を行ふこと一年、民其利を蒙る一番。米を出すの後差使侵徴の弊は永く村間に絶ゆ、民

以て幸と爲して樂むは固より其所也。但だ此法一度設けられてより舊日牟利防納の徒皆仇敵と爲すも但ならず。此れや各邑郷吏悦ばず焉、官令悦ばず焉、各司の下人及京營の下人皆悦ばず焉、勢家兩班の田結多くして出役少なき者も俱に悦ばず焉、其の大幸と爲して甚だ便なりとする者は窮寒の兩班と小民のみ。悦ばざるの類群肆謗議日に京輦に熾なれば、何を以て彼の窮閭の情願は朝廷の上に畢達せんや。朴藝敍は暫く有司堂上と爲り本廳の事を擔當勾管す。謗議交侵を免れず或は斥くるに國を誤るを以てし、或は詆るに理無きの説を以てす終に遞免に至る而して已む。我國の事自來此の如し、而して本廳に對するの横議多き此に於て亦其一端を見るべし。近ごろ聞く外方の民間に宣惠廳已に罷むを宣傳し、相約し通文し將に闕門に號訴せんとすと。列邑の百姓兩班疏を懷にし、政院に呈訴する者繼で至る者絶へざるあり。此事譬へば瘦瘠の人飢て食を見纔に喉に入つて之を旋奪する如し。其呼號悶迫勢の迫る所必至利害の民に切なる此の如し。則本廳の事經久永行の規に非ずと雖も、而も求めて以て百姓一時の困を救ふ所則ち關する所細に非ず。』次に此大同の行はるゝ前に行はれ、其後も大同に依らざる貢物に付て行はれ

し京貢と云ふ事に付て一言するの要あり。京貢とは地方より貢納する物品を實物を以てせず、米又は布・錢を負擔義務者より徵收し、其全額を京貢人なる商人に一任し、商人が買入納付するものなり。京貢の利益は當該官吏が故意を以て行ふ物品の検査不合格より免るゝを第一とし、貢納に伴ふ賄賂的費用、其他運送雜費を要せざる點に在り。全南の諺に貢納物件非賄不成、進上串穿人情滿馱なる語あり。意は一串の乾鮑に對し賄賂的費用が一馬に載する程なるを謂ふ。

京貢とする時は負擔の費用は半減或は三分一減せられたるものなり。之れは恩惠として行はれしが、容易に之を許さざりしは京貢とすれば其貢物の品質低下する爲なり、或は低下を餘儀なく認めざるべからざる内情ある爲也。大同は此京貢よりも更に一步を進めたるものなりし。

人蔘は國初より貢物として無償に徵收せられしが、後代代價を下付することゝなり。其後或は京貢とし、或は人蔘の代として布・米・錢を納付せしめしことあり、王の藥用に供するものは長く實物納付とせしめたり。

此貢納物は忽て國家王室の必要外の數量を徵收せられしは言を須たす。

## 第二項 進上の意義

○人蔘ノ貢ハ凡テ大同法ニヨラス實物納トス

進上と云ふ官用語には三別あり、(1)は支那の皇帝に對し定まれる貢獻の外に或る物品を獻するもの、(2)は對馬島々守より實は貿易なれど進上の名を以て定りたる物品を納むるもの、是には進上價米と稱する米の代償あり、(3)は鮮内某る地方に産する物品を其土地の人民或は其地方を管轄する官長より、禮儀的に王室に獻上するものにして、貢物と異なるは義務に非ず且徴收にあらざる點にあり。然れとも後には貢物と同様負擔の義務を生じ若し其品の粗惡なる時には取替を命じ、或は當該長官は官吏法上の處分を受けたり。又初め産せし地に其物品を課せしも、後には其物品を不産の地にも強課せしこと貢物と異ならず〔英宗實錄〕即位の年十月の條に、山も林も無き邑に虎皮の進上を課し其誅求の害は虎害より甚し云々とある如き類は他にも多かりしなり。此進上も後には貢物と混同し、別つことを得ざるに至りし物品あり。或は又全羅道扇の產地より進上せし扇の如き始終進上を以て呼ばれ、貢物とは區別せられし物もありたり。凡そ貢物には製作品無きも進上には製作品もある點兩者の差異なりとす。進上も最初は返禮的に某る物品を王より下賜せるもありせざるもありし如し。然るに後世に至り徴收多額となりては代償を與ふる必要を生じたるにや、進上

○進上物ヲ米ヲ以テ代納セシメ之ヲ價米ト稱シタル例モアリ。

價米と稱し米を下給するものあるに至れり。

貢物たる人蔘も亦後には進上の名を以て呼ばるゝものあるに至れり。

### 第三項 卜定の意義

卜定とは貢物又は進上物にして、年々定まれる外不時に入用を生じたる時又は貢物進上物の目に無き物品の臨時必要を生じたる時に方り、是を其地に産出の有無に拘らず、特に某る地方に申付け差出さしむるを云ふ。規定外の特別徴收とも云ふべきものなり。卜定に付ては有償なるあり無償なることあり。

進上と貢物は混同せられて區別無きに至りしが、其品目は甚しく夥多にして、先づ是を萬機要覽の記載により王室の膳部に付て見るに、獸鳥魚類海藻蜜等等漬物の中に入るゝ桔梗の類迄數百の品目あり。酒醬油の如き宮中にて醞釀する物、司圃署にて栽作する野菜の如きを除き、凡てを供上せしめ。其他祭祀の供へ物、棺材棺の内部に塗る漆迄、衣服の材料等を除く外王室の有ゆる必需品は貢物又は進上の名に於て討索したるものなり。大同法を施行せし時此等進上物の價米として徴收せしものが、正租の約三倍に達したるより見るも如何に其負擔の過大なりしを知るべし。而して此等物品の中には事實王室又は國家の

○東國輿地勝覽ノ  
土産名ヲ心ヲ潛メ  
テ熟讀スレバ王ノ  
供膳用ノ品日魚貝  
海藻類ノ甚シク多  
キハ注目ニ値ス。

需用に使途せざるものも多く、「宣惠廳事例」の序に「口に近かざるの魚食はざるの薬其數甚多し」とある如くに、王室竝百司が收利の爲に徴收せられたる物少なからず。

人蔘の卜定は信使を江戸に派遣する前年に於て行はれたり。其一行が使用する日本關係者への贈品及國王より徳川將軍に贈進するものとして數百斤を必要とせしに因る。此使行は時期一定せず、國庫の貯の人蔘にて不足せしによる。而して此卜定は多く江界に向つて行はれ此報を聞き人民が逃亡せしと云ふ程苛重なる負擔なりしこと第二編に述べたる如し。

### 【附記】

「世宗實錄」地理志及「東國輿地勝覽」各邑誌に記載せられたる土産の品目は、普通地理書の如く其土地の産物を記す意味にて載せられたるに非ず。目的は貢物として徴收せん爲の參考として掲げたるものなり。「成宗實錄」十八年四月經筵の時金宗直は啓して曰く、臣等輿地勝覽を撰するの時、土産の物を其邑人に問ふに則ち以て任土作貢となるを恐れ諱みて言はず、之を知り難かりし：：。とある如く實際の産物が擧げられあらず。又産せざる物も擧げられあり、且綿布

麻布の如き既に租税として徴收するが故に貢納せしむるの要無き物は省きあり。陶磁器の如きも王室に於て製したるものなれば此等も載せあらず、此類多し。凡て工作品、例簾、扇子、笠の如き物が掲げあらざるは、國初百工を國家王室に備へ材料の竹紙等の如きを徴收し、總て必要品を自製する方針を取りたるによる。

#### 第四項 防納の意義

防納とは租税貢物の納付義務者に非ざる者が義務者に代つて納付し、其後に於て義務者より多額に徴收し營利する行爲を謂ふ。又其貢物納付の際受領當該官と結托し、其品を納入の際検査不合格とし自己所藏の物品に非ざれば合格せざることを暗に曉らしめ、義務者に高價に賣付けて不當に營利する行爲をも謂ふ。防納は李朝獨特の官用語にして支那に於て明以來行はれし攬納に類すれども、異なる點は攬納は租税に限られたれど、防納は貢物を主とせる點なり。此行爲は何時より行はれたるかと云ふに、成宗の代に全部を施行されたる、經國大典に

貢物を代納する者杖八十徒二年永く敍用せず、其物は官に没す聽從せし守令

○永く敍用せずト  
アルニヨリ任官權  
アル兩班ノ行ヒシ  
ヲ知ルベシ。

は制書有違律を以て論ず。

と此行爲を禁せるより見れば、國初の經濟六典にも同一の規定ありしなるべく、恐らく高麗時代よりの惡弊にして其始まりは蓋し貢物徵納の義務ある地方官が、自己の職貢を果すべく期限内には徵收完納の見込無き時、商人等の資力ある者に命じて代納せしむる代りに、後より代つて徵收せしめ利益を得せしめしに濫觴せしものならん。

此防納行爲が國初より大同法施行迄最甚しく行はれ、其後も尙大同法に依らざる人蔘等の如き物品に對して行はれ、且其大同の收租に付ても又行はれしことは以下文獻の記載により明かなり。

△世宗二年閏正月、工曹參判姜淮中等言ふ、外方の各官の貢物苟くも土産に非ざれば民皆米穀を以て貿易上納す、固より一物に非ず、其督納の時に當つて其稽程の責を免れんと欲し猶納め得たるを以て喜びと爲す、豈其財食の自から耗するを計らんや、民の疾苦實は此に由る。且つ別例貢する所あらば則徵督尋常に倍す而して倉卒には辨じ難し、故に其物を貯藏し時に乘じ利を射る者反つて賣るを肯せず、必ず其價を倍にして酬ゆるを待つて後に之

を賣る。今日一物を納め明日一物を納め未だ春月に及ばずして已に窮に至る痛憫すべし。守令意を加へず一物の收因て多く斂す。

△世宗四年閏十二月諸道觀察使に諭して曰く、在前大小人員及緣化の僧徒州郡の陳省を受け諸司の貢物を防納す其直を倍收す。故に已に曾て禁斷せり。今轉聞すれば民間自備の物を得ず或は自から防納を願ふ者あり、民情の便否實に従ひ訪問し以て啓せよ。州郡より諸司に納むる所の貢物民或は自備する能はず、官に代納して其價を收め之を償ふ之を防納と謂ふ。

富商潘石老司・僕寺の門に日に至り京畿農民收むる所の穀草を擅に自から點退し、己の私備の穀草を以て防納し倍收す杖一百判官は罪に坐す。

△成宗二十一年四月弘文館副提學李諱の上疏に：。祖宗の朝防納を嚴禁し之を重典に載する者は、其權重ふして害斯の民に及ぶの故也。近ごろ貪饕の徒權勢に依憑し競つて浮利を興す。郡邑の貢物家出で、官納守令を指揮し民財を侵奪す、或は有之を容す。其人を的知するを得ずと雖も物論悠悠漸く長せしむべからず矣。濟用監麻布の納多く承傳に出づ而して皆戚里一家の納むる所幾んど五六百匹に至る。此豈盡く一家の辨する所な

○王ノ乘馬ヲ司ト  
ル官廳。

○承傳ハ王ノ命令  
ヲ受ケ傳フルヲ云  
フ戚里ハ王ノ姻  
戚。

らんや。富者の所有する所を以て官に代納し従て其直を分つ耳。其防納の弊司憲府をして効舉し以て廉恥を勵まし之を爲す者をして懼れて自ら戢めしむべし。

△文宗卽位の年四月、議政府は各司貢物代納禁止の法を將ひて以て啓す。王は曰く啓目内に津寬寺の幹事僧外雜僧代納を得る毋れの語あり、雜僧前日の雪正道明の類の如し、然して此事安平の知つて之を爲す亦謀利に非ざる也。又六典に載する所貢物外代納を得る毋れの法あり、但今申明する已。

若し此法を立つれば則後日國家或は代納の事あらば將に何を以て之に處せん。僉な曰く一に代納に應<sup>ア</sup>る者民間の各戸より倍數に價を收む、其弊費なからず、臣等一に皆禁斷を願ふ。國家若し代納の事有らば亦特旨を以て之を爲せ。王曰く民其弊を知つて代納する其故何ぞや、僉な曰く下民代納を欲せざる者多し、然して各官の守令其代納する者と相<sup>△</sup>應<sup>△</sup>じて之<sup>△</sup>を爲<sup>△</sup>す、故に民自納するを得ざる也。守令若し力を用ひて之を禁むば、則ち安くんぞ代納の弊あらんや、須らく禁止を請ふ。王曰く禁約條章は予將に修草して卿等に示さん、王は又曰く各道の各官の守令貢物代納の事を以て職を罷む

○會議決定。

○京城ニ吏員ヲ派  
出駐セシメアル  
モノ。

○防納ノ徒贖ガ其  
貢物ヲ買占置キ地  
方官ト給托シ貢物  
買納納付地方ノ人  
民ニ強ヒテ己ノ物  
ヲ買ヒ納メシメ其  
代價ハ内規ニ適當  
ニ定ムベキヲ規定  
ス故ニ地方官ガ隨  
意ニ之ノ價ヲ高ク  
シ防納者ヨリ高ク  
買入シメ又防納者  
ガ買入ル、時ハ安  
ク定メテ買ラシム  
○各地方ノコト。

べき者已に義禁府に令して磨勘差等し以て啓せしむ。僉な曰く先王罷職を命ず數月ならずして差等敍用未だ可ならず、右の人等終身敍せざるの罪なり。差等する毋く其材品に隨つて之を用ゆるを便と爲す。臣等詮聞す延安羅州等の官の守令尤罪無しとなす羅州京在所亦已に上言せり、先づ敍用せざるべからず、王は之に従ふ。

△同年七月、貢物代納の禁、著して續典に在り、然るに今利を謀るの徒、賚緣請托し、州郡民間易備の物を分占す、亦代納を強ゆ、其價直の數國家の定式、但だ酌量を云ふ。故に守令隨時情に任せて之を高下す、彼謀利者亦依附して之を益すことを請ふ。因て親から閭里を行き親しく自から督納し獲る所の利百倍も營ならず、是を以て民生日に益貧にして謀利の者日に益す富む矣。今國家既に其弊を知り六典を申明して最も之を禁ず、然して又其所在の官の酌量收價を許す、窃かに恐る、弊亦前日の如きを。自今凡そ各官代納の價戸曹をして各其地に隨ひ民間の物價其中數を酌し取旨詳定すれば、則代納者其術を肆にするを得ず、而して民も亦前日の乏困に至らざらん矣。

△睿宗元年正月、戸曹は啓す。曾て傳旨を承け、自今代納する者は宗室宰臣功

○大藏經ヲ印刷スル主任官。  
 ○刊經都監ヲシテ代納ノ條ト云フベキ者田雜利ヲ與フル元ト占メトス(此收益ヨリ大藏經ノ印刷費用ヲ支出ス)茲ニ於テ此權利ヲ得テ大利ヲ獲ントスル者商人、僧侶、兩班等ハ刊經都監ト親密ノ關係ノ人ニヨリ又ハ勢力アル者ノ力ニヨリ或ハマタ

臣<sup>△</sup>を論ずる勿く、卽に極刑に置き、家産を官に沒すること、せり。而して戊子<sup>△</sup>の年、世祖十四年 睿宗即位年以前に代納のものは悉く民の願に従ひ教を受けて之を爲す。況んや民間人に托して其田稅貢物を代納す、曾て備辦せず、今若し移文し納を督せば必ず弊を民に貽さん。本年十月十七日傳旨ありし以前受教代納の物は請ふ間二月晦日を限り人をして代納し畢らしめ、官は其直を收て之を給す。若し限内に一物をも納めざる者、已に畢納して濫に民間に收價する者代納の物及其價を官に沒入せん。王は之に従ふ。

初め世祖は凡そ民間田稅貢物人をして先づ京中に納めしめ、其價を民間に倍徴す、之を代納と謂ふ。又刊經都監をして代納の權を操らしめ、先づ人の貨を受け方に代納を許す之を分納と謂ふ。是に於て豪家巨室多く之に好き者、富商大賈及僧徒は或は勢家に托し、或は僧の信眉、學悅、學祖等に依り先を爭ふて趨附す。然して代納の法は當さに民の情願に従ふべしとす。故に代納の徒先づ必ず勢家に依り其邑の守令に請ひ、仍ほ之に厚賄す。守令は威を畏れ利を懷にし、代納を勸令す、民敢て違ふ莫し。既に已に代納すれば守令は吏を發して徴納す、貢稅のごときは則既に民に倍徴す。而して還た米を民間に散

王ト關係深キ僧徒ノ力ニヨリ策動シテ此ノ權利ノ獲得ニ奔走ス然ルニ此代納ノ法ハ人民ノ願出ニ依ルモノニ許スノ定メナリ又茲ニ於テ權利ヲ得タル者ハ中央ノ勢力家ニヨリ地方官ニ此旨ヲ傳ヘ且賂賂ヲ贈リ權力ヲ以テ人民ヨリ代納ヲ願出シム而ル後ニ倍徵スルナリ。  
○其ノ貢物ノ價ノ米ヲ倍徵スルニ方リ足ラザルトキハ米ヲ貸付テ收取ノ時米糶ヲ受取ルコトヲ約ス。  
○大君明王ノ嫡出ノ子。

じ、約するに秋來らば償ふに綿布を以てすべきを以てす。貧民争ふて之を受く期限已に至るに及ばず則ち群を連れ類を引き直ちに民家に至つて之を索む、若し償ふに及ばざれば衣服雜物を劫奪す。其直の高下は隨意以て定む、然して商賈の徵督は僧人の恣行不法に如かず。故に老商大賈先づ厚くして僧人を誘ひ之をして惡を助けしむ。僧人の民に徵督するや必ず大君の代身と稱す、信眉、學悅、學祖は弟子少しく意の如くならざれば便ち槌撻を加ふ民敢て仰ぎ視る莫し。手を搖つて相戒めて曰く、如かず其欲を飽かしめて之を遠ざくるにはと、是に由り求むる所獲ざる無く欲する所遂ざる莫し。是の如き者歲復た已まず、閭閻之に苦み民生を聊せず。而して上祖世祖に在つては以爲らく、民の情願に従へりと、其害の此に至れるを知らず。上宗睿宗即位の初特に命じて之を革む、中外大に悦ぶ。是に至て是命あり民望稍缺ぐ。

△同年七月、許繼知本名毛知里、許安石の婢妾の出と稱し官に訟ふ據ころあり。安石は産業を事とし貴要に交結し凡そ代納の大利有る如き者率先之を爲す。數年ならずして家鉅萬を累ぬ、第を誠明坊に起す、棟宇丹雘僭侈比無し。朝士名望ある者も亦多く其家に入出入す。

以下繼知と訴  
訟のこと略之

○貢物ヲ各地方官  
廳ノ判任官級ノ者  
獨占シ悉自己ノ物  
トシ之ヲ賣ツテ利  
ヲ得、粗品ヲ安ク  
買フテ上納ス此權  
利ノ株ヲ各種張テ  
定メ證書トシテ子  
孫ニ傳フ。

○ウロン。

△明宗十八年正月、戶曹啓して曰く、民を病ましめ弊蠹を作し國用を窃む防納の人より甚しきは莫し。故に之を治するの法甚だ嚴にして人猶畏るゝ所あり、而して敢て犯さず。今は則ち防納の弊日に以て益甚し各官正供の物皆其手に在り、牟利自私年を経るも納めず。此を以て民日に窮に就き賦歛愈急セウり國庫虛竭し、經費足らざるは此皆守令等防納に交通するの致す所也。近ごろ一貢物を以て再び陳省を爲す者有之、則ち民間に再徵す。民何を以て生を聊せん、自今以後陳省を疊ぬるの守令公罪を以て之を照せず一切罷黜し以て防納の源を杜がん。〔以上各王の實錄〕

△宣祖元年五月曹植上疏して曰く、方今の政胥吏僥隸に歸す。各官土貢の物盡く其家に歸し他物を以て代納す、各州縣を分つて己れの物と爲し文券を成して以て其子孫に傳ふるを許す。方土獻する所一物の上納無し、此實に大蠹也云々。其言切に時弊に中る。〔眉巖日記〕

△宣祖三年大司諫李珥奏して曰く：我國の貢案は民戸の殘と盛とを計らず田結の多少を度らず胡亂コに分定す且土産に非ず故に防納の徒得て以て牟利す而して齊しく民困苦す今須らく貢案を改定し均數平定し土産を貢

○鐘樓ハ現在ノ鐘  
路街元ト御用商人  
ノ店舗アリシ處。

○故ラニ検査不合  
格トス。

せしむれば則ち民の積苦を解かん矣…… 「増補文獻備考」

△宣祖三十六年五月、參贊官鄭穀進んで曰く……人蔘の貢亦甚しきあり。戶曹は一郡に三斤を卜定す、三斤の蔘は少しと雖百姓介々として採取し自から納むる能はず。已むを得ず防納の蔘を用ゆ、蔘一斤木綿三十餘匹に當る故に俗に言ふ鐘樓の蔘は進獻に可なり、山に採るの蔘は進獻に可ならずと。蓋し深く嫉むの辭也、此を以て産蔘の郡民は皆産を破り流亡し殆んど盡く……。

△宣祖三十七年十月、平安道御史申慄書啓……山郡江邊は産蔘の邑、本蔘を以て極擇して封進すと雖も、而も例該司に見退せらる。防納の人旋ち其退蔘を買すれば弊無く收納せらる。玆を以て守令等罷めらるゝを恐れて厥の價を督受し之を防納の人に付す、此を以て民支ふるに堪へず内地に支流す。△宣祖三十九年六月、戶曹の啓目……蔘商人等本曹より許可證を給し、十一の實物税を課し一は以て進獻の用と爲し、一は以て奸細私採の路を禁ず。近來此禁行はれず八道觀察使を督勵せんことを請ひし條に……史臣が曰く進獻人蔘今日第一の病弊となる、各道山郡の民は肉を剝るより甚しきあ

○犯罪アルモ紙キ  
レニ書キ其内ニ  
通報スレバ無罪放  
免セラル。

り。戸曹は徒らに私採の禁すべきを知つて、本司防納情を用ゆるの弊を知らず一を知て二を知らずと謂ふべし。

△同四十年五月、防納の弊を革めんとし、直接官より價を定めて人蔘買取の法を設く。蔘商防納の輩一朝利を失し、群怒衆怨、百計之を沮毀せんとす。

△宣祖四十年五月、戸曹の啓に、人蔘の一事、貢蔘の民此に因り流散し、防納の輩利を得る萬倍……。史臣が曰く、防納の輩は皆憑藉する所あり、諸宮の所屬に非ざれば、權貴の家に托し、従ひて罪犯あるも走つて一小紙を取り、便帖せば無事なり……。

△宣祖四十年十月、司諫院は啓して曰く……貢物防納の弊日に益濫觴す、其土地に産する所の物と雖も牟利の徒先づ自から備納し、其當該地方官をして手を下すを得ざらしむ。或は貢納義務者が實物を以て來り納むれば、私主人輩百般操縱し、其品好しと雖も亦検査不合格たらしむ。畢竟己の物を納めしめんとし、其價を十倍にし、賣付け、利を圖り、生民の膏血盡く矣。利源一たび開く、但だ小民が之の利を争ふのみに非ず。勢家貴族は公然恟し、納む士大夫の家、或は市民と共に圖り納めて利を分ち、羞惡を知らず、已に瘡弊と

成る。若し法禁を申明し嚴に痛革を加へずば、末流の弊勝て言ふべからざるものあらん。

○正供ハ實物ヲ以テ王ノ御用トシテ納ムル正式ニ注ヲ定メラレタル物。  
○米ヲ代納トスルコト。

○私主人、主人トハ初メ地方官廳ヨリ用辨ノ爲中央ニ派遣シアル辨理者ヲ云フ後ニ廳ジテ官廳用辨委員ノ如キ者ノ名トナル。

○貢物ノ其現品。  
○各其貢物納付向キノ京城各官廳ノ小使ノ如キモノ。

△光海君二年十二月宣惠廳は江原道の正供畿甸作米の例に依り以て民弊を除かん事を請ふ。王は従はず、是より先宣惠廳は江原道の貢物作米の意を以て啓稟す。上より特に令して舉行する勿らしむ。是に至つて本廳再啓して曰く、伏して宣惠廳の江原道作米の啓目制下を見るに、其祖宗の典章を遵守し只其巨弊を除かんとする盛意至れり盡せり矣。臣等亦務めて變更の地を爲さんと欲し小惠して大本を忘るゝに非ざる也。祖宗の朝任土作貢の善法も久くして弊中間に生じ私主人刁蹬の資と爲る、本色輸納例點退を見、米布充給其來るや已に久し。此則ち祖宗立法の本意一變し私主人の弊となる矣。大典防納を禁するの條凡そ貢物防納する者朝家永く敍用せず、庶人は全家徒邊、其法嚴ならざるに非ず。而して利の所在防納より重きは莫し、射利の徒往て各官の米布を受け本色を代納するに自納を憚り、其價を量分して本司の下人に給與し之を使つて官に納めしむ。此則ち祖宗立法の本意再變して防納の弊と爲る。是れ貢物の價米布の民に出る者を以て

什の五六は防納人の手に、什の三四は私主人の手に、什の一二を以て國用に充つ、民に出る者紀綱あるなし。而して盡く利窟に消ゆ、民は益困しみ國用益貧なり古今天下安んぞ此理あらんや。

△孝宗二年八月、始めて湖西に大同法を定む。時に貢法大に壞れ、京中豪猾の輩稱するに京主人を以てし、諸道貢する所の物を防納して、其價を本邑に倍徵し、其直僅かに一匹一斗の物刁躑して數十匹數十石に至る。貪官汚吏、蝨緣牟利し、其弊漸く滋く。且壬辰の亂後より、貢案益々紊れ、癸卯の詳定多寡均しからず、民甚だ之に病む。六十年來之を議する者多く、宜しく速に釐改すべきを言ふ。或は以爲らく當に先王任土の意に従ひ、貢案を改正して、其本色を徵すべし、或は以爲らく貢案は猝かに改正し難し。姑く兩稅の制によりて一年雜色の貢を通計し、其多少に隨ひ、其價を平定して、或は米或は布を京師に直輸し、貢物を買し、中間牟利の弊なからしむべしと、議する者紛然として定まらず。領議政金瑨は忠清一道の貢法尤も均しからざるを以て、先づ本道に試みんことを請へり。王は屢々諸臣に詢ひ、或は其不便を言ひしが、是に至り王は瑨等諸臣を引見して、便否を熟講し、始めて先づ湖西に行

○其物ノ代價布一匹米一斗。

○宣祖三十六年。

○貢物濫販ヲ改正シ米布ヲ代納トセス其貢物納トスルノ意。

○米ト布。

○諸種ノ貢物物品目。

○役トハ人民ヨリ  
徴收スル費用。

ふことに定む。其法一道を通じて一結毎に米十斗を收め春秋に分等して各五斗を收めしむ。山郡は則ち每五斗を木一疋と作し、大中小邑に分ちて官需を除給し、且つ餘米を各邑に量餘して以て一道の役に應せしめ、其餘は宣惠廳に輸納して以て各司の役に應せしむ。

△肅宗三年正月、掌令金邦杰時弊を疏陳し胥吏防納剝民の弊を極言す。曰く、大小官司唯に禁せざるのみならず反つて其爲すに倣ふ。且各邑の守令名を防納に假つて實は自から之を爲す。

△肅宗十九年三月、春川府使李玄錫本府の弊政を疏論す。進上人蔘曾て前本道監司李濡陳啓す、以爲らく本道の人蔘京商防納す故に價を索る漸く高く其品漸低し。若し原州邑底の蔘商を以て永く擔當せしめ每一兩米十二斗を給し之を採納せしむ若し京中貢物主人の爲すあらば則ち蔘品精好事甚だ着實云々故に本司覆啓し定式施行す。京中貢物の價本と定式あり物の貴賤を以て増減する所有らず、而して原州蔘商等當初自願に従り價を定め擔當せり。則ち今何ぞ敢て任意刁蹬守令たる者亦何ぞ敢て擅まゝに自から民に賦を加へて以て蔘商の慾を満さん乎。此後若し此弊あらば則ち蔘

商等嚴刑定罪守令は啓開罷黜の意請ふ嚴明、本道監司を申飭せん。王は之に從ふ。

△英宗九年十二月、召對の時承旨洪景輔曰く、近來士大夫往々防納牟利の弊は權利耗財し害は民に及ぶ。其弊は姑く論ずる勿しとするも風習の汚下此に至る寧んぞ慨然たらざらんや。然して故名臣英叔、鄉廬に窮居す、其友關東伯(江原道觀察使)となる。之を歴訪し方便を爲して窮を救はんと欲す。叔英目を瞋らして曰く、此れ所謂防納耶と。古の士大夫の己を律する此の如きあり。侍讀官吳瑗曰く、故副提學李端相は顯廟の朝に退ひて楊州に居る饑寒を免れず。其友故判書金宇亨、海西伯(黃海道觀察使)と爲る、之を聞いて陰に糴穀を其奴に貸し防納の例を以て剩を取る、奴に言はしむる勿らしむ。奴其言の如くし他辭を以て其主に供す。後に端相は之を覺り亟かに其穀を還納せしむ。古人の制行此の如きものあり。

△英宗十年八月、司憲府は啓して曰く、軍門の防納實に外方支へ難きの弊となる。

〔以上各王實錄並日記〕

英祖十二年王は命じて勢家の貢物を買ふを禁ず。右議政宋寅明啓す大同を設くるの初貢物の役専ら都民に屬す、意固より在るあり。近來貴勢の家往々貢物を買得す(注)貢物の負擔の輕重をユリ直し實物納を米納に改むる大同法制定の時其貢物は右の大同米により京城の商人より買入れ京商をウルオハスの趣意なりしとの意若し禁斷せざれば畢竟盡く兩班に歸して都下閭閻未だ失業を免れず。請ふ宜惠廳に令し各別廉察し現はるゝに隨ひ重繩することを。王は曰く此れ則實に料らざる所の事也、其冒名は科擧の代講者(文官試験に學問のよく出来る人を身代りに出し試験を受くること)に比し何ぞ異ならんや兩班を以て此を爲すは極めて駭然と爲す。而して其を士大夫の道を以て待つ予は反つて慊然たり、此を以て各別宜惠廳を申飭し中庶外は痛禁する可也。〔増補文獻備考〕

○中人卜庶人ハ禁  
セテ兩班ノミ禁メ  
○訓練院

△英祖十七年八月訓局の差人權知經、肆虐弊を作す或は添價を勒捧し賚綠賂を受く、或は檢査不合格として點退す。税の木綿を輕價に私買す。關東の民冤號天に徹す。宜しく攸司をして嚴覈し罪を正すべし。王は之を允す、其主將を又命じて重推す。〔英宗實錄〕

○大同法ニテ米布  
納トセシモノヲ防  
納者ガ更ニ之ヲ錢  
ニテ代納シ後ヨリ  
多ク米錢ヲ徵收ス  
ルコト。  
○居間ハ仲介業ノ  
名。

△英宗三十二年二月京畿暗行御史鄭尙淳は防納の弊を問ふ。曰く此事は邑に皆有之矣。

△景宗二年五月司憲府は啓して曰く、國家蓄積の空しき未だ近日より甚しきはあらず。而して折價防納の弊害は之をして然らしむ。蓋し方外惟正の供本穀を以てせず居間牟利の輩主管の有司に夤緣し折價預納の弊切に禁塞すべし：：云々。〔景宗實錄〕

(大同法により貢物を總て米布納とせしものを、中間に於て防納者が更に之を錢に換算して代納し置き後に於て米を多く徵收して多額不正の利益を獲得する行爲を云ふ)

△正宗七年十月、原春道暗行御史趙弘鎮の復命書啓を王は見て：：蓼商の弊予嘗て之を聞けり、供納の權徒らに駟僮に歸し意を極めて占託動もすれば必ず價を増す。守宰敢て誰何するなし、今年幾文の銅を添ゆ明年又幾分の銅を添ゆ、詳定の原價に倍蓰するのみならず畢竟弊を爲し小民困を受く毎に蓼貢の來納するを見れば吾民の倒懸の狀宛として予の目中に在り爾ち其弊を生ずるの由を深究し祛弊の策を詢ひ條列して以て陳せよ。

△正宗九年十月嶺南御史は監司洪樂彬が人蔘を收納する時、其門客をして之を納めしめ、審藥と共に謀し、其人蔘に暗標を付し置き、此標無き人蔘は不合格とし、六千兩を門客に給したる事等を復命す。

△正宗九年二月前原春道、暗行御史趙弘鎮は關東蔘貢に付て受くる民人の弊は、但に土採稀にして價の騰踊するのみにあらず。其源頭は専ら蔘商が操縦して點退せしめ、己の物に非ざれば合格せざるを驚動するに因る云々。

△正宗二十二年六月、延日縣監鄭晚錫上疏中、嶺南の蔘弊を述ぶる條に：

蔘商輩審藥に潜付し、其賣る所に非ざれば便ち點退有り。故に各邑皆蔘商より買し納む。蔘一錢の價錢四十兩を以て定む。並縮見込錢日駄價運京城迤審藥醫生等情債賄賂雜費は、則人蔘一錢に錢七十兩に當る、而して皆民に出づ。或は結夫に收斂し、或は保を定め布を納む。此乃羅蔘と名くるも、實は皆京にて買ひしもの、往々曾て進めし物輪回し復納む。以上「正宗實錄」

△純祖十五年五月、次對の時、領議政金載瓚より外邑防納の弊を禁ずるを請ふ。從之。『純祖實錄』

○結へ田結一結ニ對スル稅夫ハ男丁一人何錢トシテ徵スルモ。

防納なる不正非理の行爲が民の膏血を搾取して當該商人と之と結托せる官憲の私腹を肥したることの如何に大なりしかは以上文獻の記載により歴々觀るを得べし。畢竟大同法の施行の趣旨たる眼目は、負擔の不公平を均等にすること、此防納行爲の惡弊を一掃し民人の苦を救ふに在り。——此施行に方り防納輩は一齊に立ちて反對し遂に宣惠廳の長官たる提調の辭職を行はざるべからざる程の勢熾ありしも——此目的は本法施行と共に克く達成せられたり——縱令英祖の代に防納により利を得し權勢家が其利を失ひしにより其行爲を變形し貢物を買占めて之を高く賣り依然不正の利得を續けし如き事ありしとするも、また地方吏胥輩が防納の失利を大同米の收租の際の不正奸曲の行爲に轉じて償ひたる如きことありしとするも又其代納の米布を防納業者等が錢にて先納し、後にて米布錢を多徴する如き防納の變形たる行爲の行はれしとするも。——此法の實行後は民人の苦痛は甚しく輕減せられたり。然して人蔘の貢は大同法に依らず依然實物納付を以てせしかば、貢納地人民の苦痛は少しも輕減せられず。却て重を加ふるに至り、正宗以後日本の人蔘栽培の發達により朝鮮の人蔘賣行の激減、朝鮮の人蔘栽培の盛行と紅蔘の大量生産により支那

の需用が紅蔘に轉じたる事情により又天産人蔘産額の減少による時代迄は其痛苦を續けたり。其後と雖も防納行爲は無かりしも人蔘貢納の負擔は輕減され乍らも國末迄續きしこと第六節に述べたる如し。

凡そ朝鮮の貢物品目中人蔘程に價の高き物品は他に絶えて無く防納の利益は人蔘に於て最多かりしにより權勢の家と當該官吏が此利益に蟻附せしは當然の歸趨にして彼等が此不正の利により貪慾を充したることの大なりしかを稽ふべし。

## 第五節 銀と人蔘

### 第一項 總 說

朝鮮に於ては銀と人蔘は經濟上より觀て此二者の間に深き關聯あり即ち。

其一は、人蔘が銀と同じ地位に相並び、場合により人蔘が銀の代用を爲したることなり。

李朝の文獻中には往々銀<sup>〇</sup>蔘なる熟語を散見せり。其義は貨幣たる貴重なる、銀と此れに準ずる高價品たる人蔘の兩者を合せ稱したる意味には非ず、元來本位貨無かりし此國に於ては、銀の必用ある時に方りては國の貨幣たりし國庫の

○此等純祖時代以降マデモ行ハレタリ。

米布を以て民間より銀を買入るゝと云ふ如き貨幣經濟と比して顛倒せる方法を取りしものにして。其銀の使用目的は上國支那との國交用と國家王室權貴商賈が支那との貿易上缺ぐを得ざる費途に充當するに在り。其國內用の貨として使用の風を生ぜしは僅かに宣祖の代に初まり漸次流通の額と其範圍を多く廣くしたり。然れども其受授の範圍は一定のスズに限られ一般士民が銀貨を使つて物貨を買ふが如きことは行はれざりし。之を古老の兩班に聞くに今より七八十年前に於ては家計に於て銀を使用することは行はれず。稀には小銀塊又は馬蹄銀を碎きたるものを以て使用する者ありし。而して銀の家庭に於ける必要は器皿女の頭飾具指輪等にして錢を以て銀房より買入れしと云ふ其貨幣として流通を初め一般に都會地の市民が之を貨幣として用ゆるに至りしは、今より約五十餘年前なりしと云へり。而して其銀と云ひしは日本及支那より流入せし各其外國貨幣と、國産の銀塊とを總括したる觀念なり。次に人蔘は支那に對する貿易上銀に代はるべき効用を有し特に北京に赴く一年數回の使節の行に於て旅費機密費として銀貨の代用としての役目を果したるものなれば結局銀蔘なる熟語は其効用の範圍に於ての貴重なる國の寶貨貨は貨幣の貨には非ずと

意味を有せり。故に此銀蔘なる觀念は國家の財政並勢道權貴富商大賈の私經濟に關係ありし外、一般民衆の經濟生活には緣故極めて薄かりしものなり。

第二に始終本位貨を有せざりし此國に於ては、國家は米布を以て貨幣に代用し、一般民庶は物々交換を以て事を濟したりとは言へ。日本支那の東西二大銀貨國の中間に介在し是と政治的經濟的交渉を有したる上に於てのみ、且支那の模倣に急ぎたる上流者の文化生活を爲さんとする上に於てのみ、銀の切實なる必要あり。其必要なる銀の十中の八九は皆人蔘貿易により日本より、後期は支那より流入したるものを以て充用せり。天の配劑妙なりとも謂ふべきか其必要の度の加はるに隨ひ人蔘貿易は隆盛に赴けり。若假りに李朝中葉より末期迄人蔘貿易無かりしと假定せば、朝鮮は到底其歴史の經過に見る如き文化の生活も國脈をも維持するを得ず。特に末期に澎沛として世界的風潮主として經濟的勢力の浸潤し來りし時代に於ては、一トタマリも無く經濟的窒息に陥りしやも知れずと、想定斷案するも不當ならざるべく。斯程に人蔘は朝鮮の經濟に重要な役割を果したるものなりき。

尙ほ詳しきは後段各項の所説により會得すべし。

## 第二項 朝鮮の貨幣制度

人蔘と銀との關係を説く上に於て、這般の事情を諒解せしめんとするには先づ朝鮮に於ける貨幣制度の歴史を説くの要あり。以下に其大様を記さんに、半島に於ては昔より近代迄貨幣制度を制定確立するを得ず。事實に於て貨幣が其本來の効用を完ふして、完全に僻邑山村津々浦々に迄普及流通したるは併合後の事に屬せり矣。それ等の歴史事實に付て先づ高麗時代より説かんに、第六代成宗十五年に鐵錢を鑄造し纔に之が使用を試み、七代穆宗に至り之を強制通用せしめんとせしも、侍中韓彥恭が錢に對し民庶の怨聲あるにより舊に依るべしとの意見を用ひ。僅かに酒茶食料品等の諸店に錢を用ひしめ、一般百姓は元の如く物々交換とせり。それより約百年の後十五代肅宗二年に銅錢を鑄造し、百姓に通用せしめんとし。同六年には銀瓶と云ふものを鑄造せり肅宗二年より二十七年の後の仁宗元年に宋より來りし使節の隨員たる徐兢が當時の見聞記たる『高麗圖經』に。

其俗居肆無し、惟だ日中墟を爲し、男女老幼官吏工技各其所有を以て用ひ以て交易す。泉貨の法無し、惟だ紵布銀瓶以て其直に準ず。日用の微物匹兩に

○日本永應元年西  
紀九八六年。

○人が丘ノ如ク集  
ルノ意。

及ばざるものは米を以て錙銖を計り之を償ふ。然して民久しく其俗に安んず自から以て便と爲す也。中間朝廷錢寶を賜予す、今皆之を府庫に藏す、時に出して以て官屬に示し傳玩す焉。

とある如き實情にして、一國の主都たる開城に於てすら物々交換を以て事を濟し、錢は流通せざりしなり。肅宗が貨幣の試みは其弟たる義天大覺が長く宋に求道修行したる時、支那各地に於て錢貨の流通せる情況を見、其利便を認め、歸還後肅宗に進言したるに動機せるものなれども、經濟生活の階段が宋に比して甚しく劣れる高麗には貨幣制度は行はるべくもあらず、終に停頓したるものなり。而して又銀瓶たるもの、遺物今日に傳はらず、其形狀は不明なれども記事より想定せば、馬蹄銀の如くに銀一斤を一箇に型を以て鑄造せるものなる如きも是は純然たる貨幣と見るを得ず。銀の地金を通用せる貨幣の卵とも謂ふべく、唯從前銀を貨物として交換取引に使用する時、一々量目を秤定せし其手數を省き一單位付けしものと見做すべく、徐兢が此を錢貨の外に置き物々交換の一と見しは理ありと云ふべし。此銀瓶も其後僞造多く行はれて流通を沮み舊の如く碎銀が行はれ、忠烈王の初には碎銀に銅を混へし不正の銀流通し之が

○明治二十九年。

○銀二十萬圓。

○刑法ハ明律ヲ遵用ス。

○太宗十年ニ更ニ一貫ヲ十匹トス。

禁令を發せし事實あり。忠惠王元年には銀瓶が大きに過ぎ取引に適せざるより小銀瓶を造りしも是亦廣通するには至らざりし。恭讓王の時には明の銅錢が都會地附近に行はれ、一方元の寶鈔ゴウに倣ひ楮貨と稱する不換紙幣を發行したれども、以上何れも一般に廣く流通するには至らざりし。

李朝の幣政を述べれば、經國大典に「國幣布楮貨を用ゆ」と國の貨幣の定めを明にせり。國初此の如く爾來金銀を貨幣としたること無し。李太王建陽元年に仁川に新設したる典圓局に於て少額の金銀貨を鑄造し、爾後少しづつ鑄造したる迄には金銀の國幣無かりき。紙幣は國初高麗末のものに倣ひ楮貨を作り、先づ百官の俸祿に、一部は米、一部は楮貨と各二分して之を給し。一方處罰を以て一般に強制通用を試みしも其流通常に滯滞せしにより。或時は米との引換を行ひしも、主權薄弱にして民に信用無き國家の不換紙幣が行はるべき理無く。公定價と市價の差漸く甚しく、世宗時代には遂に廢絶に及べり。銅貨は麗末に於て多少主都附近に通用せし明の銅錢が續いて流通せしも、太宗六年には明律贖罪の規定額銅錢一貫を實際の貨幣たる五升布十五匹に變更せざるべからざる程不通となり、其後纔に通用し、後絶滅したる如し。世宗十二年足利政府に使

せる朴瑞生が日本國內に遍ねく錢が通用し人の生活に利便饒き實況を目睹し歸還の後其實情を上啓し之に倣つて錢貨を鑄造行用せんことを請ひしも遂に行はれず。其後錢貨行用の議を唱へし者多し。仁祖年代に至り戶曹判書金薰國宰臣金堉の議により少額の錢を試用せしも人之を用ひず。孝宗顯宗の代にも亦少額の銅錢を鑄造し、肅宗二十一年には日本より八十餘萬斤の銅を輸入し從前に無き多額の鑄錢を行ひ。爾後歷代皆鑄錢を行ひ、漸々物納を錢納に代へ年を趁ふて錢貨の流通を見るに至れり。英宗の時編纂せし續大典には、經國大典の法文を改め「國幣銅錢を用ゆ」としたり。但平安江邊の七邑と咸鏡端川以北には用錢を禁じたり。李太王の代には錢の流通尤多きを加へたり。其間に於て實情より觀て錢害を唱へたる學者政治家も亦少なからず、其論者の要旨とする所は、高利貸の爲に資産を失ひ貧に陥る者多きこと、青苗錢の如く前貸行はれて農業者の搾取せらるゝこと、一般に奢侈の風を助長すること、眞面目に國本たる農に勉むる思想に害ある事等にして、此錢害とする所は實は錢の効用にして復錢の利とする所なれども。所有權も商業權も確立せず、一方貯蓄思想無く翌日の事を顧みずして負債を爲して一日の安きを貪るか如き思潮の下に於ては確

かに錢害ありしも事實なりしを認むべし。然れとも遲緩ながらも經濟生活の發達は錢を必用とする程度に進みて、英宗以來公税も幾分錢納となりて韓末に及びたりしが、白銅貨の濫造と其偽造の横溢は、大害を及ぼしたりとは言へ、錢貨の國內一般に流通する風を助けたる効ありしなり。而して韓末幣政の收拾すべからざる大紊亂となれり。

上述の如く李朝五百餘年間に於て韓末明治三十八年に目賀田顧問の拮据劃策により紊亂其極に達したる幣政を斬革し、貨幣制度を樹立する迄は眞の貨幣制度は確立せられず、隨つて圓滑なる眞の貨幣の流通を見るに至らざりし。而も其韓末に樹てられる貨幣制度も日本の後見的投資より成立したるものにして、嚴格に言へば自主的のものにあらず。何が故に國家として最必要なる此制度を打建て得ざりしか、或は打建つを得ざりしかを討究するに其主要なる原因としては、

一、國家の主權確立したること無く、其力甚薄弱にして常に動搖したること。  
二、地金ネの缺乏

金は今日に於ては年産一億内外に達せりと雖も、昔時は其礦穴を封鎖したる

を以て無きに等しく。銀礦は有りと雖も産額僅少にして國用の百一を充すに足らず。補助貨として必要なる銅も亦銀と同一なりしにより、兵器其他の必要量は悉く日本よりの輸入に俟てり。縱令金銀銅の産出無しとするものを國外より得る方途あれば貨幣制度の成立せざること無きに非ざるも、海外發展の嚴禁と私貿易の禁止により其途も無かりしこと。

#### 四 僞鑄の濫行

高麗時代に於て鑄規せる銀貨の胚卵とも見るべき銀瓶も、又李朝に於て度々鑄造せし銅貨も皆僞鑄盛行し。而も其非行者は官府又は權勢者に於て行ふものなれば到底之を防止するを得ずして、折角發芽せんとせし貨幣制度も其成長を腐蝕せしむるに至りしこと。

以上の外に最主要なる原因は、惡政と産物の貧弱により經濟生活停頓して貨幣を必要とする階段に迄向上發達し得ざりしことを擧げざるべからず。

#### 第三項 半島の經濟生活と銀

明治三十年時代に於て生來初めて銀貨日本を受取りたる山村僻邑の庶黎は、ためつすがめつ奇玩觀に耽り、中には之が受領を拒み却つて龜惡なる朝鮮の銅

○國產ノ銀鐵ニ迄  
毛鉛ヲ交ヘ北京人  
ノ指揮ヲ受ケタル  
コト後段ニ記アリ

ヨビテヨシ

貨たる大明き錢葉錢を喜びたりし云ふ。事程左様に人民共には昔より其當時迄銀貨には無關心なりしなり。とは言へ國家及上流社會は或る場合に於ては銀は生活上の必需品なりしなり。其銀の使途需用竝如何にして是を得たるかに就て高麗時代より概説せんとす。

黄金も亦上流に於ける必需品たりしと雖も是れは貨幣としてに非ず。其必要の度も銀より遙かに降り其數量も銀の千分一に達せざる少額の、頭飾品器具服飾品用として國庫に少量を儲へしものなれば、本章に於ては總て金に付ての事省略す。

### 第一目 高麗朝と銀

凡そ高麗時代に於ける銀の用途を精細に考察するに  
一、國用 此中に王室を包含す。

- (1) 上國への貢獻用
- (2) 臣下への賜與用
- (3) 崇佛上より佛像佛具僧の供養寺院への喜捨等の需用
- (4) 國家王室を包含すの支那との貿易用
- (5) 國家同上權貴の器具用
- (6) 貨幣の代用としての用途銀瓶地金用を含む

○李朝ニ於テモ大體眞ナラザレド一ノ三トニ無シ。

二、寺院用 高麗に於ては佛寺も亦財團法人とも謂ふべき一小政府の觀ありしものなれば其經營上權勢維持上銀を要する事ありしを推定す。

三、貴族並地方豪族の生存上の需用

以上各項需用の中、金銀其物を現物用途例へば金銀器の如きに使用せしものもあれど其大部分は貨幣の性質として使用したるものたるは無論なり。

以上の見地に依りて「高麗史」を通覽するに、其記載甚だ少なく一々史實に根據して之を系統立で説述するを得ざれども、其零細の記事により大體を窺知するを得べし。

(I) 上國への貢獻用としては、成宗元年に使を遣はして宋に金銀を貢し、顯宗五年には金に使を遣はして金を獻じ、同二十一年には宋に同上、靖宗四年には契丹へ銀及金銀器を獻じ、仁宗七年には金へ銀を貢し、辛禍五年には明の洪武帝より銀一萬兩、金一百斤の貢進を勅命せられたるに對し、鄭夢周を遣はし上表して、小國地薄ふして金銀を産せず、中國の知る所云々と其宥減を乞ひ銀一千兩、金三十一斤四兩を獻せり。

以上の外猶史に洩れたる貢進あるべきも、國家の經濟に影響を及ぼす程のも

のには非ざりしなるべし。

(2) 宗室文臣武官及び女眞へ銀并銀器の下賜は、各王の記事に散見すれども、此二項は經濟の許す限りに於て行はるゝものなれば、蓋し言ふに足らざるものなり。

(3) に付ては史に其記載を缺けるも中期以前に於ては、多少の額ありしなるべし。

(4) (5) は少額なるべく國內國外の貿易多くは物々を以てし、宋契丹等へは金銀を渡したることあるべきも、甚だ少額なるべく、又器具としては王室貴族の奢侈は、其程度の低きものにして、『高麗圖經』に、銅器多く金銀器少なしとある如く、是亦云ふに足らざるものなりしと考へらる。

(6) の貨幣の代りとして銀の使用に付ては、元宗以後蒙古に奉仕すべく、其重臣の接待、贈賂、元へ往復の費用としての、銀は蓋し相當の巨額なりしならむ。

肅宗の銀瓶、其後忠惠王の小銀瓶の製造としての地金用銀は、唯従前銀塊即碎銀と云ふものを使用せしものに、目盛を施したるに過ぎず。又一方碎銀に銅を交ゆる惡手段を防ぐ爲のものなれば、特に此制度創始の爲めに多額

の銀塊を要したりとは考へられず、假令之を要せりとするも、當時決してその材料の出づる途なかりしなり。且當時の社會狀態が此銀瓶制度により前より一段と劃期的に銀を要したりとは考へ得ざればなり。

二の寺院用と三の權勢貴族豪族等(高麗後期)が生活上時に銀を要したるも其量は多からざるべし、當時の社會狀態に於て平民等は貧寒素朴の生活を營み、銀の如きものを必要とせざりしとは言へ、寺院貴族等は臧獲(奴婢)米布牛馬其他の物品丈を以てしては、到底彼等の生存と權勢を張ることを得ざりしこと四圍の情勢より考へらる。結局國家同様、銀礦山の占領、權勢下より銀の誅求を行ひしものなるべし。

#### 金銀の需用に對し之を得る途

前項の記述を以て高麗朝に於ける金銀の需用の總目とす。而して後期に於ては支那との經濟關係に於て新羅時代と異り、銀の必要を増加せり。其需用を充すことに付て如何なる方法を以てせしか、高麗時代に於ては李朝とは異なり、他國より銀の入る途なく、唯僅かに、忠烈王の妃たる齊國大長公主が、松子人蔘を江南に送つて銀を得たる如き、其他王室商人等が宋貿易の行はれし期間に相當

○蠶川ノ銀モ此時  
既ニ採礦セラレタ  
リ。

の銀は入りしならん、又元皇帝よりの賜與最も多きは忠烈王の二十年に銀三萬兩を賜はりし如きものの外は皆悉く之を國內礦穴に得ざるべからず。顯宗二年に溟州上言す旌善縣銀を出す：とあれど銀を渴望する上より此以外各地に銀鑛を探して採鑛したること多かるべし、而して之れを得る方法は官營竝に貢納制によりしものなり。

而して國家が銀に缺乏を來せしことは、靖宗の七年に州府の年定貢銀二斤が地方官の怠慢により不納勝なるより其職責を果さざるものは罷免すると定めたる如き、忠烈王元年には國用不足の爲文武官より其品階に應じ二斤以上六斤迄の銀を徴したる如き、又同年には國庫彈竭銀を納めしめ官を授くとある如く、此れより以前には賣官鬻獄多く行はれ、之により銀を得る如き窮策に出でたるものあり。其他定貢の増誅等によりたるものあり。之を總説すれば、高麗に於ては支那との經濟關係に於て銀を要すること多く、銀は國家竝貴族が生存としての必需品となりし割合に、國內に於ては生産之れに伴はず。さりとて宋との貿易を止めたる後は國外より之れを得る途なく、終始銀の缺乏に苦めり。然りと雖も是が國家經濟竝國の財政を破綻に導く程には其經濟生活の機構が進展

し居らざりし故に兎に角して糊塗し得たりしなり。

## 第二目 李朝に於ける銀の必要増加と其缺乏

前に述べたる如く朝鮮に於ては國の貨幣としての銀貨無かりしと雖も、銀の必要は前朝に比し一層増加するに至れり。其主たる理由は支那の中央帝國たる明後には清を上國として奉仕し、王、王妃、王世子の冊封より國家の大事は皆悉く皆其制を受けたるにより、それ等の高等政策の爲銀を要すること多く、又頻繁なる相互使節の往來に於ても後段に説く如く多額の銀を要するに至れり。宣祖以後に至つては民間に銀を使用する風も漸く行はれ始終銀の缺乏に苦みたり。以上の事情に付ては以下に項を別ち説明すべし。

### 金銀鑛開發の封鎖

金銀に對する李朝の國策としては其礦場を出来る丈封鎖する方針を執れり、其理由としては數箇の方面より觀察し得べし。

一に上國たる支那の皇帝に對する關係 高麗朝に於て元ゲンより金銀を貢供すべく命令を蒙り、或は直接官を派して來り採礦を行ひ夫れが爲朝鮮の蒙りたる苦痛甚大なりしは忘るゝ能はざる所、向後上國の皇帝より、又元朝の時と同様に

何時其勅命あるやも知れず。之れに對する豫防政策としては、力めて朝鮮には金銀礦の存せざることを表示宣傳せざるべからず。其政策の第一の現はれとしては、明廷に對する歲貢金銀器の免除請願なりとす。貢物は小國の大國に對する絶對服従を表示する儀物にして、大國は之により收利を計るものに非ず。其額は、太宗實錄の記載によれば、白銀七百兩、黃金一百五十兩にして、苛重なりとは言ひ難きも、既に國初より國庫は金銀に缺乏し居たれば、之れが免除を受くれば、朝鮮は財政上利する所多きは無論なれど、免除の奏請の主眼點は現實の問題と共に將來歲貢の苦痛並びに元の行ひし如き採礦命令の豫防に在りしと觀察すべく。此の多年の懸案は、世宗十一年に王が王弟を遣はし、金銀は朝鮮の國産に非ずとし、永く免除を受け、其代りに白綿紙を以てすることに結着せり。此時より北京に赴く朝鮮の使臣は貿易盤纏用に銀を携帶することを遠慮して、銀二千兩の代りに人蔘八包を携帶することとなり、其内規は宣祖の時迄行はれたり。是實に人蔘が銀の代用を勤めたる最初のものなり。

以上の對策は其問題の落着後に於ても尙ほ歷代を通じて行はれたり。宣祖三十五年に戸曹が國用に困み、國內金銀礦の開發を爲さんとせし時、王は之に反

對し海を煮鹽のこと、山を鑄るは(礦物のこと)民を裕にし國に足さんとする爲なり、たゞ利源一たび開かるれば弊害必ず影の如く從ふ。三秋桂子が等閑の字句すら尙能く金虜が馬を吳山に立つるの志を起したり、況んや若し我國處々銀礦あるの說敵國に流入せば豈流涎鞭を投ずるの志なきを保せんや況んや。中朝の太監(宦官の頭ら)は十三省に分據して大に銀坑を開き鑄銖の利に盡しつゝあり、若し我國銀山の說を中朝聞知し、官を設け礦を開く事前朝の如くならば、此の難事に際し如何に處せんや其れ舉行する勿れと、諭旨して此議を却け行はしめざりし。

宣祖三十八年戸曹判書申湜奏して曰く、楊州に地銀を産する所ありまさ此磬竭の日に當つて民に採取を許し官家收税すれば則公私兩便なり矣云々。司課李德洵曰く、嘗て聞く我國の名山銀を産せざる無し。三國より今に至つて採取の者只端川の銀、則他處亦銀穴多しの言未だ信すべからず。且前朝末中國貢むるに銀貢を以てす、鄭夢周奉使入奏僅に蠲減を得代ゆるに土物を以てす進獻繼ぎ難きの故也。申欽曰く、我東方銀鑛多し故に麗末中國に需索せられ民食に堪へず我朝初年しばしば奏して上貢の免を得、上貢既に免せらるれば則之を國貨

と爲すべからず、故に列聖遵守し遂に採銀の路を閉づ云々……。

〔以上各王の實錄〕

又「象村雜錄」にも、物貨之通塞亦自から時あり我東方銀礦多し、故に麗末に中國の需索を被り民は命に堪へず我朝の初年數々奏して上貢を免るゝを得。上貢既に免せらる則之れを國貨と爲すべからず、故に列聖遵守し遂に採銀の路を閉ぢ之を令甲に著く。吾官赴京の時、もし私かに齎らして以て渡る者あらば則ち罪して誅するに至る……云々。

「芝峰類說」に國朝銀禁甚嚴なり、天使接待亦土物を以て禮と爲す已。壬辰變後防禁遂に弛み市井の民銀を以て貨と爲す、自後此の弊濫觴す。頃年太監劉用兩天使出來の時銀子累萬兩を刮取す國內を掃つて以て去る。近きは則往來の差官求索亦甚だし云々……。

二、農事の荒廢と亂民の集合の防止 金護軍の篩金論によく其要領を盡せり曰く吾東八路皆黄金を産す、其之を禁じて採らざる所以のもの二弊ある爲なり、一に曰く妨農、一に曰く召亂、其妨農と謂ふは何ぞや採金者必ず水に臨みて之を淘す此れ寒月の能する所に非ず、故に必ず春夏に於て之を爲す、愚民利を重んじ

本を捨て、末に趨る耕耘時を失ふ此れ一弊也。其の之を召亂と謂ふは何ぞや、税金の法本と人額を計る、故に額多ければ則ち税多し額少なければ税少なし、此故を以て監探の人其募探の日に方つて來歴を問はず多きを貪り蟻聚鳥合亂雜統無く亡を藏くし奸を匿す虞到らざる無し：云々。

礦山へ無賴の徒の匿入集合することは、昔より近代迄行はれし事實にして、現に純祖の時洪景來が嘉山郭山の金山に於て礦夫を煽動して大亂を起し、嘉山・博川・泰川・宣川・定州等を荒らして二箇月を要して漸討伐したる事實あり。又滿洲には明末より清朝にかけて砂金を採る人間を金匪と稱せし程に、彼等は無賴漢の集合にして朝鮮の國境方面に此流れを汲む團體の時に進入し來るあり、之れが制馭に苦める苦き經驗を有せり。

又金礦には兎角利の多きに農事を廢して赴く者多く、爲めに苛重なる夫役の苦より脱し得る利あり國家より見れば二重の損害を蒙る結果となる。正宗末年に左議政の沈煥之が採金を禁ずる事を請ひし時、王は顧れば今末を逐ふに習つて本を務むるを恥と爲す本に反つて末を抑ゆるの政を行はざるべからず一邊「農政綸旨」を頒布し一邊游食射利に任して可ならんやと八道に申諭して、店、店

とは鑛山の在る所に收税の爲官吏を派遣したる處又私人の經營の鑛山の其人の集合せる所をも店と云ふを革罷して其人民を故郷に歸らしめ農業に就かしまたり。

以上の理由により金銀礦を封鎖したれども此政策は下に記すが如く種々の矛盾を生じ到底完全に遂行することは事情の許さざるものありし。

法令としては續大典に諸道産銀の處店を設け收税私に銀を採る者己の身を限り島配：と規定し。後に又：戸曹及中外營邑に論無く如し朝廷に稟せず新に銀店を設くる者道臣以上は罷職守令以下は拿問：と追加せり。

### 第三目 李朝に於ける銀の用途

自作自給による農本主義を立國の策とし力めて商工業の發達を抑制せる李朝歴代爲政者の方針は儒教により培はれし唐虞三代の古き思想にして生活簡易なる太古にこそ適すれ。苟も經濟生活發達せる後代に於て國家を進運に導かんとする方策とは到底相容れざるものたり。李朝は歴代を通じて此矛盾背馳を敢てしつゝ自から苦めり。銀に對する誤れる考へ方も基く所茲に出發したる經濟政策の空虛を暴露せるものなり。

其開國の當初は生活質素にして國計多端ならず。且つ太祖が麗末武臣時代に自己が他日王たるべき時の用意として斷行せし、豪族の私田沒收により國家の財政に餘裕あり、二十萬石の租稅收入と他の貢物を以て國計を支へ得たり。此時代に於て國が必要とする銀量は多からず、高麗末の制度を襲套して產地地方官をして貢賦として納付せしめ、銀正郎と稱する官に司らしめたり。而も其後金銀の不足に苦みたり。太宗十七年に工曹が金銀を備ふる術に付て啓し、明へ歲貢の金銀は五六年の儲にして盡くべく、產地の地方民は勞を恐れ隠し告げざるあり、各道に令し賞をかけて發見せん：云々。とあり、世宗の代に至つて一般の生活稍進み國費も膨脹せるも、同十九年に金銀の價貨幣としての價に非ず物品としての價が隨時加減し公私一定せざるより其價を。

○此品等ヲ純分トセバ布トノ換算率合ハズヨキ加減ノ品等付ケナルベシ。

金一錢

七品	正布一匹
八品	同 一匹十七尺五寸
九品	同 二匹十七尺五寸
十品	同 三匹
七品	正布一匹十七尺五寸

銀一兩

八品	同	二匹
九品	同	三匹
十品	同	四匹

と定めたるより考ふれば、一般に布が貨幣として通用し、必要の時布を以て金を買入れし情況を觀得べし。

其後に於て銀の需用は漸々増加せるも其流通の必要性は上流に限られたるが。宣祖の代に至り壬辰の役興り援軍たる明の將卒が軍費として多額の銀兩を入道の地に播費せしより茲に劃期的に銀が民間にも流通するに至り。此後民間に於ても漸く銀の必要を感得するに至れり。「象村雜錄」に：壬辰倭亂により中國銀を以て我國に頒ち賜ふ軍糧軍費亦皆銀を用ゆ此れを以て銀貨大に行はる。上國と通貨の禁廢して擧らず市井賣買の法他貨を雜へず皆銀を用ゆ而して銀貨翔貴閭閻子母を以て大利を牟す(高利貸)云々：とあるに徴すべし。

其用途の中主要なるものを更に再説すべく、第一に擧ぐべきは支那上國に奉仕する上に於ての高等政治に支出すべき銀にして。其額は鉅大に上り時に國家の財政上到底調辨し得べからざる難局に當面するに至れり。之を區別すれ

ば。

一、北京政府に使節一行多きは三百人以上に達し  
少きも一百人に下らずを派遣する時に當り其旅費並機密費としての銀の支出

機密費は稟奏辨誣篡奪其他事情ありし王位の繼承の時の册命等事の重大なる案件に付ては最多くを要したり。又銀の缺乏より旅費に人蔘を銀の代用として充用せしこと屢に述べたる如し。

二、北京政府より來鮮する使節一行に對する接待費用並賄賂の銀

明末に於ては本項の費用の銀は國の儲蓄を傾けて猶足らざる程の鉅額に上りしことあり。當時明に於ては官場腐敗し朝鮮に赴く使節は朝鮮よりの搾取を目的に多額の賄賂を納れて其役目を買ひ而して任に來る者にして、其元本投資を償ひ尙自己一代の計を爲すものなれば、銀人蔘其他の物資を出來得るたげ殘酷に搾取せり。其最甚しかりしは左の如し。

宣祖三十五年三月 明の詔使顧天峻 銀蔘の量不明、實錄に蔘銀を擄掠し錙銖を残さず朝鮮の一域  
兵火を経たる如しとあり。

光海即位の年六月 明の差官嚴一魁、萬愛氏 銀約一萬兩・人蔘五六百斤。

光海元年四月 明の詔使熊化 銀蔘多額量不明。

光海元年六月 明の詔使劉用 銀二萬七千兩・人蔘推定千餘斤。

光海六年九月 明の差官劉某 銀蔘多額量不明。

光海十三年四月 明の詔使劉鴻訓、楊道寅 銀七萬兩・人蔘二千一百斤。

仁祖三年六月 明の詔使王敏忠、胡良輔 京城のみにて銀十萬七千兩・人蔘二千一百斤。

仁祖四年六月 明の詔使姜白寅、王蔘升 銀不明人蔘五百餘斤。

仁祖十二年六月 明の詔使盧維寧 銀二萬兩・人蔘一千四百斤。

右の如き巨額の銀の調辦は當時に於ける朝鮮財力の堪ゆる所に非ず。苦心慘愴悲痛憤慨智謀を傾け國庫儲蓄の米布を拂ひ盡し、民間より銀を買入れ尙足らず或は百官市民に銀を課し或は椶島の毛文龍より借入る、等百方苦肉策を講じて漸く窮通したり。彼等が人蔘を目標とせるは銀の代りとせるものにて、銀は貧乏なる朝鮮に於ては搾取し得るに限りあり、其限度迄を誅索し猶足らざるを人蔘にて補ふ目的に出でたるものなれば、歸還後直に市に賣つて之を銀に替へたり。

### 三、國王竝官廳の北京貿易の資銀。

四、私的には上流階級の北京に於ける私貿易の資銀、其私貿易には自己に必要な織物其他の物品を買ふものと營利的のものとのあり。

○詔使ノ來ル報アリヤ官民色ヲ失ヘリ又銀ノ値段忽騰貴シ國庫ハ布ト米ニテ之ヲ買フ上ニ大ナル損失ヲ受ケタリ。

○三、四項ニ付テハ第五章第二節ニ詳説セリ茲ニ説ヲ省ク。

五、右の外私生活に於ける賄賂其他銀ならでは用を達し得ざる費途。李朝の後期に於ては兩班亦其私的生活に於て銀を必用とし、其需用は賄賂にまつ止むを得ざる手段を執りし者も多かりし。

○晉書魯褒傳ニ褒  
錢神論ヲ著ハシ曰  
ク之ニ觀ムコト冗  
ノ如シ字アザナ  
シテ孔方ト曰フ。

「象村雜錄」には朝廷上の墨吏相賄ひ此を舍くに由無し、官爵除拜、刑獄宥免、但之を以て紹介す、甚だしきは金門を排し紫闥に入る、晋の孔方と相甲乙す、其世變の流を易ゆる遏め難きを見る云々：：とあり。又四五年來武官蔭官大小の差除貨賄を以てす、而して市中の賈豎之れが主となる、もし人あり某を圖らんと欲せば、則ち市賈先づ銀若干を發す：：。「仁祖實錄」元年三月：：光海の時、兵水使及守令の賣官大邑は二三千兩到任の後、銀を民に徵す、民赤空、八方肅然たり。

○權ハカリ即察  
心得トデモ云フベ  
キモノ。

「亂中雜錄」に除拜の郡守、邊將、內職、外仕、銀程、洞開多少の限あり、吏判は、則ち價高し、上は監兵水使より下權、察訪に至る、千兩百兩皆分數あり：：云々。

此外正史野史に、同様の記事多し、結局李朝後期の官吏は、生存上已むを得ざる手段として收賄し、一般より之を默認したり。一面より見れば、京城は賄賂により立つ都とも云ふべきものありし、保護政治以後、其途杜絶し、一時不景氣となりしと云ふ。

而して人蔘も亦銀の代りとして賄賂に使用せられたり。「銀蔘を賄ひ」云々とある記事往々文獻に發見す「燃藜室記述」に戸曹判書孝純は人蔘を光海君に賄ひ其地位を得たり、人あり詩に題して山蔘閣老と曰ふとある如きものなり。

以上を以て國家竝私人の要する銀の使途に付て其大略を述べ了れり。

#### 第四項 李朝に於ける銀の供給

前項に於て述べたる銀の需要に對し如何にして之を供給せしかを本項に於て説かんとす。其中最大なるは日本より輸入せられたる銀にして悉く人蔘貿易に依るものなり。而して支那との北京貿易中江會寧慶源柵門瀋陽等の貿易に於ては朝鮮の銀は皆先方に吸收せられ一介の銀をも此方面より輸入したること無し。其理由は先方に賣りて銀を受取るべき貨物一もある無く買一方にして人蔘の如きも其買方の銀の不足を補ふべく用ゐられたればなり。後期の紅蔘貿易は別たるを以て第七節に於て別に説敍せり。

日本より輸入したる銀は足利時代の少量のものを除き他は全部對馬の東萊貿易公開の貿易及密貿易に依るものにして、文祿慶長役後所謂己酉條約による貿易より初まれり。初期に於ては此銀は絲反物ドレス其他物支那人蔘の三品の代として拂はれし

○慶長十四年徳川  
二代秀忠朝鮮光海  
君元年。

○日本ニ於ケル人蔘ノ需用増加ニヨル。

○日本天文七年足利十二代義晴。  
○冬尙。

も延寶以後は殆んど全部人蔘の代として拂はるゝに至れり。此前三利時代に於て日本の銀が初めて朝鮮に入りし事實の文獻に現はれしは、中宗實錄三十二年十月の條に：：戶曹は政府と同議し王に啓して曰く、小二殿の使銀鐵銀のこと三百七十五斤を持し來る、之を五升綿布(一升は其タテ糸の數八十本五升布は四百八十本のタテ糸の布五升布は國の通用貨布の標準)と換ゆれば四百八十同となる(一同は五十匹)今若し悉く公買を許さば則ち日本(足利のこと)及大内殿亦皆之を利とし多く銀鐵を以て之を別幅に附し稱するに商物と爲し以て公買を求むれば則ち國用の布物久しからずして虛竭せん誠に細慮に非ず云々：：。王は其銀の三分の一を買用せしめ、爾後は銅鐵鉛鐵外は持來する勿れと命じ、此の趣旨を他の諸倭にも轉諭せしむることとせり。

同王三十七年二月、足利義晴の使僧安心東堂は銀八萬兩を持來せり、此時司憲府は啓して曰く倭奴銀を齎らし買貨すること近來に始まる。彼れ我國奸細の徒に縁り潜かに造銀の法を習ふ(鉛を以て銀を作るの法を中宗の時慶尙道の者より倭人に教へ、夫れより倭人續々銀を持來せり云々と「稗官雜記」に出づ此れは訛傳也)此れ無窮の弊を致す、八萬兩の銀を齎らし來ること未曾有のことなり。

○日本銀産ノ増加ニヨル。

彼之れに由りて我心を試むるなり。若し之を買せば國儲一舉に盡くべく。諭して浦に留め京に輸せしむる勿れ：云々。司諫院は啓して曰く、日本通信を名とし、商物を多く齎らし、銀八萬兩に至る、寶物は民衣食すべからず、實に我國に無用とす、綿布は民の頼る所有物の物を無用の物に買す、其弊甚だし：云々。

本件は廟堂の大問題となり、一時其銀は上京途中仁同に置かしめたりしが一行中十五人の日本武士が之を晝夜監守せり、結局其中一萬五千兩丈京城へ輸送し貿易を許すことに落着せり。

當時僅に八萬兩の銀を受入れ之を消化する力無かりし程に國の財政に銀を要せざりしなり。

其後も足利の使を派したる時には少額の銀は輸入せられたりと考ふるも、右記事にある如く此時代朝鮮に於て餘りに多くの銀を必要とせざりしなり。

徳川時代に於ては最早朝鮮に於ても銀を必要とせし時勢となりしにより、對馬貿易により入り來る銀貨は本位貨無き朝鮮の通貨となり、其銀融を助けたること幾干なるやを知らざるものあり。銀融を助けたりと謂ふよりは其銀融の全部なりと謂ふも過言に非ざりし。而して經濟識見毫も無き爲政者は意識的

に此貿易が朝鮮を利せるを曉らず、動もすれば事に逢ふ毎に云爲して出來るだけ此貿易を制限し輸出の人蔘も其斤量を法令を以て少なかるべく制限せり。故に此銀融を助けたる功の一半は朝鮮側の密貿易者にも頼たざるべからず。此時代如何なる銀貨が何程日本より朝鮮に流入せしかを考察するには貨幣の種類に於ては

△慶長銀 純分八〇・ 重量六〇匁 己酉條約後より元祿改鑄迄。

△元祿銀 純分六四・ 同 元祿改鑄直後四年間通用す。

△特鑄銀 純分八〇・ 同 元祿銀は朝鮮商人等兎角受取らざるにより、幕府は特に對馬の貿易用として此銀を慶長銀の位に鑄て給す。

△正徳銀 純分八〇・ 同 正徳改鑄より元文元年迄。

△第二特鑄銀 純分八〇・ 同 元文銀は朝鮮に受取らざるにより第一回特鑄の例により改鑄して給す通用の終期不明。

△元文銀 純分六四・ 同 第二回特鑄銀を罷めたる後文政年代迄に僅かに少許通用したる如し。

以上何れも周邊不規則の楕圓形右六者共に各異りたる刻印式の型字表裏にあり。

△元文銀の小形圓状のもの 純分元文銀に同じ僅に通用したる如し其期間不明。

△五匁銀 純分四六・ 重量五匁 同 上

○己酉ハ慶長十四年徳川二代秀忠ノ時。  
○下記ニ付テハ第六章ト參照スベシ

△明和一二朱 長方形 純分一〇〇 重量二三匁 純分の外は右同

朝鮮に於ては日本より入りたる銀を總て丁銀と稱したり。何故に斯く稱したるかを按ずるに足利時代朝鮮に入りたる銀量目四十三匁の形は大抵右四者と相似たる室町殿丁銀と日本に於て稱せしものにして、此名が傳はりしにあらざるなきか。尤長崎貿易に於ける日本銀を同地に於て丁銀と稱せしこと長崎會所の文書中にあり。

又朝鮮に於て右八十純分の者を八星銀と稱したり。尙此稱は日本銀貨に限らず八十純分の者には通じて用ひたり七十純分を七星と稱す星は成なり純分を云ふ。

『萬機要覽』に：：丁銀は銀七銖。三即倭銀は棊子の如し故に棊子銀と稱す又犬舌の如し故に介西銀と名く：：とあるは前者は小粒圓形のもの、後者は楕圓小判形のものなるべきも何れを指したが明かならず。

『續大典』には：：七成を丁銀と爲す十成を天銀と爲す新舊一體に行用：：とある丁銀は朝鮮礦銀也。

其數量に付ては朝鮮側には確たる記録なきも、『對馬文書』の記事を材料と

○銖ハ誤リ銅也。  
○介ハ介(犬)西ハ  
州(舌)ノコトナリ

して大様を想定すれば、最多く銀の入りたる延寶年代より享保年代迄約六十年間に計二百五十餘萬兩<sup>十五萬</sup>以上<sup>餘貫</sup>に達したりと推測せらる。

### 第五項 對馬貿易の衰退と朝鮮の銀融必迫

對馬の受取る絲反物は支那南方產地より北京に送られ、之を朝鮮側が北京より買ひ來り暴利を貪り對馬に渡すものなり。長崎に於て支那商人と大量に直接取引するものが對馬のものより廉なるべきは當然なり。長崎の絲反物貿易活潑となると共に對馬の此貿易は衰へざるを得ず、加ふるに日本に於て人蔘の栽培發達しては復之を朝鮮に多く買ふを須ひず。玆に於て東萊貿易漸く衰へ隨つて日本より銀の入る路絶ゆるに至り。延ひて朝鮮の銀融必迫し即ち通貨の缺乏と云ふより皆無に近き状態となれり。元來日本より入りし銀は殆んど悉く北京に入り、朝鮮に必要な貨物と對馬と貿易用の絲反物買入の資となり、此絲反物と人蔘により對馬より銀を得、環の如く循環せしものなれば、此路絶へては苦まざるを得ず。

△使節か年數回北京に赴く旅費機密費の缺乏。

△國王竝各衙門に於て行ひし公けの性質を有する貿易の不能

△同上私益的のもの、同上。

△通譯及日本支那雙方に關係ある商人の凋落。

を招來せり凡そ歷代を通じて此時ほど朝鮮が銀に苦みしことは非ざるべし其の内情の詳細は以下文獻の記事に譲り、贅筆を省くことゝすべし。

(1) 元和の頃より既に日本の銀が北京に轉輸せられし實例

△光海君十年七月、王は宣政殿に御せし時：倭人の東萊に留館する者近來甚多く千餘名に上れり。人蔘鷹等彼等の請求する物品を戸曹より早く下送し滯留せざる様にすべしとの慶尙監司の啓に付て承旨李命男曰く、潜商倭と相通じ倭より受取たる銀を賚し北京に赴き物貨を買來し來り之を渡し然る後始めて還る故に長き滯留となるなり：。〔光海君日記〕

(2) 對馬貿易衰退前に於ても都合により日本の銀が來らざる時に朝鮮の銀融必迫の例

△仁祖二十二年戸曹判書鄭太和啓す、以爲らく在前赴瀋の人紙草雜物を以て銀に換へ以て來る。今は則ち燕京ペキチンに入る者必ず銀子を賚らす、日本の銀亦前の如く通用せず、前頭國中儲ふる所の銀將に盡き餘す無からんとす極め

○瀋ハ奉天並初滿朝ノ都アリシニヨリ此處ニ赴ク國使○タバコ南草ノ略

○漕(時ニ金ト稱ス)ニ仕フル上ニ銀ヲ多ク要スルノ意。

○煙草。

○百字符？

○京城各官廳官吏が公銀ヲ貸付ケ利息ヲ取り居リシ銀ヲ通譯ニ融通シ其營利的貿易ノ資トナシ居リシモノナリ。

て慮るべき也。請ふ廟堂をして其數を酌定せしめんことを、備局回啓す、銀は土産に非ず而して近來赴京の人必ず銀子を備へて行く、國中公私の儲將に久しからずして盡きんとす。宜しく禁防の舉有るべし、而して目今事務多く拘碍あり、一切の法亦行ひ難し。依て入藩の時南草の例に依り員役の所持定めて五十兩と爲し商賈牟利の輩各別嚴禁の事受教。〔通文館志〕

△顯宗四年三月、端川産出の銀のみにて國內通行不足し使臣の北京に齎す外銀を齎すこと一切嚴禁す。〔顯宗實錄〕

△肅宗三年八月、大司諫李元禎言ふ、比年燕に赴く商賈の車輛前に倍蓰數十里に彌互す。此れ八包の法廢し閣き商賈の銀を齎す限節有る靡きが故也。

賈する所の唐貨倭館に轉販す、倭館の物力抵當する能はず、自今倭人の未だ償はざる者百萬餘兩、此れ皆各衙門息を生ずるの物、而して收捧<sup>ツキトル</sup>期無し。八包の法を申飭せば、使も煩雜の弊無く可なるに似たり矣。王は命じて嚴命申飭せしむ。〔肅宗實錄〕〔通文館志〕

(3) 對馬貿易衰退後朝鮮の銀融必迫の例

△肅宗三十八年上使朴鼎成副使閔鎮遠書狀官柳述等北京に赴きし時の副使

○王ニ申上面會ヲ願フコト。

○清國ヨリスル朝鮮國使館衛ノ官及通譯官。

○一行中通譯ノ貿易。

○日本ノ銀貨東來ニ來ルコト。

○判任級ノ通譯。

○換算。

の日記たる、燕行錄二月二十三日出發前の條に：：、食後三使臣請對入侍す蓋使行彼に至るの後護行胡差及通官等の處に銀貨を贈給するの規あり。其數多きは數千に至る、行中員譯商賈等賚す所の銀貨に就き參酌收取して以て用ゆ。而して近來倭貨順はず譯輩貧殘にして賚す所の銀貨甚だ些し故に前後の使臣皆啓して各衙門各軍門の銀貨數萬兩の貸給を請ひ以て彼中の需用に備ふ。渠輩の買賣今の行亦啓請して允しを蒙る、而して備局有司堂上金令達甫、力之を沮む、以爲らく南貨將に出でんとす決して許すべからず。蓋吾輩が譯輩の爲に生色を欲するを疑ふなり。時に三公獨り右相趙公あり相遇ふ、而して趙公は凡事裁判する能はず上使送言すれば則以爲らく使行空手にして去るべからず吾當さに之を許すべし。金令送言して言ふ則ち違ふ能はずと、覆終論啓し防塞し使臣を侵斥す吾輩已むを得ず請對し更に稟す、上は許さざるべからざるの意を以て叮嚀下教す。

△肅宗三十九年六月、司諫院の論に：：、牟利の大賈赴燕の象胥、或は轉販に或は路資に誘し、兵曹司僕寺及各軍門の銀貨を多數に貸去し。還來の後直ちに償納せず、或は物貨を以て納むるを願ひ甚しきに至つては、田土家舍を折

●價して償を請ふ、所謂物貨未だ免せず、太平本を失す。右貸去一切禁斷せん之に從ふ。

△肅宗三十九年閏七月、謝恩使臨昌君焜副使權尙游請對。尙游曰く、使行の時賚去る公貨備局より式を定む、節使は限るに官銀二萬三千兩を以てす、而して別使は則ち明白の定數無し。銀貨の用は多く、方物入呈の時に在り、節使の物は只三起、今の行は五起に及ぶ。此れ宜しく優數持去るを許すべし、而して公銀を譯鞞に收斂する事苟難に該る、而して目下萊貨未だ來るに及ばず、若し公貨を得ざれば、譯鞞空手にして去るを免れ難く、收斂之道尤も難し矣。王は廟堂をして稟處せしむ。『以上三肅宗實錄』

△英宗八年十二月、謝恩使兼進賀行書狀官韓德厚聞見事件北京より歸還後王に申上げしもの、使行の往來弊端一ならず、而して其本を究むれば、則ち専ら銀貨一節に在り。若し今に及んで變通せざれば、則ち前頭の虞實に説くべからざる者あり。臣等の行を以て之を言へば、去來費す所の銀三千餘兩の多きに至る、此皆員譯八包に收斂し、以て其用を充す。夫の節使は則ち每歲一往、別使亦間ま或は有之、有限の財を以て已む無きの求に充つ、是れ繼ぎ難きの道。況んや一使の行

○通譯ノ貿易モウケヲ宛ニ公費ヲ出サシム。

○菜市トハ對馬ト  
ノ貿易ノコト。  
○地部ハ戶曹ノコ  
ト西路云々ハ平安  
邊監司ト兵使ノ居  
九官廳軍營。  
○北京ノ物價。  
○借錢。

○八包規定ノ銀以  
外携帶ヲ禁スルノ  
意。

八包の銀多きときは則十數萬兩少きも七八萬兩に下らず。車載馬運唐貨雜物を易取し卒に消融に歸す。我國銀貨の土産既に鮮し専ら菜市に賴る而して此亦限りあり。即ち今内にしては地部各衙門外にしては西路監兵營擧げて皆瓶傾す蓋し此に由る。且近年燕價其價漸く踴り員譯輩公私債を負連し毎に輒く利を失ふ。蓋し彼中商賈南京の物貨を轉輸し我國の使行を待ち大賣買を做す。初めは則直を平かにし相貿せり人心漸く點に巧僞日に滋し。謂へらく員譯輩既に遠路駄載して入る勢ひ未だ空還すべからずと、遂に稍々價を増して之を要す、逐年倍蓰す。八包を嚴禁絶へて銀貨を送らざれば則ち其弊自から除かん。

△正宗七年九月大司憲洪良浩は上疏して曰く、我國に挾む所の貨は惟だ銀を長物と爲す。而して前には日本の銀貨が東萊貿易により流入し來り、是が國內に流通して結局は北京に入り貨物を買ひ來り、是を東萊にて日本に賣る。故に銀貨は環の如く回轉して朝鮮の銀融を助け朝鮮には失ふ所無かりしも。近來東萊の日本貿易振はず銀の入る途杜絶し、其代りとして使用する國産の礦銀は一度び鴨綠江を渡れば永く還り來らず。國中の銀は日

に減少するのみなり。試に臣が前日北京に使節として赴きし時の行に就き言へば、員譯の包銀は大半は空虛なり、商貨の枯渴推して知るべし。今の計政は宜しく稍北人の銀を節し以て年々の貲に備ふべし。而して盤纏公用は減すべからず、員譯八包の定額缺くべからざる也。寧ろ其交易の物に就ては實用の需に換來るあらば則ち猶互市の本意を失はざる也。

△正宗十六年十月、國法燕に赴く譯官皆包銀を帶す、堂上官三千兩、堂下官二千兩而して貧にして以て自帶する無くば商賈の銀を以て其包に填め十に一を取る、以て盤纏交易の資と爲す蓋し商賈に私帶を許さざる也。英朝丁卯以前は清人は倭人と互市に與からず、故に倭人の唐産を買する者必ず之を東萊に求む、此を以て萊府の銀は他處より甲カウし國中に行はるゝ者多く倭銀國中の諸礦産亦豊かなり。而して燕に赴き交易を許さず。其後清人倭と互市す倭人直ちに長崎島に至り交易して復東萊に向はず、是に於て遂に専ら礦銀を用ゆ。産亦昔より漸減す、此れより國中銀大に絀る。而して商賈皆雜貨を以て銀に折し包を充す、而も常に準ずる能はず。譯官遂に利を失ひ年に益困み世譯の者多く捨て、他業に轉ず。上は其弊を採はんことを

○英祖二十三年。

○日本ノ地理ニ暁ク九州各地ヲ皆島ト思ヘリ。

○換算ノ銀兩數ニ

違セス。

○通譯ハ皆世襲ナリ。

思ひ未だ得ず。是時譯官輩或は清錢を質し國中に通行するを願ふ。

以上「正宗實錄」

△倭館開市の後燕貨我國より萊府に流通し倭と交販す故に丁銀の來る者極めて多し。公私需むる所皆之を以て用と爲す各衙門亦多く備置す。使行勅行に礦銀を用ゆるを禁ず倭國長崎島より通船の後丁銀絶て我國に來らず。而して各衙門尙餘儲あり故に毎に勅行に當り戸曹啓して請け得用ひ支頼す。「萬機要覽」

#### 第六項 東萊の對馬貿易に課する税銀其他の銀收入

「倭人接待事目」に顯宗十四年二月是月倭館收税關員張時翮七朔の内所收の銀八千百三十餘兩ありしことを記せり。東萊の倭館貿易に戸曹より收税員を派し立會せしめ徵税することは英宗十二年に編輯せし「續大典」に法文として初めて載せられたり。實行は之れより前なり其收税の始期は不明なれど顯宗代より餘りに遠くは遡らざるべし。蓋し對馬貿易の盛となりしは此前後なればなり。而して此税は買方の日本人より徵收したるものなるか其税率不明なり。課税物件も人蔘絲反物等の銀取引にのみ課したるか又物々換の銅水牛角胡椒

○前二東萊人蔘取引二十一ノ實物税ヲ徵收ス。

等等にも課したるかは不明なり。税額の多きより見、則月平均約一千百六十兩となる之を十一の率より以上の税と見れば如此巨額の貿易は行はれざりしものなれば、對馬の買方と朝鮮の賣り方との私貿易物全體に課したるものなるべし。此金額銀約一萬三千九百兩國庫としては相當多き收入にして銀の供給に寄與する所ありしものなり。

英祖九年十二月、戶曹判書宋寅明啓す、戶曹には全く銀貨の出處無し、萊館の收税を以て用を補へり矣。近來此銀年々減縮して様を成さず、此れは東萊府が心を盡して收納する能はざるの致すのみにあらず、且つ商譯被執の價銀は皇曆冬至使兩節行の時其費用として送付し來るの例にして、此れは既に百年を累ぬるの定制なり。昨今年節の行の銀は端無く限を過ぐるも東萊より送付し來らず、一度其送付の期限を過ぐれば北京行の商譯は北京に於ける一年の貿易の利を失することゝなる。商譯の失利は姑く論外に措くも、公貨の狼狽する者無しとせず。聞く所に依れば右節行に充つる銀は對馬より持來るも、倭館の倭と訓導別差等密かに共謀して未だ來らずと稱し、間道より直ちに義州に送ると云ふ。此の如きは關係甚だ重し、王は曰く東萊府使は重きに從ひ推考し、訓導別差は拿

○使行等ノ盤纏ニ  
給スル銀ノ外ノ權  
密費的ニ使用スル  
銀。

處すべし。

此税銀の外に「度支志」には江界寺奴の貢布を銀に替へたる六十二兩及渭原寺奴の同上二十六兩<sup>年額以上</sup>を掲げあり。何故に此二所のみ布貢を銀貢とせしかは不明。其外空名帖の買却と贖罪に銀を徴したるものも中にあるべきも、云ふに足らざる額なるべし。

註 空名帖とは借脚と稱し實職に就かざる空官名の辭令書を賣るものなり。宣祖以來國費缺乏の時屢々行はる。此の代價は穀物布錢等を以てしたるものなれど中には銀を以てせるものあり。

### 第七項 官の採礦銀と礦税の銀

如何なる土產品にても之に對し收斂の狼眼鼻目を光らし決して見落しは爲さざりし李朝の當局者も、金銀に對しては目を掩ふて之を土貢とし或は税を徴することは爲し得ざりしは。前に述べし如く支那上國の將來の討索を恐れて金銀不産の理由を以て歳貢金銀の免除を世宗四年に受けてより、金銀礦物を封鎖せしに職由す。故に「東國輿地勝覽」各邑土産の中に金銀を擧げあるもの一も無し。端川の如き有名なる銀産地も唯銀と含礦して出づる鉛を載せあるのみなり。然れども國初の如く嚴肅に金銀に上國を恐るゝの必要なきを覺り、仁祖

○肅宗二十七年端川ノ銀礦ヲ廢ス。

の二十二年には使臣北京行の旅費は従前銀の代りに人蔘を以てせしを之を銀に復舊したるが如く、銀に付ては最早遠慮し得ざる程に其缺乏により。民の開礦を認め、又官營として採礦するに至れり。宣祖の末年には端川に採礦し、同邑の田税土貢は銀貢一千兩に代へ戸曹に納むることゝせり。後五百兩となり、顯宗十三年の頃には常貢三百兩となれり。然れども此貢税も納むるを得ざる程に出礦減少し、肅宗の代には既に廢坑となれり。孝宗二年には坡州・交河・谷山・春川・公州等に銀店を開き課税し。肅宗の時には銀礦を官營とし、其後全國六十八處に銀店を設けしも何れも成績不良により中止せり。正宗の時編輯せし「度支志」には左の七邑となれり。

遂安	貢銀六十兩	成川	貢銀二百四十兩
平山	同 四十八兩	瑞興	同 九十兩
三陟	同 十四兩	谷山	同 九十六兩
渭原	同 五百兩	計	一千八兩

日本より銀の輸入の激減杜絶後は、必死の力を以て國産の銀を採り清國に向つての所要に使用せざるべからざることゝなれり。今端川・金化等の古き坑墟

○鉛礦石ヨリ銀採  
取ノ惡ナラン。

○英宗實錄三年三  
月ノ條藩陽權門ニ  
於ケル商賈ノ借銀  
七萬兩ニ至ル。

を見るに全鮮礦山の中兎も角カナヤマらしく幾丈を掘り下げあるは此二處のみなり、銀を得るに急なるモガキの爪跡と見るべし。

此礦銀を支那に向つての所用に使用したれども猶不足して國內銀の缺乏に苦しみことは。「景宗實錄」元年二月に戸曹判書奏して曰く、銀貨罄竭す誠に渴悶となる、我國採銀今幾んど廢塞す。先朝に定めたる産銀の處及軍門の鉛店盡く本曹に屬せしめ、鉛鐵ナツリを以て分送せしめん、王は之を許す。同年十月には北京行使節一行行賄ツカヒの銀七萬兩の調達に因み五萬兩を員役に貸付せし記事あり。

英祖三年閏三月、王は北京より還りたる三使臣を引見す：。副使鄭亨益曰く、近來我國採る所の礦銀の彼地に流入するもの太だ節限無し。我有用の貨を以て彼の無益の物を買ひ盡く消融に歸し奢侈を開く、此れ甚だ悶ゆべく且人心近ごろ益巧詐にして、礦銀に鉛鐵ナツリを雜へ彼人の唾罵する所となる云々とあり。

「英宗實錄」

英宗三年十月、領議政李光佐奏して曰く、即今京城地方共に銀貨の蕩竭は専ら北京に赴く使行が入送するに由る。此前曆咨行の時幾んど十五萬兩の銀を賚したり。韓社が義州府尹となるや嚴格に職權を勵行し八包の規定外の銀は携

行を許さざりしにより、銀の北京に出ること少なかりき。而も使行の公務には何等支障無く歸還したり。景宗七年後は新定式により一行に千餘兩を給せしが此行も亦少しも妨礙なかりき。今後は京城と地方とを論せず銀を譯官に私貸し或は托するに貿易を以てし濫りに銀を交付する者を嚴禁痛斷すべし。

〔英宗實錄〕

前に述べたる如く此時代は實に銀難時代にして、英宗二十四年八月には八包の銀數に充たず譯官支へ難きの狀を司譯院提調李周鎮より王に仰達せり。

〔英宗實錄〕

此時銀の缺乏の爲通譯は貿易を行ふを得ず、爲めに生存の源泉を涸らし、彼等は世襲の此職を抛つて他に轉業する者を生せり。此國家に必要な機關の爲めには種々の救濟手段講せられたり。英宗三十四年十一月には苦策として官銀を貸與し此にて當時流行せし毛帽を滿洲より買ひ來らしめ、之を賣つて其利に頼らしむるの方法を執れり即左の如し。

使行の時官銀區劃節目

〔備局臚錄〕

其要綱

一 近來銀に缺乏し使行の八包充數する無く通譯窮敗抽・斂・過・濫・奸・弊百出す包斂を永く革罷し京外の官銀を給すること、す。

官銀四萬兩

内

二千兩

訓練都監

一萬二千兩

兵曹・禁衛營・御營廳各四千兩

二千兩

兵營 (平安道中兵使の營)

六千兩

義州・宣川(地方官府)

右戸曹と灣府をして勾管せしむ。

一 右、銀本年冬至使より始め行中堂上・上通事及員役中稍實なる者に出給し灣府に於て三使臣照管申飭して例費の數を除出し其餘は譯官の所願により帽子を買ひ來らしむ。

一 帽子は六百四十隻と定め三百二十隻は灣府に留め平安觀察使と義州府尹と勾管商賈に拂下げ銀とす。

三百二十隻は戸曹に納め戸曹より京城の帽子塵に拂下げ銀とす。

右二口の銀は計四萬四千兩と定む内四萬兩は翌年使用の時の帽買入代とす。殘四千兩は貯蓄し別使官銀及北京に於ける不時の用に充つることゝす。

一帽子一隻價銀八十兩とす。

一右銀は皆丁銀を用ゆ。

註 帽拂下代五萬一千二百兩此中より四萬四千兩を引けば殘七千二百兩となる是を通譯の利益とす。

此官銀貸下の方は此後引續き行はれたり。此以後の事は第六節紅蔘の條中に記せり。

此後紅蔘時代に入り銀の缺乏は稍救はれしも尙其調達に困難せしが。爾來紅蔘の賣行遞加激増するに従ひ漸々銀難を輕減し後には全く其苦境より脱却するに至れり、それ等の事は次節の記述に譲る。

### 第八項 礦銀に付て

日本の銀貨輸入杜絶後行はれし礦銀即朝鮮産の銀——其前にも少量は流通す——に付て考察するに。

其形狀は高麗の銀瓶の如く一定の形をもち、一定の量目付けしや否やと云ふ

○此時五千五百兩ヲ賄贈セリ。

點に就て考ふるに、何等文献の記載なきも、礦銀。又は塊銀とも稱したるにより、個々量目の異りたる吹きかためる塊状の物なりと推斷すべし。「景宗實錄」二年五月の條に、清國副勅使額眞明が京城に於て賄賂として受取たる銀を、手づから秤量せしとあるより見れば、一定の斤量に鑄成したるに非ざることの證左とすべし。

其礦銀の種別と品質と鑄造の定めにては、正宗の時に編纂せし「度支志」に。

吹 鍊 式

(1) 天銀 一〇〇兩

地銀 一五〇兩  
 玄銀 一二〇兩  
 黃銀 一二五兩

(一五〇は一〇〇の誤?)

(2) 地銀 一〇〇兩

玄銀 一一五兩  
 黃銀 一二〇兩

(3) 玄銀 一〇〇兩

黃銀 一五〇兩  
 一五〇兩に準ず (一五〇は一〇五の誤?)

右相互間の比率、計算に合はず、假に正誤したる數により計算せば稍合致し純分左の如くなる。

天銀 一〇〇パーセント

地銀 九〇パーセント

玄銀 八〇・三三三パーセント

黄銀 八〇パーセント

右により前記四者相互間の比率純分を更に計算せば左の如くなる。

(1) の計算にて純分比 (2) の同上 (3) の同上

天 一〇〇 地 九九 玄 八〇・三三三

地 九九 玄 九二 黄 八四

玄 九六・三九九 黄 九二・三八一九五

黄 一〇〇

〔六典條例〕には

端川貢銀 地銀吹鍊一黄銀二二〇兩  
天銀每百兩一黄銀一二五兩 とあり

〔續大典〕には七成丁銀と爲す十成天銀と爲す。新舊銀一體行用：：とあり。

吹鍊の方法に付ては、〔度支志〕に。

吹鍊<sup>ウケル</sup>捧納の時、市人の銀品を知る者を擇び監考となし看品取捨す。用下の

時もし品劣<sup>ク</sup>あらば、則看品の監考をして改備せしむ。(之を意譯すれば)銀の

吹き上げたるものを戸曹に於て受取る時、京城市民の中銀の鑑別の才能あ

○六典條例編纂ノ  
李太王五年ニハ端  
川ノ貢銀無シ。

○此熟字ハ唯ニ品  
ガ劣リタルトノ意  
ニ非テ一定ノ數字  
的標準アルモノニ  
シテ其標準ニ合ハ  
ザルモノニ使フ用  
語ナリ。

○清國ヨリ來ル勅使ノ支符ノコト。

○捺クルハ稅トシテ收入ノ意。  
○白木塵ハ鐘路六英塵ノ一之ニ國庫ノ布ヲ前渡ニ下付シ銀ヲ與フ。

○日本ヨリ朝鮮ニ渡リタル銀貨七〇パーセントノモノ無シ銀ナリ本十章第四項ヲ見ルベシ。

### 「萬機要覽」には

る者を臨時に検査鑑定員に囑託して、よく鑑別(器械藥品を用ゐしか否は不明蓋し唯眼識によりしものならん)せしめ合格品のみ納付せしむ。若後に至り右銀支出の時、純分不足のものを發見せば、其時に於て前の検査鑑定員をして更に良品と取替しむ。

戸曹銀四名あり天銀地銀玄銀黄銀と云ふ。

天銀は御用器皿に用ゆ

地銀は支勅禮單に用ゆ

玄銀黄銀共に諸般の經用に用ゆ

一年の捧くる所下す所に當る能はず。故に天銀地銀は價を以て磨鍊、白木塵に逢授し之をして銀を買つて吹鍊せしめ時に臨み取用：：とあり。

同書には猶ほ

凡そ銀貨其成數を見て高下を定む。

最上 十成

鉛無純銀屢鍊と雖も劣縮なし(純分の減少無し)或は十品銀と稱す或は天銀と稱す或は手巾銀と稱す、吹鍊の時手巾に鎔注する故に名く。

其次 九成

銀九分鉛一分。

○倭銀ニ非ザル銀  
産ノ丁銀ナルモノ  
存在セシコトモ文  
獻ノ記載上ニ認メ  
得。

○本章第七節四項  
ノ二目參照。

其次 八成 銀八分鉛二分。

其次 七成 銀七分鉛三分。 丁銀は七成即倭銀。

最下 六成 銀六分鉛四分。

上の記載により此礦銀の本體を檢討せんに、先づ吹鍊の方法に付て言はゞ。朝鮮に於ては終に銅鑛吹分けの術を知らず、縫針の製造すら不能なりしに比べて銀の正確なる吹鍊の方法を能くせしとは考へられず。従つて其純分率が正確ならざりしは前記の計算に見るも明にして、百分中多きは六の差ある如き甚しき粗笨を見る。故に天銀又は十成銀が百中百の純分ありとせる如きは信用するを得ず。其外の各種名稱銀の純分も亦同じ。而して銀の種別の天地玄黃に付て考ふるに、玄銀黃銀を諸般の經用に用ゆとあれど純分百中〇・三六の差あるものを同一價に使用せりとせば、國家としては甚無責任なりと謂ふべく區別して使用せりとせば、其計算の煩に堪えざるべし。又總體より見れば、天地玄黃の四別と十成より九成、八成、七成、六成の五種あり、尙外に丁銀名稱あり、之を日本銀貨に充て或は十成とし、或は八成又六成とし、又朝鮮の六成にも充て記されあり。以上十成と天銀、六成と丁銀、朝鮮のとは同一なれば結局八種の別となる。

斯る種別が純祖前には、萬機要覽の記せる如く使用せられざりしことは、正宗實錄、正宗元年進賀使書狀、官李在學の聞見記に、丁銀は北京及柵門に、天銀は沿路に使用すること、其天銀は一兩が清錢八百九十文に相當することを記しあり。結局此八種の銀は劃然と品別せられ並び存じたるには非ず。また並び存ずる理無きは。

元來朝鮮の銀は形狀不同にして、棒狀あり塊狀あり、量目も亦各不同也。之れには銀礦山より吹鍊し來りたる其儘のものと、銀礦山にて粗ぼ吹鍊したるものを更に京城にて吹き分けたるものとの二別あり、何等刻印無し。現在生存せる古老の兩班に聞くに、此品を實見せる人無し。唯一人あり、曰く兩班の家にては此を使用せざる故知りたる人無し。唯余は商賈と親交あり其家に於て之を看たり：と云ふ所前記の如し。

大小異なる銀塊には一々刻印を施すに非ざれば其品別を判別し得べきに非ず。之に刻印を施さんとせば吹鍊の精密熟達せる技術の存在を前提とす、如此技能無かりしこと明かなればなり矣。是其純分に關する記述が不正確にして且區々たる所以なり。畢竟右の八種別は法規上又は常識上の觀念にして、其八

品中には重疊せるものもあり。實際の受授はよきカゲンのケントウと不確かなる眼識に於て行はれたるものならん。

## 第六節 李朝財務當局者の人蔘經理方法

### 第一項 總 說

單に人蔘と曰はず、總て李朝の財政經理はそれが國家の維持に最必要なる部門たることを毫しも認識せざりし如く、國初より保護政治の前迄無方針無定見無理想の亂雜さを以て行はれ。常に根本政策の確立せられること無く積弊の革清せられしこと無く、事毎に不合理を以て充され唯當面を糊塗するの姑息手段を繰返したりき。其中租稅貢物の徵收に就て言へば、負擔の苛重と偏頗の甚しかりしは、如何なる徵收目的物件に付ても同一にして、到底常識を以て判斷し得ざる程度に行はれたり。何故に李朝の財政が斯く不安定の紊亂に陥りしかと云ふに、種々の原因あるべきも、第一に王權薄弱にして威令嚴乎として行はれず、制法の規定、中央の命令、毫しも下達せず半ば空文に歸せしこと。二に廟堂に立ち經綸を施すべき大臣に經濟觀念の缺乏したること。三に總て王室を初め大小官員に國家民人の福利を増進すべき觀念よりは、一族一家を思ふの情強烈

○粟谷李珂カ貢物  
苛重ノ弊ニ付テ宣  
祖ニ啓シタル中ニ  
民ノ貧ト富トヲ考  
ヘテ其品ノ有無ニ  
關セヌ胡亂ヲ以テ  
徵收セリ云々トアリ。

なりしこと。四に實際の事務を管掌する吏胥が正義觀念の缺乏による不正非法の行爲を認容せざるべからざる餘儀なき事情ありしこと。等を擧げざるべからず一面より言へば法人的觀念無く、大は國家より小は地方自治制のもの乃至組合商社の如き社會的團體運用の能力に缺くる所あり。―故に斯る團體發育せず―加ふるに一族組織の鞏固と必至に活きんが爲に離散集合する兩班の黨派觀念が社會的結合に妨を及ぼせしこと。等に想ひ及ばざるべからず下に記す人蔘經理の混雜も、皆如上の原因より出たる總財政亂脈の一部面を成すものたるを曉るべし。

今茲に事を具體的に記す前に當り、其不合理なる點に付て抽象的に、摘要列示説明し置くべし。

一凡そ人蔘を國家が必要とする所は

西上國支那明に奉仕する上に於ける貢獻品進獻品。

東日本足利徳川との交隣上の贈品用。

北京に赴く使節一行の旅費及機密費用。

對馬との公貿易用。

王室の藥用。

右以外に出でざるに、其必要の範圍を甚しく超越脱線して徴收が行はれ。且右必要の消滅したる後に於ても永く何時迄も徴收を行ひたり。換言すれば人蔘なる名目を表面立て、其代納錢たる錢を徴收するの手段に供したり、即目的は唯單に錢を得るに在しあり。而して堂々たる國家の大臣宗室等が平然として此代錢を受領したり。又人蔘に縁もユカリも無き軍營の長が此代錢の配分に與りたり。

二負擔の甚しく苛重なりしことにして、大部分は不産の地に賦課したり。

三負擔甚しく偏重偏輕にして、何等の理由無く、負擔の有無を區別し又負擔地に於ても甲道と乙道とに於て、其道内にても丙郡と丁郡とに於て甚しく差異あり。税賦の原則たる負擔の公平は毫も保たれず、情實と出鱈目により其輕重を定めたり。

四經理の上に於ても常に貧乏人の家計の如く、ヤリクリ算段とツギハギ仕事がダラシナサを以て行はれたり。

五其徴收徴發の人蔘及代納の布錢は、公用の外公然と當然なる如く私用にも多

く支出消費せられたり。

以上は公務としての處理に付ての記要なり。此外行政財政の外に逸出せる不法不正の行爲は、第二編第九章以下に於て述べられたば、茲には記さずと雖も、營さへ不合理の上に更に多大の不合理の加はりしものありしを忘るべからず。

## 第二項 負擔の地方別より見たる經理方法

李朝初期に於ける事情不明なり、其大體に付ては第二編第九、第十、第十一章に記せる所に就て見るべし。茲に記せるは主として宣祖以降の事に係る。而して文獻に系統的に記されたるものなし。以下は「増補文獻備考」「通文館志」「度支志」「春官志」「六典條例」「典錄通考」「經國大典」「宣惠廳事例」「均役事實」「惠局志」「續大典」「受教輯錄」「賦役實摠」「貢物定案」「歷代王の實錄日記」「備局謄錄」「諸種の式目」「對馬文書」「各地邑誌」等等に出たる片々の記事を糅合し輯綴して記したるものなり、故に中には多少支吾重複せるものあり。

### ● 咸鏡道

△貢蔘 一一〇斤 布<sup>ニ</sup>代<sup>ヘ</sup>納ム

此額ハ肅宗以降ノ斤量也。其前ハ不明ナレド國初ニ於テハ此倍額以上ナルベシ。負擔邑數モ左記ヨリハ多シ。世宗十四年ニ負擔過重ナルニヨリ減蠲セルコトノ記事アリ。

右一一〇斤ノ内譯

安邊一〇斤 咸興一九斤 永興一五斤 吉州一二斤 北青一四斤（以上每斤五升正布三七匹ニ代ユ）

高原三斤 利原八斤 德源三斤 洪原八斤 文川三斤 定平九斤 明川七斤（以上每斤五升正布三〇匹ニ

代ユ）

此布總計七五同四〇匹 之ヲ蔘布ト稱ス

● 後ニ北青・文川・德源ハ各三分ノ一ヲ錢納トス。中間吉州ハ大同米納トシタルコトアリ。

右各邑ヨリ戸曹ニ直納シ國庫ノ收入トナル。

● 國初ハ各邑ヨリ或ハ纏メテ道ヨリ濟用監ニ納付ス。他道亦同ジ。

● 顯宗一一年洪原・明川・鏡城ノ蔘布ヲ半減ス。

● 肅宗二〇年北道飢甚シク此年限リ蔘布ヲ全免ス。

● 英宗四年明川・利城・洪原・定平・高原・文川・德源七邑ノ蔘布ノ率ヲ人蔘一斤ニ對シ三〇匹トス。

● 同 五年安邊ノ蔘布每匹ノ代錢一兩六錢トス。（錢ニ代納）

● 同 三二年洪原ノ右同代錢一兩一錢六分トス。（右同）

● 同 三七年蔘布ハ四〇〇同ニ達スル迄國庫ニ蓄積シ、其翌年ヨリ新ヲ蓄ヘ舊ヲ用フルコトニ定ム。

● 正統四年本道麥布ノ中幾分ヲ道ニ留メ置キ賑恤ノ穀(補賑穀)ノ需用ニ充當ス。

實物納ヲ布納ニ變更セシ年代ヲ考フルニ、宣祖ノ時ハ皆實物納也。光海君ノ二年ニ滿洲ニ勃興セシ清ノ太祖ニ萬一ノ時對抗スベク、北道ノ兵備ヲ整ヘシガ。其糧ヲ裕ニスベク、米乏シキ北道ニ於テ布ヲ以テ米ヲ買入タリ。此時洪原以南ノ人蔘納ハ布納トシ他ハ米納トナリタリ。此以降總テ布納トナリシ如シ。

此負擔ハ李太王甲午改革ノ歲迄繼續セラレタリ。

△ 信蔘卜定 附單蔘分定

信蔘即日本ヘ赴ク通信使ノ一行ニ要スル人蔘ハ、大抵江界ニ卜定スル例ナルモ時ニハ本道ニモ卜定セリ。又對馬ニ給スル單蔘モ同上江界ニ貢納セシメシモ其不足ノトキニハ本道ニ亦分定セリ。

● 正統ノ初年單蔘ヲ豫定ヨリ多ク要シタルニヨリ不足シ、江界負擔ノ苦ヲ輕減スベク本道ニ一〇斤ヲ轉課ス。同七年五月北民ノ苦ヲ察シ此一〇斤ノ内四斤ヲ減ズ。此負擔ノ年限不明。

● 英宗二三年ノ信行ノ時信蔘二〇〇斤ノ中一〇〇斤ヲ本道ニ卜定ス。

● 同 四五年單蔘不足二〇斤ヲ本道ニ卜定内五斤ヲ上納ス。

● 正統一一年信行ノ時ノ要量信蔘三〇〇斤ノ中六〇斤ヲ本道ニ卜定ス。

● 純祖三十二年信行ノ時信蔘總一三八斤ノ内七〇斤ヲ本道ト平安道江界外ノ産地ニ分チト定ス。

### ● 江原道

本道ノ人蔘ハ金剛山脈ノ靈地ニ生ズルヲ以テ其品質佳良ナリト稱セラレ、羅蔘ト共ニ王ノ藥用ニ供セラレタリ。而シテ本道ハ江界府ト共ニ最モ人蔘貢納ノ苦痛ヲ嘗メタリ。左ノ斤量ハ肅宗時代ノモノナリ、其前ハ此レヨリモ多ク國初ハ倍額以上負擔邑數モ多カリシヲ推定ス。分定ノ邑ハ肅宗後ハ嶺東七邑ト嶺西ノ春川ト原州ナリ。

△貢蔘六〇斤 外ニ補縮(目ベリ見込)一割ノ六斤ヲ加徴ス

内譯春三〇斤 秋二〇斤 臘一〇斤

● 肅宗三十四年春秋各一五斤臘一〇斤ヲ減ズ。

● 同 四五年若干ヲ減ズ。未ダ幾バクナラズシテ還タ舊ニ仍ル。

● 同 四七年ニハ只春秋計一五斤トナル。

● 景宗即位ノ年臘ヲ七斤ニ減ズ。

● 英宗八年特ニ臘ヲ半減ス。

● 同 二三年ニハ人蔘貢納ノ邑ハ下付ノ買入補助錢ニテハ足ラズ田結ニ加徴シテ支辨スルコトトス。

● 同 三〇年秋納三分一ニ買入補助錢ヲ下付ス。

● 同 三五年ニ春ノ二斤ヲ京買トス此買入補助價錢ハ二八〇六四兩ナリ、此内九〇〇兩ハ賑恤廳ノ米

ノ中ヨリ支出ス。其米ヲ錢ニ代ヘテ戸曹ヨリ貢人ニ下付ス。不足ノ錢一九〇六兩四ハ本道監營ガ負擔各地ヨリ徵收シ戸曹ニ上納戸曹ヨリ貢人ニ下付ス。右二口ノ錢ヲ以テ貢人ガ買入納付ス。

此時從前徵收セシ蔘價錢・蔘火稅・續田稅及鷹犬進上ノ代納錢以上四口ノ中ヨリ錢一五〇〇兩ハ江原道監營ヨリ宣惠廳ニ上納ノコトトス。

●英祖四六年ニ人蔘二五斤ハ實物納、三〇斤ヲ京貢トス。下付スル二五斤ニ對スル買入補助錢ヲ今後二三五四兩ト定ム。

●同 四八年蔘價騰貴ニヨリ本道還穀利米ノ申ヨリ蔘買入補助トシテ米三〇〇石ヲ道ニ移管給付ス。而シテ前項京貢人ニ下付セシ賑恤廳ノ米ハ大同米ヲ錢ニ代ヘテ計算スル率ニ比シテ少ナカリシニヨリ之ヲ同一トシ直接同廳ヨリ京貢人ニ下付ス。

平安道ノ收租中ヨリ粟三〇〇石ヲ駄價ノ條ニ添入シ、邊備局ヨリ通牒シ錢ニ代ヘ賑恤廳ニ納付シ、同廳ヨリ補助トシテ貢人ニ下付ス。此一〇〇石ノ中六四石半ハ正宗即位ノ年同廳所管ノ米ヲ錢ニ代ヘ貢人ニ下付ス。

●正宗即位ノ年京貢蔘二斤ヲ半減シ、其價錢（買入補助錢）一四〇三二兩ハ本道ヨリ宣惠廳ニ上納シ、同廳分課タル江原廳ヨリ貢人ニ下付ス。添加錢四五〇兩ハ賑恤廳ヨリ下付ス。

●正宗四年嶺東ノ貢蔘ヲ一年限免除、嶺西ハ幾分ヲ減額ス。

●同 六年江陵・三陟・蔚珍ノ蔘火稅ヲ減ズ。其稅ノ減額丈ケテ蔘買入費補助トシテ下付スル中ヨリ繰入ル。

●同 一一年秋四兩・臘四兩ヲ減ズ。同年杆城ノ貢蔘一〇兩ヲ減ズ。同一六年秋六兩・臘四兩計一〇兩ヲ減ズ。其後其減シタル分ノ價錢一六〇〇兩ヲ毎年戸曹へ上納ス。右減額ノ分ノ價錢一四〇〇兩ハ内醫院

ニ送り帖蔘取替用買入ノ資トス。正宗二一年ニ劣蔘ハ此前々ヨリ從來内醫院關係官吏ニ下給セシニヨリ此買入資錢不用殘留トナル、此後之レヲ宣惠廳ニ貯蓄シ置キ京貢人蔘不足ノ時ニ其不足分買入ノ資ニ充ツ。

●同 一四年ノ江陵ノ貢納額ハ二斤餘ナリ。

●純祖七年一斤二兩三錢(内秋ノ一四兩三錢)ヲ減ス。此時江陵ノ貢蔘ハ計七斤四兩ノモノガ三斤八兩トナル。外ニ軍加蔘三兩ノ買入錢・蔘火田稅・補蔘軍官番錢等ノ負擔合計錢一六三三二兩トナル。

此時減額一斤二兩三錢ノ買入費ハ宣惠廳ニ上納シ蓄積シ内醫院ガ不時ニ人蔘買入ノ費ニ充ツ。

●純祖一九年江陵貢蔘元數春秋臘一一六兩中幾分特減奉等ヲ京貢トス。

●憲宗二年道内元貢十三斤内七斤一四兩ヲ京貢トシ六斤ヲ錢代納トス。此六斤ノ錢代納中へ補助錢ヲ給シ京城ニテ買入ル。補蔘錢・補蔘庫・火蔘田等ノ徵收ヲ罷ム。

●憲宗三年是迄秋臘計七斤ヲ實物納トセルヲ他ノ分ト併セテ京貢トス。

●憲宗五年江陵ノ貢蔘五兩一錢也内三分ノ一ヲ京貢トス。其詳定元價ハ蔘一錢ニ付錢八兩之レニテハ貢人進排シ難シ故ニ他ノ三分ノ一ヲ永ク減額シ此代錢ヲ上納シ宣惠廳ニ儲蓄シ此中ヨリ京貢人ニ補給シ殘餘ハ儲蓄ス。

●哲宗一〇年景福宮修理ノ役(夫役負擔江原道(モ課ス)アリ故ヲ以テ本道貢蔘六斤ヲ一時ニ減ズ。

其後數量不明ナレド本道貢蔘ハ李太王甲午改革迄徵收セリ。

△蔘火稅 本稅ハ嶺東七邑江陵・三陟・杆城・高城・通川・蔚珍・杆城ト嶺西邑ヨリ徵收スルモノ也。

蔘火稅トハ仁祖二年大同法ヲ江原道ニ施行シタル時ニ方リ、特ニ同道ハ水

田少ナク他道ニ比シテ貧弱ナルニヨリ續田稅(閑耕ノ畑)火田稅(畑ヤキ)ハ國ノ經費ニ使用セズ。衙祿米公須米等ト共ニ同道ノ經費賦(貢物)ト役(夫役ノ代何錢ト錢ヲ)トニ使用セシメタリ。是ヨリ前戶蔘ト稱シ貢納人蔘買入費ト徴スルモノ)シテ一戸ヨリ錢ヲ徵收セシヲ英宗三二年此戶蔘ヲ罷メ火田稅ニテ買入上納スルコトトス之ヲ蔘火稅又蔘火田稅ト稱シタリ。此外續田稅四四二結ノ稅ヲ蔘買入補助費トシテ下付スルコトトセリ。其邑ノ中江陵ハ火田總計四一結七七負七束ニシテ一負ニ對シ春一錢秋二錢(一分錢)ヲ課セリ他ノ三陟・旌善・蔚珍ノ負擔モ大抵大同小異ナラン。

●英宗三四年江陵・三陟・蔚珍ノ蔘火稅二八五二兩ヲ全減ス。此時蔘火・烟戶・結役等人蔘買入費ノ爲徵收セシモノヲ減額シ、其錢ノ不足ハ均役廳ヨリ毎年充給シ人蔘買入費ニ充ツルコトトス。

●正宗一〇年江陵・蔚珍ノ蔘火稅錢一二四七兩ノ中ヨリ幾分ヲ減ズ。

●正宗十六年江陵ノ蔘火稅六〇〇兩ヲ特減ス。其代リノ錢ハ均役廳ヨリ充給ス。

●憲宗二年ノ頃此稅ハ廢止シ此稅ヨリ支辨セシ人蔘ハ京貢トシ、代錢七〇七八兩(此中ニハ結役ヘノ補助ヲ含ム)ヲ下付スルコトトシ、其中人蔘ニ係ル分ハ大同米ノ中ヨリ補蔘庫ヘ移管ス。

此稅ハ減額ハ見タルモ爾後近代迄徵收セラレタリ。

### △補蔘庫

原本錢ヲ徵收シテ基錢トシ、之ヲ農民ニ結負ノ多少ニヨリ按排シ強制的貸付ヲ行ヒ、秋收後三割ノ利息ヲ取り其錢ヲ人蔘買入費用ニ繰入ルルモノニシテ、何時ニ初マリシカハ明カナラズ。江陵ハ肅宗三六年ト三八年ニ六一〇〇兩ノ錢ヲ上司ニ請ヒ之ヲ基金トシテ糶ム。他ノ邑モ之ヲ實行セシコトハ春川・原州二邑ハ明カナルモ他ハ不明。借主死亡シタルトキハ子孫ヨリ利息ノミヲ徵シタリ。

●英宗三〇年補蔘庫ノ息利ヲ自今革罷ス。其代錢一〇〇〇兩ハ他ヨリ下付ス。現在スル米ハ軍需米ニ還付。春川蔘價不足ノ代ハ春川還穀利米ヲ錢ニ代ヘタルモノ及他邑ノ軍需米ノ幾分ヲ充テ。原州ハ專ク還穀利米ヲ以テ充ツ、以上ノ如ク詳定ス。

●英宗四六年ノ江陵ノ本錢ハ六一〇〇兩也。

●憲宗ノ初補蔘庫ハ全部革罷ス。

●憲宗五年補蔘庫錢未收五六〇〇兩特ニ蕩滅ス。

### △補蔘番錢

英宗四六年江陵ニ於テ百方算段スルモ人蔘買入錢足ラズ、補蔘庫ヲ設ケシモ尙足ラズ、遂ニ補蔘軍官ト名ケ軍役負擔ニ出役セザル者ノ中、七五六名每名ノ番錢一兩五錢式計一一三四兩ヲ徵收シ、人蔘買入費ノ中へ人蔘一兩ニ

付錢七四兩ヲ充當スルモノナリ。江陵ニ行ハル其他ニ行ハレシヤ否不明  
江陵ハ近代迄行ハレタル如シ。

### △補蔘穀

正宗九年觀察使稟請許シテ得行フ。常賑穀(雜穀)ヲ米一五〇〇石ニ代ヘ、  
其貸付ヨリ生ズル利米ノ半額ヲ原州ノ人蔘買入費ニ充當補給。半額ヲ原  
穀へ償還八年ノ後全部償却スルモノナリ。何時迄繼續行ハレシカハ不明。

●此起原ハ一ニ英宗四八年ニ始マルトアリ、其原本米モ五九四〇石トアリ。

### △關東蔘契

關東蔘契ハ二アリ第三項ニモ出ヅ相參照スベシ下記其二ノ中甲乙何レナルカハ不明。

人蔘上納受負商人組合ヲ云フ。錢ヲ貢納地ヨリ徵收セシモノヲ受ケ買入  
納付ス。英祖年代貢蔘總計四六斤内二二斤ヲ京貢トシタル後ニ於テ(年代  
不明)藥房縮蔘進排ノ爲メ關東蔘契ナル京貢人ノ組合ヲ作ラシメタリ。後  
ハ縮蔘ニ限ラズ王ノ藥用ノ人蔘ヲモ納ム。純祖年代ニ於テハ此契ニ下付スル人蔘買上資金ノ中宣  
惠廳ヨリ錢一四〇三二兩生蔘一斤ニ付錢一二八〇兩補縮一斤ニ付錢一二  
三二兩ノ割合ニテ下付ス。

此蔘契ハ數年間ノ中ニ錢ヲ受ケ人蔘ヲ忘納セシコト積リ、テ其負債錢

一五〇〇〇兩ニ達シ、一方藥房ニ於テモ人蔘買入資錢ヲ他に費消一〇〇〇〇兩ニ達シ回收ノ途無ク、憲宗一一年ニ右錢ハ一切帳消シトシ此後人蔘買入資錢下付ノ殘額ヲ力メテ蓄積シ三十箇年間國庫へ割拂償却完了トスルコトトシ此契ヲ解散セリ。

### △賣校賣郷

虛榮心ヲ利用シ農民ニ辭令ヲ交付シ準兩班ノ身分ヲ賣ルモノニシテ江原道ニ於テ人蔘代不足ノ苦シマギレニ思ヒ付キ實行セラレシモノナリ。此事第二卷三六九頁ニ出ヅ、參照スベシ。

### ●平安道

#### ○江界府

上納人蔘ノ總額トシテハ廢四郡ノ本府ニ所屬シタル世祖ノ頃一六斤後、漸々増加シ八〇斤ニ至ル。世祖十二年ニハ五〇斤ナリ之ヲ半減セリ、但人民疲弊ノ回復スル迄。仁祖元年革罷セシモ後復タ徵收シ下記ノ如ク漸々遞増シ、肅宗四八年時代ノ貢納總額ハ九一斤半ニシテ九千ノ戸ヲ以テ九萬二千五百兩ノ蔘錢ヲ負擔セリ、其徵收虛政ノ爲衰頽凋落二萬ノ戸逃亡ニ減ジテ四千トナ

リシコト、第二卷第十、第十一章ニ述ベタル如シ。實ニ江界ハ人蔘ノ爲ニ最大ノ苦痛ニ悲泣怨哭セシモノナリ。

江界府ノ人蔘計理ハ最複雑ナリ以下ノ記△符ノ各項互ニ綜錯セリ。

### △戸蔘

此戸蔘ハ元ト國初ヨリ賦課セシ平常ノ貢ナルベシ。英祖一〇年ヨリ此名稱トナル其内譯ハ。

内局蔘 九斤 忠勳府蔘 七兩

議政府蔘 四斤 兵營蔘 三〇斤

中樞府蔘 一斤八兩 巡營蔘 一三斤

宗親府蔘 三斤 戶曹計士ニ給 一三斤

計 五五斤七兩

●右ノ中三四斤三兩ニハ每兩錢九兩三錢ヲ下付ス。英宗三七年ニハ戸蔘四五斤ヲ大同役トシテ戸曹ヨリ公定原價ノ三分ノ一ヲ下付ス。

### △稅蔘 一名常平蔘

肅宗年代時ノ府使蔘軍(役夫)ヲ入山採取セシメ七〇餘斤ヲ徵收ス之レ稅蔘ノ初メナリ。肅宗三三年ニ年額三〇斤ト定メ常平蔘ト名ク、江界附近ノ邑

奴婢ノ貢スル木綿ノ中ヨリ人蔘一斤木綿一同ノ割合ニテ江界府ニ給シ買上上送セシム、其後戸曹ヨリ計士ヲ派遣シ受取ルコトニ改ム。

●景宗元年二〇斤ニ減ズ。右木綿三五匹ヲ増加ス。人蔘一斤木綿七五匹トナル。

●英宗八年三斤八兩ヲ減ズ。後又七斤九兩ヲ減ズ。

●英宗四四年一斤ヲ江界府ヨリ戸曹ニ直納トス。六斤一兩ヲ減ズ

●正宗四年減ジテ六斤三兩トナル(上記ト計算合ハズ上記ノ中一時限りノ減額アルベシ)此買入費トシテ還穀一〇〇石ヲ充ツ。右斤量ノ中三斤ハ計士領來ス、一斤ハ内醫院ニ、一斤ハ議政府ニ送り、一斤ハ戸曹ニ貯留シ、戸曹堂上官ガ北京行使節拜命ノ時給與スル路費ノ外ニ特ニ八兩ヲ支給ス。

### △買蔘 一二斤八兩 本項中稅蔘ト重複セルモノアリ

#### 内譯

1 宗親府へ直納 二斤四兩 價ノ木綿三同一八匹三〇尺(一斤ノ價以下同)

2 議政府へ同上 二斤 同上三同

3 中樞府へ同上 一斤四兩 同上一同四二匹三尺

4 戸曹へ納ム稅蔘トシテ 七斤 價無シ

●右價布計一八同三七匹二〇尺ハ平安道内寺奴ノ貢スル布ノ中ヨリ江界府へ給ス。

●(1)(2)ノ木綿ハ毎年江界府ヨリ戸曹へ移送ス(此木綿ト江界府へ戸曹ヨリ給付スル物品トヲ爲替トス)

●(1)ハ正宗六年特命ニヨリ戸曹ニ送ラズ江界府ニ留置キ宗室ノ費用ニ充當ス。

●純祖ノ時奴婢革罷後奴婢ノ貢布ハ無クナリシニヨリ、(1)ヨリ(3)迄ノ買入ノ資ハ平安道還穀ノ利米ヲ錢一

八七五兩ニ代ヘ江界府ニ送リ之ニ充ツ。

●純祖二九年<sup>(1)</sup><sup>(2)</sup><sup>(3)</sup>ハ人蓼一兩代錢八〇兩ト定メ江界ヨリ戸曹ニ納メ戸曹ヨリ右三司ニ現ナマヲ分送ス。

△單蓼 一名例買蓼

對馬ニ給スル單蓼ハ最初ハ東萊ノ人蓼貿易ニ對シ十一ノ實物稅ヲ課シ此戸曹ノ所管タル國ノ歲入人蓼ヲ東萊府ニ保管シ之ヲ以テ充用シ來レリ。肅宗四三年此取引額ヲ七〇〇斤ト公定ス其稅七〇斤也。此中ヨリ單蓼トスベキ一年豫定斤數三〇斤一四兩ヲ取り殘リ三九斤二兩ノ剩餘アリ。之レヲ大差倭(對馬家老又ハ宗一族ノ者等)ノ來ル時常ヨリモ單蓼ヲ多ク必要トスル時ノ豫備トセリ。其後右人蓼取引減少ノ爲單蓼ニ不足ヲ告ゲ英宗三〇年江界ヨリ買取(ト云フモ其下付ノ代價ハ市價ノ半以下也故ニ半徵收也)シ戸曹ヨリ其價ヲ給シ之ヲ東萊ニ送リ充用セリ。之ニ例買蓼ト名ケタリ其數量左ノ如シ。前記取引公定額ハ英祖三四年ニハ二〇〇斤トナリ後又一〇〇斤トナリ純祖ノ時皆無トナレリ。

△體蓼 三五斤 體蓼トハ枝ノ多キ上等ノモノヲ云フ

●正宗一五年五斤減三〇斤トナル。其内一五斤<sup>(2)</sup>ハ買取、一五斤<sup>(3)</sup>ハ平安道租稅ノ粟ヲ以テ錢ニ換算シ人蓼一

錢代錢一兩トシ計二六四〇〇兩ヲ單蔘擔當ノ倭譯(日本語通譯東萊勤務)ニ給付シ買入シム。(1)ノ價錢一〇〇八〇兩(2)ノ價錢二六四〇〇兩。元ノ價錢ハ一斤ニ付六七二兩。正宗一五年ニ之ニ加ヘテ一斤一〇八八兩トス。

●純祖九年丙一五斤ヲ罷ム。

### △尾蔘 二五斤

●正宗一五年五斤ヲ江界ヨリ買取。二〇斤ハ平安道租稅ノ粟ヲ以テ錢ニ換算シ、人蔘一錢代錢四兩計一八〇〇兩ヲ倭譯ニ給付シ買入シム(4)ノ價錢二二八〇兩、元價一斤錢四五六兩也。正宗一五年若干ヲ加フ。正宗一七年其加錢ヲ罷ム。

●純祖九年廢止ス。

●體蔘・尾蔘ノ代價ハ元平安道ノ別納木綿・粟・還穀貸付利粟・雲坡銀店稅ノ中ヨリ幾分錢ニ換算シ給付。正宗十五年加價ノ後ハ元價ハ右粟ヲ賣リ其價錢ヲ出給、添價ハ平安道別備中ヨリ倭譯ニ出給及例買蔘買入錢ノ剩餘トヲ出給ス。

●(1)ノ五斤ヲ元買入レシ粟一一二〇石ヲ積蓄シ之ヲ「例買體蔘蠲減條米」ト名ケ、正宗十六年ヨリ利殖シ此資ヲ以テ大差倭ノ來リシ時ニ給スベキ單蔘買入用トス。

●例買蔘價トシテ米七九九石ヲ錢ニ代ヘシ時ノ殘。倭譯擔當ノ體蔘五斤ノ元價三五六〇兩。右二口ノ計一五五五兩。此中ヨリ此五斤ノ價八八〇〇兩(添加ヲ含ム)ヲ引去レバ殘二七五五兩トナル。之ヲ平安道ニ貯置シ、此中ヨリ雲坡銀店稅額ガ毎年減少ニ付錢三八六〇兩ヲ此口ヘ補充ス。

●對馬ヨリ來ル使多キ時ハ例買蔘ハ豫定以上ニ加買ス。

●英宗二九年一五六斤ノ必要ヲ生ジ江界府豫置ノ關西稅米中ヨリ四〇〇〇石ヲ支出シ換買ス。

●英宗三四年東萊取引人蔘ヲ二〇〇斤ト限定セシ後、對馬トノ公貿易ニ渡スベキ木綿豫算總額中ヨリ四〇

〇同ヲ錢ニ代ヘ倭譯ニ單蔘買入ノ資トシテ給ス。其時代稅蔘即人蔘取引二〇〇斤ニ課スル一割ノ實物稅

二〇斤ノ中ヨリ四斤ヲ東萊府ニ給シ經費ノ一部ニ充當セシム。

●純祖二九年ニハ右倭譯擔當ノ人蔘代錢毎年三三九〇〇兩トナル。之ニテ不足シ一一〇〇〇兩ヲ加給ス。

### 單蔘倭譯擔當ノ理由

對馬ニ給スル單蔘ニ不良僞工品多ク受授ニ屢々紛議ヲ惹起シ。英宗九年ニハ當該商人ニ契ヲ設ケシメ之ニ人蔘代ヲ下付シテ一任セシモ尙不良品多ク英宗三四年ニ對馬ハ憤リテ釜山代官屋敷前ニ數年分ヲ燒却示威セシニヨリ正宗二〇年倭譯ニ代價ヲ下付シ利益損害舉テ一任シ買入給付セシム。之ヲ其起原トシ爾後引續キ施行ス。

### △信蔘

徳川政府ニ遣ハス信使一行ノ必要トスル人蔘ナリ。之レハ臨時ノモノニ付卜定即強制割付ヲ行フ。多クハ江界ニ卜定セラル。其斤量時ニ不同ナレド大抵三〇〇斤―二〇〇斤程度也。

●肅宗一四年ノ時ハ體蔘二四八斤五兩四錢。英宗二四年ノ時ハ體蔘二二二斤一一兩二錢。同三九年ノ時ハ

體蔘二三三斤一五兩五錢。尾蔘四一斤三兩六錢。正宗一〇年ノ時ハ體蔘二〇〇斤。尾蔘四〇斤。（此時ハ信使派遣取止メトナル）純祖二年ハ體蔘一八七斤也。

●信蔘ノ代ハ平安道租收ノ粟・別餉錢・木綿等ノ中ヨリ江界へ給付ス。其後例買蔘ノ例ヲ始メシヨリ此方  
法ヲ中止例買蔘ノ例ニヨル。

●其買入代ハ體蔘每兩代四二兩。正宗一〇年五二兩トス。純祖三年八〇兩トス。尾蔘ハ每兩代錢二八兩五錢。以上ノ錢ハ平安道租入ノ粟ヲ以テ錢ニ代ヘ江界ニ送ル。

●純祖一二年ニハ信蔘卜定ハ廢シタルモ（信使派遣ヲ廢シタルニヨル）其代錢ハ依然徵收セリ。

●純祖二三年其代錢ニ四五〇〇兩ヲ加ヘ信蔘數ノ作錢一一〇〇〇兩トナル。

●憲宗五年不作ニ付本年及明年右代錢上納ヲ罷メ民力ヲ紓フ。

### △無名人蔘

以上各名稱人蔘ノ外英宗年代ニハ鴨綠江邊ノ把守軍ヨリ一人人蔘五分尾蔘二分ヲ徵收セリ。用途上納先不明。

△英宗三五年十月一日ニ制定セル江界府及十鎮堡蔘戶分等式例及各司へ人蔘上納ノ總數蔘價定式ノ節目。

一、年例ノ買蔘價ハ毎年必ず純錢ヲ以テ出給ノコト定式トス。

一、蔘戶執役ノ等級ハ毎年改ムルコトヲ定式トス。

一、各鎮戶ハ各自該鎮ヨリ推移分等準ヲ以テ納蔘ノコト、前摠事ノ定式ノ如シ。

一、算員ニ給與スル人蔘ハ前例ヲ調査シ、其中ヲ取リ十三兩ト定メ巡營ニ申報シ、許可ヲ受ケ施行ノコト定式トス。

一本府及十鎮ノ應役戶數等級區別、及人蔘上納先區分

江界府戶數 九四九二戶

十鎮戶數 一四五七戶

合計 一〇九四〇戶

上々戶	三五二五戶	每戶蔘	八分	計	一七斤 九兩六錢
上下戶	一八六四戶	同	七分	計	七斤 二兩四錢八分
中上戶	三九三六戶	同	六分	計	一四斤二兩一錢六分
中下戶	九一〇戶	同	五分	計	二斤二三兩五錢
下上戶	五五五戶	同	四分	計	一斤 七兩四錢
下下戶	一四〇戶	同	三分	計	四兩二錢

蔘合計 四五斤一兩一錢六分

丙

九斤 內醫院 上納

一一斤 戶曹 例納

三斤 議政府 例納

一斤 八兩 中樞府 例納

三斤 宗親府 例納

七兩 中樞府 例納 或七兩二、三錢年ニヨリ同ジカラズ

四斤 忠勤府 例納 本府奴婢ノ貢銀ヲ以テ蔘ニ換ユ其銀七兩

一斤 八兩 兵營 例納

一〇斤 戶曹ニ納ムル年例買蔘三五斤中ヘ加ユ

一三兩 補縮ノ中ヨリ算員ニ例給

一一兩 五錢 各司ニ納ムル添稱(目ベリ見込)毎斤五錢式

一兩六錢六分在蔘、蔘戶ノ中逃亡、死亡等ノ時之ヲ以テ補充ス

### 二 戶曹買蔘負擔

戶曹買蔘尾蔘每戶四分或ハ三分六厘、毎年其入山ノ數ニ從ヒ加減分定シト定  
ノ元數ヲ充ス。

### 三 買蔘ノ價定式

△年例蔘價ハ粟四〇〇〇石、每石錢三兩ニ換算ス、合計錢一二〇〇〇兩營ノ勅  
庫留錢ヲ以テ入送ノコト。

一 狀請シテ右蔘價ニ別餉ノ木綿四〇八同ヲ加フルヲ得タリ。一疋錢二兩ニ  
換算ス、合計錢四八〇〇兩。毎年糧餉庫ノ新木綿ヲ以テ入送ノコト。

○勅使ノ來ルトキ  
支符用數ヲ該二代  
ヘタルモノ。

以上合計錢一六八〇〇〇兩 銀ニ換算シテ八四〇〇兩。

(1) 質體蔘三五斤内

二五斤 每斤本價銀一二〇兩、錢ニ換算シ二四〇兩。今ハ銀一二〇兩ヲ増シ銀二四〇兩トナル、錢ニ換算

シ四八〇兩。每兩價錢三〇兩每錢價錢三兩。

此二五斤ノ價銀六〇〇兩、錢ニ換算シ一二〇〇兩。

一〇斤 每斤價前ニ同シ、計銀一二〇〇兩、錢ニ換算二四〇〇兩。

此價ハ本府大同庫ニ記錄セル民ヨリ受取ル人蔘ノ價ト異ナルアレドモ暫ク前例ニヨル。

(2) 質尾蔘二五斤

每斤本價銀一七兩五錢、錢ニ換算シ三五兩。今ハ之ニ銀三〇兩五錢ヲ増シ、銀四八兩錢ニ換算

シ、九六兩。每兩價錢六兩、每錢六錢每分六分。

計二五斤ノ價銀一二〇〇兩、錢ニ換算シ二四〇〇兩。

(1)ト(2)總計銀八四〇〇兩、錢ニシテ一六八〇〇兩

大差倭別禮單

一 質體蔘二〇斤

價ハ本府ノ稅收米三二〇〇石ヲ割給、錢ニ換算シ米一石錢三兩計錢九六〇〇兩。

二 質尾蔘一五斤

每斤價錢九六兩、合錢一四四〇兩。初メ補給ナシ、戸曹ノ關文中昨年質蔘價ノ餘錢ヲ以テ質送スベシ、若

不足ナルトキハ可然取計フベシトアリ。之ニ依リ本府ノ餘在錢中ヨリ三〇五兩七錢四分ヲ支出シ、後不足ニヨリ錢一一三四兩二錢ヲ下付シタリ。之レ年例ニ非ズ、故ニ年例買蔘每戶定式外トス。

△丁錢

純祖三〇年戶蔘ヲ革罷シテ丁錢ヲ剋ム。丁錢トハ人民年十五ヨリ六十九迄人蔘人頭稅トシテ一人一年錢一兩春五錢課スルモノ也。而シテ此錢ニテ人蔘ヲ買ヒ納メ或ハ人蔘現物ノ代リニ錢ヲ納ムルモノ也。

錢三二四九三兩 江界府直轄下ノ丁錢 (二六三〇四兩)

同 三二二一兩 各鎮管轄下ノ右同 (五〇九六兩)

同 七五四兩 取調洩ヲ後トヨリ發見ノ分 (ナシ)

計三六四六八兩 (三一四〇〇兩)

丙 譯 支 出

錢四八〇〇兩 內局蔘三斤代 現物ヲ買ヒ納ム (上ニ同ジ)

錢三三〇〇兩 戶曹蔘三斤代 右同 (三斤) (四八〇〇兩)

錢三八四〇兩 議政府蔘三斤代 錢納 (上ニ同ジ)

錢二八八〇兩 宗親府蔘一斤四兩代 右同 (上ニ同ジ)

錢一六〇〇兩 中樞府蔘一斤四兩代 右同 (上ニ同ジ)

錢一二八〇兩 戶曹蔘一斤代 右同但巡營(納) (ナシ)

○括弧内ハ憲宗五年ノ額也上ハ純祖三十年ノ額。

錢 五九一兩一錢 京城上項各司へ納ムル錢ノ運送駄賃 (上ニ同ジ)

錢 六四兩 戶曹蔘一斤代錢ノ 右同 (ナシ)

錢 五二五兩 蔘代錢上納ノ時ノ雜費 (上ニ同ジ)

錢 五〇〇兩 戶曹ヨリ蔘受取ノ爲來ル計士へ給スル人蔘五兩ノ買入費 (上ニ同ジ)

錢 三〇兩 右同人へ例ニヨリ給與スル錢 (上ニ同ジ)

錢 二兩 右同人ノ下人へ 右同 (上ニ同ジ)

錢 四八〇兩 巡營へ納ムル人蔘六兩ノ代錢納 (上ニ同ジ)

錢 二四兩 右運賃 (上ニ同ジ)

錢 一一二兩 兵營ニ納ムル人蔘一兩四錢代錢納 (上ニ同ジ)

錢 四兩二錢八分 右運賃 (上ニ同ジ)

錢 〇兩 ナシ (二二四兩) (蔘乾淨所費用)

外ニ民庫ヨリ支出スルモノ (ナシ)

錢 一〇兩五錢六分 内局蔘包裝荷造費 (ナシ)

錢 一九兩一錢九分 右器具費 (ナシ)

### ○江界以外ノ邑

#### △貢蔘

國初ヨリ中期迄ハ産蔘各邑ハ貢物トシテ無代徴收セラレタルモ其額不明。

●世宗九年ニ平安道ノ貢蔘ヲ半減シ、同一七年ニ黃海・平安二道ノ貢蔘九六〇斤ノ内二〇〇斤ヲ減ジタリ。

●世祖一二年寧邊・朔州・泰川・理山・昌城・碧潼・渭原・龜城ノ二五〇斤ヲ半減セリ。但人民疲弊ノ回復スル迄ノ期間ヲ以テ也。

八道各郡ノ貢物營納正供雜稅ニ付テ記セル「賦役實摠」ハ哲宗時代ノモノト思ハルルガ、此中ニ人蔘無シ。唯慶尙道聞慶ト本道楸坡鎮ニ捧用秩蔘二錢兩把守收捧トアルニ點ノミナリ。把守ヨリ人蔘ヲ徵收スルコトハ既ニ英宗時代ニ罷メラレタルガ尙如此僅ニ一部ニ行ハレシカ。

### △信蔘卜定

信蔘卜定ハ主トシテ江界府ニ向ツテ行ハレシモ、調達不能ノ時道内他邑ニモ卜定セリ。

●正宗一一年三〇〇斤ノ中一四〇斤ハ平安道負擔、此内江界四〇斤、孟山・陽德・寧邊・熙川・渭原・楚山・昌城・朔州・龜城・雲山・寧遠・柔院・車嶺・牛岬・委曲ノ邑鎮ニテ負擔ス。

●純祖三三年ニ一三八斤ヲ要シ其中七〇斤ヲ本道江界外ノ産蔘地ニテ負擔ス。

### ●慶尙道 負擔ノ邑別不明

慶尙全羅ノ人蔘ハ羅蔘ト稱セラレ、最高品トシテ王ノ藥用ニ供セラレシガ、全羅産減少シ後慶尙産ヲ羅蔘ト稱シ長ク實物ヲ納付セリ。

△貢蔘 四二斤一兩 此斤量正宗年代ト思料ス以前ハ猶數倍多カリシナラン

内

内醫院用 九斤一四兩 價米人蔘一兩ニ付米三石二斗(納付地負擔)

●劣蔘代錢(トハ京貢人ガ右價米ヲ受ケ人蔘ヲ買入納付シタル時品質不良ノ物ニ對シ補償トシテ錢ヲ納入スルヲ云フ) 錢三五二〇兩毎月蔘契(貢物受負組合)ヨリ上納ス之ヲ醫官一名ニ七〇兩、醫職各名ニ三五兩宛書員數名ニ七〇兩ヲ給ス。

典醫監用 二五斤 價米人蔘一兩ニ二石一〇斗ヲ徵ス

●受用ノ錢四九一四兩ヨリ四〇三二兩、朔蔘藥價七五〇兩、官蔘價應用ノ錢四九一四兩、毎月提調二名ニ錢四四兩、承旨六員各錢四二兩、内一二兩ハ兵曹ヨリ來リ勤務セル四員ニ各錢一六兩八錢ヲ給ス。

●進排 訓導員役從隸ニ毎月錢六二兩ヲ官蔘價ヨリ下付。

惠民署用 七斤一四兩 價米人蔘一兩ニ付二石一〇斗ヲ徵ス

●延日縣ハ正宗二二年頃ニハ蔘錢ヲ田結ニ課シ又夫役トシテノ代錢ヲ徵收セリ。

●憲宗七年ニ一斤ニ減ズ。

●哲宗代ニ聞慶ハ蔘保錢三〇〇兩藥保錢四〇兩ヲ徵シ以上ヲ以テ貢蔘ト他ノ藥材ヲ買取セリ。

●李太王二年本道ノ實物蔘納全量一斤ヲ罷メ其代リノ價錢六四〇〇兩、人蔘一兩ニ付錢四〇〇兩ノ割合ニテ代錢納トス。

●京畿・全羅・忠清・黃海ノ四道

世宗實錄地理志物産ノ部ニ人蔘アルモノ、京畿一邑、全羅十一邑、忠清二十二邑、

黄海二邑アリ。此等ノ邑ハ國初ヨリ若干斤量ヲ貢納シタルモノナラン。世宗九年ニ其年限リ黄海道ノ全額ヲ免除シタリ。宣祖三四年ニハ全國ノ人蔘貢納額一九〇〇斤ナリ、同二七年ニ之ヲ半減シタリ。前例ハ忠清全羅江原慶尙ハ人蔘每兩ニ棉布一匹、山郡ハ同四匹、計八六邑ハ木綿ヲ上納、賢蔘ノ資トナストノ記事アリ。此當時對日戰爭ノ爲軍費ニ使用シタル一時限リノ方法ナラン。宣祖三七年閏十月、載寧ニ卜定シ民ガ負擔ニ苦シミシ記事アリ。此人蔘ハ慶長十年日本へ僧惟政孫文或等ヲ遣ハセシ時ノ信蔘ナルベシ。爾來右四道ノ中ニハ漸次廢罷セラレ、又ハ減額セラレタルモノアルベキモ、其量ト徵收方法不明ナリ。次項ノ六典條例記載中ニ慶尙、黄海、忠清ノ負擔アルヨリ見レバ、李太王ノ甲午改革迄ハ右三道ノ某ル邑ハ徵收セラレタルコトアルヲ認メ得レドモ、其量ハ鮮キナモノナラン。

### 第三項 李朝末期ノ中央政府ニ於ケル人蔘經理

六典條例ハ李太王三年ニ編纂セラレタルモノニシテ、其當時ニ行ハレシモノ前其前哲宗時代ニモ或ハ其ヲ輯録シタルモノナリ。此後モ大體甲午改革迄ハ行ハレタルモノ也當時ノ前後ノ取扱振ヲ窺知シ得ベシ、其中特ニ舉グベキ點ハ紅蔘ノ稅錢ヲ多額ニ人蔘經

鑽合錫唐碇玉沙三升等隨其應用厝行或冬行便買來會錄

**卜定熟銅胡椒**萊府○價本以公負生銅及鐵價計給黃州朱土穉朱

紅真墨海西羔鬚沙魚皮沙魚口中皮山柚子湖南羔

毛嶺南兩湖山猪毛關碇玉沙南陽玉京畿○以上

關東論定家猪毛松都各色氈符隨時卜定取用○通信

使禮單蔘臨時卜定於關西關北關東

**應入關北貢蔘**一百十斤安邊十斤咸興十九斤永

青十四斤每斤代布三十七匹高泉三斤得蔘八

斤德源三斤洪原八斤文川二斤定平九斤朔州

布三十匹代布七十五匹同四十四匹北青文川德

內局二斤本曹捧上一斤耶廳領到內局一斤中

領納○倭人禮單換品蔘以家蔘換品四十五斤

年例會錄每斤價錢一千兩司譯院包蔘口錢中

○太常沉醢所出鹿皮八張獐皮一百六張折半

會錄出給狗皮契

**用下**赴燕使臣以下賜米正使十五石副使十石書

官書員日官承文院書狀官五石軍官譯官寫字

員各三石打角各一石衣資正副使各料緇六匹

官綿絁三匹木十匹布九匹軍官譯官寫字官書

員日官承文院書員各緇布各二匹木七匹打角

各木六匹奴元別盤纏各種代錢正副使各三

子各木三匹

理ニモ充當シタルコトト。此時代ハ人蔘貢納ハ其代錢納ト代布納トヲ問ハズ人蔘ハ全部ガ總テ唯名目ノミニシテ、殆ンド無意味ニ收入ヲ得ル爲ニ課セラレタルコトヲ暴露セルコトナリ。

### 六典條例中經費ニ關スル計數ノ中人蔘ニ關スルモノ

#### △宗親府

錢 五〇〇兩  
 錢 二八〇兩  
 錢 若干兩  
 人蔘 二斤四兩

包蔘別將稅中ヨリ受入  
 江界府納入蔘代納錢中ヨリ受入  
 江界府納入宗親府蔘ト稱シ現物ニテ受取リシモノヲ錢ニテ受取、宗室中一定ノ人ニ配供ス。  
 右同上現物ニテ受取同上配供ス、後ニ此人蔘ハ代布トシ江界府ニ貯蓄シ宗室優遇上必要アル時ニ使用ス。

#### △議政府

錢 五二六七兩  
 錢 六九一兩  
 錢 五〇〇兩  
 錢 二五五兩  
 錢 五八八〇兩  
 人蔘 三斤  
 錢 三〇四三兩

○草藥トハ鮮産ノ藥材唐藥トハ支那産ノ藥材北京ヨリ貢來セシモノ。

戶重收入ノ稱蔘價錢ヨリ受入、且臘蔘價モ共ニ上ノ錢中ニ含ム。  
 惠民買收入ノ蔘代錢ヨリ受入。  
 包蔘別將稅中ヨリ受入。  
 戶重ヨリ移送、稅蔘價ノ木綿ヲ錢ニ代ヘタルモノ。  
 從來本府受上官ガ受領セシ蔘ヲ錢ニ代ヘ受入シモノ。受上官ニ分配付ス。包蔘稅二五三九九兩ヲ木府ニ受入シ中ヨリ支出ス。但大臣堂上下司錢ニ配與支給スル蔘代ト唐材草材ノ價ヲ合セ上ノ如シ。

此中兩醫師ニ預蔘代ト稱シ毎月一〇兩ヲ支給ス、員役ニ一年六〇〇兩ヲ支給ス、其他ノ費途記シテアラズ。

△忠 勳 府

錢 九七九兩二錢

以上三官廳に收入する人蔘若くは其代錢は洵とに謂れ無きものなり。國費にして正當の俸給の如きものを十分に給與し得ざる爲めに、種々の名目により給與したる(と云ふよりは各が分捕りたる)とも云ひ得べき) 其一名目なりと觀るべきものなり。

△戶 曹

錢 一五〇〇〇兩

右ノ内左ノ二項ノ支出ヲ除ク

錢 五〇〇兩

錢 四五〇〇兩

錢 四一三一兩

錢 若干

錢 四七〇二五兩

錢 六四〇〇兩

麻布 七〇同一二匹

錢 若干

人蔘 二斤餘

錢 一〇〇〇兩

人蔘ト草藥トノ價錢計如シ。每月錢八一兩六錢ヲ草藥與ヨリ上納。堂上二分配ス。堂上稱壽ニモ各錢二〇兩四錢ヲ給與ス。

國譯院ノ紅蔘貿易一五〇〇〇斤ニ課スル稅錢二〇〇〇〇兩。此中ヨリ六〇〇〇〇兩ハ國譯院ノ經費トシテ充テ、上ノ額ヲ戶曹ノ經費中ヘ繰入ル。

尙方貿易經費不足ニ付其救濟ノ項ヘ充用。

倭學館單蔘換並蔘ノ價ニ充用。

江界府ヨリ納ムル議政府蔘ノ代リノ木綿三司、中樞府蔘代ノ同上。同四三匹三〇尺ヲ每匹錢一兩七錢ニ換算シタルモノヲ江界府ヨリ上送ヲ受ケテ受入ル。此錢ハ江界府ノ人蔘ノ代錢ニテ上納スルモノ、中ヨリ引去上納ス。

例置蔘ノ中戶曹ニ納ムルモノ、三斤ヲ木綿ニ代ヘタルモノ。其木綿ヲ又錢ニ代ヘ上納。

信蔘與人費トシテ平安道還錢ノ利米ヲ錢ニ代ヘタルモノ、日本へ信使ノ派遣ヲ罷メ此錢不要トナリシ後ハ之ヲ戶曹ヘ上納ス。

慶尙道ノ預蔘(實物納)ヲ率太王二年ニ停メシ後、人蔘一兩代錢四〇〇兩ノ割合ニテ上納。

咸鏡道預蔘總一〇〇斤内安邊一〇斤、咸興一九斤、永興一五斤、吉州二二斤、北嶺一四斤、以上每斤布三七匹ニ代。利原八斤、德源三斤、洪原八斤、文川二斤、定平九斤、明川七斤、以上每斤布三〇匹ニ代。中北青、文川、德源ハ三分ノ一ヲ錢トシテ納ム。此收入上ノ如シ。

江界稅蔘ヲ計士ノ領來スルモノ一斤ハ本曹ニ受入。一斤ハ鄭廳ニ受入。一斤ハ内醫院ヘ納ム。此三斤ノ日ベリ見込一割ヲ徵收シタルモノハ、秤量ノ上餘リヲ生スルモノモ亦内醫院ヘ納ム。

禮單預蔘一斤四十五兩補緡一斤ニ三兩ト豫定シ、買入費トシテ一斤錢一〇〇兩ノ定メ。實際ニ於テ必要ノ斤量ヲ買入ル此價錢ノ中へ包蔘稅中ヨリ一〇〇〇兩ヲ支出シ以テ其ニ餘額ニ交納ス。

○換置蔘トハ單蔘中ヨリ對馬が下等品トシ斥出セシモノニ代ユル人蔘、多ク栽培人蔘ノ白蔘ヲ以テス。

其外 ニ若干兩

△宣 惠 廳

●徵收ノ米ハ大約各結ニ十二斗也、關東ハ元收米ノ外元田・續田・蔘火田・均役廳ノ免稅等ノ田ヲ論ズル  
毋ク米・穀・錢・布・雜物ヲ以テ納入ス。

●貢蔘ハ各年權減京貢トシ代錢ヲ以テ本廳ニ上納ス。春等ノ蔘錢一四七五二兩本廳へ納付ス。之ニ添價錢  
七〇五四兩ヲ下付ス。秋等ハ一四八兩減蔘ノ剩餘錢四一三九兩、內醫院減蔘ノ錢九六〇兩。

●純祖三年內醫院減蔘ノ分ノ其ノ代錢九六〇〇兩內醫院ニ納ム。

△均 役 廳

●純祖五年關東ノ貢蔘權減其價錢一五三六〇兩

△內 醫 院

一ニ藥房ト稱ス。

●進御人蔘粟米飯。

●所管貢物關東蔘五斤一四兩八錢五分、每兩價錢一七〇兩。賑恤廳ヨリ補助價錢四五〇〇兩。

●大同蔘一二斤一四兩內慶尙九斤一四兩、黃海三斤、每兩價米三石一二斗。

●劣蔘代錢二五二〇兩人蔘契ヨリ毎月上納。醫官醫職書員ノ收得トス。

△典 醫 監

●所管貢物草人蔘二五斤、慶尙道ヨリ人蔘每兩米二石十斗ノ割ニテ納ム。

●錢四九一四兩ヨリ四〇二二兩ノ間。朔蔘ノ藥價七五〇兩、官蔘價錢四九一四兩右ノ中ヨリ毎月提調二名  
各四兩、承旨六員ニ各四二兩、兵曹ヨリ來リ勤務セル者四員ニ各一六兩八錢、訓導・員役・從隸等ニ

○貢人が劣蔘ヲ收  
メタルトキ例之人  
蔘一兩錢一〇〇兩  
トスレバ之ヲ庶引  
キ五〇兩ト計算シ  
五〇兩ハ錢ヲ以テ  
納メシムルモノ。

一月六二兩五錢、官蔘價ヨリ支出ス。

△雜 項

錢 二二〇〇兩 議政府堂上ニ配與スル生豚散調劑ニ要スル人蔘一斤代錢。(戶曹ヨリ支出)

生上木綿 八同六匹 人蔘ノ代ニ蔘契ヘ下付

同 三同三六匹 鞞皮人蔘代ニ蔘契ヘ下付 } 白木醫ヨリ上納スル白木二〇同ノ内ヨリ支出ス

人蔘 八兩 戶曹堂上官北京行使節拜命ノ時給與ヘ旅費トシテ戶曹ヨリ支出。

錢 一六一二〇兩四錢五分 關東蔘契(御供蔘ヲ納ムル契)ニ下付(宣惠廳所管)。

錢 一四〇三二兩 關東蔘契前項トハ別契ヨリ人蔘ヲ納ムル代リニ上納スル錢收入。(宣惠廳收入)

錢 六八一七兩 關東宣蔘買入費ノ中ヘ補フベク給役、蔘火・烟戶・等ニ課稅セシメタル後ニ下付(戶曹支出)

錢 一五三五〇兩 關東ヨリ納ムル人蔘ノ代錢ヲ純額三四年一時減額ノ時ヨリ上記ノ錢ヲ人蔘買入費トシテ豫定ス。

錢 四五〇〇兩 關東宣蔘補助ノ契ヘ。五斤一四兩八錢五分每兩錢一七〇兩。計一五九八〇兩ノ中ヘ上記ノ如ク賑恤贈

米 七四一石餘 大同蔘二斤一四兩、内慶尙九斤一四兩、黃海三斤、每兩價米七四一石ノ計。(戶曹支出)

米 二八九五石 軍人蔘惠民署ヘ上納、其交拂慶尙七斤一四兩ノ分、惠民署使用ノ分(戶曹支出)

米 六二五〇石 同上忠清道一五斤一〇兩ノ分(同上)

錢 二一〇〇〇兩 毎年包蔘稅中ヨリ收入。

以上の如き毫しも理に合はざる、筋道の立たざる、締括り無き奇怪と評すべく  
笑止とも曰ふべき計理は。明治二十七年(李太王甲午)日清戰役の時日本の扶掖

により朝鮮は獨立國となり、日本が國政に干與し其大革新を計りたる時に於て、貢物は全部廢止し。度支部より宮内府に王室所要の經費を送付し、所要物品は宮内府に於て買辦することゝなりし時、一掃せられたれど。其後日本が内政より手を引きし後、僅かに幾分は逆戻りしを爲し、又地方廳に於ても人蔘代錢の徵收等に付ても舊政の殘滓として僅に跡を存じたり。

### 【附言】

尙ほ最後に本節を熟讀せば當然逢着すべき疑問に就て豫じめ解決を與へ置かんとす。

#### 第一の疑問

李瀛星湖が喝破したる如く、如何に天下の貧國なりとは謂へ、苟くも相當體制を具へ半島に君臨せり。其中央政府に於て縱令價の貴しとするも僅々數百斤の人蔘經理に困しみ、甲融乙通右塗左糊し。地方に於ても各邑皆富裕ならずとするも其の些々たる數十斤の貢納に困しみ、苦策難謀溢便惱達せしは諒解し得ざる所、他に手段無かりしかと。

答て曰く、民に誅索し得るだけは百般の名目に於て既に其最大限度まで侵漁し盡し、最早より以上に搾取の途なかりしこと。一は王室も中央政府も地方州郡も財政常に窮迫し、餘裕些しも無かりしこと。必ず在らざるべからざる倉廩の蓄積も其數に充てるものは殆んど無く、中には吏蠹の隱蝕に空虛となれるもありしこと等を考ふべきなり。

第二に問て曰く

中期に於て何故に其徵收を實際の必要量に停め後期に於て其必要無きに至りし時全然之を廢罷せざりしかと。

答て曰く國家既に貧なり、士庶從て貧なり。苟くも堂々たる？國家の大臣が度支の府より月々配給する蔘錢今日の經濟に換價せば十數圓に當るものを平然受領したる如きは言ふに足らず。總て王室以下吏隸に至る迄關係當該者の人蔘の滋味に蝨附せる數千人を此より離脱せしむること到底不能なりしに因るものなり。故に例之は貢物を調達すべき貢人が錢を受けて人蔘を納めずして錢を以て納むる如き非理を敢てし異まざりしなり。

第三に問て曰く

營に人蔘の事のみならず何故に根本策として財政の大革清に斧鉞を試みざりしかと。

答て曰く、此事にして行はるれば半島國家の進運に資し民人の幸福大なりしは勿論延ひて一般經濟生活の停頓打開に見るべきもの有りしならんも。惜ひ哉紀綱の弛解社會病菌の瀰蔓による自家中毒は如何に大手腕出づるも施すに術無く、自力を以てしは絶對に行ひ得ざりしことなり。例之は貢物の弊を改むべき彼の大同法の施行の如きは、一大英斷なりしと言ひ得るも。成績より觀れば一部の不公平を除きて、却て一般の負擔を重く均すの結果を招來したる如し。

### 第七節 紅蔘に關する經濟的考察

#### 第一項 概 說

本章第一節より前節迄縷述せし所は、皆自然生人蔘に關せるものにして事一も紅蔘に涉らざりしが、本節に於ては専ら紅蔘に就て説かんとす。

紅蔘の起原に付ては宣祖の時、明の援軍に附隨し來りし彼國の蔘商に煮製の把蔘なる製法を學び作り、後之が蒸製に變じ、英宗の末年より正宗の初年に於て把蔘と同じく支那向商品として製作せしこと、第七卷及第二卷に詳説せるを以

○第七卷一四七頁  
以下参照。  
○第二卷三九四頁  
以下参照。

て茲には贅せず。把蔘時代は其材料山人蔘なりしを以て産額多きを得ざりしが、正宗初年に於ける人蔘栽培の發達は此紅蔘の多量生産を可能ならしめ、其品質の優良なるを支那飲用者の認識する所となり。年を逐ふて遞次需用増加するに至り、遂に開闢以來未だ嘗て見ざる所の嶄然頭角を抜ける貿易品となり。其公、私、密、貿易により得る利益は貧弱なる朝鮮の公私經濟を潤澤したること甚大なるものあるに至れり。先づ其大要を擧ぐれば。

一、肅宗の初年に於て東萊に於ける對馬との貿易衰微し、隨つて銀の入る途絶へ鮮内銀融必迫に苦むこと凡そ七八十年其事情に付ては第五節に述べたる如し。此時に方り紅蔘の現出による支那への賣行は銀の枯涸を醫し延ひて一般經濟界に資する所あり。特に憲宗以降より韓末に迫んでは賣行の激増に伴ひ、其資益も一層大に、專賣を施行するに至りし後は宮室國家の財政に資益すること更に復た大なるものありしこと。

二、李朝國初より國末迄、北京に赴く使節の一行には其路費機密費の全部を國家より擧て支給するものに非ず。其大部分は彼等に貿易を許して其利益中より支辨せしむるの變法を取れり。而して又國家に必要な機關たる通譯官

吏も相當の公際費を必要とするも官の給與にては足らず、北京東萊兩貿易の利に據りて其生活を保障せり。然るに東萊より入る銀の途絶へ之と不離の連絡ありし北京の使節貿易も衰退し、爲めに此外交國用の銀の支辨に缺ぐるありて困窘甚しく。一方通譯の生計亦窮迫し其職を保持し難きに至れり、後には使行用の銀は貸與或は給與せしも尙ほ其銀の調達に苦めり。此時紅蔘の出現は其窮迫の幾分を補ひ、漸次全部を支辨し得且通譯の生活を豊にし餘あるに至りしこと。

三、紅蔘より徴する巨額の輸出税後には製造税耕作税又專賣の利益が王室費國費を補ひしこと。

四、紅蔘巨額の密貿易により銀の朝鮮に入りし額亦大なるものありしこと。

五、王室大官以下紅蔘に關係ある大小官員吏隸に至る迄、此利益に蟻附蝨着し誅求・討索・收賄等により私腹を肥したること多く。此等も間接には世の一般景氣銀融に寄與する所ありしこと。

大體以上の數項を擧げ得べく、若假りに正宗以後に於て此紅蔘なるもの世に出でざりしと假定して想像を跨大に運らせば、韓末の疲殘は層一層大きく現

出し或は國計の行詰りと無銀の窒息に陥りしやも知るべからず……と云ふ程に此靈藥は其神効を經濟的溫補にも加へたるものありし。

## 第二項 紅蔘貿易の變遷

### 第一目 總 說

紅蔘の貿易を國家の法規上より觀て公貿易、私貿易、密貿易に三大別するを得べく、此三別の中にも亦細別あり。此等の事に付て詳説する前に紅蔘各種貿易の中最多く行はれたる、北京に赴く使節の行に就て概説するの要あり。李朝太祖開國の初皇明を尊奉して上國と仰ぎ天朝を以て敬稱し、總て其節度に服従して附庸藩屏の實を示し、古來未だ嘗て無き密接の關係を結びしより。以來清朝と代りし後も強ひられて其關係を續け來りしにより、日清戰爭後朝鮮が獨立する迄五百餘年間使節の往來頻繁となれり。其要領を下に記すべし。

#### (1) 北京に赴く使節の行

##### △其度數と用件

正朝 皇帝に元旦の賀表を進む

冬至 皇室の問安

此三回は仁祖十五年に皇帝の旨により冬至の時に併せ行ふこととなる。

聖節 皇帝誕生日の賀

千秋節 皇太子の同上

仁祖の代に罷む。

奏請

重要なる事案を皇帝に奏請す。

進賀陳慰進香

皇室の吉凶慶弔其他戦勝の賀等。

謝恩

王・王妃・王世子の冊命其他金品下賜、某る義務の免除、漂流人送還等々に付て。

曆咨

毎年十月に曆を受く。

壹咨

前項以外兵・禮・刑・吏部等の咨文に對する回咨、又は國王より某る案件に付各部に咨文を齎らし行く。

右の中期日の定まれるものは、仁祖以降は冬至と曆咨の年二回にして他は不定期なり。多き時は年五六回に上る。曆・齎の二を咨行と稱し或は曆行と咨行と稱し其他は使行と稱す。

△其一行の員數

正使以下官員四、五十員

吏僚使隸馬夫等約三、四百人

此の乗馱用の馬匹多き時は五百餘頭少きも三百餘頭に上る。

右の外に一行中に介入する者左の如し

尙方貿易の爲の人員

王宰衣服調度を司どる尙衣院の貿易、國初よりあり。

内局貿易の爲の人員

内醫院の藥材貿易、一行中の醫官が併せて行ふ、國初よりあり。

内農圃貿易の爲の人員

承文院貿易の爲の人員

質販別將

包蔘別將

貿易商人

△其費用

京城より義州迄、食費、宿泊、運送等の費用は、沿道地方官と地方長官平壤觀察使の負擔。此中人民より徴收するものもあり。

鴨綠江向岸より北京迄は、右同上の費用は、先方政府の負擔。但後には運送費は奉天迄は、使行持と爲りしことあり。

路費の一部として、米、木綿、麻布を、戸曹より位地等級に應じ給す。

先方沿道並北京の關係官、吏に贈品としての、紙、胡椒、皮物、扇子等を、戸曹より給す。此中には、銀に換算して、給すること後に、行はる。右の外、銀と人蔘、或は銀、或は人蔘を、一行中高級

王室の野菜等を司どる司圃署の貿易、正宗以後に或期間のみありし如し。事大の文書を司どる職掌の關係より中ごろ隨行す、其承文院の一員が併せ行ふ。

各其所屬軍營の需品を、買來する者（實は營利貿易）にして、其數も一定せざりしが、肅宗三十三年禁蔘節目を定めたる時、松都・海西・管運館（二）平安兵營の五所各一人と定め、外は一切禁斷す。別將と云ふも、軍人に非ず

紅蔘を貿易する爲めに、赴く者にして、始期不明なるも、哲宗以後前項の別將一部の變形なる如し。李太王初年には、軍人に非ざる者が、其權利を、買ひて赴きたり。李太王初年に、太院君が、其弊を認め、三十人に減員せし、も後に五十人とす。

義州及京城の商人にして、使行中に、馬丁、從者等を、裝ひて混入したり。國初より、引續き行はれたり。

者竝に通譯官に限り機密費竝私的貿易費として給す。本項は國初より中期迄のことなり。宣祖先後より此銀を要すること甚しく増加し、後には銀は給せざることゝなる。又右の人蔘は正宗の時紅蔘を用ひし以前は自然生人蔘なり。

本項の物品と銀を總稱して盤纏と稱せしが、肅宗以降に至り機密費的に使用する銀を公用と稱し區別し、盤纏と公用の二となる。此公用は多額の銀を用ゆることゝなりて、皆之を官給せり又或は貸付けたり。

右戸曹より支給する物は戸曹在庫品を充つる物と、毎年使行の費用として見込み、其名目にて八道より徴收せるものとあり。

使以下に對し皇帝より下賜ある銀と絹織物。此中幾分は路費に繰込まるゝものなり。

使以下一定の高級官員が自己の經濟として調辨し、携帶する銀。此銀にて貿易を行ひ其利益を路費に充當するものなれど、其中銀其儘にて公費に使用するものも少額はあり。

## 第二目 八包の由來と紅蔘

八包の名稱と由來に付ては、第二卷及第七卷に於て略説したれども茲に更に詳しく説明すべし。

#### △國初

使節一行が北京に赴く時盤纏(交際贈品機密費)と稱するものゝ爲と貿易の資として銀を携帯せしめたり。其銀額と官員の範圍各割充額不明、此銀は一定量を國家より給し其以上は各自辨せし如し。

#### △世宗時代

世宗十一年國産に非ずとの理由を以て歲貢金銀の免除を奏請し、允されて其代りに白綿紙を以て充つることゝ定めたり。其翌年より使行は銀を携帯することを遠慮して罷む。其代り人蔘各十斤を携帯することゝなれり此各の字何官職の人々を指したるか不明。而して此人蔘は使節拜命者が産地たる平安道觀察使に通牒を發し調辨したれども、後戸曹より給することゝなる。此人蔘漸々多量となれり、是れ明末官場腐敗し賄賂を多く要すると、此使行貿易取引の多くなれる爲なり。

#### △仁祖年代

○員ハ官員ノ員役  
ハ通譯官等。

此時右の人蔘を一人八十斤と制限せり。禮部の咨に其數量の多く亂雜なるを戒め此斤量とすべきを通達し來りしによる。

此れ八包の稱の起原なり。其後人蔘乏しく復銀の携帯を許すこととなり、

人蔘一斤を銀二十五兩に換算し、人蔘八十斤の代りに銀二千兩と定む。此時

は自辨仁祖二十二年東萊貿易に由る日本の銀入來らず、國內銀の缺乏を來

し國庫の銀も殆んど盡き、員役一人銀五十兩に減ず。此時に八包に雜品を以て填充したり。

#### △孝宗年代

孝宗四年、復人蔘八十斤とす。

#### △顯宗年代

復た銀を携帯せしむることとし。

堂上官・上通事は銀三千兩。

堂下官は銀二千兩。

尙方貿易・内局貿易は此外とし之を包外越送と云ふ。

#### △英宗年代

○此一行ノ公私密賣易ノ爲メ殷盛セシテ蘇州府ハ其不振ノ爲關係者墮落ス

銀の價貴とく包を充すを得ず、爲に灣民の生理蕭條たるにより、備邊局の啓により紙綿布・海蔘海帶等を銀に換算し銀と通用して包を充すこと、せり、此時の包價の定めは。

曆行二二〇〇兩 一行の總額也下同じ。

別使員役右同

別咨九〇〇〇兩

期急にして調辨に暇無き時は、宣惠廳より堂上官銀三五〇兩、堂下官銀三〇〇兩を特に下付し、之を京盤纏と稱す。英祖十六年之を遞減し、別使の行は銀一〇〇兩とす。英宗十九年前記の紙を節行一〇〇塊、曆行七〇塊に制限す。其後益銀に艱み、雜物は利益薄きにより、毎年八包十中空九にして譯官の生活困難となる。

#### △正宗時代

右の理由により譯官を救濟すべく、且紅蔘の密輸出を取締るべく、紅蔘と銀と通用して包を充すことゝなる。

(以下は次項に記す)

○一塊ハ百卷・一  
卷ハ二十枚。

以上を讀まば紅蔘の八包は自然生人蔘時代の八包の傳統を襲へるものなるを知了すべし。而して北京使行は本務よりは却て貿易營利が主たる目的なるかの觀ありしものにして。北京朝廷の侮蔑を買ひ、本國の識者をして鑿鑿せしめしこともありし所以なり。

### 第三項 紅蔘貿易の種別と經路

#### 第一目 種別

總て朝鮮の貿易を國家の法規の上より觀て種別すれば、公貿易・私貿易・密貿易の三となる。其公貿易とは國家竝に官廳が一方の主體となりて行ふもの、私貿易とは國家が公認したる私人的貿易、密貿易とは法規に禁止せるにも拘らず、之に反き密に潜りて行ふものを謂ふ。紅蔘の貿易にも此三者あり。

#### 甲 公貿易

(1) 使節の行ふ貿易 國初より正宗初年迄に於ては使節一行中の許されたる一定の官員が、内規の範圍に於て其費用の一部を辦すべく、北京に於て銀人蔘を以て貿易を行へり。此れは私貿易なる如きも、其利益により公費を辦するものなれば、其範圍外は私貿易なるも、範圍内は公貿易の性質を有した

り。大抵此貿易は通譯が全部事務的に行へり。然るに正宗二十一年に於て紅蔘を八包に充當せし以後は、全然私貿易となり使節一行中の行ふ公貿易は消滅す。以上の區別は今日法律學上より觀たるものにして、當時に於ては斯る觀念無く兩者を全く同一性質のものとし以下皆同じ。

(2) 尙方貿易 王室の衣服材料服飾の物品寶石等を買し來る。

(3) 内局貿易 内醫院の藥材を買し來る。

(4) 別將貿易 其所屬營の需用を買し來る。

右各下に記したる用務としての貿易は皆公貿易の性質を有す。而して(2)(3)に紅蔘を用ひたることは甚だ鮮く、大抵銀を以てせり。(4)は當初は銀を用ひたるも後には紅蔘をも用ゆるに至る。

## 乙 私貿易

(1) 使節の一行中に商人が隨員馬丁等の名を假りて潜入し行ふ貿易。此れは法の禁じたる所なれども國初より行はれ、ある時には默認せられたり。而して此商人の得る利益の一部は名を貸したる者に配分するものなり。銀の缺乏時に於ては八包に充當すべき銀額の權利を各其權利者が全部賣り

て各其持株？に應じ商人より銀額の百分の一を受取り、貿易は全部其商人の經濟を以て行はれ、表面を使節一行の貿易の如く装ひたり。紅蔘以後に於ても引續き此手段も時に行はれたり。

(2) 紅蔘の貿易を司譯院に管せしめ、國家が稅錢を其司掌者たる通譯より徵收したる時代は、縱令其收益より使行費用の一部を支辨せしめたりとするも之は收益を許す代りとして國家への納付と見做すべきものにして、此後此貿易は純然たる私貿易となる。

(3) 甲の(2)(3)が各其公務貿易の範圍を脱したる私的貿易。其中(2)には王の私益的貿易多く行はれり。

(4) 甲の(4)の別將貿易は後遂に私的のものとなり、殆んど全部紅蔘貿易となる。

(5) 前項一部の變形したるものに包蔘別將なるものあり。是れは初より私的のものにして、賄賂を以て此職名(?)を買ひ、全部紅蔘を貿易したり。

(6) 上記甲乙各項一年數回使行の時の供給のみにては到底支那の需用に間に合はざる程其賣行盛大となりし時は密貿易盛に行はれしが、遂に之を默認、次で公認せざるを得ざること、なりし後の貿易。

### 丙 密貿易

人蔘の密貿易が國初より南は東萊の日本貿易、西は支那との北京貿易並に鴨綠江岸に於て行はれ、到底禁絶し得ざりしこと第二卷及本卷中各所に述べたる如し。紅蔘時代に入りても支那への密貿易は依然として行はれ、後には一層甚しく一年數萬斤と云ふ驚くべき多額の取引行はるゝに至れり。

凡そ國初より國末迄人蔘の密貿易を行ひし者に二別あり。一は通譯其他人蔘關係ある官職に在る者並權貴大官及之に緣資ある富商大賈にして。二は一とは關係無き普通の民人商賈なり。太祖より李太王迄此密貿易禁止に關し發せられたる法令多く嚴密を極め、時に發覺して梟首の刑に處せられたる者も相當の數に上れるも、常に吞舟の魚は逸せられ唯細鱗の網に上りたるに過ぎざる者なり。其細鱗も亦充分徹底的に檢舉し得ざりしことは、今日税關吏警察官の緞密に配置せられし世に於て、猶紅蔘密造密賣の跡を絶たざる事に考ふべし。

### 第二目 徑 路

(1) 北京

朝鮮の使行が北京に入りし後に於て許されたる範圍に於て貿易を行ふこと曩に述べたる如し。其方法は北京の當該官吏立會の下に朝鮮の一行取扱主として通譯と支那の主として南方商人と取引するものなれども。何事にも之に當る融通性ある支那官界の事なれば、以懷傳手制限以上の規定以外の密貿易行はれたること推考する迄も無し。史上にも亦其記述あり。

## (2) 柵門

柵門とは義州の對岸鳳凰城の東二里後前地點より五里の西方に移轉すに設けられし木柵の門口にして、此處に於て貿易を始めし起原は宣祖二十六年に於て穀物に不足し明廷に請ふて中江に貿易を開始し春秋二回に行ふ。同三十四年に請ふて罷めたり。其後仁祖の代に至り金清のより屢迫りて開市を強要し來り遂に之を開き、其後開廢數々に及ぶ。肅宗二十六年に請ふて之を罷む。此直後に於て清國は柵門後市を開きたり。其後市と云ふは朝鮮の使節一行が門を出るや、其一行中の荷物隊は故らに步調を遅らし貿易を行ふを謂ふ。朝鮮政府に於て公然此貿易を認めざるの意也しも後には公認せざるを得ざるに至り、貨物一定の量を定めて之を許したり。此貿易は一年中に冬至、使の往途曆咨

使の往復途の三回にして之を三門と稱したり。されど後には冬曆二行の外の時にも行はれたり。往途は朝鮮側より朝鮮品を携へ行支那商人と貿易し、復途は使節一行を出迎の爲め朝鮮側より赴く人馬に朝鮮品を載せ行き同じく貿易するものなり。

柵門は實に密貿易の叢淵にして紅蔘亦多量に密貿易せられたり。

正宗四年十月領議政鄭存謙の啓言に譯官等柵門後市を罷めんことを請ひ、右議政の復命を待ち稟處せんとす。蓋し後市を規めし當初弊源を開き延ト雜物漸く増加に至る、故に皮物雜物を折價し節行は一萬兩別行は五千兩、咨行は一千兩を定式とし、入送し柵貨に換買したり。利の所在奸竇漸く滋く禁貨亦此により潜入之患あり、もし銀を挾帶する有らば施すに潜商律を以てしたり。近來象譯の空包となるは後市の之が利を奪ふに職由す。且邊禁の嚴ならざる禁貨の滲漏誠に細憂に非ず、固より宜しく亟かに罷むべし。而して但だ後市の存罷は彼が柵税の盈縮に關するあり、自から却顧して深慮する者無からずとせず。此れ當に罷むべきの論あつて決する能はざるもの也。

○柵門貿易盛ニシテ通譯ノ北京貿易ノ利ヲ奪フヲ云フ

○濟國側。

(3) 灣府 義州の雅名

新義州と安東縣が今日に於ても密貿易の最盛なる地にして、此仕事に衣食せる者數千人を算し得ると云ふ如く。昔の義州、鳳凰城も亦實に鮮支密貿易の中心地にして、兩地の殷盛は實に是に依りたるもの也。今日監視偵察の官吏緻密に配置せられ、眼光限なく及べるも猶犯行を全く防塞し得ざるに、昔は其監督の任に在る官吏、隸屬皆犯行者にして、且賄賂盛に行はれて此種商人の犯行を容易ならしめたるに於ておや。

紅蔘が支那に於ける需用増加し、年數回の使行の時のみにては其需用の盛大に對するハケ口狭きに過ぐるに至りし時代は、灣府は實に其密貿易の第一の吐出口となれり。

(5) 其他の地

支那に於ける紅蔘の需用多く、其密貿易の利益甚多き事情は、灣府のみを以てしては其ハケ口に猶ほ不足し。憲宗以降より李太王の代に迫びては遂に會寧、慶源の互市場、義州附近、鴨綠江沿ひの各邑、水路としては黃海道、の長淵、豊川等よりも密かに輸出せらるゝに至れり。李太王十二年仁川開港の後、は此

○附二卷四一五頁  
参照。

○明治十六年。

○第二卷四一六頁  
以下參照。

處も亦出口となり。支那ジャンク支那汽船により天津に輸せられたり。明治二十年頃より日本商人も紅蔘密輸に與り、明治二十四五年頃より京城開城居留の日本人は紅蔘を密製造して同じく仁川より長崎に密輸したり。以上各地の外瀋陽奉天に於て、仁祖以降使節の道筋が奉天を通過せざるごと、なりし時迄行はれしも紅蔘に關係無し。

### 第三項 紅蔘と財政との關係並其變遷及其經理方法

#### 第一目 包蔘

包蔘と謂ふ官用語後普通語は、初め朝鮮の使臣が北京に於て貿易を行ふ時。包即ち人蔘の一包みに銀を換算して充てし後其貿易權を商人に賣るに至りし時より利權の單位名稱に變じ、此八單位を限り許せしにより八包の語生れ。之に人蔘を充當せし後包蔘の稱出づ。紅蔘の貿易盛大となるや、八包に使用する、其外のものとの問はず、紅蔘は全部包蔘と云ふ普通語となりて民間に通稱せらる。下記を讀む人右の區別を誤まらざらんことを用意すべし。又、包價と云ふ用語に付ても。

(1) 使臣が八包に充當すべき紅蔘買入の價。

○瀋陽八包ハ奉天  
貿易ノ八包ナリ紅  
蔘ニ關係ナシ。

○毛帽ノコト後段  
ニ説明アリ。

(2) 八包の貿易權を使臣一行の者が商人に賣りたる時の代價。

(3) 人蔘八包以外に種々の貿易物品の包あり、例之は紙の包價の如し又瀋陽八包の包價の如し。

(4) 紅蔘に課したる稅錢。

右の如き區別あり以下の記述には大抵註別しあれど、參考の爲前以て説明し置く。

正宗の初年より紅蔘の製造興り之を支那に密輸入すること行はれしも、當時は人蔘栽培業も後代の如く盛大ならず。其紅蔘製造量も多からざりしが、密貿易の爲漸次増加するに及び廟堂の着目する所となれり。正宗の初年先王の遺志を繼いで水原に行宮として築城せしも人集らず。茲に於て同二十一年三月富商二十餘人に紅蔘と毛帽の專賣權を與へ、其城内の殷盛を計らんとせしが此事行はれずして止み。其時王の意見として併せて考へられし紅蔘を八包中に充當するの件は實行せられたり。其以來の經過以下の如し。

此れより前銀八包時代に於て、貿易の主體は商人に占握せられ。一行は唯其名義料とも謂ふべきものを各其携帶公定銀兩に應じ、商人より百分の一受取る

の風を爲せり。其權利の如きものを包窠と稱したり。

△正宗二十一年六月制定 此時節目ヲ作成ス

八包に紅蔘を充當し、爾後蔘銀通同とし。銀價廉にして蔘價貴き時は銀とし、反之ときは人蔘とす。然れども此後銀を八包に充てたること無し。

此定めの趣旨は、通譯の疲弊を救ふこと、併せて密輸出を杜絶せんとするに出づ。節目には如此記しあり。「紅蔘文書」には、本件は李譯官の唱道に出でたることを記せり。又「對馬文書」八包の記録には、正宗元年東萊の通譯が八包の法を改正して北京の貿易を盛にし、其結果東萊の貿易を盛にせんとして、中央政府の要人、義州府尹等に策動する一面、其情報を對馬側に漏し、對馬島守をして朝鮮政府に公文を發する等、相策應せしめんとし。對馬より本件に付て東萊にワザ人の往復せしこと出づ。結局は通譯策動の結果として現はれしものなり。

此以後の規定改正も大抵通譯の裏面策動に出たるもの多し。

(1) 冬至使の行 人蔘九十斤

(2) 曆行 同 三十斤

○紅蔘文書トハ通譯ノ手拍ト思ハルル一文書ノ稱以下同ジ。

○此兩ハ銀兩。

○此時ノ使行ノ人  
藝ハ各自ガ貿易シ  
タルモノナリ。

○新州。

- (3) 別使の行 同 三十斤を過ぐるを得ず  
(4) 別咨の行 同 十斤を過ぐるを得ず

(3)(4)の行は不定時なるにより、若出發を急ぎ人蔘間に合はざる時は携帯せず。其代り京盤纏と稱する銀を下付したること前に述べたる如し。

此包蔘の割充は従前銀八包時代より定まれる包窠に従ひ。三千兩の包窠を有する者には三斤、二千兩の包窠を有する者には二斤とす。其算定の基礎は人蔘一斤を天銀百兩に換算したるものなり。

右定額は爾後都合により一行中の人員加減の時は可然増減して割充つ。

一行中・灣上・の軍官二人の割充は、前定の外とし従前彼等が有したる包窠により年々の總額により定む。

(註)

此時代紅蔘の製造は漸く發達を始めたる時期にして、栽培面積も多からず。京城の資本家商人が全羅道同福等の栽培地より水蔘を買來し、京城漢江畔に包所即蒸造所を小規模に設けて製造し、其産額も後代の如く多からざりし。

其通譯の救済と云ふは、東萊貿易衰退の爲め通譯は疲弊其極に達せし時なりしかば。此紅蔘を彼等が元より有せし包窠による丈けを充當し、其利益により生活を裕かにせんとせしものなり、

密貿易を防がんとすと云ふは此使行のみに紅蔘取引を取扱はせ、他は一切禁止を勵行せんとしたるものなり。包窠のこと前に述べたる如し、故に人蔘一斤を銀百兩に換算し、二千兩の包窠を有する者が紅蔘二十斤とならず二斤となるなり。此時人蔘に付て一斤何程かの税錢を徴したり。

商人より全部貿易權を取上げ之を使行に一任する事は事情が許さざりしなり。

通譯の策動により兎も角此規定の發布を見るに至り、北京貿易に一生面を開きたれども、通譯等は此の利益にて満足するものに非ず、規則は單に規則として表面に立てをき、其規則の下に裏面密貿易を爲して猶多くの利を得んとせる存念を最初より胸裏に包藏したるものなり。故に此後通譯の爲す密貿易は盛んに行はるゝに至れり。

### 公用銀と毛帽貿易

毛帽とは耳掩ある烏打帽の如き上部の圓き毛皮の帽子にて當時之を着ること流行す滿洲にて製造す。

毛帽貿易は使行の公用銀と關係あり、又紅蔘貿易とも關聯あるものなれば、茲に中間に於て其概梗を説明し置くべし。

肅宗二十三年に至り使行公用銀の出所無きに困し、兵曹、戸曹の公銀を貸與し割拂と爲さしむるの方法を取りしも、多く滯納がちなるより、英宗三十四年に至り毛帽貿易により此費用を捻出せんとするの苦策を考へ實行せり、其法は。

### 豫算

毛帽買入資銀四萬兩

平安道兵營及地方廳義州宣川の公銀之を使行に付す

毛帽買入豫定數一千隻

元價の他に銀十八兩を加へ京城帽區及平安道商人に拂下げ賣らしむ。

此利益銀一萬八千兩

公用銀に充つ

然して右四萬兩の中よりは公用雜費を要するが爲め、實際に於ては帽六百四十隻を買得るに止まれり。其後銀貴とく錢賤しく、帽子買受人は錢を以て納め商人は銀を以て上納せざるべからず。其銀と錢との公定比率と民間實際の取引比率とに差ありて商人の損失となるに至り。遂に此方法を廢止し再び公用銀の出所無きに困むに至れり。

正宗元年帽税の法を親む。其法は商人をして帽一千隻を限り買ひ來るを許し、一隻税錢四十兩、計四萬兩を徵收し。此税錢は義州府に於て收納し、同地商人をして銀に代へしめ以て公用に充つるものなり。其豫算は、

帽税收入錢 四〇〇〇〇兩

内支出

多至使公用銀 六〇〇〇兩(錢ニシテ一八〇〇〇兩)

曆咨行公用錢 五〇〇〇兩

義州府の經費中へ補給錢 六〇〇〇兩

瀋陽使錢 三〇〇〇兩

司譯院に給する錢 一八五〇兩(蓄積す)

計錢 三四八五〇兩

差引殘錢 五一五〇兩

蓄積し置き別使別客の行あるとき其公用銀所要額中に繰入支出す

正宗五年より鍾路六矣廬の一たる青布塵疲弊し、之が救濟の爲帽子百隻の免稅買來を許す。爾後漸次帽稅減縮し、之を擔當して其利益を公用銀に充て居る灣商輩は不平を訴ふるに至れり。正宗八年後馬稅、馬京棚貨雜稅、後市稅等々種々の雜稅を始めて義州府に徵收せしめ。又從來公用銀に某る收入の款某る經費の款より、幾分を割きて流用せるもの全部に付き、其額を増加する等、ヤリクリ算段を以て公用銀に補充したり。其外每使行管餉廳、運餉廳より丁銀各五百兩(純祖の時は百六十兩となる)計千兩を支出し、不時の用に供へ、携帶し。用無く支出せざりしき時は、回還後返納せしめたり。

其公用銀の總額は従前

總額四萬兩内冬至曆咨兩行使用豫定三萬兩。

殘一萬兩は儲留して不時別使の用に充つ。

中頃より逐年増加し公用銀は倍加するに至る。

△正宗二十一年

王は命じて尾蔘契を華城築室の民に劃屬す。

〔増補文獻備考〕

(註)

王は行宮として折角築城したる水原に人集らず、之を充實する策として紅蔘と帽子の專賣權を富商に與へ、之に因り同城を殷盛ならしめんとせしこと前に記したる如し。右の議は都合により行はれざりしも、せめて紅蔘尾蔘組合を設立せしめたるものなり。

△純祖三年？月

包蔘の取扱方法を變更し使行の自帶を罷めて商人に一任し、且包蔘より税錢を増徴す。前項の定めは従前銀八包時代に於ける通譯の實收に比較して少なし茲に於て彼等の間に不平あり。司譯院側より王への裏面策動となり、遂に此改正を見るに至りしものなり。此時定めたる節目の後記に、王が通譯を憐むの徳を頌せる文字あり。又節目の初頭に包蔘の燕利を契人と京灣商に付し、司譯院は包價と税條のみを受くるは計を得たりとは謂ふべからず：云々とあり。改正の大要下の如し。

一、包蔘關係商人

(1) 定員

A 包蔘契 十三人 公認せる包蔘取扱商人組合。

B 京馬主 若干人 従前馬頭(使行中重立つ者の馬の口取)の名目にて使行中に加はり北京に赴き貿易を行ひし京城の商人。

C 灣商 若干人 義州の商人にして従前より八包に關係あり利益を獲し者。其中には前項同様何等かの名目にて使行に加はり北京にて貿易を行ひし者もあり。

### (2) 右選定方法

A は既に司譯院より公認せるを以て選定の要無し。

B、C は其仲間中より着實資力才幹ある者を選び、名簿を司譯院に提出せしむ。缺員を生じたる時は仲間より三人の候補者を記したる書面を提出せしめ、其中一人を司譯院關係者の採點により定む。

### (3) 統制方法

A の人員中包蔘納付の期限を遅らし、不良の人蔘を納め、斤量不足等不勤不正の行爲ある時は除名し帖文を取揚げ、事の輕重により契の主任者と協定處分を定む。

B Cの人員中不都合ある時は、名簿より其人名を削除し、司譯院勾管廳(總務課)より改選す。若し犯行ある時は律に據り罪を治す。

Aの權利を他人に貸與又は賣買するを許さず。犯行者あらば除名し適當の者を選定す。此處分に對し代理人なりなど、稱し不服を唱ふる者は司法の府に移し處分せしむ。

## 二、包蔘取扱の方法

包蔘は契人に於て買入。曆行は八月念日限、冬至行は九月晦日限納付。勾管廳より主任官會同京灣商と受授せしむ。其品質に付ては公平なる協議により定む、若不適品ある時は取換へしむ。

全數納付了れば京馬主灣商契人此貿易三主體の所屬品を別々に分ち、袋に納め縫綴し、其上に封印を施す而して灣商之を携行す。

## 三、司譯院側の收得

### 一、包價の收入錢

包蔘の公定價を一斤錢三百兩に改定す。此價は實際紅蔘の賣買價格に非ず。使行の者が商人より權利料即包價を徵收する時の爲に定めし標

○公袋ノ如ク裝フ  
ナリ。

○錢二〇〇兩  
也。

準なり。

曆咨冬至二行の包價は此改正前に定めし通り人蔘一斤錢百兩とす。此總額を受取り各其包窠の數に従ひ分配す。

### 一、尾蔘税の收入

今回尾蔘十二斤を限り商人に携行を許し、其貿易に任かし税を徵收す。一斤錢二十兩總計二百四十兩は司譯院に貯蓄し蔘利分配不足の時の補充に當つ。

### 一、包蔘税錢の分配 其名稱は帖文税と稱す

今回新に帖文税を契人より徵收す。人蔘一斤に對し錢百兩と定む。帖文とは人蔘買入免許證とも證明書とも謂ふべきものにして、此に其許可斤量と人名を記し司譯院より下付す。此帖文を持ちて同福等の人蔘産地に赴き原料を買入蒸造す。此帖文税は使行に加はる司譯院の人員とは關係無く、司譯院關係の一般通譯に配分したるものにして、其割充は左の如し。

此總額錢一萬二千兩也

○總見トハ豫備員  
トモ云フベキモノ  
ナリ。

○廳トハ司譯院内  
ノ分課也以下同ジ

○此黨ハ其地位ノ  
穴ト云フ意ナリ。  
○藩州ニ黨アリ  
故ニ七トナル。

一、別遞見の堂上は他廳に比し北京行多し、分配上稍多くすべし。教誨廳は北京行の時三員を出す、曆行の元定斤數三十斤分に對する算定により稍厚く分配すべし。

一、常仕堂上新遞見堂上漢學上通事清學上通事は包窠も他廳の堂下に比し異なるあり。稍多く分配額を定む。

一、倭學廳は東萊貿易の關係により、生活狀態北京貿易に干る者より稍まされるにより分配せず。

一、譯學は地方廳に勤務する者にして、毎月料布の給付あり。今此帖文税を分配せば重複となるも、其中に收入乏しき窠あり。之を區別し海州黃州〔平壤・江界・宣川・義州の譯學たる訓導の七窠は分配せず。其他の譯學は京城勤務譯學の例により分配す。

一、各廳の免職者にして復職前、新任者にして三箇月以内の者には分配せず。  
一、在職中死亡したる者にして生前分配を受けたる者には死後三箇月限分配す。

一、毎年稅錢徵收後各廳に分配し、毎月一日必ず本人に下給す。前渡は一切

之を禁ず。若此禁を犯す者ある時は渡したる者も受けたる者も共に勾管廳に於て處置す。即俸給前渡の時、處分の例により。一箇月前渡の者には各一月を越へ、二箇月前渡の者には各二箇月を越へて下給す。

一、閏月ある年に當りたる時は、平年の十二箇月分を割充て支給す。

一、各廳に於て缺員により分配錢に剩餘を生じたる時は、之を貯蓄し定員増加の時の補充とすべし。

以上此時制定したる「包蔘申定節目」による。猶此節目中に、

「包蔘竝北京貿易利益は契人と京灣商とに一任したれども、表面は使行中の帶去するものなれば、一切妨害の行爲あるべからず。若違越する者あらば其現發に隨ひ司譯院の籍を削る」とある一條あり。

△純祖十年 此時制定の節目全文第二卷四〇九頁以下に出づ

包蔘の斤數を増加し、一切擧げて灣商に擔當せしむ。同十一年七月より施行す。

冬至、曆行各計百二十斤の定めに八十斤を増し二百斤とす。

別咨、別使の斤數は變更せず、前の定めに由る。

○驅債トハ其官員ノ乘馬前ヲ呵唱シテ走ル下男ニ與フル給興。大臣以下官員中ニハ皆此驅債ヲ支給ス事實ハ收得トナルモノナリ。

蔘契人を廢止し、灣商六人に一切擧げて擔當せしめ、司譯院は唯稅錢を徵收するに止む。

諸道人蔘栽培地に赴き、帖文を以て水蔘を買入れ紅蔘に製造し納付すること、及帖文稅を納むること前定の如し。

百二十斤に對し徵收したる稅額を二百斤に按排し、一斤當りの稅額を従前より輕減す。

右稅錢の中より包窠に對し錢を支給す。即元三斤の包窠を有する者には錢三百兩、二斤の包窠を有する者は二百兩とす。

此稅錢總計二萬四千兩、兩百二十斤の計の半は包窠者に支給し、其半は貯蓄し、漢清蒙三語の譯官に毎月支給する驅債に支出す。

此方法は五年を限り試験的に行ふこととす。

「萬機要覽」 「包蔘申定節目」 「純祖實錄」

(註)

此改正は前正宗の時の定めに比し一步を進め、商人に全然紅蔘貿易の特權を與へたるものなり。而して節目には密貿易を防止する爲なりとあるも、事實は灣商の裏面策動によるものなるべし。五年を限りとあれど、次項にある如く十三年間繼續せしなり。

△純祖二十一年

稅錢より三千三百兩を司譯院驅債の中に繰入る。

〔包蔘文書〕

△純祖二十三年七月

包蔘の斤量を大に増加し一、千斤とす目的は密貿易の防止にあり。

内

二〇〇斤 曆咨冬至二行の分を灣商より取上げ、之を前々項の如く使行に  
割充て行中自帶貿易せしむ。

八〇〇斤 今回増加の分京灣商に一任す。

稅錢 一〇〇〇兩 右項京灣商より徵收するもの。

外稅錢 二六〇兩 京灣商の尾蔘より徵收するもの。

計 一〇二六〇兩

内

四七六〇兩 司譯院驅債の中に繰入る。

五〇〇兩 曆行の時包蔘買入費中へ入る。

五〇〇〇兩 別使の時の公用銀に充つ。此時別使屢あり、帽稅四〇〇〇

○此二〇〇斤ニモ  
稅錢ヲ課セルモ其  
率不明。

○此錢五〇〇〇兩  
ニテ銀ヲ實ヒ貯蓄  
シ三年分ヲ以テ別  
使一度ノ公用銀ニ  
充ツルモノ也。

○兩の收入無く故に之を補充す。此前より別使公用銀に  
差支へ平安道營邑の公銀を貸付けしも兎角償還滯す。

「增補文獻備考」「萬機要覽」「純祖實錄」「包蔘文書」

此改定を見し原因に付ては「純祖實錄」に左の如く記されあり。

純祖二十三年七月、備邊局の啓に：。紅蔘貿易所管權を司譯院に與へよ  
り今三十年に近し、此趣旨は司譯院の衰頹せしを救濟する爲のみにあらず。北  
京に赴く使節の行往來の費用は専ら此紅蔘貿易の利益に靠れり、近來狼狽多  
端にして將に廢滅の慮あり。苟くも其原因は密貿易盛にして供給夥多に陥  
り、司譯院の包蔘が利益を失するの致す所たり。此が矯揉の策としては司譯  
院の包蔘税を減額するか、其携帶制限量を増加するか、の二途の外に方法無し。  
前者は當初制定の時所用を量り決定せしものなれば、今遽に減じ難く、勢ひ斤  
量を増額せざるべからず。斯くすれば密貿易は止熄すべし：云々。

とあれど實情は利益を多くせんとする通譯側の裏面策動に出たること疑  
無かるべし。

### △純祖二十四年

○此包價へ人蔘代  
ニ非ス使行ノ要ス  
ル銀ノコトナリ。

使行自帶の二〇〇斤をも京灣商に附し此利條錢六五〇〇兩を徵收し之を各使行の包價に充つ。紅蔘貿易一千斤曆咨冬至二行の分二〇〇斤全部京灣商の一手に行ふことゝなる。

〔萬機要覽〕

△純祖二十七年

右一千斤を三倍にし三千斤とす。

〔萬機要覽〕〔包蔘文書〕

△純祖三十年

減じて二千斤とす。

〔包蔘文書〕

△純祖三十二年九月

更に大々的に劃期的に斤量を増加す。

原定三千斤の外に五千斤を増加し八千斤とす。

従前の取扱稅錢の半數五千兩の中より、毎年銀を買ひ別使公用に充用するの例なり。此に稅錢一千兩を添加し、永く平安道營邑の公銀を別使公用として貸下ぐる如きこと無からしめん趣旨なり。

此時の稅錢は十萬兩也。〔包蔘文書〕〔萬機要覽〕〔増補文獻備考〕

△憲宗七年正月

更に二千斤を増加す、計一萬斤となる。

「包蔘文書」には此年の増加の計を二〇〇〇〇斤とせり。

此時包蔘稅錢計五〇〇〇兩

内

四〇〇〇兩 曆行の時の包價に充つ。

一五五〇〇兩 各行の包價に充つ。

二二二〇〇兩 騙債の條に繰入る。

八三〇〇兩 別使公用に充用。

此時義州府にて徵收せる原包<sup>〇</sup>外<sup>〇</sup>の收稅錢七萬一千五百二十九兩<sup>前年收稅額</sup>あり。

其中より毎年の例により額を定めて各種經費に支出し、其殘餘年々積りて錢

五萬二千三百兩現在せり。

此錢を米に買へ、灣府勅需穀と名け其五分の一を灣府に五分の四を平安道内

の某々地に置き貸付利米を取り灣府の勅需に充つ但其必要に應じて支出せ

んとする前備邊司に報告して承認を受けしむ。

右收稅錢の條は義州府尹の申報により之を修正し右の如く決定す。

○勅需トハ支那ヨ  
リ勅使ノ來ル時其  
接待ノ費用ニ充ツ  
ベク毎年徵收シ貯  
蓄セルモノニシテ  
勅需錢勅需穀等ア  
リ。

「憲宗實錄」

(註)

右原包外とあるは八包外のことにして紅蔘の密輸出を公然認めて課税したるものを指す。「憲宗實錄」十二年十二月の條に之を關<sup>○</sup>眼<sup>○</sup>税<sup>○</sup>と目<sup>○</sup>を<sup>○</sup>ふ<sup>○</sup>た<sup>○</sup>ぎ<sup>○</sup>て<sup>○</sup>見<sup>○</sup>て<sup>○</sup>俗<sup>○</sup>稱<sup>○</sup>したること、之を嚴禁すべきこと出づ。此事何時より始まりしか不明なれど「同書」七年閏三月の條に流來する久しとあり。

「憲宗實錄」「包蔘文書」

此時以前に於て支那に於ける紅蔘の需用増加し、此利益亦多く一年數回の北京貿易又は柵門貿易にては到底其供給足るべくもあらず。義州より多量に密輸出せられ之を默認瞑認せざるべからざるに至りし情勢に立到りしものなり。

△憲宗七年五月 包蔘の斤量を増加す

司譯院をして適宜に増加せしむ。但税錢十萬兩を限りとし其以内とす。税錢一萬兩の半五千兩は司譯院收入に繰入れ、半五千兩は戶曹收入とし、此中より對馬に年々給與する單價買入費に充つ。其殘餘は戶曹に貯蓄し置き對馬より大差倭の來りし時の費用に豫定す。此後紅蔘税錢の所管は戶曹と司譯院との二に別る。

「包蔘文書」「憲宗實錄」「增補文獻備考」

○特別ノ使家老宗ノ一族ト云フ如キ身分高キ者。

(註)

對馬に給する毎年の罽參は東萊通譯に一任し、其買入費は戸曹より支出し主として平安道江界府にて買入東萊に送るものなり。而して其下付の買入費は實價に足らざるより產地人民の負擔となる。今回の改正により產地人民は負擔を免かれ、戸曹は其經費の財源を此に得從來支出せし一日の費を減じ得たるなり。

此時の改正は前項の關眼税を罷め、義州より紅罽輸出を禁ぜしにより斤量を増加したるものなり。されど到底其密輸出は止め得ざりしこと以下の斤量に於て考ふべし。即ち北京朝廷が十萬二十萬の多き斤量の貿易を許す筈なく、又其貨物を持運ふことは朝鮮使行の體面より見て行ひ得ず、且遼東の支那官吏が其人馬の待遇を許す筈なければなり。且之を柵門にて貿易するとするも其量多きに過ぐればなり。

憲宗七年より同十三年迄の事に係り併せて李太王二年頃迄の事に係るものを記せりと認めらるゝ紅罽取扱事項、包罽文書にあり、茲に掲げて參考に資す。

各行包價 九〇〇兩  
自帶の條 六五〇〇兩  
計 一五五〇〇兩

(註) 各行とは冬至曆齊の二行。包價とは古く前々より傳統せる一行中の貿易權利料。元と名義貸料が此頃にては

○本項ノ兩ハ皆錢兩也。

公然一種の收入權利となる。自帶の條とは、右の上に更に前記純祖三年に自帶を罷めし後に於て、此自帶の分をも權利として二重取にしたり。

曆行包價 四〇〇〇兩 包稅五萬兩中より來。

公用 四〇〇〇兩 管稅廳納。咨官曾て教授を経たる者なれば則當年

正月納、又一〇〇〇兩管用廳に送る。

紙穴價 一七五〇兩

窠價 曆行は別將納む而して多寡一ならず。

(註)

包價は則前項の司譯院勤務者が收得する收入は紅蔘製造稅兼輸出稅とも云ふべき營業商人より徴する稅の收入より支出するの意。蓋し冬至行の五〇〇〇兩も同一ならん。管稅廳のこと下に解あり。紙穴價は紙を貿易する株を有する商人の納むる稅。窠價とは包蔘別將(實は商人)が紅蔘を貿易すべく北京に使用と共に行く其權利料の納付。

包價

堂上四員 一人五二七兩五錢 計 二一〇兩

上通事二員 右 同 計 一〇五五兩

教誨三員 一人三六二兩五錢 計 一〇八七兩五錢

聰敏 一員 右 同 計 三六二兩五錢

次上 一員 右 同 計 三六二兩五錢

○偶語ハ司譯院ノ  
一分課偶語廳ノコ  
ト  
○日官ハ其日ノ吉  
兎ヲトスル日官吏。

押物	三員	右	同	計	一〇八七兩五錢
正使軍官	三員	右	同	計	一〇八七兩五錢
副使軍官	三員	右	同	計	一〇八七兩五錢
書狀官軍官	一員	右	同	計	三六二兩五錢
承文院書員	一員	右	同	計	三六二兩五錢
偶語別遞兒	一員	右	同	計	三六二兩五錢
蒙學	二員	右	同	計	七二五兩
清學	三員	右	同	計	一〇八七兩五錢
倭學	一員	右	同	計	三六二兩五錢
偶語別差	一員	右	同	計	三六二兩五錢
醫員	一員	右	同	計	三六二兩五錢
畫員	一員	右	同	計	三六二兩五錢
日官	一員	右	同	計	三六二兩五錢
寫字官裨將	一員	右	同	計	三六二兩五錢
計	一三六七七兩五錢				(此計算一人分三六二兩五錢脱前記人員數に書損あるべし)

(註)

右は商人より收入したる包稅中より、正使・副使・書狀官・軍官等及司譯院中使行に加はる者及使行に加はらざる蒙古語・日本語の通譯等(其中大部分は前々より貿易權を有したる者)に配分する率を示したるものなり。

(紅蔘の公貿易密貿易の大利を目前に睹たる彼等が前記配分の錢にて満足するものに非ず、既に此時紅蔘貿易事務は司譯院の管掌となり營利世故に長けたる通譯が主として其事業に當るものにして且密貿易の方面も其主體たるものなれば司譯院の高官は無論王室大臣に其巨利の分け前が届きたるは當然の歸趨にして「増補文獻備考」には哲宗元年の條に……時に譯人蔘利に厭厭し貴きに賄ひ勢を挟み百端操縱す……と這般消息の一端を記せり。)

灣府銀に爲る

曆門每兩包丁銀二錢一分を九紋銀一錢八分九厘と作す。

每門每兩包丁銀一錢二分を三紋銀一錢一分一厘と作す。

〔從ふ〕並に時價に

春門每兩包天銀一錢を錢三錢三分と作す。

出下每兩駄銀三分式我錢一錢二分と作す。

各行

公用天銀六〇〇〇兩 稱添天銀二四〇兩

合天銀六二四〇兩 代紋銀五六一六兩内稱加準清銀

(註) 曆門とは曆春の時の柵門貿易のこと、每門とは曆春冬至三行三門の貿易、紋銀とは支那通用の馬蹄銀、義州

○稱添トハ支那銀  
トノ定ルトキ率  
ニシテザルハ  
見込歩正釐銀  
ニ由ル不釐銀

に於て朝鮮銀と交換するなり。稱とは秤量のこと。

△憲宗十三年 月

包蔘の額を二萬斤に増加す、税錢二十萬兩となる。灣府の私税を革罷し税入十萬紙を經費に付す。

次で又同年三月開城の爲に更に二萬斤を加ふ。開城の蔘業盛大となりしによる恐らく同地富商等の裏面王室への策動によるものならん。

〔増補文獻備考〕

△憲宗十四年

包蔘税を減じて五萬兩とす。二萬斤に對する税ならん

〔包蔘文書〕

△哲宗卽位の年

包蔘の額を二萬斤に半減す。通譯の策動による、生産過剰となり支那に於ける價格低下し、通譯の利益無きに至れるによる。而して又紅蔘原料の水蔘を過剰ならしめ、價を廉にして買はんとせしに因る。〔増補文獻備考〕

△哲宗二年八月

復二萬斤を加へ四萬斤とし包蔘稅錢十六萬兩を減す。原額四十萬兩ならん

開城留守李是遠は、開城蔘業者の爲に謀り通譯の惡謀に對抗し紅蔘原料を二萬斤に止め、他は悉く白蔘に製造せしめ其價を保つ。是に於て開城蔘業者と通譯の反目、延ひて開城留守と司譯院提調との論争となり。此時垂簾に在りし純元王妃の裁決下教により、斤數を増し一方稅を減じ双方に利あらしめたるものなり。

〔增補文獻備考〕

此時稅錢每斤一兩を減す、稅錢十六萬兩内六萬兩を永く戶曹の所管とす。尾蔘の貿易を廢罷す。

此時使行中別に別將十七名を定め、一人四百斤の携帶を許す。

〔包蔘文書〕

△哲宗四年八月

包蔘を減じて二萬五千斤とす、爾後少額の加減常無し。

〔增補文獻備考〕〔包蔘文書〕

△李太王元年

下教により銀穴を革罷す、包蔘の額に更に一萬五千二百斤を加ふ。

税一二二八〇〇兩となる

丙

六〇〇〇〇兩 司譯院收入

四五〇〇〇兩 同院倭學應收入

二八〇〇兩 唐材買入費 唐材契に下付す

一五〇〇〇兩 戸曹經用に收入

別に勾管十四員を定め之をして包蔘税を收納翌年五月迄に右四處に備納せしむ。

使行中の毎員包蔘一百六十斤。曆行の時は毎員二百斤とす。別將を二十二人とし毎人四百斤の携帶を許す。每名錢二百兩上納宮中に封進す。

(註)

銀穴とは使行銀携帶時代より、商人が其銀を八包に充當し貿易權を得。其代りに使行の銀額の百分一を提供したりし其權利株を、商人が他に賣渡し、其權利者が紅蔘製造の權利株を所有せるものを指す。

使行の携帶包蔘は是迄納税したりしが、其納税を罷め其錢を宮中に封進したるものなり。

△李太王二年

正使帶軍官三員、副使帶軍官三員の各一員を漢學譯官に付し此二員と別將と各三百九十斤携帶(前年は百六十斤)曆行の時は一千九百七十斤に其携帶斤數

○王父大院君ノ宮  
靈廟宮。

を増加す。

前項唐材契の口二千八百兩は大院宮に移す。

(註)

當時王幼冲國柄を執れる王父大院君が、通譯等が提供する巨利の分け前にては満足せず。徐々に爪牙を紅蔘に向つて延ばし初めしものにして、後の紅蔘宮中經營の素地を成せり。

△李太王五年九月

開城蔘圃に水蔘稅紅蔘原料の生まの人蔘を課す、人蔘耕作稅とも謂ふべきものなり。

江華島を佛艦砲擊の後軍備を張り、江華に別驍士別武士等を設け軍費多端經用足らず、之を補ふ目的に出づ。  
〔高宗實錄〕

此前後宮奴宮中に關係ある雜輩捕校(開城留守配下の警察官及京城より派遣したる警察官)等爪牙を人蔘に延ばし團主より誅索すること、紅蔘密貿易に關係すること行はれ保護政治前に及ぶ。

△李太王?年

此後連りに包蔘稅を増加し稅一斤に錢八十兩となる。譯人爭ふて其穴を占む。  
〔增補文獻備考〕

(註) 穴とは紅蔘製造權の株なり。稅多くして利益少くなりてより、株の持主が賣放す時に乘じ、譯人が思惑を以て之を買占めたるなり。



東門上控増補今置問爲之眞承悉耳。開價加終事成相其爲難。詳問於舌院事知之人則以爲當初「藝價以十片十三兩十五片十一兩既」爲確定而聞有加給加拂之難。欲徵其加拂條也今見此成册。則無所分別渾同入錄是何故耶。其末段所謂加給云者又未知何據。而然矣。一「言定價外加拂者」一々從實懸錄而至於開價名。色令飭後賣買者亦以次賣施行。眞爲查出徵拂之地而此等事。聞致格無所不知必使此校十分。詳查徵出更爲成册上送而此校。若爲不善舉行此校之類吾刀入。矣以此嚴飭之如何。

首譯芝鐸初無手決於此等。業已詳知而載其姓名於成册中。一。院官生齋訴其首任之受侮勢。難挽止該閣主詳查懲治以塞。衆論之沸聞如何。

右 意 譯

十 月 十 日

開城ノ東門上控が出來上ル祝ヒニハ本月十五日ニ科擧ヲ行フ事承知シタ(此時江華島ノ警ニヨリ城壁ヲ修補ス)○前ニ申付タル水參稅増加ノ參考トシテ取調ベ提出ヲ命ジ之ニヨリ差出シ來リシ帳面ヲ見ルニ甚ダ不明瞭ナリ司譯院ノ中人參ノ事ニ精通セル者ニ聞クニ人參畑ニ從前課稅ノ標準ハ紅參トシテ出來上リ十本ニテ一斤トナルモノハ稅錢十三兩十五本ニテ一本トナルモノハ同上錢十一兩ト云フコトハ既ニ確定セルモノナリ而シテ事實ニ於テハ右ノ定メヨリ多ク徵收シテ加拂テ其事務ニ從事セル者ニ内規以上ニ多ク給與(加給)セル弊アリト云フ依之其加徵ノ分丈ヲ多ク課稅セントスル余ノ考ナリ故ニ其加徵ノモノハ一々明細ニ記シテ更ニ提出スベシ又中ニハ人參畑ヲ一坪何程(間賣)トシテ製造者ニ賣買スルコト行ハル、モ右ハ畑ニ禁止シ其後右様ノ取引アルモノ何本一斤(次賣)トシテ課稅スルコトニ定メタリ此等モ一々調査シテ税金増收ノ資料トスベシ以上ノ事情ハ京城ヨリ所轄ノ爲派遣シアル警察官(校)聞致格ノ知ラザル筈無シ、同人ニモ聞合セ更ニ詳細ニ取調ベ帳面ヲ作り送ルベシ若右閣が事實ヲ隱蔽スル如キコトアラバ吾ニ於テ彼が額ヲ斬ルゾト威嚇スベシ 司譯院主席通譯ガ人參耕作者ノ届書(ウ)ニハ花押(カキパン)印手決(ス)ル事ノ慣例ナリ之ニ違反シテ書類ヲ提出シタル耕作者マリテ司譯院一同ノ者ニ不平アリ額メ難シ右耕作者ヲ處分シテハ如何(參考譯)如此書面ニハ差出名モ宛名モ書カヌ例也○本件ハ明治二年佛艦ガ江華島ヲ砲撃シタル後ニ於テ大院君ハ大ニ兵備ヲ整ヘ其費用ノ爲ニ開城藝園ニ水參稅ヲ課シタル時代ノモノナリ明治五年六年ノ頃ナラン・司譯院ハ向々ヨリ人參ニ關係アリ此時モ猶因襲ニヨリ其九權的ノモノヲ占メ居タナリ

○柵門ニウルサケ  
執物ニ策動出入ス  
ルヲ云フ。  
○此時王幼冲王父  
大院君監國トシテ  
國務ヲ執ル。

○從來取扱來リシ  
定メテ變更スルト  
キ要教録ニ登錄ス  
ル例也。

### △李太王八年正月

使行に加はる包蔘別將定員三十名に、十名を加へ四十名とす、  
本件領議政金炳學の仰達による、其理由は此包蔘別將は之が地位を獲得せ  
んとして奔競する者多く、大院君は前年此弊を洞察し三十名に限定したり、  
近來柵門商の輩凋殘太だしく彼等が負擔せる大小の公用爲めに澁滯するに  
より、一番救濟せざるべからず。柵商中より十人を擇びて任命し、北京柵門の  
貿易を爲さしめん。王は教して曰く、此包蔘別將は元來灣府の柵門商人より  
任命すべき性質のものなるに、近來京城牟利の輩を差遣する弊あり、爲めに灣  
府の者蕭條たるに至る。故に前年改革して如此事無からしめたるも、今後の  
事を思ひ本件受教定式として書加へ置くべし。

(註)

此包蔘別將は何代より初まりしかを知らず。哲宗二年には存在せり、別將は名のみにして軍人に非ざる柵門商を  
任用せしは紅蔘貿易により利益を得る代りに、大小公用即ち使節一行の機密費の銀を負擔せしめたるものなり。  
之を廢止したる年代も不明。按ずるに紅蔘貿易が使行の時に限らず一層廣く行はるゝに至りし時自然消滅せしも  
のならんか。

### △李太王十一年正月

○錢兩ナリ。

管稅廳の包稅を以て國家の經費を補ふもの近ごろ百萬兩に近し。

王と次對の時領議政李滌元の言。 [高宗實錄]

(註)

此包稅とあるは紅蔘輸出に課する稅なり。包稅には種々あれども如此多額の稅は紅蔘取引に非ざれば、外の物品にては到底收入し得ざればなり。知るべし此前より管稅廳をして紅蔘輸出收稅を司らしめしを、而して管稅廳は主として柵門貿易を司らしむる爲に設けられたるものなれど、一ヶ年三四の柵門貿易のみならず、平常に於て義州より紅蔘を輸出することを公認したるものなりと推定す。

### 管稅廳の解説

本節の初頭に於て詳説したる如く、帽稅の收入減縮し爲めに公用銀に不足を訴へ、正宗八年より種々のヤリクリ算段を講じて辛くも調辨し來りしが。純祖十四年義州府尹吳翰源は此不足を補ふべく、請ひ允しを得て管稅廳なるものを創設せり。其組織は灣商中の柵門貿易の窠を有する者の中より幾人かを定め事に當らしむ。此窠とは株又は專貿易權とも云ふべきものにして、管稅廳の仕事は柵門貿易により朝鮮に買し來る貨物に對する徵稅を官に代つて行ひ、之を取纏めて納付し、而して有窠者一同を統制し違法勿らしめんとするものなり。而して灣商にのみ此貿易權を與へ、一方柵門密貿易を防止し。而して此稅を以

て公用銀に充てんとする趣旨の下に設けられしものなり。

然るに此管稅廳に對して、彼等が柵門專貿易に利益あるを見込み、義州府より種々の經費を負擔せしめ。又司譯院より臨時公用銀の調達を命ずる等の事あり。負擔重くして漸衰退せんとするに至りしにより、憲宗三年に至り之を補助する方法を初めたり。即司譯院收入包蔘稅中より毎年錢九千兩を支給し之を銀に代へしめ。一年三回二回は曆密と冬至は副使の豫定使行に對し例給の公用銀八千兩を管稅廳より提納せしむ。即前述の錢九千兩を銀に代ゆれば一時の相場不明なれど一約三千兩之れに管稅廳が五千兩を負擔したるものなり。

哲宗三年包蔘稅錢十萬兩を管稅廳に貸付す。明年も亦貸付することゝす。哲宗五年に至り管稅廳を官營とせり。其灣商組合にては立行かざるに至りしに因る。此時義州府より別將一人を派し司譯院より監稅官たる譯官一人を派して事務監督に當らしめ、取扱は依然灣商をして當らしめたり。此等紅蔘の貿易を認め徵稅同廳に收入したる如し。廢止の年代不明。

△李太王十一年二月

此時司譯院の收納する包蔘稅錢三十萬兩に近し。此内戶曹に毎年三萬五千

兩を移送す。本年司譯院より送付せし此稅錢の受領を戶曹に於て拒む、清錢を以てしたる故也。司譯院に不平の意あり、領議政李裕元の意見により本年限り此錢の移送を特に免除す。

〔高宗實錄〕

〔註〕 此時清錢氾濫し京城に流通高三百萬兩。人之を好まず通譯が貿易により輸入するものなりとて批難の聲あり遂に此歲清錢の通用を禁ず。

### △李太王十一年三月

鎮撫營の三千糧經費として額を定め、同營經濟に繰入る、公錢十二萬兩に近し。其中十餘萬兩は管稅廳の蔘稅錢より移去するもの也。〔高宗實錄〕

### △李太王十八年七月

包蔘定額を二萬五千二百斤とす。

元定額二萬二百斤前年二千三百斤を加定す。此に別に二千七百斤を加定して如上收稅國用に充つること前に同じ。

松營勅需錢は其勅使の來りし時に限り錢二萬兩を限とすること定式とし濫徵勿らしむ。近來勅使來らざるも徵收するの弊ありしによる。

統理機務衙門の啓による。

〔高宗實錄〕

○三千トハ、射手  
(弓)砲手(銃)殺手  
(刀)兵卒又。

(註) 松營は開城留守の營即官廳此勅需錢を紅蔘製造所?より徴收せし惡弊を矯正せしものなり。

△李太王二十年七月

包蔘定額二萬二千斤の外に十八年の例により五千斤を加定す。軍事費増加經費窘絀により統理軍國事務衙門の啓による。税を多く得ん爲也。

〔高宗實錄〕

△李太王二十年十月

使行の紅蔘携帶量は官員一員に二十斤従人一人に十斤と定む。此分は清國側に於て免税とす。此斤量の制限は清國より限定せるものなり。中江貿易の紅蔘は百に對する十五の従價税を徴す。本件奉天營翼長東邊兵備道陳本植と朝鮮東北經略使魚允中と結締したる交貿章程による。〔高宗實錄〕

△李太王二十一年五月

支那に輸入する紅蔘に百分の十五の従價税を課す。

同年締結したる吉林朝鮮商民隨時貿易章程による。

〔高宗實錄〕

△李太王二十二年

副司直李應浚を遣はし禮部に、各官員携帶量二十斤を四十斤に、従人同上十斤

を二十斤、合計百六十斤を三百二十斤に増加の事を咨請し。翌二十三年允さる。右斤量は特に免税とす其他は商賈の例により納税せしむ。

〔高宗實錄〕

△李太王二十三年八月

此時蔘包の定額二萬二百斤也外に前年五千斤を加ふ此加定は密貿易を根絶せんとする爲なり。内務府啓中にあり。

〔高宗實錄〕

△李太王三十一年

日清戰爭の結果朝鮮は獨立國となり北京使行も消滅し、司譯院も廢せられ紅蔘に付て司譯院が有せし權利は消滅す。此時紅蔘は度支部の所管とし、京城の資本家にして蔘業を營める者に一萬五千斤を製造せしめ、税一斤五十兩を徵することゝなる。建陽元年正月開城幼學金乘源上疏す(其略)。夫れ我東の蔘政は即ち國賦の一大源也前には則ち之を司譯院に附し以て燕行酬勞の資と爲す、故に譯員鉅利を獲蒙す。一に甲午以後より譯院を革罷すれば則ち更に譯員に屬するを必せず矣。竊かに伏聞すれば、穴蔘一萬五千斤全數京商に附すと云ふ、臣等豈抑鬱せざらんや。京商は多錢の善賈に過ぎず、臣等

○明治二十七年。

○明治二十九年。

○次官受驗資格者

ニシテ未々其試驗

ヲ受ケザル者。

○人參ノ病。

〔資本ヲ減ラスコト。〕

は則辛苦培種天幸風雨時を以て收採無病にして微利するを得、もし其れ然らざれば害と爲る些ならず、種々顛壑の患あり。而して彼の京商輩坐して無窮の利を受く、毫も縮本の慮に於て損する所無し。仁天恩覆の下京商松民宜しく異なる無かるべし。伏て願ふ、繼今半許を截ち臣等に附せんことを、毎斤稅錢謹て京商の例により極力輸納以て經費の萬一を補はん：云々。王の批に曰く、度支農商工部をして裁處せしめん。

〔高宗實錄〕

〔註〕 右上疏は從前開城參業者には製造權たる穴即株を與へあらず、唯栽培して之を賣るのみなりしを、此改正の時機に於て其穴を得んとせしものなり。而して從前の穴は權利として爾後（紅參官營後迄）傳へられたり。

△李太王三十二年

人參稅十五萬元を收入豫算とす。

〔増補文獻備考〕

### 尾參折參櫃參に對する收稅

純祖の初年に於て尾參も亦北京に携帶するに至り此に對し稅錢五百兩を課せり。（此斤量不明）同二十七年に至り携帶量の多くなりしに考へ、右五百兩外は稅を高くし、一斤錢一兩を課す。此時の斤量一千斤内外なり。爾來包參の公定斤數

○紅參稅十五萬圓  
（日本貨幣價）ナリ

増加するに従ひ尾蔘も従つて増加し、一萬斤に達せんとす、

△尾蔘稅 粒尾蔘 細尾蔘 收入總額錢七千五百兩 七千五百斤に對し

丙

二五〇〇兩 教誨廳に收入 別使の時の盤纏用として豫備貯蓄す。此盤纏の錢は元宣惠廳より下付。次で曆咨冬至二行包價中より除出せしを如此改正す。

五〇〇〇兩 勾管廳に收入 司譯院每員閏月驅債の條に充用す。從前閏月ある年の驅債は平年十二ヶ月分を十三月に均して支給せしを如此改め平年同一とす。

△櫃蔘稅收入總額錢三千兩 勾管廳に收入

櫃蔘とは直蔘を櫃に入れる時一櫃に對し稅錢一兩を徵するものにして、直蔘とは白蔘のことなる如し。此稅憲宗十三年に直蔘携帶禁止により罷む。

△折蔘稅收入總額錢四千五百兩 勾管廳に收入

憲宗十二年に公定量を五百斤と定め、上記の稅を課す。從來折蔘は尾蔘の中に包含せしを此時除外區別せし如し。

丙

二五〇〇兩 別使盤纏の條に加へ合五〇〇〇兩とす

二〇〇〇兩 閏月驅債の條に加へ合七〇〇〇兩とす

憲宗十年折蔘携帶を禁じ此稅を罷む。

憲宗十年に折蔘を禁じ尾蔘斤量に制限を加へたるは、此等安價なる蔘の輸賣

多く爲めに本蔘即完全なる紅蔘の賣行に影響せしに由る。而して其税は空税と稱し依然徴收せしを、憲宗十四年商賈の不平を訴ふるにより、其空税五千兩を廢止す。

朝鮮使節の一行が北京に於て紅蔘を貿易することは、正宗二十一年に始まり、中間時に内實は商人に一任したることあるも——李太王三十二年日清戰爭の結果獨立國となりし迄九十九年間引續き行はれたり。領議政李滄元が紅蔘の密貿易を禁ずるは國の保つの大政也と、李太王に上言せる程、財政上重要さをもつに至れる者なれど。さて其經理手段に至つては一定の方針なく、情實に左右せられ、私利に眩惑して昨變今改動、搖走馬燈の如く、重要なる國家の財源とする經綸も産業民生を興すの至情も無く。終始唯此一寶貨の收利獲得に對して根強き底力らを養ひ張り來りし通譯の一味と、籠商官賈の一グループの裏面より操縱する所となれること、歴々上記の如し。讀む人此の一斑によりて其根本に於て官場腐敗の膏肓に入れること、計理の才能缺乏せること、國計常に窮渴せることの全貌を窺知すべきなり。

## 第二目 紅蔘公私密貿易に由り朝

### 鮮に入りたる銀の行方

茲に最後に記し置かざるべからざるは主題の一條也。此貿易は皆銀により行はるゝものにして其銀を以て緞綢其他絹織物藥材等の支那品を買ひしとするも、其代價は銀忽額の幾割にも足らざるものなり。而して其銀は其後に於て如何に成行しかと云ふ事に就て考ふるに、此支那の銀は皆馬蹄銀也然るに朝鮮の文獻記錄文書に馬蹄銀の事一も記されたるものあらず。前掲通譯の手扣と思はるゝ包蔘關係文書に、朝鮮の天銀及丁銀を義州に於て支那銀に換ゆることを記せる唯一のものあるを見たるのみ也。

紅蔘貿易の初まりし以來劃期的に朝鮮に銀の増加したることは左記の統計に歷々たるものあるを觀取す。之を中宗時代日本より貿易用として京都より賚らせし銀八萬兩を到底受入れ得ざりし歴史と對照すれば、又後代時世の經過により經濟生活も幾分進展したる正宗時代に於て國用數千兩の銀に苦難せし事實と比較すれば、實に別世驚異の感無くしてはあらず矣。

△戸曹一年度收入の銀總高 (文)ハ増補文獻備考(方)ハ萬機要覽實ハ實錄

孝宗二年	三萬九千〇三兩	(文)
顯宗九年	三萬〇二百六十二兩	(文)
肅宗二十六年	三萬九千五百十九兩	(文)
同 三十三年	一萬七千七百三十三兩	(文)
同 三十九年	六萬六千七百八十兩	(文)
景宗三年	三萬一千一百五十六兩	(文)
英宗六年	二萬八千三百三十三兩	(文)
同 八年	一萬二千九百二十二兩	(文)
同 二十五年	一萬六千五百三十兩	(文)
正宗四年	七百十六兩	(文)
同 六年	二千二百二十五兩	(文)
同 七年	八百八兩	(萬)
同 八年	六百八十四兩	(文)
同 九年	六百二十兩	(萬)
同 十四年	二千百九十七兩	(萬)

△京城各司各營年末現在銀總高

(註) 各司各營ト云フモ銀アルモノハ戶曹ト兵曹ト四營ト也。

此現在高ト云フモ實ハ其翌年ノ支出ニ充ツベキ豫定ノモノナリ、故ニ一ヶ年ノ經費ト見得ベシ。但其翌年此高ヨリ支出ノ多キ年モ少キ年モアリ。其兵曹ト各營ノ銀高中ニハ不動銀ト稱シ有事ノ際ノ備ヘトシテ儲留セルモノヲ含ム。

故ニ此銀ハ左記銀高ノ中年々同一ナルモノノ計算ニ入ル。而シテ其不動銀ハ孝宗年代ニ初メテ定メラレタルモノニシテ、其總額孝宗年代一千三百六十六兩、正宗年代一萬〇七百十六兩也。兵曹各營ノ銀ハ此不動銀ガ其主ナルモノ也。故ニ左ノ總銀高ノ大半ハ戶曹ノ一ヶ年ノ收入銀ト認メ得ベシ。

正宗三十三年	三萬三千〇四十二兩	(文)
純祖元年	三十九萬八千九百三十二兩	(實)
同 二年	四十萬三千七百四十兩	(實)
同 三年	三十八萬六千三百八十兩	(實)
同 四年	三十八萬〇五百四十兩	(實)
同 三十一年	三十四萬九千百八十兩	(實)
同 三十三年	三十五萬二千四百二十兩	(實)
同 三十四年	三十三萬〇四百二十兩	(實)
憲宗三年	二十九萬五千七百五十七兩	(實)
同 四年	二十二萬六千二百四十二兩	(實)
同 五年	二十萬五千百一十一兩	(實)
同 六年	二十二萬〇四百十兩	(實)
同 七年	二十二萬三千六百五十兩	(實)
同 八年	二十二萬一千五百九十八兩	(實)
同 九年	二十三萬六千九百七十三兩	(實)
哲宗十一年	二十五萬三千四百五十四兩	(文)

肅宗年代後期より東萊の對馬貿易衰退し初め、年々日本より入りし銀遞減し、正宗年代に入りては殆んど此銀路絶えしにより、極力國內の銀鑛を採掘して需要に充てしも、採取量多きも一萬兩に達せず、是も期年ならずして盡き、純祖年代には一年一千兩に滿たざる額となれり。而して此銀は北京貿易の爲め大部分は輸出し盡され其僅の殘留は前掲純祖以降の銀兩中には其十分一も包含せられ居るものに非ず。然りとせば其銀兩の原料は何れに得しか、此一事は紅蔘貿易により支那より多額の馬蹄銀が入りしと想はるゝにも拘らず、其馬蹄銀の記事が文獻に一も無き事と共に、最不審すべき二箇條たり。

按ずるに、

一、朝鮮より支那に輸出したる銀は朝鮮の銀（朝鮮の銀鑛山より採）と、義州に於てAを支那馬蹄銀に兩替したる銀との二つを以て充てしこと。

二、支那より紅蔘貿易により輸入したる銀は、Bと、朝鮮使節の道筋たる鳳凰城より北京迄の沿道竝北京に於て従前流通し、其後も流通せし朝鮮のA銀の二様ありしこと。

三、前二項中のA B C Dが支那朝鮮間を環流通用したること。但し朝鮮側よ

り觀る時は——昔日本銀が東萊と北京間を不絶巡環流通せし時とは異なり——朝鮮の銀は國內需用も昔に比し増加したれば、其の環流は往の流が急に還の流が緩なりしこと。

四、此時代の朝鮮より支那に輸出せられし銀は

(1) Aの殘留銀 國用に流通せしもの年を追ふて其額減少し行く。

(2) A B C Dの支那より環流し來りし銀

(3) 右の(1)(2)にては到底國內用並支那輸出には不足するより、支那より入りし馬蹄銀を原料として之に鉛を加へ吹き直し即改鑄せしものを用ひたりと、想像斷案すべきこと。

純祖初年の著に成る「萬機要覽」銀の條に：一年に收入する貢銀にては支出すべき額に足らず。故に天銀地銀は價を以て磨鍊し白木壓に逢授し之をして銀を買はしめ、吹鍊せしめ時に臨み取用す：とあり。之を判り易く譯すれば御用指定商人團たる鍾路六矣屋中の一組合、白木綿を取扱ふ白木壓に、戸曹の綿布此時布は猶昔ながらのを大抵買入に必要なる匹數を豫定して前渡し置き、此布此幣のオモカゲを有すにて銀を買ひ入れしめ、それを吹鍊し置かしめ、國庫に銀の必要ある時其銀を提

○見方ニヨリテハ  
戸曹ハ一種ノ貨幣  
鑄造ニヨリ銀本位  
ノ貨幣制ヲ舊ニ行  
ヒシト見ルヲ得ベ  
シ。

納せしめ之を使用す：と云ふにあり。此白木廬が買入れし銀は中には朝鮮の鑛銀も在りしならんも、蓋し大部分は馬蹄銀なりしならんか。

### 参考事項

「包蔘文書」には義州に於て朝鮮天銀純分一〇〇を馬蹄銀純分一〇〇とを馬蹄銀に兩替する時、其交換秤量の率を天銀六二四〇を馬蹄銀五六一六とすとあり。馬蹄銀には品種あれど何れも純分百のものはあらず、然るに朝鮮に於て純分百と稱定せしものを、其純分是より劣れるものに比し尙ほ一割一分一厘の増歩を爲せしことより見ても、其天銀なるもの、劣れることを證すべし。又信ずべき古老兩班の言によるに、支那より入りし馬蹄銀は其一箇の斤量多くして不便なるより、京城に於て之を使用する時に際し數箇に碎き割りて使用せしこともありしと云ふ。

右第四項に述べたる如く想像し斷定せば、銀に對する疑問は解釋せられ事態は事理に恰當すべし。

### 〔追記〕

支那銀を朝鮮銀に代へたる外に支那銀を支那銅錢並朝鮮銅錢に義州に於て兩代へしたる

○支那ノ馬蹄銀ヲ  
改鑄スルコトハ支  
那朝廷ヲ憚リテ極  
秘ニ行ヒシモノナ  
ラン。

ことも亦實際に行はれたりと推定す。

### 第三目 紅蔘の宮内府經營並官營

○第二卷四二頁以下。

本件に付ては大様第二卷に於て政治と共に經濟方面の事も併せて説きたれば茲に再説せず。唯其要項を記すべし。

○明治十七年。

#### △第一回の宮中經營

李太王二十一年紅蔘の製造權全部を宮中に占奪し其公定額を一萬五千斤と定め、一萬斤の權利を譯人に與へ五千斤を宮中の營利とす。

#### △紅蔘官營の廢止

李太王三十一年是を廢止し、紅蔘は度支部の所管に移し。一萬五千斤の公定額により自由に舊來製造せし者に製造發賣せしめ國家は唯稅錢を徴す。

此廢止は日本の内政干與により總てに通じ行ひたる稅政改革の顯れにして、特に當時伏魔殿の觀ありし宮中廓清の一部として行はれしもの也。

#### △第二回の宮中經營

光武三年紅蔘は總て宮内部の所管となる、日本が内政干與より手を引きし結果惡政への逆轉復歸の一の現はれなり。

○明治三十二年。

○明治二十七年。

## △宮中經營を國家經營に轉管

隆熙元年宮内營を度支部に移轉し、此宮内收入は全部國家の收入となる。爾來併合に至る迄續けらる。

此改革は保護政治が始まり再び日本の指導扶掖により政治の全面的改革が行はるゝに至りし結果なり。

紅蔘を宮中經營としたるは従前通譯大賈輩に啗はさるゝ餘利にては満足せず、其巨利に對し食指連りに動きしによるものなり。而して當時外國の勢力と世界文化の風潮は鎖國の半島に吹き入り、完山王業の基礎動搖し内帑の支出を要するもの多く、汲々として其收入に手段を擇ばざりしに因るものなり。此巨額の收入は内藏頭クラノカミに比すべき内藏院卿の手にて處理せられたれども宮中會計に統制も紀律も無かりし事なれば、多くは暗々裡に御手許金として機密費的に宮中に出入する挾雜輩乃至宮庭に螢綠蟻附せし輩に向つて散せられ、幾分のみ正當の費用に支出せられたり。而して此事業の收益全部が宮中に入るものに非ず、其半ば乃至三分一は中途に於て取扱者の手に消失したり。光武四年以來三井物産會社が此委託販賣を受くるに至り初めて其利益の全部が内帑に入

○明治三十五年。

るに至り。同六年よりは三井より年々一百万圓内外の利益を宮内府に納入するに至れり。開闢以來如此巨額の貨幣が——貨幣價值を換算して——昔に於ては宮中に入りたること未だ嘗て有らざるべし。亦以て此收入が有用無用有益有害の方面に多く散せられ、兎も角王室經費を補ひことの大きなりしを考へらる。

保護政治以降は宮中府中の區別劃然とし紅蔘收入は國家經用の一欸として歳入の一部分を成すに至れり。

### 〔附記〕 併合後紅蔘の專賣收入

今日に於ても猶紅蔘の專賣收入が、總督府歳入の一欸として經用を補へること大なりと思惟せる人あるも、是は實情を知らざる者の言にして、併合當時總督府豫算總額の少かりし時代には、紅蔘收入は多少重きを爲したれど。爾來各種の産業超長足の進歩を遂げ、豫算尨大に膨脹し、收入の欸項亦多様多種となれる今日に於ては。紅蔘收入の如きは殆んど言ふに足らず、茲に其一斑を示さば。

#### 韓國政府隆熙二年歳入豫算

歳入一三〇一萬〇三四七圓  
内紅蔘收入六六萬五一一五圓

紅蔘專賣收入ハ、  
歳入總額の約二〇分の一

#### 明治四十四年總督府歳入豫算

歳入經常費二四〇六萬七五八三圓  
内紅蔘收入九萬八二九八圓

紅蔘專賣收入ハ、  
歳入總額の約二四五分の一

昭和十二年右同

歳入經常三三億一九六三萬〇三一七圓  
内專賣收入六七三三萬五九一一圓  
右内紅蔘專賣收入八一六七萬八七六二圓  
紅蔘專賣收入は  
歳入總額ノ一九〇分一  
專賣總收入の約四〇分一

之を廢するも歳計上には何等支障無きものなるも、今に之を續け居るは。收入よりは寧ろ官業により紅蔘の聲價を維持し、粗製濫造と供給夥多に陥らしめず。且三井の如き大資本を擁し、支那各地に支店を有する販賣に最便なる者に取扱はせ、縱令抗日により二、三年賣行減少するも、數千萬圓のストックに持堪ゆる力により、栽培に打撃を與へしめざる等。此朝鮮獨特の産業保護の意味に重點あるものなり。

紅蔘官業に關する近代の收支等經濟に關するの事項に付ては專賣局發刊の『專賣史』の記す所に就て見るべし、本史には之を省略す。



## 第六章 對馬貿易中の人參に

### 對する經濟的考察

#### 緒言

對馬が朝鮮と取引せる人參貿易に關する政治的行政的の事項に付ては、第二卷下編第十二章第二節に詳説したりしが。本章に於ては更に是を經濟的の方面より考察し、主として對馬藩の財政との關係に付て述べんとするものなり。世には人參貿易の利益が鉅大にして爲めに對馬一藩の財政を主として此收入により支へたりと説ける著書あれど、如斯情勢は僅かに短かき年間にして、常に左様に在らず、右は一知半解考證不足の説たることを先づ茲に述べ置くものなり。

#### 第一節 對馬が行ひし人參貿易の年代と其盛衰

室町時代に於て既に人參は對馬の手により少量ながら朝鮮より年々輸入せられたり。そは回賜特賜求請等の名を以てするものなり、回賜とは獻上品に對する返禮、特賜とは特別賜與、求請は請求によるものにして、特賜を除き何れも

○遺産ノ書付。

○三十一斤餘。

○第五卷六四頁參照

國交を表面とせる實質は貿易なりと雖も其量たるや極めて僅微にして對馬の財政には何等影響を及ぼさざりしものなり。徳川時代に入りても最初に於ては其取引額少なく其使用の目的は自家の薬用と將軍への献上品と少許の賣下品に過ぎざる程度なりし。徳川家庫の『駿府御分御道具帳』中に人蔘六貫餘とあるは多分對馬献上品の蓄積にして、自家一統の薬用と、臣下への下賜品に宛て使ひし殘餘なるべし。徳川の初期に於て一般に人蔘を尊重使用せざりしこと第五卷二章に述べたる如し。此時代に於ては對馬が賣下品としての斤量は甚少く、其利益が藩の財政に寄與する程度には達せざりしなり。大體徳川期に於ける對馬の人蔘貿易の經過は大略左の如きものなりし。

慶長年代より嘉永年代迄約三百四十餘年間に於て其中。

△輸入漸々増進時代

二代秀忠の慶長年代より萬治年代迄約五十年間は僅かに少量つゝ、年々増加したれども、對馬藩の經濟には關係薄かりしものなり。

△輸入激増時代と其全盛時代

寛文年間に入り人蔘の輸入漸次激増するに至れり、是日本に於て醫藥思想

○單參ノコト第七  
參其項及第二卷八  
○頁以下參照。

の普及随つて人蔘尊重心の向上に伴ひ一般に其藥用頼に増加したるに由る。延寶年間より享保の中頃迄約五十年間は全盛時代にして輸入量最多く爲めに對馬の收得せし利益も亦多大なりし。

#### △輸入衰退時代

享保の末年に至りては人蔘貿易漸衰退の兆を現はせり。延享年代に至つて一層衰退し漸一箇年の貿易百斤に満たざるに至れり、其原因は享保年代よりの支那人蔘の輸入延享年代よりのアメリカ人蔘の輸入特に打撃を蒙りしは明和年代より幕府官營の御種人蔘を多額に且比較的廉價に販賣せしによるものなり。其後人蔘貿易は殆んど衰退し唯僅かに一箇年百斤以内のものを年により取引し、其外毎年數十斤の單蔘と稱する朝鮮政府の給與品實質は貿易品を輸入するに過ぎざりしが、二條共遂に明治初年に至り自然消滅するに至れり。尙詳しくそれ等の事情に付て後の數節に記せる所を見るべし。

#### 【附記】

對馬の人蔘貿易の減少は對馬と共に其利を分ち、是に頼り榮華の生活を爲せ

し東萊府通譯官の窮乏凋落を來したること第三章中にも詳説したれども、茲にも一條參考として載せ置くべし。

〔正宗實錄〕十一年九月三南暗行御史金履成復命進書中に。

臣聞く倭・供・上納の時雜費甚だ多し。蓋し朝家より曾て百斤の蔘特に被・執を許すの規あり、彼人の質に售しめ其利剩を取つて以て雜費に充つ。近年以來我國の蔘價彼と相當る、彼人の買求年を逐ふて漸く減ず、一歳の交易三十斤に満たず。故に利剩頓に縮まり雜費は舊に依る、生涯の倒懸下納の逋・缺・專ら此に由る矯揉の方淺見以て遽かに議すべきに非ず。

王は曰く萊府の逋・缺何ぞ是の如く夥然たるや履成曰く色・吏及運監の逋・缺皆下・納・米・捧・上・及・下・給・の時・奸・寶・百・出・する故也。訓・別・の・掌・る・所・に・至・つ・て・は・乃・ち・是・入・給・の・公・木・而・し・て・一・に・被・執・蔘・減・數・之・後・より・倭・館・所・出・の・利・絶・少・京・納・人・情・の・費・は・舊・に・依・る。其・勢・ひ・指・を・公・物・に・染・め・ざるを得ず、自から此の如きを致す也。：

王は曰く百斤の被執減して三十斤と爲る、而して倭人猶質を願はず、故に象・胥・此に因り利を失すると云ふ。従前我國の蔘を以て至寶と爲せし者、今忽ち此の如し、或は彼人の強・梗・蔘を喫せざるに縁り然るか、蔘品劣悪用ゆるに堪へざるに

- 天明七年。
- 倭供トハ對馬ニ給與スル物品及公賣物ノ物品。
- 被執トハ銀ヲ前借シテ一年或ハ二三年倒ニ其兩物ヲ受取ルヲ云フ此野字太祖實錄九年野人來寇ノ時羅淵副萬戶内應シ之ニ資財ヲ與ヘ表面ハ被執ト稱シタリトアルヲ初見トス或ハ瀛洲語ナランカ。
- 生活ノ苦。
- 逋缺ハ公物費消ノ填補延滞。
- 保買ノコト。
- 下納米トハ對馬ニ給スル貿易ノ米捧上トヘ之ヲ受取ルヲ云フ下給ハ之ヲ對馬ニ交付スルコト奸賣云々ハ此米ヲ不正手段ニヨリ私スルヲ云フ。
- 訓譯別差即通譯ノ對馬貿易係主任ル公賣物ニ使用スル木綿織物。

○其貿易ヲ管シ利益ヲ得シ係科等が其特權ニ對スル賭博ヲ京城ノ其向ニ隨ル慣例ノコト。  
 ○通譯。  
 ○蘇地ヲ張リ強ヒテ人參ヲ欲マザルノ意。  
 ○此時天明七年ニ當リ御種人參ノ賣下多シ。

因て然る乎。履成曰く蔘貨の流入別に路を開くに似たり：：云々。

## 第二節 對馬に輸入せられたる人蔘の斤量

朝鮮と對馬との人蔘取引の數量は、人蔘經濟を論ずる上に於て最も必要なる基點となるものなれど正確なる記録無し。朝鮮側の文獻に出たる其數量は當該取扱者たる通譯等が、奸詐不正の行爲隠掩の爲甚しく過小に記されあるを以て實際の何十分一に過ぎず、甚しきは何百分の一なるあり、毫も信憑するに足らず。對馬側の記録も亦幕府に對する懸引上其額を偽はれるを以て全然信するを得ずとするも、猶推算の根據となるべきものあり。茲に先づ對馬文書により判明せる大體を表示すべし。

### 自延寶 對馬の朝鮮貿易中人蔘取引表

年 號	朝鮮ヨリ輸入高斤量	其年中ノ賣下斤量	朝鮮ニ渡シタル人參代銀高	江戸賣人參一斤ノ銀	對馬ヨリ幕府ニ申告人參一斤買入元直銀	一箇年人參買入銀御許高	備 考
延寶十二年	一七〇〇斤	二六〇〇斤				銀ノ制	此年對馬ノ人蔘座賣ヲ初メ屋敷賣ト坐賣ノ二トナル
延寶十三年	一八〇〇斤	二二〇〇斤				同 上	
延寶十四年	二〇九斤	二六四斤				同 上	

年號	朝鮮ヨリ輸入高斤量	其年中ノ賣下斤量	朝鮮ニ渡シタル人蔘代銀高	江戸賣入一斤ノ銀	對馬ヨリ幕府ニ申告人蔘一斤買入元直銀	一箇年人蔘買入銀ノ許高	備考
肅宗十六年	二三〇斤	一〇二斤	七三六七〇〇	八〇〇目	右	右	
元祿三年	一五六六斤	二五三斤	八八九八〇	右	右	右	
元祿十四年	一四五二斤	一三五七斤	七六九五六〇 <sup>買</sup>	右	五三〇目	右	
貞享三年	一四七一斤	八九五斤		右		右	
貞享四年	一三〇斤	一六三斤		右		一〇八〇貫	
貞享十一年	二五〇斤	二二〇斤		右		同上	
貞享十二年	二二二斤	二七五八斤		七八〇目		同上	斤賣ハ六六二目
貞享十三年	一五〇斤	一五〇斤		七四〇目		同上	斤賣ハ六二〇目
天和二年	一九〇斤	一九〇斤		右		同上	一九一〇斤ノ内八〇〇斤蕨火入ノ時焼失
天和三年	一三四七斤	一五八斤		右		同上	
天和七年	一九四三斤	二五〇斤		右		同上	
延寶五年	一八五斤	一六五〇斤		六八〇目		同上	斤賣ハ六〇〇目
延寶六年	一七〇二斤	一四九〇斤		四五〇目		同上	
延寶七年	一七〇九斤	一三六〇斤				限銀ナシ	

元祿十七年	元祿十八年	元祿十九年	元祿二十年	元祿二十一年	元祿二十二年	元祿二十三年	元祿二十四年	元祿二十五年	元祿二十六年	元祿二十七年	元祿二十八年	寶永元年	寶永二年	寶永三年	寶永三年
一六五〇斤	一七〇〇斤	一七二〇斤	一九〇〇斤	一九二八斤	一九五斤	二五二斤	五〇〇斤	一九〇〇斤	二八四斤	一八〇〇斤	二〇〇〇斤	八九七斤	一六三斤	二二九八斤	一〇〇〇斤
一四三五斤	一七九〇斤	一五八七斤	一三〇五斤	一九八五斤	二四九斤	二四〇三斤	一二三斤	二二〇斤	七九五斤	一一九八斤	一五二〇斤	九五〇斤	二三四五斤	九四九斤	七五斤
九二四〇〇〇	九五二〇〇〇	九五七〇〇〇	一〇六四〇〇〇	一〇七九〇〇〇	一〇七二〇〇〇	一〇七九七三〇	二三五〇〇〇	八七〇〇〇	七五九五六〇	一四九四〇〇	一六六〇〇〇	七二九五八〇	一三四九五八〇	一七〇七三四〇	八三〇〇〇〇
六八〇目	右	右	右	右	右	右	右	右	一貫八〇目 八四〇目 六八〇目	一貫八〇目	右	右	右	右	右
五六〇目	右	右	右	右	右	右	右	右	五九〇目	八三〇目	右	右	右	右	右
右	右	右	右	右	右	右	右	〇	一八〇〇貫	右	右	右	右	右	右
此年八元字銀通用方申込額鮮 應セズ故ニ銀濶サズ	右同								銀貨改鑄新銀純分少サキニヨ リ其割合ヲ以テ増加ス故ニ實 際ノ増加ニ非ズ	以下同シ					

人蔘史 第三編 第六章 對馬貿易中の人蔘に對する經濟的考察

年 號	朝鮮ヨリ輸入高斤量	其年中ノ賣下斤量	朝鮮ニ渡シタル人參代銀高	江戸人參ノ代銀	對馬ヨリ參府ニ申告人參一斤買入元直銀	一箇年人參買入銀ノ許高	備 考
寶永三十三年	五五五斤	四六六斤	六六〇〇〇	一貫四〇〇目	一貫三〇〇目	右 同	
寶永三十四年	八六六斤	六七四斤	九七九二〇〇	右 同	右 同	右 同	
寶永三十五年	七三三斤	八七七斤	九三九六〇〇	右 同	右 同	右 同	
寶永三十六年	二八七斤	八五九斤	一五四四〇〇	右 同	右 同	右 同	
寶永三十七年	二八九斤	二六五斤	一五四六八〇〇	右 同	右 同	右 同	
正徳三十八年	二二九五斤	二八九斤	一五五四四〇〇	不 明	右 同	右 同	
正徳三十九年	一四〇〇斤	不 明	一六八〇〇〇〇	不 明	右 同	右 同	
正徳四十年	二二三三斤	右 同	一五八七〇〇〇	一貫四〇〇目	右 同	右 同	
正徳四十一年	二五二斤	右 同	一六六一〇〇〇	不 明	右 同	右 同	
享保四十二年	一七六九斤	右 同	二二三八〇〇〇	不 明	右 同	右 同	
享保四十三年	一六六六斤	右 同	一〇三三二〇〇〇	不 明	右 同	右 同	
享保四十四年	一七四〇斤	二二九斤	二〇八八〇〇〇	不 明	右 同	右 同	
享保四十五年	一五五六斤	一二二〇斤	二八六七〇〇〇	右 同	右 同	右 同	
享保四十六年	一一五〇斤	九〇九斤	二三八〇〇〇〇	一貫三四〇目	右 同	右 同	

此許特別ノ銀貨八〇パーセントノモノヲ使用セシム故ニ實際ノ増加トナル正徳四年迄通用正徳四年銀貨改鑄八〇パーセントヲ通用セシメヨリ同上草保二十年迄同上  
 正徳三十九年ノ數字一月ヨリ十一月某日迄ノ計也  
 上第二欄第三欄ノ數字一月兩邊人參八元價一兩ニ付七八兩(即三貫二〇〇目)



年 號	朝鮮ヨリ輸入高斤量	其年中ノ賣下斤量	朝鮮ニ渡シタル人參代銀高	江戸賣入ノ代銀	對馬ヨリ幕府ニ申告人參一斤買入元貨銀	一箇年人參買入銀御許高	備 考
寬延二年 英祖二十五年 寬延三年 英祖二十六年		五斤					
		四斤					

(注解)

本表ハ對馬ノ人參文書數百冊ノ中ヨリ拔萃シ澁合シテ作成シタルモノナリ。而シテ皆悉ク幕府ノ老中又ハ勘定奉行ニ提出シタルモノナリ。人參史第二卷四五七頁ニ出シタル表ト多少相違セル理由ハ、前者ハ貞享三年ニ其筋ニ提出セルモノ。本表ハ爾後享保年代迄ニ數回ニ提出セルモノ、中ヨリ、事實ニ近シト思フ數字ヲ收メシニヨル。故ニ買入ノ總額ハ或年代上申ノモノニ據リ、賣下總額ハ別ノ年代書上ゲシモノニヨリタルニヨリ。買入ト賣上ガ同年號ノモノニテモ順應セザル如キモノモアリ。斤量ハ四十兩一斤ナリ。

賣下斤量ハ江戸ノ對馬人參座及屋敷賣ノ總計也。國元賣・長崎賣・博多賣・大坂賣・京都賣ハ此中ニ無シ。故ニ例之ハ延寶二年輸入一七〇〇斤賣下一二六〇斤也。此不合數四四〇斤ハ大體脇賣ト見テ可也。但江戸ニ於テ年末ニ翌年ニ持越ス斤重アル故一概ニハ言ヘズ。

右私貿易ノ外ニ單蔘ト稱スル國交品アリ。其量ハ一年多キハ百斤少ナキハ二三十斤ニ過キズ之レモ亦賣品ニ繰入レタルモノナリ。

右の輸入數量が虚偽なることは、元祿以降延享迄約五十年間に十數回幕府の老中或は勘定奉行より質問を受け提出せる文書を見るに、前後數字の相違せる

○知行對馬一萬石  
田城一萬石柳川一  
萬石計三萬石。  
○其他ノ特別待遇  
トシテ參觀交代ヲ  
三年ニ一回トシ長  
刀ヲ許サレ（行列  
ニ）僱使ノ時ノ乘  
物ハ諸侯ニ準テ。

もの少からず。甚しきに至つては倍數以上に異れるものもあり。特に甚面白きは、延寶二年賣拂高一千二百六十斤也。此幕府へ提出したる文書の控一千二百六十斤の下に。

「實賣高は四千四百斤了簡を以て如此」

と記入しある點なり。何が故に對馬の家老共が如此リヨウケンを持つに至りしかと謂ふに、それには大に理由無かるべからず、即ち。

第一に對馬は知行高少なき小身の割合に、朝鮮との外交上多數の家來を扶持せざるべからず。領地少く、本土には米を産せず、外交に費用を要すること多き等の理由より。家康より朝鮮貿易の一手特權を與へられ、爾來之の收益により藩の財政を維持し來れりと雖も。特に不時の物入あり、幕府も此事情を察して力めて財的援助を與へ、朝鮮信使來聘の時の如き、特に數萬兩の下賜金あり。其他時に應じ機に臨み下賜金又は恩貸金あり。故に若しも人蔘の利益多きことを當局者に洞知せらるゝ時は、或は利益多しと感付るゝ時は、將來幕府の財的援助を受くる上に不利益あるを深く慮りしこと。

第二に對馬は人蔘賣下の商略上、釜山・國許・江戶と相應呼して江戶の需用を

見ては其供給即荷送を適度に調節制限し、可成有利に賣下げ居るものなれば實際の輸入量を正直に發表する時は、此商略を施すの餘地を失ひ利益を薄からしむることを恐れたること。

右の理由により一箇年賣下總量を力めて隱蔽して、小額に巧作して幕府に申告せざるべからず。賣下總量を小額にせんとせば勢買入量をも實際より少くせざるべからず。是れ前掲の表示數字の信憑すべからざる所以なりとす。

果して然りとせば、其實際高は如何にありしかと云ふに、前述延寶年代の記録が事實三倍半なりし事實より考へて。時により差違あるべきも五割乃至三倍を増加したる程度なりしと推定せば蓋し中らずと雖も遠からざるべし。但前表寛保年代以降の數字は何等巧作を施す必要無きに至りし時代なれば、事實の儘なりと認めらる。

幕府當局者も後には對馬の狡猾なる商略に氣付たるにや。寛延四年五月に至り江戸に着したる人蔘は一旦勘定奉行役宅に持參し、一袋毎に封印を受け賣下の時は一々提出して小出コッシを受くる、ことゝし。六月十七日には江戸對馬屋敷全部の人蔘を役宅に持參せしめ、人蔘目利を立會せしめ品質を檢査し、斤量を

秤定して部類を分ち封印を施したり。對馬は封印の苦痛より免がれんとし、人參は袋入の儘と爲し置く時はカビと蟲害ありとし、開封手入方を申請せしに對し。其蟲干手入の日には御小人目附衆を立會せしむることを通達せり。是に於て對馬屋敷に於ては人參倉の内部を見らるゝは甚だ妙ならざる次第なれば狼狽せざるを得ず。家老古川大炊は對馬守は目下國許に在り其許しを受くるに非ざれば御小人目附衆を屋敷内に入るゝを得ずと主張し、嘆願して屋敷の近隣商人の宅にて手入を執行したることありたり。

右の如く輸入數量を少なく許ると共に、前述の如く幕府に對して利益を少なく装はん爲に、其賣買値段に付ても工作を施したり、即買入一斤當り値段を實際より多く申告せり。如此せば制限銀量を超過するに至るを以て、絲反物等實際銀にて取引したるものゝ其銀を殆んど全部人參を買ひたることに作爲したり。又賣下値段に付ては公然のことなれば詐はるべき術無きも、尙賣下の中位以下のもの(人參は其品位の上中下により値段に大差あり)の値段を以て統計し少しにても其額を少くして常に幕府に申告し。又一方其總額との計算不合に付ては江戸以外の地方賣並自家用等に迫込み糊塗したり。

安政元年に幕府より密偵として差遣したる佐久間甚八の報告に左の如き内情を發けるものあり。尙此値段の詐爲に付ては詳しく第五節に記せり。

○將軍ニ無償ニテ獻上スルモノ。

獻上人參六百七斤萬治以來凡銀五千四百六十三貫目。

○此計算誤也、二七五貫二五〇目ノ差トナル。

獻上の品を代銀申上候段乍憚不敬至極奉存候。右銀高を人參六百七斤に而割合候得者一斤に付九貫目に相當申候。當時獻上人參買入候一斤の代五貫二百五十目にて御座候に付、右斤數に掛候得者三千百八十六貫二百五十目之差ひ多分に書出申候。其上座賣人參鈎合にて相考へ候へば、延寶天和の比其座賣人參に付百四十貫、享保の比一斤に付二貫五百六十目にて、尤是は上の人參値段に御座候得共、格別値段高直に相成候儀。左候得者萬治より享保以前迄者、右二貫

○一斤一貫四百目ノ誤カ。

○シタタメ書出スコト。

五百六十目より内に可相成候儀に付。右之積より銀高少き筈に御座候。當時之値段に仕候而さへ、前書之餘分に認出候儀大造之入用銀高仕出可申趣意より取捨候儀と相聞え申候。

【通航一覽】

右の人參代計算には誤りあり、即延寶以來の江戸の人參市價を甚しく高く積りあれど、對馬の詐りたるは事實なり。

### 第三節 對馬が人參入手の手段

○慶長十四年。

○藏遣船ノ數ハ第二卷八三頁以下ニアリ。

## 第一項 貿易の方法と其種別

對馬が如何なる方法により其商品とする人參を入手せしかを説かんには、先づ東萊に於ける貿易の大體に付き述べるべからず。己酉條約により通交を回復したる後の貿易は左の三種となれり。

### 一、公貿易

對馬より送る藏遣船が進上と稱し、定められたる物品と其數量を禮曹宛の書契中に録し、國王に献上するの形式をとり、之に對し朝鮮より回賜の物品あり。即國交儀禮を標榜して事實は一種の貿易を行ひしを、寛永九年島主宗義成は進上を改めて封進とし禮曹と對等の禮とせり。爾來此外に私貿易として持來す貨物多く、朝鮮の商賈悉く買するを得ず船還する物多く怨恨あり。朝鮮に於ても其歡心を繋ぐべく之を國費を以て買上ぐること、なり、前の進上と共に之を公貿易と稱せり。對馬より持來す品目は銅鑲<sup>スズ</sup>水牛角胡椒丹木硫黃等にして、朝鮮より代買する品目は主として布と米豆にして此取引中には人參なかりしも。後には木綿の中幾分を人參に代ゆるに至れり、但量としては僅少なり。

## 二、私貿易

○下記ノ監督方法ハ其定メノ如ク嚴重ニ行ハレタリ時ト否ラザル時トアリ  
 ○大廳ハ倭館附對馬代官屋敷ノ位置ノ移動ニ依リ異ナル初メハ今ノ釜山嶺ノ側後ニハ草梁今舊府廳ノ所ニアリシ倭館ノ近所  
 ○前ニ解アリ。  
 ○被執ハ主トシテ人蔘ニ行ハレタリ

○第三章十二節參照。

此れは主として對馬人と朝鮮商人並通譯との間に行はれし私的貿易にして、毎月三・八の日六回(天正八年前は月三回)貨物輻輳の時は偶に此外に別市を開きたり。開市前雙方の物品は目錄を作り東萊府に呈し、開市監官たる東萊府の軍官と訓導別差及戸曹より派遣せる收稅官たる計士立會検査を受け、封印の上大廳に入送せり。大廳とは貿易會所とも謂ふべき對馬の代官屋敷と離れて近き別箇の建物にして。開市の日は其主任とも云ふべき訓導別差が臨場し門内外には軍卒警固し相互貨物を出し値段を協定して貿易するものなり。朝鮮側の品は北京より買來せし緞子其他の絹織物白絲と人蔘等を其主なるものとし、對馬側よりは主として銀を以てしたり。

右現物即時交換の外に、被執と稱し對馬側より銀を前渡し置き、數箇月後乃至二三年割拂的に品物を受取る取引も亦多く行はれたり。

茲に一言述べ置くべきは朝鮮側の貿易主體は大體は商人と通譯なりと雖も。間々京城各官衙の名を以て此取引を行ひ、或は商人の名を借りて王室大官等が此貿易に割込みたることなり。又日本側は私商の表面を以てするも、

實は全部對馬藩主の取引たりしたり。

此私貿易に於て人參は多く取引せられたり。されど朝鮮に於て取極めたる人參斤數に制限あり、大抵六百斤内外なり、故に此數量以上は取引せられず

### 三、密貿易

密貿易には二種あり、一は眞の密貿易にして對馬の狡猾なる徒、或は博多、長崎等の商人が密かに船中島嶼等に於て朝鮮人と取引するもの及朝鮮信使の隨行者が密かに人參を携帶し行き、日本に於て金銀に買ゆるものもなり。此種の犯行に對しては朝鮮政府並徳川幕府は嚴峻なる取締を行ひ、現發者は雙方共に死刑に處したり。對馬に於ても自己の利權を侵害せらるゝものなれば、佐須奈に看視所たる關所を設け見張を置き、朝鮮と提携して嚴密監視し自己の領地より此犯行者を出す時は皆死刑に處したり。此種の密貿易により取引せられたる人參の量は相當の額に上り、一箇年多き時は五六百斤以上に達し、潜商の手筋を経て京大阪江戸等の藥店に傳へ賣られたり。

此種の密貿易相當に行はれしことに付ては、陶山庄右衛門訥菴の意見書に依り覗ふを得べし。

〔潜商之儀被仰上候書付〕日本經濟大典收

陶訥菴は明曆三年に生れ享保十七年に歿す。對馬藩士、學を木下順菴に受け後出仕し郡奉行となる。職に熱心至誠學深く徳高く著述多く、皆實際に即したる農政殖産に關する對馬振興策なり。されど其思想は政治家たる大經綸無く孔孟主義より出たる仁政に即し多少迂儒の色彩なしとせず。

六月七日年寄中の諮問に應じ答申したる潜商之儀被仰上書

(の中より必要なる部分要領意譯摘録)

口上

一、今度朝鮮譯官と對馬の役人四人(内關所役人二人參加す)町人六七人同謀し人參八十斤の潜商發覺せり。先年二斤の潜商發覺の時二度共犯人を和館に送り死刑とせり。今回も同様犯人を和館に送り死刑とすべきも、現に幕府に於ても長崎の潜商は死刑とせず。本件如何に處置すべきかの意見御諮問相成しに付御返答左に開陳す。

△人參潜商は罪輕からざるも藏を破り銀を盜取し者とは同罪とするは妥當ならず。日本の銀にて人蔘を買取事は藩主も之を行へり。一は法を守り一は法に背くの差違なり。之を朝鮮の地に送り死刑とするは甚宜しからざる事にて決して爲すべからず。

△今度の犯人朝鮮の譯官と其從者を朝鮮へ引渡すも是亦宜しらず。本件別

○以下ノ月日ノ年號不明ナルモ銀貨改鑄並類造人蔘等ノ文字アルヨリ描シテ寶永七年ニ當ル。

○關所トハ佐須奈ノ見張所ノコト。

に日本の國家に害を與ふる程の事にて無し。百餘年來隣交の親みある朝鮮より來りし使者を寛仁の心を以てせず、刻迫の心を以てするは不可なり。彼の嘆願を憐みて之を赦し御宥免の恩を忘れずなど、一言も言聞かざす。早々歸國せしむること。

△事件に加謀したる關所の役人、和館屋敷の譯官は流刑とすること。其他の町人役人は罪の輕重により遠近に分ち流罪となすべきこと。

△御關所を通らず他の筋より抜け船にて人參を買取りし者は、或は公儀大禁の武器を渡すやも知れず。之れは公儀に於て同一の犯罪を處決する法を委く聞合せ決定すること。

△潜商を死刑とせずは同一の犯罪増加すべしとの説あるも、光雲院様御代より天龍院御代迄、此類犯罪を死刑とせしこと多きも、之が爲に其犯行減少したる例無し。天龍院の末代には不仁の過を悟り、其後久しく死刑止みたり。其不仁を再びするは宜しからず。現今潜商の増加したるは昔に比して人參の利多きに因る。死刑を止めたるを以て増加したりと考ふるは心得違なり。

○光雲院ハ義成天龍院ハ靈眞。

△潜商止まざれば代官の買取る人蔘減じ、延ひて對馬の勝手向に影響するに  
より犯人たる朝鮮の譯官を朝鮮へ引渡し處分せしめなば潜商は半ば減す  
べしと考ふるは、某の意見とは相違す。近來絲反物の利少なく人蔘の利増  
加せり。潜商の多きは之に由るものにして人蔘出方の減少を知らずして  
之を潜商禁止により増加せしめんとし。人蔘にて福を求めんとするに專  
心し人蔘にて禍を招く方面に心を用ひざるは誤なり。

六月七日

以上

右の意見書に對し、庄右衛門の御返答は宜敷事一つも無く、國事を誤る罪人な  
りとの沙汰あり。訥菴之を聞き其説も一應の道理あれど仁政を主とし一同を  
流刑に處すべきを更に六月二十八日年寄衆に意見書として提出す。

七月一日更に年寄衆に左の意見書を提出す。

口 上

△對馬の買入人蔘は公儀より其實値段を定められあるも、潜商は其制限なく

○去年トアルハ實  
永七年ニ當ル。

高値に賣り得るを以て。對馬の人參商買は此潜商に負かざるゝとの説あるも、彼等も種々の失費あり必ずしも然らず。

△潜商の爲に人參の買取減じ、江戸の賣下高減じ公儀への首尾宜しからざるに御心遣成され。去年の出高七百十六斤より一倍以上増さば買上價格も一割を増すべく朝鮮の商人に申聞たる由なるも。斯様にしても潜商相止み人參の出方増加するものに非ず。

△關所の役人に對し白銀と人參の詮議を嚴にし、若發見せば荷主は僉議は爲さず、白銀人參は拾得物として提出すること。或は白銀人參は發見せざるも潜商の證據たるべき書類物件にて潜商たる證據を認めたる時は、白銀人參を自から進んで提出する様に仕向け。之を拾物として取扱ふべし其押收したる白銀人參は三分の一人參は定めの價に見積り其三分の一を發見檢舉者に給すべしと達せられたり。此賞與の定めは當該役人に於ては、唯利慾に走り檢舉せりと思はるゝを慮り快よく思はず。且之により人參の出方多くなり潜商を減するの効果無し。

七月五日

同一の件に付て更に三度び意見書を提出す。

△深く慮れば朝鮮譯官及其從者の潜商の件を朝鮮に通知すれば彼方に於て之を死刑に處したる上に於て、爾來人蔘の貿易は一切停止すると云ふ事に不相成とも計られず。若其時に於て公儀より人蔘貿易停止の理由を朝鮮に聞尋ぬべしとの命あらば難儀となるべし。

△信使譯官の節々の人蔘潜商の内にも、又彼地に於ての潜商の内にも、彼國の高位大官の人の子弟に頼まれ候て賣り候人蔘も有之との沙汰あり。以前彼地より御國へ人蔘の賣出を禁じたる時、密々人蔘を此方へ賣渡たる時も大官高位の人の子弟を仲間にし置きたるを以て犯人と知れても僉議する義は成り難く潜商を爲し遂げたりとの沙汰あり。

△此頃の風聞に此度の新銀は最初の新銀程の純分無く代官が買入の代に値段を増すも、潜商の方は新金にて取引を好み是により新金取引により潜商増加すべし云々。此の風聞は左様に有るべき事と存せらる。

七月二十三日

○新銀ハ賣永銀ノ  
コト新金ハ賣永  
靴字小判。

○度々。

(以下『潜商議論』の記載の要領を意譯摘録す。)

右の潜商通譯處分に付ては、兩宮東五郎は姑息の成され方にては異國人の笑を招くにより、崔李兩人は先方へ引渡すこと。其謀者たる對馬の役人は死罪とすること、但倭館に送り處斷せしむることは差控ゆべき事。若しも先方へ差送らざるべからざる事情に差迫るときは差渡すこと。

六月九日

松浦儀右衛門の意見は、右朝鮮人は彼國へ引渡すこと。其理由は之を看過すれば潜商相募り日本人をも引入ることとなり、公儀より人參に付ては特鑄銀の特別補助を蒙りしは病人を救はんとする御趣旨なり、此公儀の御趣旨に背き。且對馬は公私の爲莫大の費用を要し、交易の利潤なくては立行かざる其勝手許に影響すること。對馬人たる右犯行者を寛刑に處するは仁政なれど苟くも士の列に在る者は廉恥を重んずべく定め御法を立つること。

兩宮東五郎の意見書年寄衆へ呈出す。

御國當今の患は潜商の一件也。韓僉知の申す所によれば潜商の人參年

○純分八十パーセントノ慶長銀。

○身上ハシンシヨ即財致。

○鮮人ノ通譯。

○手形トハ謝罪證文。

年三百斤餘と言ひしは、十年以前なり。其節和館内の沙汰にては、五百斤も抜け可申と言へり。朝鮮人の口より三百斤なりと言へば事實は五百斤も拔荷あるべし。銀に積らば八程銀千貫目の内外なり。貿易には御免銀の制限あるに脇道より此銀外國に出づることは、公儀に露顯せざるとしても、忠誠の御心より天下に對し氣の毒と御思召べし。況んや公儀に相知れ候はゞ、御役の一分相立問敷。其上江戸賣の人蔘は量も少く質も悪しく、京大阪藥店賣の人蔘には上品多く相見へ候段、公儀より不審かゝり申問敷ものにも無之は勿論御國當今の經費専ら蔘價の餘剩を御頼成され候事なれば。潜商蔓り候はゞ御身上竝御家中の困窮彌相増こと疑無し。潜商は實に御國家の大患なれば力を盡して此道を塞ぐべし。

此度は莫大の潜商露顯致し、其身共も智計已に窮り必死と覺悟を極め居たる處に、無事に差返され。此度肝要の機會を逸したるは今に以て寢食を安んぜず候。手形取置候儀も後日の爲には毛頭罷成申問敷候。盜人が人の恩を感じ候事終に承り不申候。犯人の法を犯す者多き節は法を重くするは天下古今の常理なり。朝鮮人には憐愍を加へらるべき處は幾重にも憐愍を加へ

られ。屹。度。正。す。べき。こと。は。屹。度。正。し。恩。威。明。白。に。相。見。す。る。は。隣。交。永。久。の。道。なり。

七月十六日

本件に付て意見を申陳すると共に兩宮東五郎は併せて御役御免を願出たり。本件自己の意見の容れざれざりしことも其辭職の原因の一なるべし。遂に七月二十七日に至り病氣の故を以て朝鮮方佐役御免され、朝鮮向之儀は別て功者に有之候故年寄共より相尋候儀は佐役相勤候節に不相替無伏藏存寄可申聞候と申渡したり。

(鞞按ずるに、此朝鮮通譯犯人を暗黙の裡に葬りたるは、主として恩を衣せ爾後の貿易上有利に働かしめんとする政略より出たりと察せらる。)

密貿易の第二は前者とは異たり、日鮮共に私貿易を行へる資格者共が行ふものにして、品目は主として人蔘のみなりとす。此取引は貿易會所たる大廳附屬各房室埃温に於て殆んど公然として行はれ。又夜間東萊府下の各所に於

○腹藏ナク悉見ツ  
述アベシ。

○朝鮮例ノ取締

○第三一六頁―三一九頁參照。

て行はれたり。之が取締に付ては法律上嚴重精密なる規定を設け又屢々令を下して其勵行を督責せしも、遂に行はれざりしこと第二卷下編第九章に述べたる如し。密貿易の利益は取引額に對する十一の現物徵税を免るること斤量に制限無きこと、朝鮮側貿易者の資格に制限無きこと、取引の簡易なること、貿易監督關係者に賄賂を使用する費無きこと、等にして總て公然の貿易よりは利便にして且利益多し、蓋對馬が江戸其他に於て賣拂ひし人蔘總量の約三分の一以上は皆此密貿易の取引によりしものなるべし。

如何に多く密貿易か公然隱然多く行はれしかと云ふ例證として、左に元祿二年己巳の歲に係る『通航一覽』の記載を擧ぐべし。

延寶天和の頃より朝鮮國人蔘少乏、その價貴くかつ品劣、元祿の初殆んど求貿を絶つにいたる。よつて宗氏より使書をもてしばしば往復に及ぶ、その頃よりして參貨の事連年公邊より沙汰し給ふ

元祿二年己巳、此頃彼國參貨の貿易を閉たりしを以て公按ずるに對馬守義眞をさす書(書)を禮曹に致し、其出し買(買)る事をもとめられたり。時に禮曹參議姜世龜我州に復せし書あり、左に記す。

朝鮮國禮曹叅議姜世龜奉復日本國對馬州太守平公閣下、槎便帶書具悉、冲裕  
慰沃良深、委示參貨一節、非不知辭意之懇至、而事有所以難強副者、人參雖產於  
我國、本來稀貴、曾前許採之時、則猶有餘儲、可以推移、每當求買、無不淮許者、蓋出  
於善隣之義也、比年以來、其種絕少、且有奸民生事之患、不得已嚴加禁防、本國  
藥餌亦患難得、從何求覓、以副盛際、惟此人參、或許或不許、隨其有無、非欲靳惜、事  
勢如此、茲孤盛意、想惟恕諒、敝產雖薄、略申回敬、不宣 己巳年八月 日  
右に據れば元祿の初殆んど求買を絶つとあれど、第二節に掲げたる表を見れ  
ば元祿初年間毎年一千數百斤の買入ありしに徴すれば、思半に過ぐるものある  
べし。

本件に付て『韓錄』通航一覽に引用には

元祿二年裁判平田所左衛門を朝鮮に遣はし人參の貿易を求む。此時朝鮮新  
たに制禁を設け人參を鬻ぐを許さず、もし潜犯法禁者あらば則誅殺す、敢て許容  
せず。其法甚嚴也、是に因り書を禮曹に贈り買遷を切要す、其返書を却けて謂ふ  
其種絶少且奸民事を生ずるの患あり、嚴に禁法を加ふ敢てせざる所なりと。裁  
判平田所左衛門懇訴已ます、淹留且四年其後竟に貿易の許しを得て歸る。往復

○裁判ハ對馬ノ役  
名朝鮮外交係。

○鴨綠江ヲ越ヘ採  
參ノ爲越境スルコ  
ト。

の書障長老書稿中に在り。

人蔘密貿易に關する朝鮮側の記載は甚多く枚舉に遑あらず。其中二三を參考として以下に列示すべし。

英祖六年九月十五日左議政李啓する所、蔘商の萊館に輸入する前日七百斤に過ぎざること、に式を定む。萊府其税を受け之を戸曹に送る、今は則ち商賈輩直ちに戸曹に納税し更に帖文に踏印して去るあり、萊府は只憑驗し倭人に入給するのみ。臣外に在つて之を聞くに戸曹に給帖を乞ふの蔘は殆んど一千累百斤に至ると。又需用の數を聞けば即ち四百斤の税を收むるがごとし以て支過すべし。而して今四百斤を以て酌定の後、此外は論ずるに濳商の律を以て東萊府使をして嚴に禁斷を加へしむれば、則我國の蔘路或は稍通ずの道あらん：

「備局謄錄」

英祖四十六年右議政金興慶啓す。向に東萊府使鄭來周の狀請により倭語通譯見習生等の京城より東萊に至る者の爲めに、廳を設けて倭語を練習せしむること、せり。昔し故相臣閔鼎重司譯院提調たりし時、京城勤務の倭語通譯等が公務を以て東萊に出張し、公用竣りし後も、尙ほ旬月同地に滯留して倭館に出

○享保十五年。

○東萊。

○人蔘ノ實物税一割也後銀トス。

○帖文ニ其取引斤數ヲ記シ錢ノ税ヲ戸曹ニ納メ其帖文ニ戸曹ノ印ヲ受ケ之レニテ貿易ス。

入して倭語を習熟せしむることに稟定せしも、其後實行せざる久し今之を復設すべからず。

吏曹判書宋寅明曰く以前には東萊倭館被執の物貨は皆悉く税銀を納めし上にて館門に入らしめしが故に。戸曹の歳入の税銀多く或は萬兩に近し少くとも四五千兩に下らざりしが。近來倭譯輩一たび東萊府に往けば、同地にて妻を娶り家を成し館倭と交結し出入常無く、被執の取引は陰に之を爲し納税せず。此を以て税銀歳に一二百兩に過ぎず、戸曹は何ぞ以て様を爲さんや。臣戸曹に在るの時倭譯公用竣りし後仍ほ東萊に留まるの弊を以て陳稟し、定式とせんと欲したるも遞職に因て未だ果さず。云々。

「春官志」

#### 四、單 蔘

單蔘と稱せしもの、中其對馬に關係あるものに二種あり。第一は純然たる下賜品にして片務的のものなり、例之は對馬より漂流鮮人を護送し來りし時其宰領者に。或は通信使が江戸に行く往復を護衛したる對馬の役人に給する如き。又對馬宗家の吉凶慶弔等に贈るもの是也。第二は貿易の性質を有する雙務的のものにして、對馬の使送船の進上に對し返禮として給し尙ほ

○第七卷三四七頁  
以下參照。

○第二卷第八〇頁  
一八七頁參照。

○第二卷九一頁以下參照。

其船にて來りし使の役人と船長に給するものなり。此人蔘は歲遣船の二十四五隻と其外不定時用向の使送船何隻かに給するものなれば年額一定せず。又其送使の度數と待遇は漸々省略せられたるものなれば年代によりても一定せず。大約の推算によれば最初は一箇年多きときは百四五十斤、少きは七八十斤なるべし。此斤數も漸々減少し天保年代には僅かに三十餘斤となり、通譯困窮の餘り此を中間費消し遂に支拂不能となり其債務を對馬より免除せし事もありたり。後には錢に代へられたり。

尙ほ此對馬の役人等が收得したる人蔘は皆自己の財物とはならず、悉く藩主の收得となしたるものなり。

要するに前數項目の中、私貿易並密貿易の二項による人蔘の收得が、藩財政に寄與せる外は云ふに足らざるものなりしなり。

## 第二項 通譯の買收

政治交渉並貿易の局に該れる朝鮮の通譯官吏を懷柔して是を手中の者とし、陰に操縱することは事の成効を得る輕捷なる秘訣要諦とも稱すべし。此點に付ては既に室町時代より足利の使僧並對馬の使者に於て屢常に試みられたる

所なるが。徳川時代に入りては對馬は公務の交渉と貿易の額一層増加し、其必要を深からしめたるにより、此方面には十分の用意と好餌を以て機宜の處置を怠らざりし。特に訓導、別差と稱する官名の譯官とは最も密接せる關係あるものなれば、之れと深く結托し殆ど腹心の如くに頗使し、常に内情機密を先知し外交上に貿易上に毎に有利に成果を收めたり。是を朝鮮政府より觀るときは此等の譯輩は獅子身中の蟲とも謂ふべき者なれば、其國家の機密を漏すことを最も懼れ慮かり。充分なる監視戒飭を加へ時には之に刑法上の處罰を加へたりと雖も遂に革め得ざりき。彼等は兩班の下位にある中人と稱する一階級にして其職を世襲にし、同類の結束力強く位地割合に鞏固なるのみならず、王室顯貴の私利的貿易の手先をも時には務めて其方面にも一脈の蠶縁を有せるあり。況んや彼等の上官たる府使は吏務に通せず、彼等象胥輩の助を借らざれば職責を遂行し得ざる弱點もあり。又時には長崎奉行と會所役人との關係の如く彼等と共に役得に沾ひし者ありしに於ておや。

人參貿易に付て彼等が對馬人と結托して不正行爲と云ふよりは當然の行爲として一を行ひし事實は歷代李朝實錄に枚擧するに違なき程記されあり、其

中最價值あるものを左に示すべし。

△顯宗實錄十三年二月王が東萊府使李夏を引見、領議政許積も入侍し事を議する條に：。李夏曰く萊府の官屬倭の腹心に非ざる無く、凡千の動靜輒く即ち漏れ通ず、甚だ細慮に非ず。許積曰く聞くに一言を以て私通するものに償金四百、故に商賈國情を漏して惟だ及ばざるを恐ると云ふ、良とに痛むべし云々：。

○對馬側ヨリ貿易代銀ヲ商譯等ニ前貸シ商譯等が中間へ於テ之ヲ他ニ賣用シ物品主ニ少ツヅ、内渡シヲ爲スヲ云フ。  
○年條一切準捧トハ其取引毎ニ一年内ニ接受取ルヲ云フ。

○居間トハ仲介人ノ意。

△肅宗二十七年十二月、備局啓して曰く、東萊府使金德基の狀啓。商譯輩狡倭に符同し、銀貨小出の弊を極陳す。而して其年條を計り一切準捧然る後庶くは彼我人の許多奸を用ゆるの弊を防ぐべし。請ふ此意を以て商譯輩を嚴飭すべし云々。一に新銀を用ゆるを許してより節々瞞虧國體を傷く此より大なるは莫し、種々の弊端言ふに暇有らざるなり。所謂符同奸欺者とは實に是れ其情弊の言を得たり。自今以後年を計り準捧而して商譯輩若し復た因循前套し居間・欺詐を行ひ出銀の際一向操縱を致さば、則其尤も甚しき者を摘發し隨時啓聞し以て別樣處斷の地と爲す如何。王は之を尤す  
△肅宗二十八年七月、司諫院の啓に：。比來烏夷の狡詐益甚し、頃ろ新銀の

○此時和館ヲ修繕ス其經費ニ付テ對馬ガ銀ヲ多ク支出センメントシタル計ヲ云フ。

○洛中ハ京城ノ軍人が貿易監視ノ職ニ在ルモノ。

○草梁ハ今ノ釜内府内藤館ハ元府廳々舎也。

○東萊府ノ事務室 遊藝トハ公務上機密ヲ要スルヲ名トシテ事務室外ニテ面會スルヲ云フ。

○主人トハ一家ノ主人ニ非テ貿易品等ヲ販扱フ問屋ノ如キモノ。

行用に於て、館宇の改修に於て、其我國を輕視するの状を見るべし。而して譯舌の徒之と締結し公けに欺蔽を肆にす。且聞く洛中富賈、萊府の奸戾、擧げて皆彼の貨賂に資り彼の腹心と爲る。凡そ大少の機事潜通す、此れ已に寒心：：云々。

△肅宗三十六年三月新任の東萊府使權以鎮は東萊に於ける對馬との貿易上の惡弊矯正に付狀啓せり、其要領は

一、通譯官の住居は草梁村に在り、倭人が訓導別差の家に往く事は條約上許せる所なるを以て、倭人は晝夜絡繹として草梁村に出入し、民家に入り男子不在にして婦女のみ居る時にも相對し談笑其民家との情義至つて密なり。

譯官は公廳にて倭人と對面せず、避接を名とし、各民家を占め此處にて倭人と折渉するを以て公廳の荒廢久し。

右處置は倭人の潜かに新村に來る者は條約に依り執へて館守に交付し治罪せしむること。

倭人と接したる主人は潜商の律を以て問ひ、即刻官に告げたる者は其罪を免すること。潜かに倭人に接し發覺したる者は、其一統四家を連帶責任と

○一統トハ自衛團  
的一單位四月

して囚ふること。

倭人が新設の門より出たる者は、其守門者を罰すること。墻を踰へ密かに出でたる者は、都將以下を罰すること、譯官事故あり移所無き者還つて官舎に住せしめ民家に住居せしめざること、譯官が倭館に出入し、倭人が訓導別監の家に公用の爲來る時各二人同行し單獨に應對せしめざること。

二、毎日の交易を禁じ、只月六日の開市日に取引せしめ倭人と我國人と價を爭ふとき、別に通事都將を定め合せて二十人門外に列立し、彼人の争ふて突入するを防ぎ、部將六人は門内に隨入して我國人と彼と綢繆するを防ぎ、點名して呼び入れ、呼名して出し、出で盡して後軍官收稅官は後より殿すること。

三、人蔘を被執する時、商人譯官にして倭人愛する所の者は、其前貸の銀を早く出して取引を了し、愛せざる所の者は、緩漫時を後らして取引を得ざらしむ故に商譯は奔走して媚を獻じ争ふて心腹と爲る。是國家制邊の計に在つて莫大の憂となる。

自今其商人其通譯の誰々たるを區別せず、其取引總額を前以て取調置き。

訓導別差をして一同會合して、其取引の古く繼續され居るか新しきか、及取引量の多寡等を參酌して其總額を各人に按分比例的に割充つること。若し此決定に不服ある者は官に訴へて處決すること。

物貨入門記は銀を出す根柢となるものなり。自今堅く封して手渡し、若し其記入に不正あり訓導別監に於て出銀の時相合はざる者は潜商を以て論ずること。

譯官が己れの名を以て物貨を被執し、或は他人の物貨を己れの名を貸して取引し、利を分つ。故に自然倭人の驅使する所となる、邊計虞ふべし。

以前は譯官が貨を賣らんとする時に於ても、京城居住私奴の物として賣り譯官の物たるを倭人に知らしめざりし。

自今譯官の物貨戸曹及各衙門の物貨は、皆商人の名を以て其者の取引として以て國家の體面を保つべし

且各衙門の取引は其前渡の銀を多く受取り、商人の取引を害すべからず。

一に商賈の如く年數による割拂と爲すべし。

四、對馬島守が歲の首めに訓導に銀千兩を給し、之を諸譯官及諸上司吏に分配

す。の。例。あり。此事は已に久しき以前より行はれ來れり。既に千金を受くれば人情上其惠みに懷き、之に報ゆるの心を起さずとは誰か保證せん。且國家の體面上寒心すべきなり。訓別等が倭人と應酬する上に於て交際費用を要すること賅なからず、今急に此事を禁斷せんとするは事務上碍あり。國家より千兩の給與を爲し、島主が贈る所の銀は東萊府使より書契を付し、譯官を對馬に赴かしめ此を體よく還付し。此後銀を受くる者あらば死刑を以て論すべし。

右に對する備邊司の意見

人體東萊府使の上啓通りに決定するを可とす。唯譯官が自己の物及各衙門の物を取引する時商人の名に替へて行ふ件は混雜あるべし、更に府使をして考慮研究せしむること。

譯官等が島守より年首千金を受くる件は、理論より言へば既に國家が之を知る以上痛禁すべく、其應酬に費用を要するとし、筋道の立たざる千金を國家より其代りとして給せんや。此事は既に二百年前より續いて行はれ來り。彼我共に普通の事とし異まず。今假りに國家より千兩の銀を代給

すと雖も此惡風を罷め得べしとは保證すべからず。却て意外に難處の端となりつ反て國體を傷くる甚しきものあらん今輕しく議し難し。

以上「肅宗實錄」

此千兩の銀の處置に付ては此時何等決定せず自然舊慣を默認したり。猶左に通譯官等が如何に對馬の爲に犬馬の勞を吝まざりしかの參考資料二を摘録すべし。

寶永七年二月朝鮮より對馬に使を遣するに當り、一行中の者人參沈香を密携せしこと發覺し。高等譯官たる下知事鄭判事は之をウヤムヤの裡に葬らんとし、對馬側に交渉し内諾を得て之を抹消せり。此時の右兩官の言葉として、

御憐憫を以て無事に被成下候事、偏に何れも方御厚恵に候。私共義兩國の宜敷様に仕候役目に候得者、常に蒙御恩今又箇様の御懇ごろ被仰付、忝次第難申盡候。御用向之儀共於有之は成程首尾好き様に取持、御爲に罷成候様に彌可相心得候。裁判より御用何事にても御心安く可仰聞候隨分取持事濟候様に可仕候。

本項は和館の係役人が其時の問答を記録したるものなり。

○對馬ノ外交係役人。

嘉永二年七月に通譯より對馬に支拂ふべき單蔘數年分滯納し之が割拂を許したる時。金訓導卜別差より釜山對馬屋敷代官に差入たる書面の中に

幸蒙許施盛德殊荷再生之恩廳中感謝年舊不忘云々。以上二『對馬文書』

#### 第四節 對馬の人蔘買入資銀

##### 第一項 朝鮮貿易資銀の制限命令

對馬の朝鮮貿易には銀を以てするものと、現物替(銅水牛角胡椒等等に對し米・豆綿布・麻布等等を以てす)と銀替とあり。其銀替を以てするものは人蔘を主とし緞子其他の支那絹織物白絲等なり。従前其銀高に付ては幕府より何等制限を加へざりしが、海外に流出する金銀の額甚多きに考へ慮り、總て海外貿易金高に制限を加ふるの政策を實行するに至り。貞享三年に至り對馬の朝鮮貿易銀高にも亦制限を令達せり。卽其年月銀額等は。

○慶安元年ヨリ寶  
永五年迄六十一年  
間ニ海外流出金二  
三九萬七六〇餘  
兩銀三七萬四二二  
九貫ナリ右長崎奉  
行ガ幕府ノ命ニヨ  
リ調査セルモノ折  
々々榮ノ記ニ出ゾ

(1) 貞享三年前は何等制限なし。

『對馬文書』に依れば此制限無き時代は、金にして二萬五千兩分程の銀を人參其他交易に使用せりとあり。(銀に換算せば約一千五百貫となる)

(2) 貞享三年金一萬八千兩に制限す。併せて無用の諸品の貿易を差控べしと

○寶永後銀貨、改鑄ニヨリ此制限額ハ實際ニ於テ變動セ九時モアリ。

達す。(銀に換算せば一千〇八十貫となる)

(3) 元祿十三年に至り對馬の情願により金三萬兩に定め、(金一萬二千兩を増加す。(銀に換算して一千八百貫となる))

(4) 爾後何等其金高に付て達したることなし。蓋し享保年代後期以降對馬の對鮮貿易衰退し、此制限内の銀高すら取引するを得ざるに至り。寛保年代以降は其最高限量の十分の一をも使用せざるに至りしにより。金高に付て云爲する必要無きに至りしものならん。

右數字に付て検討するに(1)の銀額一千五百貫は人參と絲反物等を合せたる額なりとして、江戸對馬屋敷の當事者より幕府に申告したる額なるが。是れは朝鮮貿易人參取引額を實際より少なく装はんとして虚偽の申告を爲したるものにして、事實は此倍額以上に達したるものと認む。

(2) 以上の制限額全部を人參買取にのみ充てたる如く申告せるは、是亦虚偽にして。事實は此時代絲反物も實際取引せることを推知すべき資料、李朝、肅宗實錄、「英祖實錄」、「正宗實錄」等の記述中に散見せり。幕府の命令せる銀額を遵守し、此制限以内に於て取引せるや否に付て考ふるに。人參取引の推定量より考

察して是も亦虚偽にして。人蔘貿易の盛時貞享元祿寶永の年代は此制限は守られずして、猶是れ以上の銀額を支出せるものと推測せらる。長崎貿易の如きは幕府の監督行届く爲めに貿易の金銀制限額は超過するを得ざるも。對馬の朝鮮貿易は異國の地に於て行はれ對馬の手加減に於て如何様にも幕府を欺き得れば其幕府に對する申告は信用し得ざるものなり。

### 本項に關する資料

#### 『甘露叢』

貞享三年丙寅八月十一日

一、日本より朝鮮國へ、年々賣買之儀、向後金高一萬八千兩可限之、其上金銀堅く遣申間敷候、但、諸色之内差而不入品は一切不相調やうに、自今以後可相心得、旨被仰出

#### 『御日記』

貞享三年八月九日宗對馬守を殿中に召れ、朝鮮國交易自今減少し、金高一萬八千兩に限るべし。かつ無益の諸品一切除フキナふまじきよし、老中大久保加賀守忠朝仰のむねを傳ふ。





## 『憲廟實錄』

元祿十三年十一月二日、かねて義真伺ふむねあるにより、商賣金高姑く三萬兩にすべきよし阿部豊後守正武これを達す。

## 『令條錄』

元文二年金銀吹替に付宗對馬守依頼被仰出候書付之内

一、人參之外朝鮮に交易之品可成程は代物替に作略被致、畢竟異國に金銀多不相渡様に可致事に候。

## 第二項 幕府より補助を受けたる對馬の貿易資銀

對馬藩の財政も打續く物入と經理放漫にして其根本策を定め得ざりし爲、漸次赤字經濟となり、勝手許必迫し。長崎京阪の町人よりの負債も増加し、一方幕府より金銀の下賜若くは拜借を内願して其恩恵を受けざるべからざること、なれり。其中信使來聘費用、火災凶作等の補助の如きものを除き、全く對鮮貿易に關係あるもの左の如し。

以下金とあるものは金貨にて幕府より受取、對馬よりは銀貨にて返納するものなり。

(1) 元祿十四年二月 金三萬兩 拜借

借入理由、人蔘買入資本缺乏の爲、返済六箇年賦、利息無し、前年十月十八日內願。

(0) 享保元年十月 不許可

銀千四百十七貫五百日  
に相當する金拜借出願

願出理由、既に六年前より朝鮮に支拂ふ人蔘代一箇年繰と相成居買入上不利益に付其一箇年分に當る額を十箇年賦にて拜借したしと云ふに在り。

(2) 享保二年正月 銀五百貫目 拜借

前項の理由により內願して許さる。

(3) 享保十九年十二月 金壹萬兩 拜借

人蔘買入資銀缺乏の爲、十箇年賦。此拂込延滞し延享元年迄十二箇年間に八千兩を拂込、殘二千兩を六箇年賦とす。

(4) 元文二年 此年より年々銀三百三拾九貫づゝ、補給

新銀貨朝鮮にて受取らず、貿易に差支しにより、慶長銀の位に吹直すこととなり。對馬より新銀三千一百二十拾六貫二百日を出し、幕府より銀三百三拾九貫を出し銀座にて改鑄す。此後十數年繼續せり何年に止めたるかは不明

(5) 延享元年七月 銀六百貫目 拜借

寶曆五年七月より人蔘資銀缺乏の爲明年より十箇年賦とす。

(6) 延享三年七月 金壹萬兩 下賜

對馬守勝手必迫救濟の爲(人蔘資金補助の意も含む)。

(7) 寶曆五年七月より金參萬兩 下賜

向三箇年間毎年二萬兩づゝ人參買入資銀補助として下賜。

(8) 寶曆八年六月 金壹萬兩 拜借

人參買入資銀として拜借。

(9) 明和七年？月此年より年々銀參百貫づゝ 下賜

對馬の財政必迫、近年朝鮮との交易中絶に付救済の意味にて、但人參資銀補助の意も含む。

(10) 明和七年？月 銀九百貫 拜借

前項に同じ。

(11) 寛延四年九月 元文銀四百五拾貫 借下

前項に同じ。

(12) 安永五年三月 金壹萬貳千兩 下賜

向後年々手當として右額下賜。何年繼續せしかは不明。理由前項に同じと雖も既に此時御種人參を賣出せし六年日の後なれば人參資金補助の意味薄し。

右の外元祿年間特に朝鮮貿易の爲鑄造せる特鑄銀と稱せし銀貨に改鑄する時の増歩の補助。

幕府が以上の如き補助を與へたる理由は

一、先祖宗義智以來徳川家に對し功勞ある家柄の扶翼保持。

○此銀貨ノコト後段ニ出ツ。

二、朝鮮との外交關係の重要視及其爲に支出多きことの諒察。

三、人蔘の輸入思はしからざれば延ひて一般の療病に不良の成績を及ぼすこと。

### 本項の資料

□(1)の三萬兩拜借運動關係書類

以下『對馬文書』

元祿十四年辛巳

○失却ハ損失。

○溥主ハ。

近年御物入打續其上新金銀に被成候に付、於朝鮮國諸色賣買之步合相増、御失却多段之御勝手差支。毎歲朝鮮え被差渡候元銀も無之候付、於上方筋色々才覺仕候得共、御借銀相調り不申候由、御國竝京都御元方役方よりも申來候付。爰元に而致了簡候に、元銀不差渡候而は交易之道も相止候首尾に罷成、至極大切之時節に成行候故。此上者御拜借之儀被仰上可然と何も遂相談右之趣御前にも申上候處に。年寄共了簡次第仕候様にと被仰出。依之右之御願被得御内意筈に相極也。舊冬十月十八日朝鮮交易金高之儀阿部豊後守様に被仰上候節、御拜借之儀も御寛被成依之、大浦忠左衛門口上書にノ持參仕左記之。

○荷し。

口上

對馬守儀小身に御座候得共、前日より朝鮮賣買之利潤を以て公儀竝朝鮮御役をも分限に過相務申候處に。近年打續物入多其上朝鮮賣買右之通損失多分有之候故、段々勝手差詰り、京都御當地國元之借金六萬兩餘に罷成候。此上は借金曾而相調不申候右之譯に御座候故、若金高願之通被仰付候而も朝鮮國え之仕込銀自力に而者才覺不罷成候。依之重疊難申上儀に御座候得共、御金拜借之儀奉願度候。對馬守儀何之御奉公も不仕箇様之願申上候段、憚多奉存候得共、差當可仕様無御座候に付不省思召此段申上候。願之通被仰付被下候は、御厚恩と對馬守別而難有可奉存候。右之趣乍憚奉得御内意候、何分にも宜御差圖被遊被下候様に被仰上可被下候奉頼候已上。

十月十八日

宗對馬守内

大浦忠左衛門

本件に付國元とも屢往復せり、皆略す其中。

正月十六日、大浦忠左衛門、平田直右衛門、樋口孫左衛門以上三人江戸在勤より

○大浦へ江戸屋敷ノ家老。

國元松村主稅外三人宛書信の中に。

：(前略す)猶々此度御願之義者御手前之爲に御願被成に而は無之、人蔘を御調出し被成候爲之御拜借に而候故。差而御一分も御厚恩に被罷成義に而は無御座候。公儀々人蔘大切に被思召上候段は、兼而申上置候通に御座候能々御了簡可被成候已上。

二月二十日藥師寺宗仙院に御目に懸候書付竝に御直之所左記之。

口 上

○宗仙院ハ奥醫者  
橋。

○貿易制限金額ノ  
増加。

○御ハ彼ノ譯。

○孫テ。

去冬朝鮮交易金高御増被下候に付、人蔘無滞可買調之旨朝鮮國へ差置候役人共え刑部大輔より申付才覺仕候處。金高相増候段御國商人大慶に存、兼々圍置候人蔘千斤餘持來可賣渡之由申候。然共代銀に差支不殘買取候儀不罷成、右之内漸二百斤餘兩度に買取申候。値段之儀は未相極候故、大槩之積を以代銀相渡候。金高之儀被仰付候節早速役人京都へ差越色々才覺仕候得共、以前よりの借金大分之事に候故難借調候。右之外にも新人蔘千斤餘可有之由申候、此價之儀は猶以心宛無之旁致違却迷惑仕候。乍然差當り

○申合ハ約束

○折込内御除

人參無之候而は病家難儀可仕候、代銀の才覺次第急度可差渡候間、其訣を申  
候而先人參何とそ請取差越候様に委申遣候。成だけ致相談候而受取可差  
越とは存候得共、不定に存候。若請取差越候而も當分代銀拂可申心宛無御  
座候。此方へ參候人參は一箇年之間段々に賣拂候故銀子俄に不相集候、依  
之代銀差渡候儀及遲滞彼國之商人共難儀可仕と存候。其上申合候時節を  
違へ銀子不差渡候は、以來人參不持來様に可罷成哉と此段大切に奉存候。  
此節は申合候通に不殘代銀相拂買取往々人參も無滞持來候様に仕度、代銀  
之儀色々才覺いたさせ候得共借調不申候近比難申上儀に御座候得共右之  
人參代當分御取替被遊奉存候此段兼而得其意義に御座候故去年より京都  
旁才覺いたさせ候得共此節借調不申候、然は拜借は難奉願御座候人參買取  
申候代銀當分御取替被遊被下候様奉願度候。上納之儀は賣立次第段々に  
差上申候様に可仕候間。唯當分御取替を奉願候已上被下候様に奉願度候  
萬一願之通被仰付御事に御座候は、上納之義は御差圖次第差上可申候此  
段奉得御内意候以上

二月二十日

覺

人蔘三千斤

壹斤ニ付買本  
八百三拾目

代銀八百三拾貫目

金壹萬三千八百三拾兩餘

此節朝鮮に當分有合候人蔘新人蔘共に二千斤餘程有之由申越候

(右將軍の上意に而諸人之爲に候間過分に申付候様にと……三萬兩拜借の事と相濟む)

(右返納六年割拂として元祿十四年己三月證文差出 三萬兩は後藤包也)

覺

金子參萬兩

内壹萬貳千兩 此代銀三月二十日限に於大阪請取申度候

内六千兩 ……五月中に同上

内壹萬貳千兩 ……七月中に同上

三月五日

○爲替。

○御側用人柳澤吉保。

○鍔切、蝦蟇共ニ仙人ノ名。

○御名ハ宗對馬守

三月六日公儀御替世役相勤候町人三井次郎右衛門泉屋三右衛門中川清三郎

朝田屋與兵衛右四人堺屋七郎兵衛同道に而御屋敷に入來右銀請取之件打合

(本件世話になりし柳澤出羽守様へ、宗仙院之差圖によりて、右之物品進めらる)

雪舟筆 左鍔切老人中壽老人右蝦蟇 人參箱書付左記之

人參一斤

鯛一折二尾

人參箱桐打付蓋角塗張ニノ年寄中印判突く臺掛なし。

人參壹斤  
御名

柳澤出羽守様御家老藪田五郎右衛門何角此度の事件取持したる禮として左の品を贈る。

人參十兩

朝鮮茶碗三

同上により阿部豊後守様へ

御茶一種 瀬戸面影手茶入共に

檜御重一組

鯛一折二尾

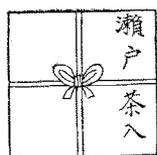
御茶入仕込左記之

面影御茶入・御茶初昔象<sup>ソウゾウ</sup>牙蓋淺黃縮面<sup>チリメン</sup>丸袋に入。

右御茶入箱島桐野良蓋四方緒通じ緒糸眞田茶色此箱をコンテイレキ裕<sup>フラス</sup>帛に包。

右之通

箱書付左記之。



藥師寺宗仙院に 同上

御茶入一 橋姫

人參 二十兩

萩原近江守様へ

御掛物一幅 古法眼筆杜子美乘驢圖

人參 十兩

ツミクシ  
包熨斗

五月朔日阿部豊後守様柳澤出羽守様より右御返事之御奉書御渡被成度御紙面左に寫之。

御狀令披見候

クボツ  
公方様益御機嫌能

被成御座恐悦旨尤候

ハタ  
將亦人參代引換之儀

同此對馬守願之通被

仰付難有之由得其意候

依之被差越使者候

○老中阿部正武。

紙面之趣各申談可及

言上候恐々謹言

四月二十九日

阿部豊後守

正武御在判

宗刑部大輔殿

□同上支拂書類

覺

以下『對馬文書』

○失數。  
○勝手向即經濟。

一、元祿十三庚辰年十月、阿部豊後守様迄對馬守奉願候は。近年手前物入打續其上金銀吹替被仰付、新銀段々差渡候處於朝鮮諸色賣買之歩合相増。對馬守失却多御座候而勝手至極差支人參調遣候仕込銀□成致難儀候間、何とぞ御引替金被仰付被下様にと、以口上書奉願置候處。十四年二月二十七日豊後守様に家老共被召寄、舊冬相願候人參代之儀者對馬守の爲にも無之、上之御爲にも無之、世上之爲之儀に候故、各申談達。上聞候處に、當分御金三萬兩御引替被仰付旨以御書付被仰付。委細之義は萩原近江守様に得御差圖候様にと被仰渡候。其已後返納之年數當已年より段々に相納六年目、成年皆

濟仕候様に被仰渡。

一金貳千兩 元祿十四辛巳年十二月二十五日上納

但三萬兩六箇年に相納候様に御差圖に付、割付申候得者一箇年に五千兩に相當候。然るに御引替金にて調出候人參及臘月致到來爲相拂候故、寄り金も少く五千兩上納之手廻難成候に付、當暮者内場に返納仕。及來年五千兩致都合相納申度旨、荻原近江守様迄御詫申上。豊後守様へ御伺被成候處、願之通被仰付候旨被仰渡る。

一金參千兩 元祿壬午年十月二日上納

但去暮上納前之殘金、近江守様迄申上候處、豊後守様え御伺被成御差圖の上右之通上納仕候。

一金貳千兩 同年十二月二十四日上納

但當年上納前五千兩相納申筈に御座候得共、五千兩之都合用意難相調に付、其段近江守様迄申上候處、豊後守様に御伺被成御差圖之上右之通上納仕候。一元祿十六癸未年上納之儀、對馬守領内致損毛、其上譯官乗船に積置候人參相捨り、且又居屋敷類焼仕、上納難成候に付、指延被下候様、近江守様迄奉願。豊

○人參代收入。

○年末。

○不作ノコト。

○船浸水。

後守様に御伺被成候處、御相談之上上納被差延旨候被仰渡候。

一金五百兩 寶永元甲申年十二月二十三日上納

右は前年申上候通之譯にて人參代不足に付、右之通上納之用意仕殘金之儀者人參出次第に段々上納仕度旨、近江守様迄申上。其節之御用番稻葉丹後守様に御伺被成候處、願之通に被仰付之旨被仰渡候。

一金千兩 寶永二乙酉年十二月十八日上納

右之通人參出高に應じ用意仕、近江守様迄申上候處、土屋相模守様へ御伺被成御差圖之上致上納候。

一金五百兩 寶永三丙戌年十二月二十六日上納

右御引替金上納皆濟之年に御座候得共。人參出方不足に御座候上、朝鮮交易之荷物積候船致燒失其外物入之義有之。上納皆濟仕候而者、人參調出候手廻成兼候間、殘金之義者年數を不限金子寄次第段々上納被仰付被下候様年限にて急度上納被仰付。付而者兎角人參調方差支申候旨同四年之春近江守様迄申上相模守様へ御伺被成候處。殘分は上納之員數限りなく人參之出高に應じ支ツカエに不罷成様に段々返納仕候様にと被仰渡候故。此已後は

金子手廻し成次第遂御案内候而上納仕候難成節は其趣御斷申上候。

一寶永四丁亥年人參出方別而致不足、兼而差渡置候前金之三分一漸賣出し。

殘金之人參朝鮮人方より賣渡不申相滯候故、寄金無御座上納難成候付、御差延被下候様にと近江守様迄奉願、相模守様に御伺被成候處願之通被差延旨被仰渡候。

一正徳元辛卯年も右同斷に付、上納難成候故近江守様迄奉願、相模守様に御伺被成候處、願之通被差延之旨被仰渡候。

一金五百兩 正徳二壬辰年十二月二十六日上納

右之通用意仕致上納候旨、相模守様にも申上候間、寄元様に奉伺之相納申候右金壹萬千參百兩上納仕殘壹萬八千七百兩上納前在之候以上

正月

宗對馬守内

山川作左衛門

□(0)の銀千四百十七貫五百目拜借内願書類及(2)の銀五百貫目拜借の一件書類

『對馬文書』

一享保元丙申年十月三日

○老中土屋相模守  
卜助定奉行水野因  
幡守。

今日相州様竝因幡守様より直右衛門持參仕候口上書左記之。

對馬守申上候口上覺

兼而申上候通人參代銀六年以前卯年より及今年、段々一年送りに罷成朝鮮人致難儀候由每度承候。商人之儀に候へば代銀早速受取不申候而は致迷惑候段尤卜存候間。今年より御定銀其年内に御引替被下候様に仕度奉存候然上は當年も人參千四百斤餘調渡申候。當年分之御定銀千四百拾七貫五百目不相替御引替被仰付被下候様に奉願候無左往々人參出方可手支由申越候以上。

十月三日

平田直右衛門

大久保清左衛門様

小笠原隼之介様

口上

對馬守申上候は、朝鮮國より調出候人參代銀以前は其年切に差渡候處、五六年前銀吹替之儀に付而差渡候事致延引、只今は全一箇年掛買之様に成來候而。朝鮮人共殊外迷惑致候由申、人參出方直段等にも相障可申様子に候故

其年切に相渡申度由兼而相模守様えも申上置たる事に御座候、依之當年分より御定銀年内引替差渡申度候由、今日相模守様へ申上候。定而御沙汰可在之候間、宜様奉願候由申越候。去比<sup>ウツ</sup>申上引替候は未年分に而御座候此段爲念申上候以上。

十月三日

平田直右衛門

(右願は申十月相州より六年以來年繰に成來候を當年に至り年切とする願は有之間舖事と書付を以て被渡)

(右に付更に十月二十七日、平田直右衛門の名にて大久保清左衛門小笠原隼人宛にて人參買取上困難に付、年内引換出來ずば、正月中引換の事願出る)

(右正月中五百貫目引替ゆることに勘定奉行より達せらる)

九月十七日平田直右衛門より大久保清左衛門小笠原隼之助様に差出候書付の中に

覺

一朝鮮渡り之銀高以前は 公儀々之御定も無御座前々々之仕來を以、人參代其外交易爲用、每歲金高二萬五千兩分程之銀子差渡來る處。阿部豊後守様

朝鮮御役御勤被遊候節、朝鮮渡り銀高減へ可然之由御差圖に付、積ツキ等ヒいたし掛御目候得者。丙寅年向後金高壹萬八千兩分、銀にして千八拾貫目差渡候様にと御用番大久保加賀守様被仰渡候。其後元祿年中銀吹替被仰付候に付正銀不足仕候譯申上候得者被聞召、金三萬兩分銀にて千八百貫目差渡候様元祿十三庚辰年阿部豐後守様より被仰渡候。其後又銀吹替之儀被仰付候付正銀も減へ銀子不足に候而、人蔘等相調候儀難儀由申上候得は被聞召分。元字銀千八百貫目分往古銀にて千四百十七貫五百目差渡候様に、寶永庚寅年相州様より被仰渡候。此節は新銀日本國中にて用不申故、朝鮮渡之御用計格別に被仰付候付。對馬守方より寶字銀千四百十七貫五百目相納、往古銀に引替來り、今以每歲遂御案内引換申事に御座候。

覺

寶永七年御免 元字銀千八百貫目、金三萬兩分内 六貫目ハ元字銀ニ引替

殘元字銀、九百四十六貫目

内三百貫目 寅年に御引替被下

殘往古銀六百四十五貫目

□(3)の金一萬兩拜借一件書類

大浦忠左衛門勤番之節御願濟十箇年賦に御上納、甲子年杉村大藏在勤之節  
殘二千兩を六箇年御上納に御願相濟。

享保十九甲寅年

十一月四日

御願書御覺書左記

要領去々年國許大火之節兩度迄の拜領米は第一朝鮮國の備に仕：(中略)先  
年來朝鮮交易段々不順に罷成、近年に至甚失却。且度々の類燒、其上去々年肥  
前領蟲付損毛、去年八月國元大風にて田畠悉く損毛必至に差支。朝鮮へ差渡  
人參代之手當も無御座、去々年以來朝鮮人より買掛り候人參代も凡八百貫目  
餘有之、此銀拂不申候而は人參取出候事不罷成候。  
右により何卒金子壹萬兩御取替被仰付被下置候様奉願候。右十年賦に上納  
仕候様に奉願候：。

十一月 日

宗對馬守

十二月十九日御用之儀候之間明二十日四時可被登 城候以上。

十二月十九日

本多中務大輔

松平伊豆守

(右により宗對馬守登城老中伊豆守より左の書付下渡さる)

宗對馬守

朝鮮國へ差渡候人參代金不足故、人參拂底に付差當り世上難儀之由相聞へ候。此段難被捨置事に付而金壹萬兩拜借被仰付候。上納之儀は可爲十年賦候。

(此時元祿十四辛巳年、先代對馬守へ人參代金三萬兩御引替被仰付候節の御禮申上ぐ)

(右證文)

金壹萬兩

○此四人ハ御金奉行。

右是人參代金不足に付拜借被仰付請取申候返納之儀は來卯暮より子の暮迄十箇年賦一箇年千兩づゝ返上納可申候仍如件。

享保十九年寅十二月

宗對馬守印

戸田 忠兵衛殿

關口九郎兵衛殿

作 藤五郎殿

平岡彦三郎殿

表書之金壹萬兩可被相渡候斷は本文有之候以上。

○段。

○本多。

○松平。

○酒井。

○松平。

中務御印

伊豆御印

讚岐御印

左近御印

(右壹萬兩十二月二十八日對馬守使者樋口富右衛門御金藏より請取)

(右により御勘定奉行松波筑後へは唐紗綾三卷。御金奉行四人へは干鯛一箱御樽代五百疋。御金奉行拂方同心五人へは金子百疋。其他用人等夫々附届

あり。

□(3)に關する文獻

享保十九年甲寅十二月二十日

『通航一覽』

御勘定奉行へ

朝鮮國へ差渡候人蔘代金不足故、人蔘拂底に付差當難儀之由相聞候、此段難被捨置事付而、金壹萬兩拜借被仰付、上納之儀者可爲拾箇年賦候。右之通候間被得其意、金子可被相渡候。

享保十九年十二月二十日

『柳營日記』

宗對馬守

右被爲召近來人蔘拂底に付願之通金一萬兩拜借被仰付旨御白書院緣・頰にて伊豆守傳達之。

□(5)以下(11)迄の資料たる文獻の記載

延享三年七月勘定奉行へ

宗對馬守

○緣ノ誤類へ即例  
○老中松平信胤。

○朝鮮ノ用向ヲ果  
スヲ得ス。

近來交易利潤無之に付勝手向差支難儀の旨相聞候、依之御勘定所より金一萬兩充當年より年々相廻候、向後勝手向入用等に至る迄、隨分儉約相用家來迄奢がましき儀無之様被申付：：(下略)

寶曆五乙亥年七月、同斷により三年のうち毎歲金壹萬兩宛賜はる、同八戊寅年六月同斷御用途不辨難澁により金壹萬兩拜借。

明和七庚寅年、近年朝鮮交易中絶により、御手當として大阪御金藏にをいて年々銀三百貫宛拜賜、安永五丙申年三月、朝鮮國交易斷絶に及ぶにより御役儀相續のため、永く御手當として毎歲金壹萬貳千兩充賜はるべきむね、對馬守義暢に懇命あり。

安永元年壬辰三月 日

御勘定奉行

長崎奉行

へ

近年朝鮮交易相絶困窮之段被申立候に付、去々寅年按ずるに明和七年格別之爲御手當、御廻銀被成下、勝手取續交易相開候様被仰出され候。

安永五年丙申三月 日

御勘定奉行へ

宗對馬守

朝鮮之交易相絶、御役儀の手當は勿論相續も不相成に付、御役儀相續相勤國內相立候儀タテ被相願候趣達上聞候處、是まで數度御手當も被成下候上之儀に候得者、難被及御沙汰事に候得共此度は交易爲取開彼國へ差遣候使者へ、眞文を以て申斷全及手切候段被聞召永續爲御手當年々金壹萬貳千兩づ、被下置候間可被存其趣候。

三 月

右之通宗對馬守へ相達候間可被得其意候。

安永五年丙申三月 日

御勘定奉行へ

○眞文トハ漢文ノ  
コト朝鮮例ヨリノ  
公文。

此度御手當金之儀是迄之御廻銀三百貫に金壹萬貳千兩之積被成下候間去る卯年條起拜借被致候九百貫目之分者返納年限迄百貫目づゝ右金高之内引落之積に候。

一、前々拜借返納之儀御差延中之儀ニ付先返納有無之儀此節可被御沙汰候。

一、此度交易及手切候上者公貿易之外私貿易之品は被差留候間長崎より御免にて被買請候品も相減へ向後可買請品高書付可被差出候。

右之趣被得其意御金請取方其外とも委細之儀者御勘定奉行へ被申談長崎より被買請候品之儀者長崎奉行へも可被申達候。

以上『通航一覽』

右之通宗對馬守へ相達候間可被得其意候。

□(5)の銀六百貫目拜借の證書

預申銀子之事

合銀六百貫目 但文字銀也

右者御用銀之内宗對馬守就要用借用申候處實正也返濟之儀は來丑の年より毎年十一月限六拾貫目充相渡十箇年に無相違皆濟可致候間銀座より年々上納方手當取計可有之候格別之上納銀之儀承届之上右御相對を以借用申御事

對馬守勝手向如何様に差支候共右返納方におゐて聊相違致間舖候爲後日御用銀預證文如件。

○借主ノ名脱島守ノ名ナラン。

延享元年子七月

平野作左衛門殿

徳倉長右衛門殿

平野六郎兵衛殿

長尾七郎右衛門殿

尾本吉左衛門殿

御老家奥印

○勘定奉行配下其係ノ役人。

右利足銀之儀去一箇年壹割之積りにて年々元銀之内返辨之節元銀に應じ利足無相違相渡可申候但子年之儀者元銀居置利銀計半年分當暮相渡可申候仍如件

『對馬文書』

### 第三項 人參資金を町人より借入

土地を主要なる生産手段として其存立の基礎とせる封建制度は貨幣經濟の

發達より來る商工業の隆盛による社會上、經濟上の變動の爲め振搖せられ。徳川幕府を初め、各諸侯は幕府の中期より漸々其財政窮乏に陥り、素町人と卑めたる財閥より多額の負債を爲すの已むなきに至れり。然るに對馬藩は他の諸侯とは事異なり最初より商業即朝鮮貿易の收益を以て藩經濟の大部分を計理するものなれば。其商業資金の融通を他より受くるは事業の性質上當然の事に於て、此種の借入金も相當多かりし如し。而して貿易の盛なる頃は借入金の償還も完全に果し得たるにより、信用保持せられしも。貿易不振となるや債務も常に滞り勝にして信用失墜し、長崎・京・大阪（江戸は少なし）の商人より小口高利の負債を爲し。或は人參の質入を爲すに至りしが。其中資金必迫の極に達し延享元年に至り江戸の豪商等より事業の一部管理を委ぬることを條件として、年々銀五百貫目の融通を受くるに至れり。此一件書類は資料として最價值あるものなれば、其全文を左に掲げ當時に於ける對馬の財政内情を窺知するの材料とすべし。

此證書は普通貸借證文の型を脱し、町人に對する借用證書と共に哀願書誓約書、詫り證文、感謝狀事業管理委託取極書とも謂ふべき複雑なる内容を有せる特

異點に留意すべし。

家老墨附證文(意譯)

(墨付トハ家老目書署名ヲ云フ)

一、主人對馬守の財政も連年支出多きこと打續き、最近に至り特に困難に陥り朝鮮へ相渡すべき貿易の銀も調達出來兼ね、爲めに人蔘の買取額も年々其斤量を減少し來り。隨つて人蔘座に於て賣出す斤量甚少く諸方の御病用に應じ難く、役人一同は心痛致居候處。本件に付各位は従前より吾屋敷の御用達を親切に勤められ、吾等と懇意の間柄に付、右人蔘買入資銀引受方内々御相談に及候處。各位に於ては快よく引受られ、今後夫々手筈奮發事に當らるゝ旨申出られ、役人一同は衷心より感謝せり。依之雙方協定の條項を以下に列記し、銀貨受授の際は勘定役一同連名の預り證文に家老の裏判致し相渡すべく。且前に各位より借用せる金高は屋敷財政困難の爲め數年來元利共延滞せり、各位に於ては屋敷困窮の狀を察せらるゝも、其儘には差置難く、今回右借金年賦支拂方を相談したるに、事情已むを得ずとして承諾せられ、屋敷の爲めに喜びに堪へず。爾來右年賦支拂は協定の通爾後必ず年々延滞無く支拂致すべし事。

○上々、撰下、ア  
リ、粉等ハ第七卷  
其項ヲ見ヨ。

一、別紙見積書を以て示し置きし如く、毎年正月より五月迄の間に文字銀五百貫借入其元利年内に皆済すること。如何なる事情相生するも其年の返金相濟まざる中は、後ト借の相談は役人中より決して申出ざることを固く定め置く事。

一、朝鮮より對馬に到着したる人參は遲滯無く直に江戸表に送付すべし。且見積書に記載せし通り座賣竝屋敷賣共に上々人參撰下人參の代銀は、屋敷年中の經費竝に參勤下向の費用に充當すべし。尤も別紙見積書の如く朝鮮より人參出方少なき時は、屋敷賣の人參は一日に上々人參三兩撰下げ二兩とし、家中の者共の病用に賣渡す量は撰下げ人參二斤内外と定め置。其殘餘の分は極上々上々撰下げフク粉人參に至る迄、全量を各位に相渡し借銀と差引すべし。委細の事は勘定役より指示すべし。

人參は格別の品なれば各位は其賣捌方に付ては十分に注意不都合無き様念入にすべき事。

一、如何なる事情あるも人參は各位に交附する外は縱令僅少の量にても江戸・大阪・京都對州其他の國々に於ては決して賣渡さざることを役人一統固く約諾

○藩府ノ醫官本名  
貞機。

を定めたり。但丹羽正伯は事情ありて特別に賣渡すこと、其筋より許可を得たるものなれば、毎年一斤乃至半斤宛一二度交付せり。右了承せらるべし。但其代金は各位に於て受取借銀と差引くこと。

買元銀借用の後は、對州・大阪・京都・江戸表等に於て人蔘を質入する如きこと、一切爲さざること。

一、對馬より送付の人蔘大阪の藏屋敷に到着せば、彼方の役人より人蔘品種別の斤數及到着日限を定め、早速江戸表へ送付せしむること、定む。其送り狀には各位の姓名も書加へ置く事に定め、申渡し置く事。

一、江戸屋敷に人蔘到着せば、勘定所より早速各位に通知すべきに付、延引無く屋敷に參會し、目付役の心得を以て立會し。検査の上人蔘櫃に封印を施したる上、人參藏に收納すること。人蔘の出し入れに付ては各位に於て立會し見届たる上更に封印の事。

一、上々撰下並座賣人蔘を納めたる鑢くわ壺へ、小出に付ては。屋敷小賣用に差支ざる様各位に於て考へられ、勘定役と協議し置く事。

一、屋敷賣並人參座賣の斤數は、勘定所の帳面を何時にても各位に於て檢閲する

ことは勿論、總人參の過不足は検査せられ、借銀への差引の資料參考にするこ  
と。若し豫ての約諾に相違する點あらば何時にても異議申出らるべき事。  
一、各位に於て親切に此方の用達相勤めらるゝ上は、年々人參買入資金少しづゝ  
にても蓄積する考案指示せられたしと。原太平より各位に相談に及びたる  
に承諾せられ、其方法を指示せられたり即。

相對賣の人參の代價は今後百分の二を控除し、交易方用心金と名付け。別に  
金箱を作り帳面に記入し右の金箱に入れ、御當地勤番の勘定役、商賣方、加役、勘  
定、役、立、會の上封印して平素人參藏に納め置く事。

各位の深切なる心付けには全く感心せり。右實行の上は此方役人共も心を  
固め、向後如何なる難境と急用にても、右豫備金には決して手を着けざること  
若し各位への返金不足の時は、右豫備金を直ちに支出し、差引ことに定置事。  
右豫備金は其額を今少しく多くせんと考ふるも、最初のことなれば先づ百分  
の二とし、二三年の後財政に餘裕を生じたる時に於て率を増加すべしとの各  
位の意見は承り置事。

一、ふく人參は以前より事情あり、大阪の對馬藏屋敷家、代船越新七方へ扶助の意

○フク人蔘、輕松  
ナル最下等ノ人蔘

味にて毎年十斤宛定直段にて賣渡來りたるも。各位の貸銀の抵償相減すべきにより、向後は一年五斤に減額すべし。萬一總人蔘の出高少くして各位の出銀へ返辨不足なる年は、右代銀の取立は各位に一任すべし。

一、屋敷の財政何とかして立直し度とは、我等の日夜念願する所にして。今度各位に相談したるも此故に外ならず、今後に於て屋敷の爲となると考へられたる事は腹藏なく意見内談せられたき事。若し役人中に於て各位と意志の疏通を缺ぎ、各位竝屋敷の爲にならざると考へらるゝ事あらば、遠慮無く申出らるべき事。

一、密輸入の手を経たる人蔘が、九州筋上方にも現出すると云ふことは、前々より聞及べる所なるが。此事に付て各位が注意せられたるは尤の事と考ふ。向後は其取締と檢舉には十分力を盡すべき事。

一、商賣方の役目を引受居る勘定役原太平は、最初に各位へ本件を交渉したる者なれば、江戸屋敷勤務として各位との交渉の衝に當らせ度旨申出られたるは尤の事と存するも。同人は一昨年より人蔘買入の爲朝鮮へ出張せしめあり、買入交渉方結末を見る迄の豫定にて五年間滯留の事に命令しあり。大體筋

道相付かば交代せしむべく、其時期は追て各位に通知すべし。猶商賣方を擔任せる勘定役一人は御當地勤務とし、各位との交渉に永く當らすべき事。

一、以上の協定を實行し屋敷の財政漸次立直ることゝなれば、偏に各位の盡力の致す所なれば。爾來如何なる事情あるも各位を措いて他に相談を開始する如きことは決して之を爲さず、永く各位に一任の事。

一、各位に於て引受たる人參を賣渡す時の價格は、勘定役より相渡候別紙書面の通の定めを恪守し少しも違背せざる事。

一、串崎助右衛門は目下不在なり。今回の協定に加入したき意志を以て出銀せしに非ざるも。鳥飼甚九郎・伊勢屋九郎右衛門の二人は對馬との商況に通せず。故に右二人不安心なるより助右衛門出銀の事甚九郎より交渉し、承諾し仲間に加へたる趣右承り置事。(以下略本文を見るべし)

## 右本文

### 墨附證文之事

一、對馬守殿々物入打續近年別而不勝手に被相成候付、朝鮮之差渡候買元銀方便成兼候所より人參入送方年々相減候而人參座に而賣出候も少く諸方御病用快難相達、其上勝手向差語り役人中一統致心遣居候、就夫各儀前より屋敷要用深切に達し給無<sup>タマハリ</sup>如在存候に付、右買元銀以來被引請<sup>タマハリ</sup>大切に世話給候委細申談候處、被聞届彌

○方便ハ借入ノ方法。  
○ジヨサイナクハ心ヲ許シ懸念ニ。

○多額。

○支拂。

向後各中に引受手管致<sup>テ</sup>出精<sup>ヲ</sup>可給<sup>ル</sup>と被<sup>レ</sup>申出<sup>ス</sup>、役人中過分存候<sup>ニ</sup>、依之申極め之次第左に令書裁<sup>カキノセシメ</sup>候、銀子貸<sup>ハリ</sup>し給候節、者勘定役中より之預り證文に詰合之家老裏判いたし相渡可<sup>シ</sup>申候、且又各儀前以<sup>テ</sup>余慶之高金被<sup>レ</sup>貸<sup>シ</sup>上置候處、屋敷不勝手に付數年元利共不<sup>レ</sup>相拂難儀之段に察候、進全差引被<sup>レ</sup>成兼<sup>トテモク</sup>候付、此度相改是迄借り金より不<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup>止年賦に申談候處、無<sup>レ</sup>據被<sup>レ</sup>存聞届給<sup>ル</sup>、大慶候、然上者申極め之通年賦金決而無<sup>レ</sup>滞<sup>ル</sup>、毎年相渡可<sup>シ</sup>申候事。

一、別紙積書を以申達置候通、毎年正月より五月迄に文字銀五百貫目宛借り請<sup>フ</sup>、此元利無<sup>レ</sup>程皆濟候而後又跡借りの銀高可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>差出候、如何體之儀在之候共初め借りの元利銀皆濟不<sup>レ</sup>申問者後借りの儀決而役人中より及<sup>リ</sup>相談<sup>アリ</sup>申間鋪旨堅申極め候事。

一、朝鮮より請込候人蔘無<sup>レ</sup>遲滯直に江戸表に可<sup>レ</sup>差越<sup>ス</sup>候、且頼り書に令書裁<sup>テ</sup>候通座賣は勿論之儀上々撰下竝家中賣共に屋敷に而賣立候代銀之儀者、屋敷年中之入日竝に毎年參勤下向之入日遺捨に相成り可<sup>シ</sup>申候、尤別紙積書之人蔘出方に候時者屋敷に而賣出候員數之儀、一日に上々三兩、撰下げ貳兩宛竝家中病用小賣一箇月に凡貳斤内外宛極め置候、相殘分は極上々より上々、撰下げふく、粉人蔘に至迄不<sup>レ</sup>殘各方改め請込出銀差引に可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仕候、委細之儀者勝手方引請之勘定役方より可<sup>レ</sup>致<sup>ス</sup>差圖<sup>ヲ</sup>候、就<sup>テ</sup>夫人蔘之儀者格別之品に候條賣捌方別而入念可<sup>レ</sup>在之候事。

一、人蔘之儀以來如何體之筋在之候共、對州大阪京都江戸表外其外之國々至りても決而少しも他に賣渡申間敷旨役人中一統堅約諾申極め候、勿論丹羽正伯様儀者相對賣家御免候、最初より譯ヶ有之壹箇年に壹斤或は半斤宛一兩度に毎歲不<sup>レ</sup>遺候<sup>ヒ</sup>而難<sup>ハ</sup>叶儀有之候間左様可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>相心得候、尤其代金は各方へ請込借し出金差引に可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仕候、其外買元銀相備候以上者對州大阪京都江戸表に買入預け候と申儀者彌無<sup>レ</sup>之儀に候事。

一、對州より爲<sup>シ</sup>送登<sup>ル</sup>之人蔘大阪藏屋敷に到着候は、何品何程相達道中何日切にノ<sup>シテ</sup>江戸表之差越候と之儀彼方役人中より早速之狀を以相通じ尤送狀にも各姓名書加へ候旨に申渡置候事。

○限。  
○姓。

一、江戸屋敷へ人參到着候は、勘定所より早速爲知可申候間無延引罷出自附役同然に立會、人參櫃相封藏入可被仕候、惣體之人參出し入之節は場所之罷出見届右同然に相封可被致候事。

一、上々撰下げ並座賣人參入鐵壺、小出之儀は屋敷小費用不<sub>レ</sub>差支<sub>レ</sub>儀、各被<sub>レ</sub>相考、勘定役申談之上小出し仕置候様に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候事。

一、屋敷並人參座に而賣出候人參員數之儀、勘定所扣帳毎度見届勿論惣人參過不足共に同然に被<sub>レ</sub>相改<sub>レ</sub>差引方、兼ての約諾相違之儀も候は、何時も難題可被<sub>レ</sub>中間候事。

○後。

一、各中段々深切に此方要用相達し給<sub>レ</sub>上者年々と商賣方元銀少々宛も相備候筋御工面給<sub>レ</sub>候様にと、原太平より及相談候處是又無<sub>レ</sub>據御聞入候而、此後相對賣人參賣渡候度毎に假令は價金百兩に付貳兩宛之積りに、ノ跡に差引詰取<sub>レ</sub>口之金子に候とも急度除<sub>レ</sub>之置、交易方用心金と相唱金箱別段に相極置、相對之品賣渡候度毎に金子之多少に不限右之割合を以隨分嚴重に取立帳面仕立置、現金を以右之金箱に入<sub>レ</sub>之各三人御當地勤番之勘定役商賣方加役勘定役立會相封いたし、此方人參藏へ平日入置被<sub>レ</sub>申旨、誠深切成儀全感<sub>レ</sub>心候、然上は此方役人中共に隨分心を堅<sub>レ</sub>ノ向後如何體之難儀置急用有<sub>レ</sub>之候共、右之備金におゐては決而取遣ひ申間敷と畢竟各中差引方に被<sub>レ</sub>相詰取<sub>レ</sub>口之金に候得共、此方屋敷之爲め右之通相備給<sub>レ</sub>候儀に候得ば、萬一年中に而各方出金之差引不足之儀も候は、右相除<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>置候分直引取差引可被<sub>レ</sub>相極候、勿論用心金之儀は格別之儀候故今少々も敷を相増被<sub>レ</sub>備度被<sub>レ</sub>存候得共、新規之儀申組最初之儀に候故押詰<sub>レ</sub>口差引難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相考候故、先右之通百兩に付貳兩と相定置候而兩三年之後差引方手都合宜候は、敷を増し可被<sub>レ</sub>相除<sub>レ</sub>旨承り届候事。

一、ふく人參之儀は以前より譯有<sub>レ</sub>之大阪此方藏屋敷家代船越新七方え扶助心に、毎歲拾斤宛定值段に、賣渡候約諾に候、然共全く拾斤遣候而者各方詰込之品彼是と相減迷惑に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候間、向後者壹箇年に、ふく人參五斤宛可遣<sub>レ</sub>之候、萬一惣人參出高敷少く候而各方出銀返辦之方不足之年向も候は、右代銀之儀は取立候而各方え可<sub>レ</sub>。

○ヨキ即ヨカリ。

相渡候事。

一、屋鋪勝手向き何とぞ立直り候様被仕度所より各儀此度之相談も段掌給たる儀に候間、屋敷之爲に相り成候筋ソツツカ被春附候は、内外共に無伏儀可被及内談候、若役人中の内萬一相談和し兼屋敷各方共に不勝手筋も候はば是又無遠慮可被申出候事。

○大段。  
○不明。

一、藩商人蔘之由に而九州筋上方にも不銘人參徘徊候段兼而被及聞此儀別而如何敷被存旨尤に存候、向後は猶又嚴敷吟味彌手テスカリ拔無之様に爲致可申候事。

○仁へ人。

一、商賣方引請之勘定役原太平事此度各々申組候最初之仁に候故、江戸住居にいたし萬端被得差圖度之旨被申出尤に候得共、太平儀去々年朝鮮表之差渡人參調方之儀新に申組置候譯も候故、近年之内罷渡間に相談不申候而は商譯中納得不仕儀も可有之候故、五年とも逗留申付候儀は難申渡存候、此度之申組最初之役人に候故右差引方規格相立候迄は逗留申付交代時節之儀は追而可申談候、勿論商賣方引請候勘定役一人は御當地之相務モト此元會而明け不申双方永續之筋談候様可致候事。

一、右之申組に而屋敷勝手向段々立直り候得は偏各働に而候條、以來如何體之儀候其他之相談仕替候儀決而不致永々共各々相任せ可申候事。

○心底。

一、相對に賣渡候人參値段之儀は勘定役方より相渡候別紙證文之通少も違背無之候事。  
一、助右衛門儀不在に附而右申組に相加り度出銀候身體に而無之候得共、甚九郎九郎右衛門儀御國之手筋會而不存仁故助右衛門不加候而は右兩人無心元存候に付、助右衛門出銀迄甚九郎之無據申談候處深切に聞届被吳候付仲々間に相加り候段承届候事。

右之通各兩人伊勢屋九郎右衛門三人之堅申合候處實正也、後々共に條々令書裁候通役人中より少も相違之儀決而申達間鋪爲後日家老中墨附證文如件。

印判役

小野六郎右衛門

古川鑿右衛門

俵四郎衛門

大浦兵左衛門

杉村仲

平田將監

古川圖書

宗對馬守家老

鳥飼甚九郎殿

串崎助右衛門殿

右之條堅く申極候上は以來相違無之候、依之支配家老申之預置候重き印判令、押印之者也。

寛保元辛酉七月

### 第五節 徳川幕府の金銀改鑄が

#### 朝鮮貿易に及ぼしたる影響

元祿以後に於ける數回に及べる幕府の金銀改鑄は、勘定奉行萩原重秀と金銀座の重立つ者の共謀奸曲に基因したるのみにあらず。幕府自身の財政困迫の救済竝通用金銀貨増加を必要としたる當面の對策に出で已むを得ざる處置なりしが。爾後經濟界に與へたる悪影響は至大にして、其飛沫は遂に對馬の對鮮

貿易にも亦一大打撃を與ふるに至れり。本節に於て其事情を述べんとするに當り先づ如何なる銀貨が對馬の貿易と關係ありしかに付て其種別を記し置くべし。

(1)	慶長銀	慶長六年五月行始 元文三年四月停廢	重量六〇匁	純分八〇	已酉條約以後即德川初期より元祿八年迄八十年間朝鮮に通用す。
(2)	元祿銀	元祿八年九月行始 享保七年十二月停廢	右	同	元祿九年此新貨の通用を朝鮮に交渉し十一年通用に決定實際は同十三年八月より寶永七年迄通用。
(3)	寶字銀	寶永三年六月行始 享保七年十二月停廢	右	同	寶永五年朝鮮に通用を交渉せしる朝鮮之を尤きず故に通用せず。
(4)	特鑄銀	日本國內には通用せしめず	右	同	正徳元年五月より同四年迄通用此銀は右寶永銀通用せざるより幕府特に慶長銀の位に改鑄して對馬に給し朝鮮貿易に充てしむ。
(5)	永字銀	寶永七年三月行始 享保七年十二月停廢	右	同	此銀朝鮮に通用せしめたること無し此貨の通用期間對馬が江戸其他に於て人蔘代として受取り3と共に4の材料とす。
(6)	三つ寶銀	寶永七年四月行始 享保七年十二月停廢	右	同	
(7)	四つ寶銀	寶永八年二月行始 享保七年十二月停廢	右	同	
(8)	正徳銀	正徳四年五月行始 元文三年四月停廢	右	同	正徳四年より享保二十年迄朝鮮に通用す。
(9)	元文銀	元文元年六月行始 文政十年正月停廢	右	同	元文元年此貨の通用を朝鮮に交渉せしむ應せず。而して後代に多少通用せし如し。

(10) 第二特鑄銀

日本國內には通用せしめず

右 同 八〇

右はより元文二年六月幕府は朝鮮貿易用として特改鑄りて灰吹銀を材料とす對馬に使用せしむ終期不明覽延頃迄朝鮮に通用

(11) 五匁銀

明和二年九月行始幕末まで行はる

五 匁 四六

10の不通過後幕末迄少許朝鮮に通用せりと認む。

(12) 明和二朱

明和九年九月行始文政十二年二月停鑄

一匁七分五厘 一〇〇

時に僅に通用せし如し。

對馬の對鮮貿易は己酉條約後より慶長銀を使用し來り——其前も之を使用す——何等故障無く流通せり。然るに元祿銀改鑄の翌年たる元祿九年の春、對馬より關野甚兵衛、渡邊判五郎を朝鮮に遣はし。銀貨の改鑄により新銀を舊銀に比較したる價值により折算して通用せしむることを東萊府に交渉し内約束成りし後、對馬太守の書を得ざれば定約を結び難しとせり。従前如此交渉事項は釜山在館の奉行より東萊の訓導別差に宛て書面を交換する例なるも、朝鮮に於て固執して聽かず。是に於て元祿十一年七月宗義眞書を東萊釜山兩令に送り阿比留總兵衛をして此書を携帶せしめ同年冬約定せり。其往復の書左の如し。

日本國對馬州刑部大輔平義眞啓書朝鮮國東萊釜山兩令公閣下。星往涼來遐惟貴國安寧本邦亦然。其堪怡愉。茲諭我國近歲降制更鑄元字標之金銀。

○東萊府使釜山會館。

而周流四方以廣財貨運轉之用。自今而後、若棄捐之。則無他可用矣。貴國其悉此事。命諸有司臚言于商賈之輩。通行此金銀則可也。縷々我家士宜與曲諭統惟鑑亮姑此不宣。

同年十二月東萊府使右に對する答書を送る。

朝鮮國東萊府使趙泰東奉復日本國對馬州大輔拾遺平公閣下。槎使遠屆華絨繼墜。就審動止冲裕良用慰浣。兩國交貨寔舊匪今。銀之爲幣貴眞賤劣。公私所需以此爲率。耳目濡染猝難變改。而茲者貴國新造銀幣。要與同用貿遷之貨不宜異同。謹已稟旨朝廷。飭諭商賈輩。俾令通行。以博利源而劣品加數物理則然。矧有約條豈患緯繡。一第更幣之舉不輕而重。始苟不慎終必滋僞。所冀貴國另加申飭統。希自珍仰惟昭亮肅此不宣。

是より前對馬の國許年寄共に於ては關野甚兵衛を朝鮮に遣はしたる。其交渉の内情報告と共に、新銀使用の爲貿易制限銀額が低下したると同様となれるを以て。其制限額を新銀の價值に直して引上方を運動する様、同年五月直人ナカを以て江戸屋敷の家老に申報せり。事に關する『對馬文書』の記載左の如し。

元祿九丙子歲島雉只右衛門を以被仰越候朝鮮へ被差越候銀高竝人參之義、

阿部豊後守様迄被得御内意候始終之覺。

御國より島雉只右衛門持參仕候覺書

口上之覺

○純分計算。

○純分。

○改鑄。

○銀高ノ制限。

朝鮮より御調被成候人參糸端物代之儀從 公儀御定之銀高を以て毎年御調被成來候、然者今度新金銀取遣仕候様にと被仰出候に付朝鮮國にも段々新銀不被差渡候而不叶事に候。朝鮮國にては正銀計り之積りを以請取北京へも其積にて相渡申事候。然處に新銀は古銀と違候故と風被差渡掛にては彼國兩目致吟味若正銀不足に有之候は、銀高減候間請取申間敷と異難をも可申と存候。左候得者事むすばれ早速御商買之障にも罷成。差當り人參等御調被成候義も差問申事に候故右新銀之儀今度從 公儀御改被成以來此銀を取遣仕候様にと被仰出候間。重ては新銀差渡申筈に候旨朝鮮商人共へ申聞内々見せ申候處。彼方より申聞候は。新銀得と見分仕候に古銀よりは正銀不足と相見申候。御存知之通朝鮮國より北京には正銀之兩目之積を以遣申義に御座候。若此後新銀相渡り申候ては又々銀高御減じ被成同前に御座候。先年御減被成候分にてさへ我々の迷惑は不及申朝鮮と北京との商賈迄銀高

○快ヨク。  
○慶長銀ノ位ニ。

減<sup>ヘ</sup>彼方心能<sup>ニ</sup>不致候故朝鮮國にも迷惑仕候に付、兎角近年之内銀高以前之通に御増被下候様に訴訟可仕と存候。折節又々銀高不足仕候ては何方<sup>イウカタ</sup>も申合相違に罷成。以來は朝鮮國と北京之通交も決して宜御座有間敷と別而難儀千萬に奉存候。日本朝鮮之儀は誠信之道を以古來より通用仕事に御座候に付。此段能々<sup>コソ、ヨソ</sup>御了簡被成彌<sup>イヨイヨ</sup>新銀相渡事に御座候は、朝鮮國之難儀に不及候様に責<sup>ヒメテハ</sup>而は唯今迄渡り來候正銀之積りに新銀之高御増被成被下候様にと一統に達而申聞候。新銀朝鮮人共に相渡候上にて彼方より之申分をも具に御聞届被相窺事に候得共、渡し掛候節右之通り斷り不請取候ては早速兩國之間之用事も差問申事に候故大切に存内々見せ申候計にて彼方之申分承届<sup>マ</sup>今度申事に御座候。右之通に御座候得は新銀被差渡候共請取申間敷候。兎角兩目之割を以銀高御増被成候様に被仰上度事に存候間、於<sup>コトニオキテ</sup>其元宜被申談被得御内意可然存候。委細は只右衛門口上に申合候。：

五月十二日

御國年寄中

平田 隼 人殿

大浦忠左衛門殿

(右により夫々其筋へ運動す)

(朝鮮人の意見は只今迄相定候古銀之高に新銀四割増と差渡候様にと願申候：：云々)

制限銀高引上は當然のことなれば幕府も遂に左の如く許可せり。

元祿十三年十一月二日

阿部豊後守

宗對馬守殿

右之旨趣は朝鮮より差渡候人參、新金銀歩合の譯に付朝鮮商賣四割増に無之候而は人參渡し申間敷旨申候付、宗對馬守方より左様には成かたき譯段々爲申聞候へ共兎角右之通申つものり候。寅年以來度々朝鮮國へ申遣候得共相滯趣。且亦右之譯に付商賣高一萬八千兩近年御定に候得共、今後三萬五千兩か三萬兩に相成候様奉願旨、委細書付家來樋口彌左衛門大浦忠左衛門を以豊後守方まで對馬守方よりも相伺候に付。各申談出羽守、右京大夫も件之書付披見御内々にて達御耳候處。人參差つかへ候ては諸人致難義候間、吟味次第

○勘定奉行萩原重  
秀。  
○御側御用人柳澤  
出羽守松平右京大  
夫。  
○將軍ノ耳ニ入レ  
ル。

可申付旨被仰出候。依之對馬守方まで豊後守方より覺書を以相達之候。

元祿十四年己年

口上之覺

朝鮮國より人參持渡候得ども、近來不勝手にて早速代金才覺難成滯候付。段々以書付被相願候趣出羽守各へも申談候。人參之義は世上のため候ゆゑ達。上聞當分御金三萬兩御引替被仰付候間、人參手支無之様に可被致候。尤御引換の事候間上納近年に相濟候様可被仕候以上。

二月二十七日

阿 部 豊 後 守

宗 對 馬 守 殿

以上『令條留』

此決定を見る迄には朝鮮に於ては自から試験したる分拆だけにては安心するを得ず。何となれば若しも北京に於て此銀貨が通用せざる時には何の價値も無ければなり。依之此銀を北京に送り其通用を試ましめたり、然るに舊銀と

○浦宗二十二年。

○四割少シトスレバ純分四八、パーセントトナル實際ノ純分六四、パーセントヨリ一六損也。

○二割七トスレバ純分五八、四トナル實際ノ純分六四ニ比シ〇、五六ノ損也。

の歩引即純分六十パーセントとして容易く通用せり。蓋し支那の如き古き銀貨國は分拆術も進み諒解も早く、實際の純分六十四を六十として取るは利益あるを知りたるものなるべし。茲に於て朝鮮も安心して之が通行を許すこと、なり、約三年間の懸案も解決したり。

【本件の資料】たるべき日本朝鮮文獻文書の記載下の如し。

『對馬文書』の記載

覺

元祿九子年八月より

人參壹斤 賣値段六百八拾目

此年元字銀吹替被仰出候付、新銀を朝鮮へ差越見せ候處、彼方にて吹改見候得は、慶長銀より正味四割餘程も不足の様に相見へ候由申候。朝鮮北京之通用は此通之銀にては不罷成由にて請取不申候。依之對州より役人差渡、彼方役人と立合申談候得共、埒明不申候故、彼方之役人方にて此方之者立合見分仕爲致吹煉候處、正味甚不足に候由色々及異難手間取通用不罷成。漸元祿十一寅年に至る、慶長銀を二割七正味少く候分に相極通用仕候。然共此節、彼方よ

り檢分に參候役人共正味少く候を見誤唯今之通申極候由にて悉く罪科に申付候由に御座候。元字銀通用無之内は慶長銀差渡候故買元直段は前々之通に相違無御座候、依之賣直段も其通に御座候以上。

四月

宗對馬守内

平田直右衛門

○元祿十一年。

○星ハ成即經分八星ハ百分ノ八十也  
○八成ハ慶長銀ノコト六成ハ元祿銀ノコト。

○此分析ハ割合ニ正確ニ近シ。

本件に關する「春官志」の記載左の如し。  
肅宗二十四年倭人元字銀を行はんことを請ふ。時に日本既に八星の制を改めて更に六星を造り國內に通行す。館倭來つて云ふ舊銀五十兩恰も正銀四十兩に取る、新銀五十兩恰も三十一兩に取る。吹鍊すれば舊銀の比較は則新銀の六星三分と爲る知るべしと。府使趙泰東商譯をして吹鍊せしむれば、則新銀五十兩正銀三十一兩八錢五分を出す。廟堂は新銀千兩を取らしめ之を燕市に送り其售れると否とを試む。倭人六星を用ひんことを請ふ者已に久し矣。是に至つて廟議は六星既に計つて二星を劣して燕市ペヤシに售れば則ち必ず搪塞せざるを以て遂に之を許す……。

同上「肅宗實錄」の記載に

○元祿十一年。

○口標トハ對馬ノ使ガ口上ニテ交渉センコト。

○改鑄。

○改鑄ノ技術困難ナルヲ云フ。

○此書製前ニ出ヅ

肅宗二十四年三月倭人互市に於て六星銀を行はんことを請ふ、東萊府使馳啓す。備局は新制は創開すべからず口傳亦虞疎に涉ると之を許さず。

同年六月王は大臣及備局諸臣を引見す。初め倭人六星銀の通用を請ふ、廟堂請ひて萊府をして試みに改鍊を爲さしめん：。領議政柳尙運は以爲らく六星を許用せば必ず後弊あらん、之を許すを欲せざるも已に改鍊せしむるは事甚だ難しとす。原任大臣南九萬、徐文重奏して曰く事は防塞し難し、宜しく島主の書契を得て之を許すべし。王之を可とす。

「肅宗實錄」二十四年八月東萊府使朴權馳啓して言す。新銀使用に付曩に島主の書契を以て申出べしと、其使者たる代官に指示したるにより、其者對馬に歸り書契を持って再び來れり。其書を見るに新銀は日本國內に通用せりとあるも、此方の貿易に於ては其純分の差等により割増を爲せるを以て、此事に付ては論議の要なけれども。最緊要なる此一項は島主の書契中に何等明記しあらず。故に本件は東萊府使としては上聞に達し難しと申渡したり。茲に於て彼は勘定所の手標なるものを提出せり。

其手標に曰く、自今以後白絲段物代一貫目増價二百七十目堅約せしむる事

○兩ト賣トハ違ヘ  
トモ比率ハ同ジ。

○命令。

○曆ヲ受ケル使ト  
シテ北京ニ行ケ使  
ノ一行銀ノ流入ガ  
貿易停止ノ爲杜絶  
シ其使行ノ公費並  
貿易用資銀ニ困却  
スルノ意。

買賣代官へ申付くる處如件云々。

所謂勘定所とは典貨典穀總察代官の處を指し、一貫目とは舊銀一百兩の謂にして増價二百七十目とは二十七兩加給の謂たり。其契約せしむることを買賣代官方に申付く處と云へるは即ち買賣代官に分付して牢約せしむるの意なりと。且曰く此の手標は前日來の代官倭の手標に比して、輕重自から別れ書契に直書せるものと異なるなしと。

銀貨久しく沮して彼此利を失へるに今若し又曆行を失はゞ不幸尤も甚し仍りて廟堂をして稟旨分付せしめんことを請ふ。

新銀を舊銀の位に比し步増して取引する事に付ては、元祿十一年末に於て公文の往復により右の如く公には決定せりと雖も。事實商人との取引に於ては圓滑に流通せず。其間對馬は品物を受取るも代銀を交付するを得ずして皆負債となれり。其紛紜の事情に就ては下の資料により説明を略す。

### 『對馬文書』の記録

(元祿十三年九月十二日付、對馬樋口佐衛門、杉村主税外二名より江戸邸樋口孫左衛門に申來りし書翰の中に)

○二割七分増トス  
レバ純分ニ計算シ  
八一二八トナル損  
失トハナラス却テ  
利アリ。  
○京城。

○八〇ニ對スル六  
四ナルヲ以テ舊一  
〇〇ニ比シ新ヲ八  
〇トシテ受取ルハ  
計算ニ合ス。  
○ゾウザは失費ノ  
コト。

○慶長銀ヲ朝鮮ニ  
テ改鑄シ純分一〇  
〇ノ貨トシ北京ニ  
渡セシ云々ハ誤聞  
ナルベシ。

○京城。

○四割増トスルハ  
誤算也。

○此計算ニ誤也。

一、朝鮮に於て人參此方へ不賣渡古銀ならずしては不賣渡。新銀二割七分増にては永久に朝鮮の損失となる故なり。

一、最初吹改其後都にて又吹改二七にては大分と違と申す：：初めの吹改役人科に申付候由：：。

一、右銀通用之時朝鮮國より北京へ相渡候銀之取遣に壹貫目相渡候得ば北京にては八百にて請取候由古來は朝鮮にて吹改正銀に、壹貫目には則壹貫目相渡候得共。其後吹改候事朝鮮國之造作に罷成迷惑仕儀候故雙方談合を以吹改不申二割増に、壹貫目之渡し方には壹貫貳百目相渡し、八百目之渡し方には壹貫目渡候契約仕候由。左候得者本より古銀にも二割之損失朝鮮國に有之候、今度又元字標に成候て此方と朝鮮二割七増に相極候得共都にて猶又吹改見候得ば四割に而無之候ては正銀に難成候故、新銀に成候而大分之損に御座候由申候。此段實正に候得ば、古銀通用之時より此方へ賣渡候物は譬八百目之直段之物を壹貫目に賣たるにて可有之邪と推量仕候。今亦其上に二六之割を以壹貫目に賣候物を壹貫貳百七拾目に賣渡し候。然ば實は前後四割七之御損此方に有之に而御座候。彼國之爲にも不

宜、此方之御爲至極之御難儀に候。然處又々二七之割に而は不罷成候と申募候故、此上は只今之二七に相加え四割と相定申候得者古銀より新銀に至而前後總而之御損失七割餘と相見へ候。如此に成行候而者御難儀之上之御難儀に可罷成と笑止千萬に奉存候。

積之書付竝覺書

覺

一、古銀壹貫目

差渡し候時

正銀八百目に

北京へ通用仕候由

違銀二百目

有之

○慶長銀純分八〇  
ナレバ八〇通用ス  
ルハ當然ナリ。  
○此理論ハ筋立タ  
ズ最初ヨリ慶長銀  
ノ純分八〇ハ十分  
知リテ物價ヲ定メ  
タルモノナレバナ  
リ。

如此差引仕見候時者此違銀朝鮮國之損失之様に相見え候得共、以前より段々朝鮮代物直段相増其分此方え高直に賣渡候故實は此方之利潤減じ、朝鮮に損失は無之筈に御座候事。

一、銀八百目は

古銀之正銀

内六百三十拾目は

(新銀之正銀東萊に而吹試候分如此有之由に付双方手形取替し申候)

違銀百七拾目

新銀に成正銀減候分

○元祿銀約分六四  
ヲ五七ト見スハ分  
拆衛ノ拙ナル爲。

如此差引付候得者正銀二割七步之減少に當り候間、諸色直段二七相増相調候様に彼方より申聞候。依之古銀に而壹貫目に相調候品者新銀にて壹貫貳百七拾目に相調、買元高直に罷成候付、彌此方損失に罷成候事。

一、銀八百目は

古銀之正銀

内五百七拾目程は

新銀之正銀但都に而吹改如此有之由

違銀貳百三拾目

有之

如此差引仕候得者正銀四割之減少に當り候故、諸色直段四割相増相調候様に内々申聞候由。然時は古銀に而壹貫目に調候品を新銀に而壹貫四百日に相調申積に候故、重疊此方の損失に罷成候事。

〔右之如き情況にて人參取引澁滞し江戸の人參拂底となる。九月九日付國表樋口作左衛門外三名より江戸樋口大浦宛手紙の中に〕

朝鮮より少々人參相調差越候今度三十七斤差登せ申候：：云々。

此人參は朴同知訓導の節隱密調之約束に申合置候て、同知の從弟金奉事内通夜中密に現銀にて相調候由：：云々とあり。

〔肅宗實錄〕の記載

肅宗二十六年四月左議政李世白は言す。東萊府使鄭濬先づ稟啓せず、獨斷を以て倭の新銀十二萬餘兩を直ちに商賈をして之を受取らしめたり。而して其銀の品位をも量らず、此事を論議せざることは甚疎漏なり。濬及訓導別差を竝に拿問し定罪せん、新銀は一切之を受取る勿らしめん。王は之に従ふ。戶曹判書金構曰く、邊臣事を處する甚だ顛倒せりと雖も、既に受取りたる銀は之を還付するは事難きに似たり。

禮曹參議李寅燁は曰く、朝家に於て若し定むるに舊銀を用ひ新銀を拒絶するの意ならば利害を計らず新銀を受取らず、期限を定めて舊銀を送付せしむることゝし。もし出送し來らざる時は市を閉鎖すべし、如此せば彼が事を構ゆるに辭無かるべし。

又曰く、新銀の六星に滿たざる初めの約束と違ふあり、此廉を以て言を執るも亦辭となすべし。王は之を可とす。

「春官志」の記載

肅宗二十六年五月東萊府使鄭濬狀啓す。新銀絶て出來らず此に因り通用を許さずば物貨亦入給する勿し以て其躁間を待つ云々。廟堂之を許す既に

○六成ニ及バスト  
ハ觀ナリ元藏銀ハ  
六四ナリ。  
○命令。

○純分六十三。

して又新銀三萬兩來るを報ず。前日捧くる所を合し之を計すれば則十二萬四百餘兩已に商賈に令し計捧せしむ。備局は稟せずして直に施すを以て啓して拿問を請ふ、新に至るの銀又六星に及ばず故に因つて令して市を撤す。

八月倭始めて十萬兩の銀子を呈し開市を懇乞す、廟堂は萊府に分付して云ふ我國の物貨逐年入給し未だ其價を受けざる者、累千萬金に翹せず。新至の銀を以て六星三分の例により計除連缺する所無きの後始めて市を許せ。

本件新銀の通行を許したることに付ては、裏面の王への運動與つて力ありし如し。凡東萊館市の閉塞は日本より流入する銀貨の杜絶となる。銀路既に杜絶すれば北京に赴く使節一行の資銀缺乏に必至す。

東萊の通譯商人と北京使節の行に加はる通譯商人とは脈絡の連

繋り資銀缺乏すれば路資に窮し、北京貿易の利益を喪失す。玆に於て彼等は裏面に策動せしものなり。

「肅宗實錄」二十六年十月の條、校理李觀命上疏して士禍を正し民弊を革むるの道を疏陳す曰く：其末に又曰く、頃ごろ倭の銀貨八星を變じて六星となすは彼固より詐也。我に在つては當に舊法を堅守し曲循する勿るべきなり、而して廟議初め其得失を詳知せず遽に聽許せり。將來に於て節々難處の端

○王ノ子ノ部屋人ノ無キ處ニテ申シ上ガシノ意ヲ。

となるべく識者尙以て恨とせり。其新銀の未だ出でざるを見て、猶年限を限り通用を許し其舊債を督促し、其後に於て中絶せる取引を開くを許すべきなり。今東萊府使は責諭を蒙り馳啓せり、此に對する處置は自然適當に落着すべかりしに、北京に赴く通譯商人等は裏面に運動し兒房稀濶の擧を以て陳情し、廟堂も亦前借を受け居るの例あるを引き、以て其通用を許すに至りしは惜むべし。彼對馬島人の東萊に館する者、我邊民と情義疏通し何事も知らざる無し。窃かに恐る此狡隣益々我を輕ぶるの心を生せんを、而して他日の事を慮れば但に互市の得失のみに在らず。伏して願くは廟堂に申命し更に商確を加へられんことを。

是より先冬至使李光夏等行中の銀貨を得る爲に兒房に詣り陳啓して東萊府を開市し以て銀貨を通せんことを請ふ、而して廟堂施すを許せり故に疏語此の如し。

元祿新銀は前述の如く難澁の末漸く元祿十三年より——歩引し、即慶長舊銀の純分百中八〇に比し元祿銀純分六〇の比率にて朝鮮に於て受取る事となり——實際に通用を始め、爾來四箇年間通用せり。「肅宗實錄」二十九年正月の條に

○實際ノ純分ハ六四〇。

○元祿十六年。

○進上ニ對スル向賜之レハ一種ノ貿易也。

禮曹は啓して曰く、六星銀計劣定數の後分拆の上前記の比率に定めたるを云ふ公私大小の行用此を以てす。以下は對馬島主が進上の銀は元祿銀を以てせるに右の比率により増加せず慶長銀の時の兩目を以てしたるは甚狡猾なるやり方なり之に對する回賜品に付ては慶長銀の時の定めよりは人參十斤綿布百疋を減額して給すべし云々王は之を允すとある如く。此期間北京貿易使行の費用等に此元祿銀を充て用ゐしなり。然るに茲に端なくも寶永の改鑄により其新銀を使用すべく再び難關に逢着し東萊貿易再び梗塞するに至れり。

寶永五年に至り對馬より此新銀の使用を東萊府使に書面を以て交渉し、東萊に於て分拆せしに純分甚だ少なきにより、此案件を一蹴し此が使用を許さず答書をも出さざりしが。寶永六年に至り對馬は矢張元祿銀を使用することを幕府に願出しも許可されず、翌七年に至り願の通り金壹萬兩に相當する額の元祿銀を使用することを許されたり。此許可は一時限りの事なれば對馬は新銀を提出し銀座に於て舊銀即慶長銀の位に改鑄し、是を以て朝鮮貿易に充てんことを請願し。幕府も之の請を容れて願意を許可することゝなれり。對馬は正徳元年五月に於て東萊府に書を送り此新銀の通用を請ひ、府使に於て之を分拆せ

○寶永銀ハ純分五〇元祿銀ノ六四ニ比シ更ニ一四劣九。

しに其純分前々に通用を許せし慶長銀に同じかりしにより。之が通用を許し貿易流通するに至れり。

此特別の銀は純分古銀に同じく、朝鮮に於て之が使用を許すに何等躊躇する所なかるるべき筈なるに。廟堂に於ても許可に同意せざる者もありて事甚だ面倒なりしは、度々の改鑄に日本銀貨を信用するを得ず、且將來の事をも慮かりしによる。

【本件參考資料】

「肅宗實錄」の記事

肅宗三十七年三月、對馬島主平義方書を東萊府使に送り復た舊銀を行ふことを請ふ。曰く銀幣更改の後彼此弊端無からず、今朝旨あり舊に照し貿易せしむ。仍て舊銀一萬七千兩之を吹鍊せしめ看品の後急に行用せしめよと。倭人等又以爲らく、島主元銀を以て利を失する費なからざるを慮と爲し常に江戸に往來陳弊す。故に關白令して元銀寶銀は只國中に行はしめ、而して許すに舊銀鑄造を以てし朝鮮に送ると。府使李正臣此を馳啓す。備局啓請す、戊寅の年六星變改後倭人又寶字銀を作る、之を八星下六星上と謂ふ。而して

○正徳元年。

○幕府ノ命令。

○倭館ニ居ル對馬人ノコト。

○元祿銀。

○肅宗二十四年元祿十一年。



つて誠信以て相孚を得流行滯無きを期すべし。而して數十年來變更常無し、日後或は六星を以てし寶字を聞出して混用すれば、則此不誠不信の歸と爲す、茲事必ず明白に停當後、賈人の交易を許すべし。望むらくは即ち的報、萊府をして館倭に傳給、館倭先づ飛船を以て島主に稟報し、飛船回るに及び島主指語の書を以てせよ。萊府其書中の措語の改正を要求す。曰く島主貴國の弊を慮となし屢次關白に開陳し後舊銀を通ず、而して貴國は乃不誠無信を以て咎を島主に歸すれば、則ち島主の居間周旋反つて江戸を欺罔するの科トガに歸せん、豈敢て此書を以て江戸に捧入せんや。一向相持す多く哀を乞ふの辭あり。

九月正臣之を以て馳啓し、倭人懇迫斥絶し難きを備陳す。仍ほ追改の書に據り之を前例に質すに、還た草藁を上りて稟處を請はしめん。備局啓して推考を請ふ、正臣任譯等をして更に傳給を爲す、倭人等曰く、島主の周旋するや敢て本島の失利を以て言と爲さず、毎に貴國其品劣を嫌ふを以てす。而して今此書辭大に相違す、強ひて受去せしむれば、則是島主をして重く罪を江戸に得て死あるのみと。更に言ふ所無し、縷々哀を乞ふ。正臣復此を以て啓聞す。是に至て備局回啓す、以爲らく倭人の措語を改むるを請ふ、殊に猥濫を極む、而

○東萊府使ヨリ對馬島主ニ送ル書中ニ不誠不信云々ノ文字アリ島主が本件交渉ノ願末ヲ江戸ニ報告スルトキ如此文字アラバ其面目ヲ失フヲ云々セシナリ。

して其情狀を見れば則ち島主の罪を得るを以て慮と爲し死に抵るも受けず抑も其事勢或は然らん請ふ所の八星銀許して通行せしめ、仍ほ他日を以て變更を請はゞ則ち決して聽すべからざるの意を以て書契を改造して以て送らん。正臣の更に請ふ重に従つて推考のこと、訓導別差等は營門に拿致し重きに従ひ決棍せん。王之に従ふ。

前書啓中「復舊誠是也」の下「以て準許すべからず茲に貨路の不通に依り亦誠信之道に歉らざるあり唯だ貴州持守明約終始替り無きに竝に宜しく之を諒せよ」に改む。

評に曰く、此時の朝鮮政府の處置甚だ妥當ならず。

一、徳川政府の度々の貨幣改鑄を一に對馬の奸計の如く解するは誤也。

二、銀の純分が分拆により判明せば其割合を以て貿易を通ずるに何等の妨無し。況んや此日本より入る銀により自國の銀の缺乏を補ひ利益を享け居ること大なるに於ておや。

三、今回の特鑄銀は純分慶長銀に同じ改善なれば喜んで受取べきに然るを猶ほ受取を云爲するは沒識と謂はざるべからず。

四、對馬と朝鮮の中間に在つて其交渉の圓滿なる職責を盡したる東萊府使を其返書の文字妥當ならずとして、更改方を二回に涉り啓聞したりと云ふ隙を以て、罪を問はんとし。尙其部下の訓導別差の當該吏を對馬の奸計に内通したる如くに認めて刑に處せんとせるは甚しき不當の處置也。

『對馬文書』の記載（要領譯）

○寛永三十六年。

寶永七年三月

○元禄銀。

寶字新銀の歩合の交渉朝鮮との間に相濟まざるに付、人參代銀用として元・字銀を朝鮮へ差渡様にとの義は。去冬土屋相模守様迄願ひたるに度々元字銀を差免す義は成難く候に付、新銀を朝鮮に渡し其歩合を取極む様可致との由にて、右の願は相叶はざりしが。當三月二十三日萩原近江守様より留守居鈴木左治右衛門を召寄せられ、仰せ聞られ候は。朝鮮に相渡され候銀之義は必用なる人參調達に使用すべき格別の義に付、舊冬相伺はれ候通仰せ付られ銀高は去年出されたる書付の通金壹萬兩に相當する積に候由。夫れに就き右元之字銀之義は當年限御免なるか、又は爾後も御免相成か、何れなるか判明せず。元字銀か又は中年以前の灰吹の上銀を爾來共に御渡相成様に願度：  
：云々。

『令條留』の記載

○寛永三十六年。

寶水七年寅年

朝鮮人參被相調候代銀之儀、人參無滯世間へも多出候ため古銀の位にて代

銀被相渡之先二三年も様子見合。彌人參滯なく相渡候歟若又右之通にても當時に替儀おきかも無之歟被見合候て其節委細荻原近江守へ可被相談候以上。

九月二十七日

右書付宗對馬守へ渡

『朝鮮通交大紀』の記載

正徳元年春對馬より特鑄銀使用に付て東萊府使に送れる書

我國銀貨更改の後彼此轉換弊端無きに非ず、今特に鑄造館内貿易を便ならしむ：：云々。之に對し正徳二年七月東萊府使の答書あり。

朝鮮國東萊府使李正臣日本國對馬州太守拾遺平公閣下に奉復す。前春書を惠まる今に至りて慰沃せり、頃年貴州の舊銀貨を改むることを請ふ。朝廷始め頗る其請に應ずることを難んせしは其終に弊端あらんことを慮ればなり。今果して舊に復す、誠に是せなり、これを許す事なかるべけんや。爰に來示によりて是を商人に分付し、八星の舊貨を以て交易通行せしむ。但貨物懋遷は國の重んずる所あり、須らく一定不易の規あり然して後誠信以て相孚す流行滯り無きを期すべし。日後若或は六星若くは寶字を以てし間出混用せば

則但に貨路の通ぜざるのみに非ず、亦誠信の道に歉らざる有り。此則ち唯貴州の特に盟約を守り終始替り無きにあり、竝に宜しく之を諒せよ。盛覬多荷菲品回敬統希照亮肅此不備。

評に曰く、此書契の文と前に出したる「肅宗實錄」にある文とは多少の相違あり。蓋し東萊府使に於て適當に修正したるものか。

### 『異本朝鮮物語』の記載

年代不明享保三年以後たることは、文中特鑄銀を使用せざることを記せるにより明かなり。

一、對馬殿被仰付朝鮮人參千斤宛は毎年買取相成候。然處に三つ寶四つ寶銀之時分は銀を取不申候、夫故人參買得不相成段江戸へ相伺れ候得は、新規に銀子御鑄させ被成、對馬へ被差出買得被仰付候。此銀子の特鑄銀と御名付被成候。今之新銀より宜相見へ申候。此段世上に不存儀なり、三つ寶四つ寶時代は右之特鑄銀を以て朝鮮への拂相成、其以後只今之銀被仰付候事。

一、人參之直段一斤に付新銀一貫目位に當候。

其後對馬の對鮮貿易の銀は慶長銀と同一純分八〇パーセントの特鑄銀を以

○三ツ寶ハ寶永七年四月吹改四ツ寶ハ正徳元年二月吹改ノモノ。

てせしより、其間何等故障無く圓滑に行はれたり。而して此特別改鑄は享保二年に至り幕府は之を停止せり。其理由は幕府は元祿の金銀貨改鑄以後、數次に屢々と惡貨に改鑄したる爲め、經濟界に惡變動惡影響を與へ、物價騰貴し四民の困苦するに鑑み。正徳四年に至り金銀貨を慶長と同一の位に改鑄し、當時通用せし惡貨たる元祿寶永三つ寶、四つ寶、永中等の銀との比率を定め、漸次に引換を實行せり。此引換は新貨の鑄造量少き爲遂に享保二十年迄には完了するに至らざりしが。對馬の貿易資銀のみは享保二年(或は三年?)より新銀たる正徳銀に引換交付せり。此正徳銀は特鑄銀と品位毫も異ならざるものなれば、朝鮮に於て故障無く通行せり。

唯異とすべきは、享保十六年對馬より純分百パーセントの銀を持來りしこと「英祖實錄」に出づ、其記事は。

英祖七年十二月、東萊府使鄭狀啓。商譯被執の蔘絲價銀子四萬六千兩、島中より出來る。而して其中二萬餘兩は十星の天銀を載せ來る。所謂天銀は本と是十星也。丁銀は乃是八星也、丁銀百兩を天銀に代ゆ八十兩に當る。天銀一百兩、丁銀に代ゆ一百二十五兩に當る。此れは是常定の式一に定式の如く

○享保十六年。

○丁銀、正徳銀ノ  
コト。

捧出すれば、則彼此俱に害する所無し。廟堂は法は屢ば改むべからざるを以て許さず。同月備邊司啓す、兩國通貨の事至つて重し。而して倭銀の前後變改亦狡詐を見る後弊を貽すを恐る。且交隣の道は約條を堅く守り朝廷を尊んで誠信行はる、宜しく例に據り退却し八成の天銀を賣出せしむべしと、王は之を允す。蓋し被執の蔘價前に久しく十成銀を以て來りし者變じて八成と爲し、又變じて丁銀と爲す。東萊府使啓聞に至れるを以て也。

右の如き純分百の銀貨は此時代日本に無し。按ずるに幕府が對馬の爲め其貿易資銀として正徳新銀に引換ゆるに不足し、良質の灰吹銀を其不足分だけ交付し。對馬が之を貯へ置きしものを此際持來りしものか。

正徳に於ける幕府が斷行せし幣制を革正し惡貨を良貨に引換ゆるの折角の良法は、爾來二十二年享保の末年迄に日本全國に引換を了するに至らざる中に、早くも惡政に後と戻りして。元文元年六月に至り元祿以來七回目の改鑄を行ひ純分を低下せり。銀貨も亦元文銀に於て四六パーセントの純分となれり。茲に於て對馬は此新銀を東萊に示し割増を以て通用せんことを内交渉せしも、朝鮮側は到底承應するの見込無きにより。遂に元文二年に至り舊例に準じ八

○十成銀ヲ前ニ以  
チテ來リ。シコト  
ナシ之ハ誤也。

○パーセントの古銀に改鑄方を出願し、許可を得此銀を以て朝鮮との貿易に宛てたり。

此第二回目の特別改鑄が何時迄對馬に與へられたるかの劃期は文獻上不明なり。蓋し長くは續かず、寛延の頃輸入人參が一年百斤以内となりし時代は既に此特典は對馬に與へざりしと推定すべし。何となれば此特惠法は元來醫藥行政の上より人參の輸入を少なからしめざる救病上より出たるものなれば。既に國産の御種人參が増殖せる上は其必要無ければなり。寛延時代に此吹替が兎角滞り勝となりしこと後段に記せり。

### 【元文銀改鑄と人參との關係資料】

『戊申雜綴』の記載

#### 朝鮮人參之事

朝鮮人參代之儀、元文元辰年金銀吹替被仰出候以後、定法五割之増歩に而、人參賣出、右増歩之通宗對馬守より朝鮮へ差渡候處、五割之増歩に而は、朝鮮人受取不申候付、損失有之難儀之旨、元文二巳年對馬守相願候付、人參代壹箇年定數

○天明六年著述。

○定法、五割増トハ正徳銀ニ對スル幕府ノ定メタル引換比率。

○加役へ義務的ノ  
義務奉仕×。

銀千四百拾七貫五百目迄に右銀之位に吹直、對馬守へ可相渡旨、并古銀之位に吹立候足銀は、公儀より御償被下、吹賃は銀座加役可仕旨、同年六月被仰付候。

一人參代銀定數壹箇年四百拾七貫五百目、古銀之位に吹直し候割合  
古銀千四百拾七貫五百目に代り

文字銀二千四百六拾五貫貳百目餘

内

貳千百貳拾六貫貳百目餘 對馬守より出す

三百三拾九貫目 公儀より御足銀

金メにして五千六百五拾兩餘

右引代へを計算すれば

古銀(慶長銀位に正徳銀を云ふ)1417貫500目×純分80 = 1134.00

元文新銀2465貫200目×純分46 = 1133.992

大體相匹敵す

『對馬文書』の記載

元文二丁巳年十二月二十二日

去辰年金銀吹改之義被 仰出候付、朝鮮へ差渡候御交易銀人參代之義に付、願被仰上候處。人參文字銀に而五割増し賣出し人參代も五割増に御引替可被下旨被仰出候付。左之通り書付相認御留守居春日龜久右衛門御城へ持參中の口へ相控居御坊主衆を以申込候處。御勘定奉行神尾若狹守様御蘇鐵之間へ御出、久右衛門被召出候故書付差出候處一通り御覽被成書付之趣聞届候、相尋候事も有之候はゞ、從是方可申達旨被仰聞退出仕る。

『御觸書』『通航一覽』の記載

元文金銀吹替之時宗對州に被仰渡候御書付

元文二年丁巳六月 日

金銀吹替に付同二巳年宗對馬守願候故從公儀被仰渡候御書付

金銀吹替に付朝鮮人參の代并交易之儀共差支候哉と被相願候趣、彼是御評議も有之候。畢竟元祿銀吹替迄之節と、此度別て相替候儀も無之處。元祿銀吹替御改候砌は二割七分の増を對馬守より朝鮮國へ相續遣候にて、外に何の願も不被申上候。尤人參代高直にも不相成濟來候處、此度何角御差支可有之哉と被申聞候儀、難心得候。勿論元祿之頃に格別差替り候儀も無之候、然共此度

對馬守損失書付被差出候に付ては其通にも難被差置候。只今迄之人蔘直段に五割増是は銀吹改之五割増にて世上一統に存知之事故五割増に可爲賣出候。其餘増候ては外之品と違ひ末々難相調におゐては世上可致難儀候。依之右増分 公儀之御失墜に可被成候間、文字銀にて朝鮮國不請取候はゞ、人蔘賣候代銀を對馬守方より銀座へ差出次第御定銀高千四百貫目之内慶長銀之位に吹直し相渡候様に銀座へ可申付候。直段増之儀人蔘計にて其外交易筋は諸物段々高直に相成候條、是にて相濟候人蔘代之外は公儀御世話可被成様無之候。交易代慶長銀に吹直候儀は文字銀對馬守より差出次第人蔘代共に御定高千四百貫目餘迄は吹直し相渡候様銀座へ可申付候。

右之通落着の上、對馬守手前損失無之候。左候得ば、此上何之品被相願候共會て御取上げは有之間敷候。尤朝鮮にも只今迄の通相替候儀無之候得ば人蔘可滯様も無之儀に付、本のまゝ以下の文欠

一、人蔘之外朝鮮へ交易之品可成程は代物替に被致作略可有之候。畢竟異國へ金銀多く不相渡様可致事。

一、人蔘賣出し候斤數并代金高向後一箇月限に御勘定所へ可差出候事。

○勘定奉行松浦信正。  
 ○此幕府ヨリノ貸下銀ハ大阪長崎會所出張所ニ爲替トシタルモノナリ即會所ヨリ幕府上納銀ノ中ヨリ支拂ヒシナリ。  
 ○此差足銀ハ幕府ノ負擔ナリ之レモ銀座ノ上納金ト爲替シタルモノナラシ。

『對島文書』 江戸對馬屋敷より勘定所へ差出たる書面

寛延四年九月二十四日

朝鮮渡銀松浦河内守様より御借出被成候文銀四百五拾貫目之儀、大阪長崎會所より當夏以來追々相請取近比迄に皆濟仕候。然處京都銀座方へ古銀引替に相渡段々吹立相受取候。殘之分左之通に御座候、此方役人共より銀座方へ毎々催促仕候得共吹元差足銀工面出來兼候由にて、吹立甚相滯候付朝鮮渡時節相後れ迷惑至極仕候。早々吹立相渡候様御下知被成下候様奉願候以上。

九 月

一、文銀百五拾貫目 七月二十一日銀座に相渡、内古銀六十五貫目吹立相請取、殘古銀三拾五貫目不相受取。

一、文銀六拾貫目 此銀爰元御勘定所へ御引替之儀御差圖被仰付被下候様、去月二十二日申上置候付於京都銀座方へ可相渡旨役人共申達候得共、右參拾五貫目銀吹立も出來不申候付當月二日迄は相受取不申候由申越候。

一、文銀四拾貫目 此銀去る二十日御勘定所に御引替御差圖之儀申上置候。右之銀に而四百五拾貫目之高古銀參百貫目之御引替皆濟に相成申候間、此

上御下知を以無滯吹立在之候様仕度奉存候以上。

第二回目の特鑄銀を幕府が何時迄對馬に對鮮貿易用として調辦を與へたるかは不明也。蓋し御種人蔘の配給日本國內に普ねく復人蔘を朝鮮に仰ぐの要なく、對馬の手よりする其輸入量も云ふに足らざる量となり。此醫藥行政の本地より出たる保護政策の必要を見ざるに至りて廢止したるものなるべし。而して爾來代物換たる公貿易の單參及私貿易の人蔘も引續き少許は輸入せられたり、後には錢替となりたる如し。

『宮本大丞朝鮮理事始末』によれば、明治五年に政府より歲遣船の停止を對馬に命じたる直前、人蔘十四斤半(求請)同十八斤(公貿易)兩方共一斤に付錢六十二貫替とあり。又明治七年の草梁(釜山)貿易に尾人蔘三百六十八斤一斤錢五百文(韓錢百八十四貫文)替とあり。

### 第六節 對馬が人蔘貿易の損益に付て

延寶年代より寶曆元年頃に至る迄、約八十年間の人蔘貿易により對馬に獲得せし利益は何程なりしか。又或はある時には何程の損失ありしかと云ふ事に

就て、精確に知らんとするには。其年々の收支計算を明白にせざるべからず、即ち。

(一) 収入としては

人蔘賣下代金。及代銀。代錢。

人蔘買入に付て幕府の補助下賜金。

(二) 支出としては大略

人蔘買上銀。高

人件費

荷造運送費

借入資金。銀。利子

人蔘保存手入費

人蔘を質入したる時の利子

掛賣の取立費

爲替代

諸雜費

賄賂的費用

江戸老中、御側用人に輿醫者、勘定奉行、町奉行以下人蔘に關係ある向々への附屬。及長崎に於ける長崎奉行以下係役人への同上、東萊に於ける府使、僉使以下通譯關係役人への同上

右一より二の總計を引去りし殘餘が實際の潤益にして、是を買入斤數にて除したるものが一斤當りの利益なり。然るに對馬文書中に前記各項に付て時々點々幕府に申告せる記録多しと雖統一して記されしものなし。而も其記録は何れも虚偽の數字にして信憑すべきもの一も有るを見ず。元來對馬は自己保存上幕府に對し眞實を有りの儘に披攤すべからざる必要の適切なるものありしに由り。祖先以來朝鮮を敵手として鍛鍊達成せし巧妙變幻なる手腕——を幕判りよく俗語にて表現せば煮ても焼いても喰へざるズルさと横着さ——を幕府に對して懸引として應用せり。其買入數量に於ては、前に詳述せる如く或る時は約三分の一に、ある時は約半額に偽つて申告せり。是一には利益の多きを隠さんが爲にして、又一には一年買入銀額の制限あるを以て此制限以上に達せざる如くに装はんが爲なり。既に買入總斤量に於て虚偽ある上は賣上斤量をも詐らざるべからず、幕府の監督の加はるに従ひ江戸人參座賣及向柳原の對馬屋敷賣は比較的數字に虚詐を用ひ難きにより。自家藥用の量を過大に見積り、或は京・大阪・長崎・博多・田代・國許等協賣の數を多くして又京・大阪商人に質入し其

質流の如きは申告せず、以て其賣買の數の支吾を糊塗せり。其他收支計算記錄の如き一も信を措くに足るもの無し。

左に適例として江戸對馬屋敷係役人の手にて作成したる見積書を掲げ之に付て批評を試むべし。

一、延寶七年江戸對馬屋敷より老中大久保左京亮に差出したる人參取扱計算書

一、人參千斤 買入代銀四百三拾貫目

銀六貫 壹斤六百目に拂ふ問屋の口錢

銀八拾貫目 人參十斤に付二斤の減り捨り

銀五貫目 對馬より大阪迄雜用船荷作宰領の者入費

銀貳貫目 大阪より江戸迄雜用宰領の者入費

銀參貫目 賣手雜用

計銀 五百參拾貳貫目

人參一斤に付元銀五百參拾貳匁程に當る

拂值人參一斤に付銀六百目

利潤人參一斤に付銀六拾八匁程

『對馬文書』

○此時代ノ人蔘ハ  
皆自然生人蔘ナリ  
自生ハ耕作ノモノ  
ヨリ目ベリ少ナ  
シ。

評曰 此計算書雜費を實際より多く見積り利益を僅少にしたる疑十分なり。特に人蔘の目減は一年百分の五程度を普通とす、然るに之を百分の二十に見積れる如きは過大也。又利益に付ても人蔘一兩に付銀一匁一六六は少きに過ぐ。

二、元祿年代の見積

『以下對馬文書』

元祿十三年正月より十二月迄の人蔘賣立見積

一、人蔘一斤 買本銀五百九拾目

銀貳百五拾目 諸色掛り物代

内百拾八匁八分 人蔘貳割減之代

同 八匁四分 問屋一步口錢

同 七拾匁八分 買本銀五百九拾目一ヶ年三步銀一步にノ・

同五拾貳匁八分 人蔘取扱役人宛行並諸色運送之代但一斤當り

賣値段人蔘一斤銀八百四拾目 一斤に約貳百五拾目の利益

元祿十三年十二月より翌年三月迄人蔘賣立見積

(1) 人蔘一斤 買本銀八百參拾目 引換金にて調ふる

銀貳百五拾目 諸色掛り代

内百六拾六匁 人蔘二割減之代

同 拾匁八分 問屋一步口錢

丙 拾貳匁四分

買本銀八百三十匁目上方へ爲替の歩銀

丙 六拾目餘

人參取扱の役人宛行並諸色運送之代但一斤之當り前

賣値段段人參一斤銀一貫〇八拾目

(2) 人參一斤 買本銀一貫貳百目

銀四百目 諸色掛り物

丙 三百目

人參二割半減りの代

丙 拾六匁

間屋一步口錢

丙 拾八匁

買本銀上方へ爲替の歩銀

丙 七拾目

人參取扱の役人宛行並諸色運送之代但一斤の當り前

賣値段段人參一斤銀壹貫六百日

但本銀を借入たる時は一ヶ年利子一步半銀百二十六匁を要す、其代り拾八匁の上方爲替の歩銀は要せず、此時は賣値銀壹貫七百貳拾六匁となる。

評本表を一と對照し利益が甚しく相違せるを見るべし。

### 三 寶永年代の見積

人參掛り物運送諸色入目積 イリメツモリ

此帳面は寶永四年正月十二日、人參賣直増加の事に付老中土屋相模守勘定奉行荻原近江守に申入將軍に仰せ上られ許しを得んとしたる時の根據として。

作成したるものにして。從來人蔘一斤に付て本直の外諸色懸り物の銀に貳百五拾目なりしが、本方直段も追々上り其上近年物價騰貴により従前の懸り物銀にては算用合ひ難く、其事土屋相模守様荻原近江守様へ申上たり。但下記の積り書の細かき點に迄は不申上、以前に阿部豊後守様に仰せ上し時の積りをも參酌して、此積書を作成し置く。將來人蔘直段上げ下げの儀問題となりし節は此積書を根據とせば都合宜しかるべし：。(との意味の前書あり。)

只今迄は懸り物銀は買元銀に割付けず、人蔘買上總斤數直段に總雜費を割付ず(二百五十目の數を懸けて大積りに計算せし故、實際の計算上に於ては損失を生ずることありし。

人蔘朝鮮より御當地迄被差越候運送且亦買元銀朝鮮へ被差越候入目竝取扱役人宛行諸色大槩積りの覺。

(1) 役人宛行

合銀四拾參貫八百拾壹匁九分

此銀人蔘八百斤に割付候へば壹斤に付五拾四匁七分六厘に當る。

内 譯

○雜費二割五分ト  
ナル人蔘少量ノト  
キハ損失ナルベシ

○但朝鮮白米五斗  
 貳升八匁俵ニ付四  
 拾七匁ガヘ。

一銀	七・二九六・〇 <sup>貫</sup> 〇 <sup>分</sup>	御元方役九人御國ニテ宛行三人扶持切米五石ヅ、ノ一ケ年分如此
一銀	四・七五二・〇	右役人三人朝鮮ニテ宛行口一人扶持口口ヅ、一ケ年分
一銀	四・三二〇・〇	右三人朝鮮ニテ合口一ケ月壹人百廿目ヅ、一ケ年分
一銀	七・〇五六・〇	右三人御國ニテ役料留守へ被成下一人五十俵ヅ、
一銀	・六四〇・〇	右書手一人下代一人朝鮮ニテ宛行一ケ年扶持ノ代
一銀	・一四四・〇	右同人月切一ケ年分
一銀	・六一四・〇	但御元方役三人上下三十三人竝書手一人下代一人舟中往來飯米代
一銀	一・四四〇・〇	御元方役書手五人御國ニテ宛行御國扶持代
一銀	・五四〇・〇	右同人御國ニハ三人ヅ、居候故三人之月切一ケ年分
一銀	・五七六・〇	同下代二人御國ニテ一ケ年御扶持代
一銀	・一六八・〇	右同人月切一ケ年分
一銀	一・八四三・二	御勘定役一人上下六人江戸詰一ケ年扶持代
一銀	・三八四・〇	右同人月切銀上一人若黨一人仲間一人
一銀	・二七三・九	道中往來纏馬二疋ト三ツ荷二分
一銀	・三六〇・〇	右同人上下六人道中旅籠 <small>カノ</small>
一銀	・一八〇・〇	右同人へ被成下さ <small>や</small> 六反代
一銀	・六〇〇・〇	右同人乘リ舟貳艘往來
一銀	・六一四・四	御勘定手代二人上下四人一ケ年御扶持
一銀	・四〇八・〇	右同人一ケ年月切

一銀 四一〇・八 右同人道中往來繼馬四疋

一銀 二四〇〇 右同人上下四人道中旅籠往來

一銀 二七〇〇 右同人二季御見合

一銀 六一四・四 御目付二人上下四人一ヶ年御扶持

一銀 四〇八〇 右同人月切

一銀 四一〇・八 右同人道中往來繼馬四疋

一銀 二四〇〇 右同人上下四人道中往來旅籠

一銀 五一六〇 右同人へ被下候銀十二枚

一銀 一七二〇 右同人二季御見合

一銀 四六〇・八 人參判鑑改役人上下三人一ヶ年御扶持

一銀 三三四〇 右同人月切一ヶ年分

一銀 一六六〇 右同人御見合

一銀 四一〇・八 右同人道中往來繼馬四疋

一銀 一八〇〇 右同人上下三人道中往來旅籠

一銀 四五〇〇 右同人一ヶ年入用之墨紙代

一銀 四九四〇 人參紙袋代

一銀 一五六〇 證文紙代

一銀 〇五〇〇 同筆墨代一ヶ年分

一銀 四一〇・八 人參賣役上下三人道中往來繼馬代

一銀 一八〇・〇 右同人乘リ舟貳艘往來

一銀 六〇〇・〇 右同人御國留守扶持

一銀 九一二・〇 人參藏番三人一ヶ年總扶持

一銀 六〇〇・〇 御勘定手代二人往來乘舟貳艘

一銀 六〇〇・〇 御目付二人右同斷

一銀 六〇〇・〇 判鑑改役二人右同斷

一銀 三三〇・〇 右人數二十人船中飯米往來分

(2) 朝鮮より對馬迄人參運送費

合銀六百七拾九匁九分

但此銀を人參三拾斤に割付候時は一斤に付貳拾貳匁六分六厘に當る。

内 譯

一銀 〇一五・〇 朝鮮ヨリ佐須奈迄船賃

一銀 〇三五・〇 佐須奈ヨリ府内迄船賃

一銀 〇二五・〇 人參櫃ノ代

一銀 〇〇二・六 七嶋貳枚代

一銀 〇〇六・〇 細引四筋代

一銀 〇〇四・八 油紙二枚代

一銀 〇〇三・五 桐油一枚代

一銀 三〇〇・〇 御國ヨリ大坂迄船一艘借賃

一銀 〇三〇・〇 右宰領一人船中往來飯米代

一銀 〇二〇・〇 右同人仕出合力

一銀 〇〇五・〇 右同人大坂逗留旅籠

一銀 一・二〇・〇 大坂ヨリ江戸迄持夫二人雇賃

一銀 〇六〇・〇 宰領足輕一人往來旅籠

一銀 〇五〇・〇 右往來合力

一銀 〇〇三・〇 御當地逗留旅籠

(3) 人參買入資銀運送費

合銀五百五拾貳匁九分

但買本銀壹貫貳百目に割付候へば拾參匁貳分六厘に當る。

内 譯

一銀 三〇〇・〇 大坂ヨリ御國迄船賃船一艘借リ切

一銀 〇四〇・〇 宰領一人往來合力

一銀 〇一六・〇 右同人船中飯米

一銀 〇一七・〇 銀箱五つ

一銀 〇〇六・五 七嶋五枚

一銀 〇〇七・〇 油紙五枚

一銀 〇一五・〇 細引十筋

一銀 〇三五・〇 府内ヨリ佐須奈迄船賃

一銀 〇七五・〇 佐須奈ヨリ朝鮮迄船賃

一銀 〇二六・四 府内ヨリ朝鮮迄宰領飯米

一銀 〇一五・〇 右同人往來合力

(1)(2)(3) 合計銀九拾貫六分八厘 人參壹斤に對する費用九拾匁六八

評に曰く、此見積書甚だ狡猾なる意圖に出でたるものと謂ふべし、即ち。

(1)の人件費は過大に見積られたるもの也。一箇年人參二三千斤を取扱ふに

如此多數の役人を要せずして足るべし。況んや他の事務と兼務し得る者多く、

又他の貿易事務 銅・錫・水牛角胡椒等の賣込米・布 と併せて行ひ得る者多きに於て

おや。且此費用を人參八百斤に割付けし事も當を得ず、實際の一箇年買入額二

三千斤に割付くれば人參一斤當りの費用此半額程度以下となるべし。

(2)の運賃も僅かに三拾斤に割付けしは當を得ず、或は三拾斤の時もあり五百

斤の時もあるべし、猶ほ公用及他の貿易用にて船便多きに於ておや。

(3)の銀運送費を僅かに本銀壹貫貳百目に割付しことも當を得ず。

此見積書の詐略的なること少しく計數に通せる者には容易に看破し得べし

上掲の資料信據するに足らずとするも、幾分參考と爲し得べく。推定すれば、其利益は對馬の申告額の倍程度と觀れば當らずと雖も蓋し遠からざるべし。而して第二節に掲げたる申告買入斤數を三倍として觀、此れに一斤の利益を乗じたるものが總潤益なるべし。

されど猶ほ左の諸點は考慮に加へざるべからざるものあるを忘るべからず  
△東萊に於ける其向の關係者及江戸の同上關係者に對する賄賂的人情的機密費は相當多額を費せしこと。

△財政必迫となりし後は三都の財閥に食はれたる金利も相當に大なりしこと  
△幕府の數回に渉る金銀貨の改鑄による對馬の蒙りたる打撃は甚大なるものありしこと。是が爲に東萊との取引を數年停止したる如き最も損害の大なりしものなり。其外に朝鮮が新銀の純分を實際よりは少く見積りしたために増歩の損失。

△幕府よりの借入資本は金にて借り朝鮮へ渡すには之を銀に替へざるべからず。幕府への支拂は金を以てせざるべからず、然るに對馬の受取る賣拂人參代は銀なる故に以上兩替の時、幕府の公定比率と其時價との差の損害。

△人參拂下代金は幕府の命令により金にても銀にても受取らざるべからず。

買受人は市中の金銀比價を見て其利益ある銀或は金を以て支拂ふ爲に其時價の差丈けの損害。

正徳年代に至り銀貨賤しくなり、公議より其銀金の比價を六拾匁一兩と定め制札を立てしも、町人共は内證にて比價を定め諸人難儀せり。茲に於て正徳二年十一月對馬は人參代は金にて受取ることゝし、其趣老中勘定奉行町奉行に届置きたり。然るに本件に付て老中は人參代を金のみとせば諸人難儀すべきに付従前通り金銀何れにても受取べしとの意を傳へ、對馬屋敷家老に於ては對馬守は拜借金あり此年賦上納は金を以てせざるべからず、人參代を銀のみに受取とせば壹箇年一萬八九千兩の損害となると申請せしも許しを得ず。同三年五月家老平田直右衛門より内願したるも遂に許を得るに至らざりし。

△一般の貿易盛なる時は人參は其買入代價の外の費用は少くして足るも、一般の貿易衰ふるに従ひ右の費用は反比例に増加すること。

△對馬の人參賣下特權は一面より見るときは、幕府の醫藥行政より出たる事業として公務の性質ある一種の義務を負擔せるものなれば。ある場合には損

益計算にのみ固執拘泥するを得ざるものもありしこと。

以上の如く觀來れば、某る年期間には巨利を博したることあるべきも。對馬の人蔘貿易期間約前後八十年を通じて細かく計算すれば、餘り多くの利益を得たりとは言ひ難きものあるべし。

附記すれば右の私貿易よりは公貿易即國交を表面として取引するもの。對馬よりは年例二三十隻の歲遣船を以て銅・胡椒・丹木・硫黃等を送り、米・豆・木綿・布・虎皮・人蔘を受くるもの。此方は元來李朝太祖の海賊を防ぐ爲の懷柔より出でたる貿易にして、十に對し十を酬ゆるものに非ず、十の價值ある物を受けて七、八或は六の價值ある物に買ゆるものなれば、朝鮮にて損失は初めより覺悟の上なり。此傳統は徳川時代にも及びたれば、此方に却て巨利ありしものなり。

### 【參考資料】

(1) 陶山訥菴の對馬年寄中に差出したる潜商に關する意見書の一部要領摘記

朝鮮にては江戸人蔘問屋賣出の人蔘値段を知り居るべく上中下の人蔘朝鮮にての買値段段御國の町人存居りて沙汰するを。上方の人蔘商賣人聞傳へ、

公議御勘定の御役人方も之を傳へ聞くことあるべく。之を知られては以前よりの御定めの直段により殿様の御勝手に相成候御利分の程も相知れ可申候。尤蟲付目減り運送費等は既に是迄に勘定奉行の方へ申出置たる事もあべく。人件費としては其人數も大抵數の知れたることなれば其扶助多額に相成とは申立難く、人參は手輕き商賣物なれば船賃駄賃等の諸費多額に要したりとは申立難く。以上の點篤と勘考して人參の事に付朝鮮との間に事端を生ぜざる様考ふべきこと。

(2) 巡見使へ答ふべき箇條書

幕府より對馬に對し巡見使なる視察監査の役人を派遣する内議屢ありしならん。此巡見使の質問に對する答辯の用意として豫じめ作成せるものあり。此答辯の正直ならざるは察するに餘あり。

天和元年酉年巡見使に答ふべき箇條書中

從朝鮮。所務何程御座候哉と御尋候はゞ。

一、右朝鮮より所務と申儀無御座候。併此方より毎年朝鮮國へ使者遣し候、其節別録にて彼國に無御座ものタバコ或丹木胡椒其外器音信に遣し候。其

返答として使者歸國の刻人蔘照布鷹豹皮虎皮筆墨花席又は米木綿等遣し候右の内より鷹虎皮人蔘等は公儀へ進上仕相殘候分は相拂候様に從權現様祖父對馬守に御扶助と被仰付候故唯今に至りても其通に仕來候。右の品々銀にして百貫程も利分可有御座哉と其外所務と申儀無御座候事。

朝鮮と此方と商賣の事。

人蔘一斤に付上三百目中二百五十目とも其時々相場高下致候。

『對馬國記』

寶永七年庚寅巡見使に答ふべき箇條書中

一人蔘一斤に付代一貫二百目程

『對藩政事問答』

(3) 幕府より對馬へ隱密的人物派遣の件

此時代は人蔘の取引少くなりし時のことなれば人蔘に關係薄けれども、對馬藩の財政を見に上に於て參考となるにより收録す。

安永元年三月御勘定奉行より長崎奉行へ此度對州へ被遣候者共、長崎より對州迄渡海爲案内之往復共乘船可被差出候。委細者長崎奉行へ被申談手輕に可被心得候事。

○在ハ町外ノ村落

○贈品。

○前項ト同一ノ時  
ノモノニ係ル。

○明和七年。

○明和六年。

○蕪。

○安永六年。

一、右被遣候共對州在留中旅宿之儀は在町之内勝手宜敷場所に手輕に可被申仕候。尤銘々自分賄に候間馳走ク間敷儀等被致間敷候事。

一、右之者共へ音物等堅可爲無用事。

右之通宗對馬守へ相達候間可被得其意候。

三 月

御勘定奉行より長崎奉行へ達

近年朝鮮交易相絶困窮之段被申立候に付、去々寅年格別の爲御手當御廻銀被成下、勝手取續交易相開候様に仰出され候。夫に付長崎表に而唐紅毛交易をも承候はゞ、朝鮮交易相開候取計方助にも可相成に付。唐紅毛交易方爲傳達長崎地下役人之内兩人、御普請一人差添對州へ差遣候間、家來共得と評議も有之候様可被致候。且去る申年御觸も有之候、其方領海にて煎海鼠干海鼠干鮑仕入方之儀土地之潤にも可相成事に付、獵業仕立方等右之者共へ爲見是又申談候様家來共へ可被申付候。

右之通宗對馬守へ相達候間可被得其意候。

三 月

『令條集』

右の公文に依れば對馬の財政困迫を救ふべく、支那及外國貿易方をも對馬に教へ。且又支那貿易品として對馬産の干海鼠干鮑等の漁業と製造とを教示すべく、是を其用件として幕府より長崎役人を派遣し。此に附添として佐久間甚人を遣はせる如く表面を繕ひあるも。内實其本務は佐久間をして對馬を探偵するに在りしこと次の文書により明かなり。

安永元年九月復命(此復命最精細に涉れり以下は其一部分なり)

對州之様子國主收納之儀承合候趣申上候書付

此度對州朝鮮交易爲取開唐阿蘭陀商賣方傳達長崎地役人被差遣、右差添として私被遣候者交易已之儀に無之。對州之儀島國山勝にて田畑無之米穀少き由申立候得共、數代の領知今更御取用難成。然共格別の邊土故巡檢之外御人被遣儀無之。申立次第に付交易承傳達之序國柄之様子等夫となく見聞仕、國主收納之趣をも可承糺儀第一に相心得。諸事手輕に取扱、應對役人之外百姓町人等へも手近對談仕、不心附様一體之様子承之。對州之土地米穀有無、民家盛衰の體、金銀通用等可成承糺、以後御役人被遣候節困窮申立の證據と不成様役儀を不相立手輕に勘辨仕諸事承糺候様可仕旨被仰渡候に付。家中并町

○本復命中獻上人參ノ利益ヲ默ハレ九部分ハ前節ニ出シタリ。

人百姓等不心得様承糺廻村之節及見聞候趣左に奉申上候。

(中略)

朝鮮交易之所務中古以來漸々相衰三十年以來皆無と相成。此銀千四百八拾四貫目餘四つ物成にして六萬千八百三拾七石餘年々損削と相成候事。

貞享年中一萬貫餘利潤有之節に引合、段々相試候に付元入銀夥しく借入手段仕候得共、只今にては交易の品を直に元入銀の方に引當防候儀與相聞申候。私貿易の中七萬斤の銅は大坂銅座へ御届申上候事故難取糺候。

獻上人參撰殘相拂候とも利潤二千兩程有之候。

銀借筋 上田理兵衛京都用達酢屋孫四郎

大坂淡路町藥屋藥種引受銀調達致候處、年々滞難儀、大坂元葺屋町三谷三九郎爲替引請對州借銀夥しく荷物等に而之通入相滞及潰候付銀主大勢損失致候。

近來人參箱入の儘に質入等仕候。大坂屋敷質入の相談も有之候。

辰九月

佐久間甚八

『通交一覽』近藤某所藏留書



## 第七章 長崎會所と人蔘貿易

### 第一節 總 說

徳川時代の支那産人蔘は總て支那商船にて輸入せられ、長崎會所の手を経て長崎商人に賣渡され、それより三都其他の商人に轉販し需用者に賣られしものなり。藥種商は人蔘を長崎口支那對馬口、宗家の商法にと二大別に稱呼し取扱へり。川柳に「丸山遊廓のは鬚人蔘を花茶に出し」とある程に、長崎と人蔘は聯想深きものなりし。又長崎に於ては「長崎商賣往來」なる別種の商賣往來を作成し、此文に唐蘭物品を列べある中にも左の如く人蔘の事を加へあり。

「唐商賣往來」抑も來朝之唐船於長崎商賣相遂候事元龜元庚午の歲唐船一艘入港始而及商賣也：：(中略)藥種粗物アウの類には鳳凰城人蔘、羊角人蔘、京蔘キシソレン、白棍泡コシバ、シトウシシ、シトウシシ、小人蔘、蘆頭人蔘、珠蔘：：云々。(下略)

アメリカ人蔘も亦後期廣東支那商船の手により續々賣られたり以上は輸入に付てなるが。輸出としては支那船により支那に向けられたるものに御種人蔘、會津人蔘、出雲人蔘あり。長崎と人蔘は實に緣故深く、此輸出入の人蔘貿易は

○商賣往來へ日本  
商賣地ノ大小都市  
ニ於テ寺小屋ノ見  
董ニ習字手本トシ  
テ習ハセ贈語セシ  
メシモノ。

皆悉く長崎會所の手を経て行はれたるものなり。茲に本題に付て述べんとする前に、先づ長崎會所なるもの、實體に付て其要を概説すべし。

長崎に於ける外國貿易の歴史は相當に古く、天正初年葡萄牙船の來航に開き始められ。次で南清和蘭等の商船續々として入來り市民商賈と自由に貿易を行ひたりしが、元祿元年に至り幕府は相對貿易を禁じ長崎會所に於て一手に此對外貿易を行はしむること、なれり。其主なる原因は外教傳播を絶對に禁止せんとする政策の現はれの一端より出たるものなり。茲に先づ其長崎會所なるものが如何なる實體機能を有せしかを要を摘んで下に記さんとす。

一國法上より觀たる長崎會所の性質

長崎會所は徳川政府公認の下に設立組織されたる一種變態の自治團體なり。故に貿易と共に各般の自治行政と幕府より特に命せられたる公務を執行す。其組織最も鞏固にして舊時の自治制としては最進歩せる模範的のものなり。

一、長崎會所の組織

調役シムヤク（安政以後頭）は會所貿易部の主腦にして町年寄の首席二名を以て兼務シムヤク（取と稱す）

○長崎會所ハ初メ  
制符會所ト稱セン  
ヲ元祿十一年幕府  
ハ命ジテ其名ニ改  
メシム。

○調役ノ責任者ト  
シテ一人ノ頭取ヲ  
置ク。

○受用トハ會所設  
立前貿易權・某ル  
財產收入・世襲ノ  
役目等ヲ有セシ者  
ニ賠償ノ意味ニテ  
一定ノ金員ヲ配付  
スルヲ云フ受用ヲ  
受タル者ニハ配當  
ヲ與ヘズ。

し町行政の主腦は町年寄數名にして合議制の組織とす。此兩系の下に年行司・乙名・宿老・目利・通詞・醫師・御鐵砲方・船頭・目附・請取役・吟味役・所番等等二百有餘人の吏員を有す。此等を地役人と稱し主なる者には士格を與へ苗字帶刀を許し世襲としたり。

### 一、其事務

對外貿易を主とし市の行政並警察の全般に涉り管掌執行し其外幕府の委任又は臨時命令による國の公務をも取扱ひたり。

### 一、其收入と支出

收入の重なるものは商法出割と稱する貿易の利益と輸入貨物に課する税を第一として、土地家屋の貸付料其他の雜收入市民より徴收する市稅的公費にして支出は幕府への運上を第一とし臨時命令の御用金・市行政費・貿易事務の諸費・受用支出・市民土地所有者及居住者への助成銀即利益配當・砲臺兵器等の警備費・社佛閣の祭禮維持費・幕府大官への賄賂等にして收入は支出を償ふて巨額の餘剩あり之を積立金とす。

### 一、幕府役人と會所との關係

○所望ノ權利ハ蕃府役人ト長崎地役人會所ノ吏員ニ各其階級ニ應ジ與ヘラレタリ。

○所望ノ定メハ奉行一年唐蘭冬金千兩ナリ此金額ニテ買取リシ品ヲ大阪ニテ賣レバ約七千兩以上トナリ一年五千兩以上ノ收得アリタリ。

○京都所司代ハ皇室トノ關係上總密費ヲ多ク要シ條結ニテ足ラズ故ニ必ズ長崎奉行ヨリ轉任セシムルノ例トセリ。

幕府より派遣したる長崎奉行御目附勘定方其以下の吏員あれど此等の役人は外交上の事は別として長崎會所の實體には權威及ばず其貿易事務の監督の如きは唯形式的の事のみ之を行ひたるに過ぎず。却て所望と稱する外國貨物を原價にて無税にて會所より買入之を大阪に送り賣つて巨利を博し其他會所より提供する種々の情味に醉ふ等自己の懐を肥すを以て任期中の要件となしたる者多かりし。右の外に代官ありと雖も其權力は附近鄉村に行使せらるゝ外市内には多く及ばず其會所の餘瀝に與ること大抵奉行等と同一なりき。

### 一、貿易の方法

會所は唐蘭の商船入津するや其積荷目録を提出せしめ貨物の陸揚を許し之を倉庫に收納し標準品たる見本を採りて會所役人自利等鑑定協議し其價を定む。而る後之を貨主たる唐蘭人に告知協定す之を持渡品直組と云ふ。直組了りたる時が會所に於て其品を其價にて買入契約の成立したる時なり。此時長崎商人を召集し見本と目録を示し入札せしめ高札の者に賣渡す。此差額を利益として會所に收得するものなり。大抵其賣値は内外共に總て元

○寶曆年中煎海鼠  
干鮑ヲ俵物ト唱フ  
バク幕府ヨリ仰付  
ラル後ニフカビレ  
ヲモ同上ニ仰付ラ  
ル。

價の二倍以上五倍に達したりと云ふ。此輸入貨物の代りに先方に渡すものは定額の金銀銅及限られたる日本の産物にして、此取引に付ても金銀の外は會所より唐蘭貨主と直段を協定したる後積込を許す。而して輸入貨物の代價中より輸出貨物の代價輸入品税船の出入港滯留館内諸費を引去り其餘りあるものは之を交付す。此等物品の會所の買入原價と協定價の差額は會所の收益となる。金銀銅以外の物品を以て渡す時には之を代物替カハリモノガエと稱し、其中煎海鼠干鮑スル鱧タラ鰭ササを俵物タラモノと稱し、昆布クニ鰻冠草ウナギ茯苓フクリョウ晒天草シヤウテンカウことノ荒所天草アラソテンカウ鯉節イセ鰯イサ丁チヤウ子干シヤウ瀨貝セガイ干鳥貝カンニウガイ五倍子ゴバイシ干海老カンカイロ椎茸シイノコ樟腦シヤウノウ和人參ワニジン人參ニは後ノチに追加ソフす其他ノ上記物品ノ中ニは後ノチより追加ソフせるもの四五ノありを諸色シヤクシキと稱したり。

其輸入貨物は一年の制限額甲と制限外乙の二別あり、其品物と税率も各差異あり。

蘭方 本方商賣甲 脇荷商賣乙

唐方 御定高甲 雜物替乙

元祿八年唐方商賣銀六千貫、蘭方商賣銀三千貫計九千貫内一千貫は銅を以て代ゆ。船隻は唐三十艘、蘭は五艘と定む。爾來銀銅の額及船隻には時々變更あり。

○御用出へ年々其  
品物ト數量一定セ  
リ故ニ前以テ船主  
ニ注文シ此外ニ隨  
時御用アリ之レニ  
ハ原價ニ幾割ヲ加  
ヘ與フ。

右會所の經濟を以てする貿易の外に、特に許されたる少許の商人は會所の手を経て唐商との間に貿易し會所は税銀的のものを徴したり。又御用と稱するは徳川將軍より命令のものにして原價を以て呈上せり。其他長崎奉行代官等々の役人は所望と稱して原價を以て品物を受取りたること前に述べたる如し

## 第二節 長崎會所に於ける人蔘貿易の

### 種別年代斤量並貿易方法

長崎會所開設前市民が支那和蘭商人と自由に貿易したる時代に於て支那人參のみ同國商人の手により多少輸入せられたるのみなり。會所の開設より明治維新の時會所を廢する迄は人參の輸入としては支那人參滿洲廣東人參リアカメ人參の二品輸出としては御種人參・會津人參・出雲人參・肥後人參の四種にして本節題目の事項は完全に系統立て、記録文書に記されたるもの無く。従つて系統的には之を記述し難きも、諸種の文獻文書より收蒐抽象して判り得たる一斑を以下に記すべし。

### 甲 輸入の部

△唐人蔘皆滿洲産なり初めは自然生後には栽培品。

前述の如く長崎會所設立前に於て支那人參の入りたることあるも其額言ふに足らず。此時代は日本に於て人參尊重心甚薄く一般に必要な醫藥たらざりしによる。其尊重心の漸高まりしは延寶頃よりにして絶頂に達せしは元祿寶永の頃よりなり。大様以下文書文献の記載により其年代と貿易の模様を知るを得べし。

(1) 唐方通詞の手扣と想はるゝ帳面の記載 (本文書長崎縣加津佐町元山元造氏藏)

唐方商買 (渡來品の年代  
明細書なり)

大人參 寛保元―寶曆一三迄・明和七・安永四・寛政四其後持渡らず。

中人參 寶永五・寶曆四・同一三・明和元―三迄其後持渡らず。

小人參 元祿八・寶永五―六迄・享保六・同八・同一〇・寛保元―明和元迄其後持渡らず。

上人參 寶永五・寶曆四・同一二―一三迄・明和元・同一三其後持渡らず。

並人參 寶永五其後持渡らず。

人參 元祿八・寶永五―六迄・享保六・同八―九迄・同一四・寛保元其後持渡らず。

折人參 寶永五・寛保元・延享三・寛延元―寶曆三迄・寶曆六―明和元迄其後持渡らず。

(註) 其後持渡らずとあるは此筆者が此帳面を記したる時迄の事を指す。故に事實其後も持渡居れり。

○金井八郎氏ハ明治年代迄生存シ長崎區長ヲ勤メシ人ナリ。

○享保二十年三月唐人參座ヲ江戸本石町長崎屋源右衛門ニ申付ク。

○Aニヨレバ毎年銀一貫二百目ヲ人參座手當トシテ會所ヨリ交出セシ記事アリ右内譯長崎屋源右衛門八百目濱地治兵衛加藤七兵衛各二百目也年代不明。  
○明和元年五月唐人參拂座ニ付坐賣直上ヲ公儀ヨリ觸レラル。  
○貯藏ノコト。

(2) 長崎會所唐通事の手扣と思はるゝ帳面中の記載及宮井八郎翁備考錄の所載

(長崎圖書館藏)

一、始期不明、何年かに一年百三拾斤と定む。(A)

(註) 此百三十斤は將軍の御用買入なる如し。

一、寶曆十三年人參の代は銅六分俵物四分の割合にて渡すことに仰せ渡さる。

(A)

一、寶曆十四年長崎奉行石谷備後守より達す。従前人參入用の時は書付にて

申聞られ、奉行より掛町年寄に申渡して受取らす方法を執り來りしも。同

十三年に至り一箇月一人一兩半と斤量を定め申聞られず。爾後若病用に

より。定高より多くを必用とする時は其譯書付にて差出さるべし。(B)

(註) 之れは長崎市民の爲特に會所より賣下げしものならん、此人參も主として營利の目的たりしなり。

一、明和三年中人參多量に持渡り滞貨となり、其代物の繰合せに差支へ持渡の

分八分俵物二分諸色と定め元代。の二割増とす。其後持渡らず會所の圍ひ

拂底となる。(A)

(註) 元代の割増と云ふは幕府の最初定めたる品物の値段は變更せざる方針を取れり。然るに物價には高低

あり其騰貴したる時には割増と稱して追加せり。

長崎會所寶曆十年の直組帳(長崎縣加津佐町元山元造氏藏)

寶曆十年  
年中  
出  
仕  
帳  
拾八

三冊之目

辰子帯紙

至履階御注

一 大入参

後新

後新  
後新  
七合  
夕

但長竹付三册並用 又長竹付三册並用  
又新目ノ三貴者並用

一 折入参

日

後新  
後新  
七合  
夕

但長竹付三册並用 又長竹付三册並用  
又新目ノ三貴者並用

- 表面ノ寫眞ハ該帳面ノ表紙ト其中ノ一部分ヲ出シタルモノ也
- 直組トハ支那商人ガ長崎ニ持來リタル貨物ニ付テ買受人タル會所ト其値段ノ協定ヲ爲スヲ云フ
- 干履階御請トアルハ五番船主タル本人ガ持來リシ滿洲人參ノ貿易値段ノ協定調ヒタルヲ云フ
- 此人參ハ右ノ次第ニヨリ會所ニ受人シ記帳シタルモノ也
- 皆掛トハ其全量ヲ指ス
- 又加トアルハ幕府ハ元ト定メタル値段ハ變更セザルコト、シ爾後價格ノ騰貴セシ時ハ元値段ニ割増トシタルモノナリ
- 大人參トハ必ズシモ其形ノ大ナルヲ云フニ非ズ其品質ノ良好ナルヲ云フ、折人參トハ折レタルモノ也
- 斤以下ヲ何合何勺トセルハ十六匁一斤四十目一斤二十目一斤等芝郡日本ニ於テ相違アルニヨリ十位アガリノ合勺ニ便宜上直シタルモノ也
- 代價ノ數目ハ銀也

一、明和七年江戸人參座賣を差止らる。(A)

一、明和八年十二月長崎賣も止め無據病用に必要なる時は其筋へ伺ふべしと奉行より達す。(B)

一、安永三年同四年持渡の分代物替とす、割増前の通り。(A)

一、安永九年房州漂着船持渡りの分は、六分俵物、四分諸色替とし元代の十割増とす。(A)

一、天明二年持渡の分は元代四割増とし、代物は干鮑、錢、糶米等にて渡す。(A)

一、文化四年持渡の分は六分俵物、四分諸色とし、元代三割五分増とす。當時支那に於ても本品拂底長崎に持渡るも利益無き由にて、爾後持渡らざる年多し。(A)

### 前記(2)Aの本文

唐方商賣荷物等大意譯書付 (長崎圖書館)

一、唐方人參持渡之儀一ケ年御詔高百三拾斤程之積リ。諸船主ヨリ御請仕追々持渡リ代リ物之儀者、寶曆十三年末年被仰渡六步通銅四步通俵物諸色渡方之積リ御座候處。明和六年中人參多分持渡相嵩候ニ付、代リ物繰合差支

候間。商賣内之賣上勿論商賣外之分ノ元代ニ貳割増を以八歩俵物貳步諸色代リ被仰付候得共持渡無數。安永三年同四年持渡者前書之通代リ物相渡。同九子年房州漂着唐船持渡之節ハ拾割増ニ而通例之割合六歩俵物四分諸色相渡。天明二寅年持渡者元代ニ四割増ヲ以割下ク干鮑遣用錢糧諸色等ニ而代リ物相渡。文化四卯年持渡候節モ元代ニ三割五步増ニ而六歩俵物四歩諸色ヲ以買渡。全體右品於唐國モ當時拂底之品ニ而元買難引合由ニ而近來時々持渡不申候。

但明和三戌年持渡人蔘之義ハ代リ物商賣外ニ而元貳割増。八歩俵物貳步諸色之割合被仰付候處。其後一向持渡不申故會所圍拂底仕候ニ付、同七寅年江戸座賣モ被差止。猶又同八卯年長崎市中爲御買モ相止申候。

(3) 唐人參買入値段のある長崎會所の古文書 (加津佐町元山元造氏藏)

寶曆十年辰年直組帳

卯一番外船 人蔘直組長  
卯二番外船

王履階御請

賣一、大人參 六斤三合三勺七才五

○唐人參座ノコト  
第七卷唐買人蔘ノ  
項ニ出ツ。

但壹斤ニ付三貫四百五拾目、加百五拾目、ノ三貫六百目、又五百八拾目、ノ四貫百八拾目

賣一、小人參 七斤五合

但壹斤ニ付五百五拾目、加五拾目、ノ六百目、又五拾目、ノ六百五拾目、又六拾目、ノ六百五拾目

卯二番外船

唐桐文御請

一、壹番大人參 拾貳斤七合五勺

但壹斤ニ付三貫三百五拾目、加百五拾目、ノ三貫五百目、又五百八拾目、ノ四貫八拾目

一、貳番大人參 壹斤六勺二才五

但壹斤ニ付一貫六百五拾目、加百五拾目、ノ一貫八百目

高山輝御請

一、大人參 貳拾七斤貳合五勺

但壹斤ニ付四貫四百目、加百五拾目、ノ四貫六百目、又五百目、加、ノ五貫百目、又

加百目、 $\Delta$ 五貫二百目

一、折人蔘 拾貳斤三合貳勺五才

但一斤貳貫貳百目、加百目、 $\Delta$ 貳貫三百目、又加百目、 $\Delta$ 貳貫四百目、又加五拾目、 $\Delta$ 貳貫四百五拾目

唐桐文御請

一、小人蔘 五斤九合

但壹斤六百目、加五拾目、 $\Delta$ 六百五拾目、又加六拾目、 $\Delta$ 七百十匁

(註)

斤より下の位を兩とせずして合・勺・才としたるは、支那に於ても物品により二十兩一斤あり十六兩一斤あり計算の便と誤りを防ぐ爲如此したるなり實は銀貫也。

加とあるは幕府の元の定めは變更せざる立て前を執り、爾後物價の騰貴による元定價の變更は、時々は何割増として取引せしめしによる。而して事實に於ては物品に數等級あり上記人蔘も各其品に隨ひ法定上に於て假に極めたる値段に其割増を加へ實際價としたるものなり。

(4) 會所人蔘買入元銀流用の件 (A) 文書の一部

阿蘭陀商賣荷物元拂等大意譯書付

一、御用物元代七貫貳百九拾七匁程

○般ハ南洋産ノ魚皮刀ノツカニ用ユルモノ何レモ蘭船持渡品。

是迄御用之品者御代官所より被仰渡其年持渡荷物之内金巾、鯨<sup>クジラ</sup>象牙之類年々御用相成候元代之積。尤右銀高之義は年々平均之積に付、増減有之。阿蘭陀方は商賣内より御用物引分に相成候に付、右元代分<sup>ノ</sup>之出銀相還り不申候。尤此外臨時御詔に而御用物持渡候分は商賣外にて御買取相成、代り物元代五割増を加蒔繪小間物樽物類を以元拂仕申候。且又右御用物元代之義は寶曆四戌年より唐方人參拂出銀を以相償候様被仰付置候得共、近來人參持渡拂底に付、出銀無之故、本方商賣物出銀之償に相成申候。

(註)

將軍の御用物は年々其銀額定まり居、原價にて呈納其代銀下付を受くる前會所の銀にて支拂決済す。他の貿易品の如く賣りと買ひを總計算して決済せず。但右の外將軍より臨時用命の品は原價に五割増を加へ(此時元定の價より時價騰貴せる爲也)買取其代價は會所より代物にて支拂置く。此分は寶曆四年より會所の人參買入銀豫算の項より支出し置くべしとの命あり。之に依りしも近來人參持渡らざる爲、右銀の支出無く此銀を賣買總決算の時蘭船に支拂ふ銀に支出す。

(5) 唐人參千斤原價にて會所より買取に關する長崎奉行の意見書

(長崎縣廳所藏古文書現長崎圖書館藏)

唐人參御買上仕候に付存寄書付

唐人參年々に千斤程も元值段<sup>ダ</sup>下直<sup>ヂキ</sup>にて銀銅多く相渡不申様に仕、御入用に而

○意見書。

○元祿八年ニ唐方商賣銀六千貫ニ制限ス。

○丁銀ハ寶永鑛。

○長崎奉行大岡清雄。

○大老井伊眞興。

○老中阿部豊後守

○勘定奉行久世重之。

買取□仕□料管リョウケンの□被可申上旨御書付の趣奉承知候。此程銀銅多く相渡し不申候様に御入用にて買取候様にとの御文書を以、乍憚奉察候へば。右之人蔘の代に相渡候銀銅ノ高は唐船方商賣御定銀銅六千貫目之内へ相渡し可申、銅銀の外に銅銀に諸色を交へ人蔘の代として相渡候筈にて買取候様にとの御事かと奉存。依之唐船方商賣御定高六千貫の内へ相渡候銅銀の外に人蔘代の銅銀は相渡候積を以て料管を以て書付差上申候。

一、唐人蔘千斤 三船一船千斤とす。

一、唐人蔘元値段下値に買取丁銀、銅に限り渡す。

丁・銀二百五十貫 人蔘五百斤代

銅三十萬斤 同 四百斤代

銀銅以外の代物 同 百斤 銀四五〇貫代銀一貫目の九積

□十二月七日 大岡 備前守

井河内守様

阿豊後守様

久大和守様

○松平輝直。

○戸田忠時。

松紀伊守様

戸山城守様

(註)

大岡清雄は寶永八年より享保二年迄長崎奉行を勤めし人なれば、此日付は其間の事に係る。木件は幕府が一般人參の缺乏により醫藥としての不足を補ふべく濟民の主旨より長崎會所より、人參を原價に多量に提納せしめんとし、幕府要職より長崎奉行に諮問し奉行が之に答申せるものなり。答申の要は其諮問の主旨により法定銀銅額外に可成多く銀銅を渡さざる計畫の下に其割充を定めたるものなり。而して事は實行せられずして已みたり

唐人參の貿易方法は會所が清商と直組を爲し其全部を一手に買受。其代價は法の定むる所により銀銅を以てし或は銀銅代物を定て支拂ひ之を長崎商人に入札により賣拂ひ。買受たる長崎商人は之を三都を主として藥種商に轉販したるものなり。

尙本項に付ては第二卷四九三頁以下と參照すべし。

△廣東人參 アメリカ人參のこと

廣東人參が南清の貿易船により日本に初めて輸入せられたる年代に付ては享保年間・延享四年・寛政九年等の三説あり享保年間を正しとすべし。此植物

○享保元年。

○寶曆元年。

○第二卷四九六頁  
参照。

○富山ノ賣藥組合  
ハ現時猶年數萬圓  
ノ本位ヲ購入シツ  
、アリ。

を最初カナダの森林中に發見せられたるは、西紀一千七百十六年にして之を佛蘭西船にて支那に輸入されたるは發見より間も無き事にして、千七百五十二年に大量輸出ありしは、日本の需用に刺撃されたるものなるべし。幕府は是を人蔘に非ず三七なる支那植物なりとし寶曆十三年八月には輸入禁止の令を發し。明和元年九月には唐船が密載せしを發見、長崎唐人屋敷門前に於て燒却したりしが。後此品一種の人蔘なること判明し天明八年正月に解禁し爾來明治初年迄輸入を繼續せり。

其輸入年代に付ては左の如き記録あり。

□唐方商賣荷物等大意譯書付、商品渡來年月明細書、長崎圖書館藏

廣東人蔘

寛延二巳年より寶曆七丑年迄○寶曆十辰年より同十三年末年迄○寛政元酉年より同六寅年迄持渡り其後持渡らず。

□文政六年本賣直組帳 未正月元方(長崎會所古文書元山元造氏藏)

一、廣東人蔘 百八拾斤

但一斤付貳拾目、加一匁五分、加貳匁五分、 $\delta$ 貳拾四匁

一、公字廣東人參 三百四拾斤

但一斤付貳拾日、加壹匁五分、加貳匁五分、 $\downarrow$ 三拾四匁

一、同字 百四斤

但一斤付八匁、加壹匁、加壹匁、 $\downarrow$ 拾匁

□紅毛諸藥相場書 (中より廣東人參のみ記す)此文書著者藏

廣東人參

寬政元年 酉年 三百五拾匁。貳千斤内九拾四匁

寬政二年 戌年 三百日

寬政四年 子年 貳百拾匁。下物五拾匁

寬政五年 丑年 貳百六拾匁

寬政六年 寅年 三百貳拾匁

寬政八年 辰年 貳百七拾匁

寬政十年 午年 百八拾匁

寬政十一年 未年 貳百拾匁

寬政十二年 申年 百五拾匁

享和元年 酉年 貳百匁

享和二年 戌年 百貳拾匁。安直九拾匁

享和三年 亥年 百八拾匁

文化三年	寅年	貳百拾貳匁
文化四年	卯年	百四拾匁
文化五年	辰年	百七拾五匁。安直百四拾匁
文化六年	巳年	百八拾匁。安直百三拾匁
文化七年	午年	百六拾匁。安直百五拾匁
文化八年	未年	百五拾匁

ふちやう

一二三四五六七八九

一リ四メロユニシ文

右之相場付京都二條衣棚東へ入小西氏ニ寫シ有之：：野添村西村彌兵衛殿之寫此方へ持參ニ付寫シ取置候。

文政十年亥五月

其輸入斤量に付ては日本に於て廣東人蔘の需用衰へたる文政年代に於てすら前掲の如く尙ほ一年七百餘斤あるより見れば、最も人蔘の缺乏したる享保寶曆年代には一年數千斤の取引ありしを考ふべし。

又其貿易方法は悉く之を會所を買取り代物替とし會所より入札に付して商

人に賣渡したるものなり。

【附記】

會所廢止の維新直後にも取引行はれたることは左の文書により知るを得べし。

□廣東人參代不拂清商の訴により長崎縣廳外務局裁決の件

(要領) (此古文書長崎縣廳より同圖書館に引繼しものなり)

唐商裕興號蘇清は明治四年七月、廣東人參一折掛目七拾三斤五分を長崎本紺屋町大津屋伊助と同博多町肥後屋と申す女主人の藥店へ賣渡約束出來七月八日右兩人裕興號に來り品物秤量壹斤代七兩貳匁替、金五百五拾壹兩一步に取極。同日内金三百貳拾五兩、翌日三拾五兩受取、殘百九拾兩は節季拂と極たるも月末に至り催促するも支拂はず。九月右長崎縣廳に願出により、本人呼出利解の處右人參貳拾斤を渡し殘金貳拾五兩一步は十月二十九日十一月二十九日の二度に割拂の事とし事濟む。

本人參の事に付ては第七卷廣東人參アメリカ人參の項及第二卷四九六頁以下を參照すべし。

## 乙 輸出の部

日本産の人蔘は幕府後期に於て長崎貿易により支那に向つて輸出されたり其種別は會津人蔘出雲人蔘御種人蔘肥後人蔘の四種なり。其他の藩營の人蔘も少量は商人の手により前記四種の中に混入せられたりと考へらるゝも明かならず。以上四種人蔘の取引の時期並に斤量取引方法等に付ては詳細の事知るに由なし。判明せる事項のみを下に記す。

### △御種人蔘

御種人蔘を支那に輸出したる最初の年代不明也。下記文書によれば、長崎商人中村嘉兵衛の父盛右衛門が賣初めしとあり。年代を推定すれば天明か寛政かに當る。乾隆年代著述清の吳洛儀の『本草綱目拾遺』に同人が自から日本製人蔘日本と刻印ある之を官製とせりを使用し又寛政七年に當る年に他にて日本産人蔘二種を見たることを記せり。之れも計測すれば天明寛政年代となる。大體此年代にして爾後維新前までは行はれ續いて現今迄行はつゝあり。而して其貿易は會所を主とし外に特定に許されたる中村嘉兵衛の如き少數商人の手によりしものなるべし。會所の買入方法は人蔘は俵物に屬するものな

れば、會所の出張所にして俵物買集所たる大阪の俵物役所に於て買集め、長崎に送付せしならん。幕府が直接會所に賣下げざりしは、當時御種人參の賣下げは京大阪に設けたる人參會所の如き大賣捌所より一定の大藥種商に至るまで系統整然と備はりしこと、文獻に直接會所への賣下の記事無きに徴すべし。又其輸出斤量に至つては不明なり。

### 【參考文書】

□文政三年八月長崎商人中村嘉右衛に長崎奉行より達したる書面によれば。

一、唐船貿易に付て先方へ渡す代り物は都て會所に買入て會所貿易として取扱ふは本則なれど。元祿年中和藥眞珠は四歩銀の代り物として右嘉兵衛の先祖より賣渡すことを許され引續き賣渡來。且御種人參五倍子も父盛右衛門が賣始め云々。殊に盛右衛門代迄致來候引溜銀は貳百貫目算加の爲去る文化十四年長崎會所へ差出候譯を以て永年持株相違有るべからず。會所出入申付、今後臨時御用筋有之に於ては出精相勤むべく申渡置候上は市中廻り合之品なりとも故無き手筋より唐方渡し相成難き筋に有之。近來御種人參五倍子市中にて取扱、唐人屋敷へ出入賣込之外にも□□代物と

唱へ大造之斤兩賣込由相聞へ。不取締の事に候間、向後は前日俵物役所より達次第其時□□□可申候且唐人共注文の品□□□相辨足迄賣渡來候諸品賣込人の外他に不洩樣買集置可申尤も臨時請負等申付置候分年季限差止候間、自今猥まかしき儀相聞ゆるに於ては沙汰に可及候條、其旨相心得愈商賣方出精致すべく候。

右之趣申渡會所俵物方係之方にも可申聞置候。

辰八月

『金井八郎翁備考錄』

□長崎奉行より和蘭屋嘉兵衛以外御種人蔘の取扱を禁じたる公文

文政六未年諸事書上控帳 同七申年 寄合町

(長崎圖書館藏)

唐方渡御種人蔘之儀は商法相立會所相渡候外、和蘭屋嘉右衛門より一ヶ年定高賣込候外者、他之者猥に取扱可申筋に無之。若不已之儀も有之候節は、其品取上急度可令沙汰事に候。然に當所も市中に而間々取扱仕候趣相聞不宜事に付、持合之分者此節限買上遣間。市中持合之者は所持不隱置斤數相記手本相添品々俵物役所に持出候樣可致候。左候は、其品相當之値段を以て買上可申候、然る上者向後和蘭屋嘉右衛門之外市中にて猥に取扱候儀は難相成筋

○會所代表者ヲ奉  
行所ニ呼出達シタ  
ルナリ。

に候趣、此末不正之筋相聞キコエムにおいては無用捨其品取上、本人共可爲曲事ヒガゴト候、尤病用にて入用之分藥店の者和蘭屋嘉右衛門より買請候様相心得可申候。

右之趣其方共令承知キラレ、乙名頭取、惣町乙名共不洩様相觸、會所俵物掛り之者より可申聞置候。

未 四 月

右御書附之趣御讀聞キカセに相成奉承知候、依之連印御差上申候。以上  
右之通相認町人借家不殘連印にて、乙名會所へ下役喜助持參。

### △會津人參

會津藩主が人參對清輸出に付き願出、文政十二年八月幕府の許可を受けたること文獻に明かなり。而して此年より輸出を始しごとく文獻に記載しあり之を引用し第二卷第四卷第七卷中にも記載したれども。本篇執筆に方り長崎古文書を調査したるに、許可を受けたる後に於て實際の交渉に手間取り、之を解決したるは四年後天保三年たること明となれり、茲に修正す。

其取引方法は會津より長崎會所に賣渡し、現品は大阪俵物役所に輸送し、俵物役所より長崎に送付し。代價は爲替方法により大阪に於て銀を以て受取る

ものなり。故に大阪へは會津より常に係役人を派出し置き事に當らしめ、長崎會所の交渉等に付ては、後には同地商人足立仁十郎に擧げて委託一任せり。此取引方法は維新前迄引續行はれたり。

□唐方通事手控 高嶋四郎兵衛俵物方掛年番町年寄より (長崎市古賀十次郎氏藏)

文政十二丑年本多佐渡守様御在勤の時 高嶋四郎兵衛 俵物掛年番町年寄

會津 雲州 産人參初發書付

俵物役所より買上、已來賣込人相定諸國に注文致置買入候様可申付、他に一切取拂不仕様相觸らる。

高嶋四郎兵衛に右取締申付

丑六月四日

○文政十二年。  
(註) 右は長崎奉行所より會所に達したるものにして、諸國にて買入とあるは出雲人蔘のみの事也。

□長崎會所古文書 (長崎市古賀十次郎氏藏)

(註) 本書は會所の役人が會津人參賣込に付清商側に交渉し併て意見を記し長崎奉行に提出せしものなり。

和人參多分の斤高に相成候に付而者、彌唐國不捌に相成可申哉に付。右人參品合竝本數等見手本通相違仕候而者買渡出來兼候に付、品合間違無之様申出

○一斤ノ本數。

候：：云々。(下略)

一斤五十本 中に七八十本有之直を下ぐ(清商申出) 漸納得值段引下ぐ。

一和人參大阪俵物役所へ相納候上、代銀八步通前渡被仰付。

一會津産和人參代銀は銀立勘定に可有之哉、當地は都而銀立勘定に有之。

イ印人參七百五拾斤 一箇年賣渡高 會津申立直段一斤百六十八匁 計百貳拾六貫  
唐方買渡直段一斤二百二十匁 計百六拾五貫

ロ印人參七百五拾斤 同 會津申立直段一斤百三十七匁二分 計百二貫九百日  
唐方買渡直段一斤百八十五匁 計百三拾八貫七百五拾目

差引壹百壹貫百五拾目 斯高 益銀の積 但三割餘

右取調申上候

寅 八月

佐藤忠八郎

淵上彌兵衛

小澤伊平太

嶋谷茂兵衛

□會津人參賣渡交渉に關する會所古文書

(長崎奉行より會所に達し會所係より答申したるもの)

會津人參唐方買渡<sup>リタリ</sup>記錄

(古賀十次郎氏藏)

○此書算ニハ誤アリ。  
○天保元年。

會津産人蔘唐商共買渡之儀に付、以御手頭被仰渡候趣再應取調申上書付。

通事を以て再應運合（トコトヒ）王氏十二家船主共申出候趣於會所取調申上之通、イの印よりニの印まで四桁に限り、昆布銀を以て兩季に而貳千五百斤買渡之儀可被爲御聞置哉。大稀小稀二口之分遣用銀札を以て拂。今無之に付代銀仕拂方當節御猶豫被仰付、各船入津之上仕拂候旨申出候：云々。

寅八月

（長崎奉行より會所に達し會所に於て清商並會津側に交渉の上答申したるもの）

會津産人蔘唐方買渡方之儀去秋被仰渡候に付、手本人蔘唐商共に見分爲仕候處。近來唐國不捌に相成殊に新根に相見候に付口々買渡出來兼。右の内イ印よりニ印まで四種にて都合二千五百斤之分者兩季買渡可申上旨申立に付取調相伺候處。其段江府へ御懸合被爲在候處。イの印よりニの印迄四口之分被買上、殘口之分江戸又は大阪商人共へ賣捌候様有之候而者。上品計引拔殘口之分品合相劣直段下落におよび可申而者不勝之筋に而、兩様に相成手數も相懸り難澁之旨を以上品下品共一ト纏に賣上申度。尤肉折鬚人蔘者唐方

○天保二年。

○天保元年。

相好不申候はゞ直下げ可仕に付。其餘の分者書上直段通に御引請相成候様仕度。長崎表迄積送に相成候に付而者最前の見込より者諸雜費相増、右人參代銀唐方御渡方相濟候上御渡方相成候而者、作人共手當差支候に付。大阪表より落着候はゞ、同所に於て八步通御前渡被仰付。貳通者唐方渡相濟候上御渡被下度旨、同所役人申立候に付。イの印外口不殘會所へ引請唐商共買渡可申哉。取調可申上旨御手頭を以被仰度奉承知候：云々。

(會所に於て決定し長崎奉行に上申せるもの)

町年寄手控文書 (要領)

會津産人參の儀に付て御手頭を以て被仰渡候趣評議仕申上候書付。(要領)

高嶋四郎兵衛外七人

卯十二月

- 一、一口に會所に買取り之を一般取引の代物として使用す。
- 一、一箇年一萬斤と定む。

(三年以來決定せざりしが遂に結着を見し旨の記あり)

○會所調役八人

○天保二年

□唐人通事手控

天保八年十一月本賣外賣共商法銀高五百貫目

雲州和人蔘 但代銀時に不同有之

會津和人蔘 右同斷

覺

雲州和人蔘 一萬斤

會津同 二萬斤

午十二月

會津參老價番名

一、伊印 十四兩乙錢二分

一、呂印 十二兩六分

一、波印 九兩四錢五分

一、君號 六兩七錢七分

一、大稀 七兩三錢八分

一、小稀 六兩三分

一、利號 五兩六分

一、潤號 四兩乙錢六分

一、福號 三兩六錢

一、橘號 四兩五錢

○天保五年。

會津人參は上記の如く始終會所へ賣込の方法を取りたり。其斤量は初め年一萬斤なりしも幕末に至りては十萬斤乃至二十五萬斤に上り、維新の際一時中絶したるも、明治初年に至り再開始し引續き現今に及べり。長崎會所賣込時代は同地商人足立仁十郎に一任したれば會所とは裏面の氣脈相通するものありて、適宜臨機應變の手段により正當の利以外の利を獲しものあるべし。

尙本項に付ては本篇第九章及第四卷三三五頁以下を参照すべし。

#### △出雲人參

出雲人參の支那輸出は最後れたり。前記會津人參記事中に其初發を會津人參と同じく文政十二年と記しあるも、そは長崎會所が代り物の中の俵物として買入清商に渡したる事を指したるものにして。松江藩と會所との取引關係には非ず。斤量も甚少かりしが天保二年幕府より、諸國人參の中會津人參一萬斤の外は輸出すべからずと達したるより。大阪商人等の手により長崎に向ひたる輸出杜絶し、爲めに販路の一部壅塞せしにより、同年幕府に出願と共に同十二月三宅多門を長崎に派し奉行會所等に内談協定の上、同四年に更に幕府に願出三千斤限許可を得會所に委託販賣の法により初めて取引を開

始せり。同七年には五千斤増額の許可を得、天保十二年には長崎奉行より多額輸送の達しを得たり。其斤量に付ては本卷第九章に詳述したれば茲には略之。

會所の収入は本方即一年の御免高三千斤は賣上銀高の二割三分七厘、其以上の許可斤量は千斤より千五百斤迄一割八分五厘、千六百斤より二千斤迄一割五分、二千斤以上一割の定とせり。

弘化三年に至り長崎派遣松江藩役人より會所頭取に賄賂を提供し、賣込上の便利を謀りし事件發覺し、長崎奉行の處分を受くるに至れり、其要領左の如し。

諸組與力格長崎會所調役頭取高嶋四郎太夫

松平出羽守領分雲州表に於て製方和人蔘は同家用達商人共より俵物役所へ差出候後に唐商共直組手間取蟲喰等出來多分損失に付、唐商共へ利解方、又右人蔘相場下直の節相當直段にて買取方を、同家々來宮次郡藏尾原定四郎、望月兔毛等と共に右高嶋四郎太夫に依頼し。高嶋は俵物役人及通詞を遣はし、唐人共に利解に及び。禮物として甲冑及人蔘賣高の割合に應じ、銀子を受取たる事發覺し、弘化三年七月二十五日長崎奉行より左の如く判決す。

一、高嶋四郎太夫は遠島申付べきの所、右入牢中屋敷出火の節放遣はせしに神妙に立歸候に付一等を減じ追放。

一、松平家來尾原定四郎は百日の押込。

一、同望月兎毛は急度叱置く。

〔金井八郎翁備考錄〕

△熊本人參

熊本藩營人參は長崎會所の取扱を公然幕府より許可されたるものに非ざるも、内々會所の手に於て取引されたり。其年代は弘化の頃なるべし、前項に述べし會所頭取の追放の處分を受けたる罪案中に。

唐商へ賣渡候和人參は差定候商人の外賣込候儀不相成に、細川越中家來池邊啓太郎に頼まれ越中守領分製人參俵物役所へ賣拂遣す段不都合に付：云々。

とあるにより其前々にも如此事の行はれしを考ふべし。此後も會所俵物役所に於て買込、他の人參に交へて代物として清商に交付したる如し。

文久二年十一月付の阿蘇人參請取控帳元山元造氏藏元によれば、此帳面阿蘇山麓坂梨人參畑より藩營製造人參原料たる水參を作人より買上たる手控なる如く。人

參總量四千四百二十九斤三合九勺、支拂代銀(？)三百八十貫百拾貳匁四分に及び。其他長崎人蔘文書に往々熊本人蔘なる口出づ。此等は販路として最近き長崎に送られ、會所の手により出雲會津等の物に混入し輸出せられし如し。

### 第三節 長崎會所の人蔘利益

本件に關する數字の資料なし『長崎年表』『増補長崎略志』に出たる會所歲出入表に。

#### △寛政六年

歲入銀一四八八一貫三〇〇目

此内譯に人參代五貫二五〇目あり

(之れは日本産人參を支那商人に賣渡したる代銀也)

歲出銀一六五〇四貫九六一目

此内譯に江戸人參座手當二〇貫目あり (本項の事第八章に記す)

#### △安政六年

歲出銀七二三四九貫九〇九目

此内譯に御種人參代一四七貫あり

(之れは御種人參を會所に買入れたる代價也)

#### △文久三年改正

歳出銀二五五六五貫八七七目

此内譯に御種人參代江戶人參座手當八八貫二〇〇目あり

(之れは御種人參を會所に買入れたる代價也人參座の事第八章に記す)

とあるのみ他に會所の該貿易計算を知り得べき文獻文書を見ず。其大様を推定すれば。

輸入の部

支那人參

〔元祿年間より輸入寛政年間迄輸入。其最多く入りたるは享保年間江戶に唐人參座を立てしめし時代也。多き時も年一千斤には出ざるべく少きは年百斤以下、其間輸入中斷せる年多く。前後通じて其總量は七八千斤と推定す。〕

アメリカ人參

〔享保年間より輸入し寶曆年間には最多く、寛政年間に衰ふ。多き時は一年約千斤少きは百斤以内中絶せる年多く前後通じて輸入總量約二三萬斤なるべし。〕

輸出の部

御種人參

〔天明年間輸出を始め、弘化年代迄輸出す。多き時は年五六千斤に達したる年あるべし。總じて此人參を會所に於て取扱ひし斤量甚だ不明瞭なり。〕

會津人參

〔文化年間より大阪商人の手を経て會所に入り輸出す、一年多きは五六千斤。天保二年より會津藩と會所と直接取引、會所に買上ぐ。一年一萬斤後に至り年十萬斤以上に達す、詳細第九章を見るべし。〕

出雲人參

〔文化十三年頃より商人の手により會所に入り取扱ふ。斤量一年五六千斤、天保三年より松江藩より會所に委託販賣とす。年三千斤、同七年五千斤、後一萬斤以上となる。詳細第九章を見るべし。〕

以上會所に於て取扱ひたる人蔘の商利に付ては、輸入の方は會所の總收入より見て殆んど謂ふに足らざる額なり。輸出の方は相當の收益を收めたり、出雲人蔘だけに就て見るに天保四年より嘉永五年迄十九年間に、右取引により會所に取立てたる益銀一千九百十貫餘に上れり。之に會津御種を加ふれば相當多大に上り、會所の經濟に資したることも多かりしものなり。

凡そ會所の人蔘取引の收益方法は、大體左の如し。

#### 輸入の部

△唐人蔘・アメリカ人蔘は支那商船より會所に買入之を入札して長崎商人に賣渡す。此差額の利益、大抵二倍以上五倍即ち十割以上五十割に達す。此外其落札代銀の百分の三を三分外銀と稱し取立て收入とす。

#### 輸出の部

#### 御種人蔘・出雲人蔘・會津人蔘

(1) 會所に買入の時、人蔘は俵物の部に屬す俵物は其買入の時其買入の量の百分の三を賣主より別に提供せしむ之を支那に賣る時に二倍以上五倍の利益あり之を收む。

(2) 會所に於て委託を受け販賣の場合 此場合は賣上銀高の約二割を取立銀と稱し引去り收入とす。

#### 第四節 附記雜項

支那より輸入書籍の代に人參を充てしこと

唐方荷物等大意譯書付(裏領)

(長崎圖書館藏)

書籍は前々より會所に買取代り物は六歩俵物四分諸色にて相渡し。書名と禁書の有無は聖堂見役検査の上、將軍御用、學問所、醫學館御用、御役人様御奉行所御調<sup>トシ</sup>。代官御勘定方御□□請役の御求め、御家中町年寄預請の分は元代に五割増を加へ引分け、代銀取立。以上の外は入札拂とせしが。唐商が抄々敷持渡らざるにより、寛政五年より一般銀四貫目づゝ割充銀額を増加せしも。又々抄々敷持渡らざるにより、將軍御用其他御役人様の品調達出來兼、唐商共へ精々誂たるに。彼等は代り物に和人參相渡さるゝならば、御極銀高の通一船四貫目づゝの分持渡る段申立により。文政十年より此事御免しに相成、其以來代り物銀札を以て相渡し。右銀札にて和人參買渡りの手續を執り來りしも、天保元年に至り渡絶せしにより。同七年より一船元代銀拾貫目分持渡

り商法の事御免に相成。代り物は和人蔘其外諸色を以て渡す事となれり。從來は持渡の書籍全部聖堂見改め來りしも、右商法相立し以來、書籍目錄の中  
新書のみ見改ること、せり。

一、元代銀百貫目

但此代り物割増無之、和人蔘銀札を以て相渡す。

鮫は前々より會所に買取代り物六歩俵物四歩諸色相渡す。將軍御用の品は代官所より納め其外は入札拂とす。

一、元代銀百貫目

但此代り物割増無し、和人蔘と銀札を以て渡す。

## 第八章 幕府の經營せる御種人參の

### 經濟的考察

徳川政府の人參經營は濟生惠民の趣旨より出發して、享保年代の着手より維新前迄約百四十年間其方針をば毫も變更せざりき。是清國朝鮮の政府が人參を永く營利の目的物とし、關係人民の苦痛を考慮せざりしとは雲泥霄壤の差あり。故に是を經濟的に考察して記述すべき價值少なしと雖も、近世誤りて此事業による幕府の收入多大なりし如く記せるものあり。本章に於ては其誤を正すべく併せて幕府本事業の經理的方面の一斑を簡單に記述すべし。

猶ほ此事業を客觀すれば爲めに支那朝鮮より大量に輸入せし人參を沮止し、延ひて國際貿易上銀の輸出を減少したる効果をも一縱令巨額ならずとも一認め記さざるべからず。

#### 御種人參事業の經理

#### (1) 試驗時代

享保六年より延享二年迄二十五年間

○下第六卷下編四章及第四卷中編第四章參照。

支那朝鮮より種を取寄せ苦心慘憺栽培を試み、漸成効し製造し一般に賣出迄に至りし時期にして。其研究費・雜費及植村左平次・田村藍水等の最高技術官以下の手當、日光に於ける栽培獎勵費等相當に支出を要したるも、幕府の經濟より見れば云ふに足らざるものなり。されど之を吝まざりし當局者が人民の救病を思ふ誠意は稱揚すべきなり。

(2) 第一期の製造販賣時代

延享三年より明和元年迄二十一年間

此時栽培も製造も漸く成効して商品として市場に出し得るに至り。所期の目的たる濟生救病の第一步を踏出せるものなり。多年苦心の酬ひられたる關係者の喜思ふべし。

人蔘は藥種屋に入札して其收入は耕作者に與ふるものなり。此時の製造は官と藥種商と双方に行はれたる如し。此期間に於ては幕府には事業の收益なく却て相當の支出を要したり。

(3) 第二期の官營人蔘座時代

明和元年より天明七年迄二十四年間

領中沖浪之事

谷浪之事



右肩  
朝鮮一控印人食青浦銀の事南道  
兼道之月日家法大遠於情也百多  
右岸有別事出於公之應遠也其内  
於其意之自然以浪中浪河宛在利

大正十年三月

原澤子吉

右左吉

右左吉

石川

右左吉

河野重吉

右左吉

右左吉

前主人進自附管統相澤澤  
通海也附管統相澤澤

沖介美爾附管統  
元方中

美爾又也



三五行方

(藏所新者著)文證ルタ付貸ヲ銀溜參人種御テ於ニ所會參人郡京

○時ノ奉行伊奈備  
前守忠有。

○各當銀ヲ給セル  
ニト柳營日記、寛  
政年譜、御徒方萬  
年記ニ出ヅ。

此期間は耕作も製造も舉て幕府に於て經營し、製品は商人に座を立てしめ此座の專賣とす。藥種業者へは座より卸賣し、個人需用者は座より又藥店より買受く。明和七年よりは日本各地に下賣人を指定し、同八年には殆んど日本全國に普及せしめ。明和八年には「人參賣弘所」通俗人參會所と云即卸賣所の設立を全國に勧誘し、大阪京都に設立せらる。此賣弘所には人參代金三箇月延納とし、其資金を貸付利息を取ること許し、一層普及を計り。明和四年には勘定奉行が其家來二三人と共に此官營事業に干與せるを廢し、植村左源次・田村元雄二人の主管とし事務の簡捷を計れり。

此期間日光御用畑の收穫にては製造に不足し、明和元年三月より安永五年十一月迄の間に、栽培擴張の種子及生根買入の爲御勘定組頭土山甚十郎・勘定役篠木勝之助・駒場御藥園頭植村左源次・製法方田村元雄等を野州・奥州・上州・常州・信州等に派遣し製造原料を買入しめたり。

此期間に於ける幕府宮營の製造高は何程なりしか全然不明なれど、日光御用作の面積等より推算して最多き年にても一萬斤以上には出でざりしなるべし。既に此時各地の栽培發達し他にも相當の生産あり、其以上は需用に超

過すればなり。

收入としては其人蔘賣下代、支出としては日光御用畑及其他よりの買上費、製造費、係役人の給與等なり。元來幕府が座を設けたるは專賣の利益を壟斷せんとしたるには非ず。事業を統制し良品を廉價に一般人民に普及せしめんとする趣旨より出たるものなれば、其計算を收支相償ふ程度に定めたりと考へらるよりして。此期間に於ても利益なかりしなり、若有りしとすれば豫定以上の賣行による自然增收なりしとすべし。

(4) 第二期の官營、人蔘製法所時代

天明七年より寛政二年迄四年間

人蔘座を廢止し製法所を元飯田町中坂上に設け製造も賣下も此所にて行ふ。座の廢止は弊害ありしに鑑みしに由るものならん、製法所開設と共に人蔘代を引下げしに考ふべし。此期間に於て他國産人蔘の賣買は其領内の藥用に限ることゝす。

寛政二年に官營を廢止し自由製造自由賣買とす。此時既に官營外各地の自由製造自由賣買が行はれ居り、最早官營の必要を認めざりしに因る。價格

を公定したること前に同じ。

此期間に於ても幕府は此事業より利益は擧げ得ず、或は却て支出多かりしを想像す。

(5) 第三期の官營、人參製法所時代

享和三年より天保十四年迄四十一年間

此時日光一圓の御用作を復す。製法所を日光山下板荷村イタダカに移轉したる如し。

十三年目に更に官營に復舊したる理由は其以來の結果に鑑み官營の必要あるを認めたるに因るものか、人參は文化元年江戸本町三丁目藥種問屋十三軒に拂下げ、天保六年には江戸大傳馬町藥種問屋に拂下げ、幕府は小賣を止めしが。天保十二年江戸諸問屋の廢止命令により、吹上御所に於て卸賣小賣を行ふ。

天保十四年十二月再び官營を廢止す。老中水野忠邦の庶政革新斷行に由る。

此期間は收支相償はず、動もすれば損失に陥らんとせし時代なり。其消息

を窺知すべき左の文書あり。

他國産人蔘の儀に付申上候書付

『市中取締書留』

天保十三年四月 日

竹本 主水正  
竹田 伊豆守

今般朝鮮人參實蒔生しに罷成候に付向後賣捌之儀吹上奉行より藥種屋共相糺候處。當時問屋名目組合と相唱候儀、難相成候に付而は、諸品取引等未海陸共取締相立不申候に付、斤數多相捌候儀見越候而難申上候得共。御製法人參之儀は厚御趣意兼而難有存込罷在特に取扱馴候事故夫々申合賣捌可申候得共。此後他國産人參之儀は天保二卯年頃より他國に多分作出し致賣買候に付御製法捌方に差障候間。奥州、雲州其外作元御作法相立候様、其頃申上候得共御沙汰無之。追々作出し御製法之御趣意も薄く罷成候間、一ト先文化度之通、他國人參不相混様取捌諸國迄御趣意相届候様、町奉行所に而申渡有之候様、同四巳年申上候處。同年町觸は有之候得共、賣買御差留と申にも無之候事故彌繁茂仕、自然御製法人參不捌に付。寛政二戌年以前之通諸國人蔘作賣買共被差止依歟、又は領内限藥用之外賣買不相成様仕度。尤領内之藥用たり共

○文政十二年。

○長崎ヨリ支那へ輸出。

是迄作來候領分計、其餘賣買は勿論作立之儀一切相成不申様仕度段天保五年申上候處不被及御沙汰候に付、追々不捌に而御貯多く相成色變等出來仕御不益相見候處。去丑年中多分賣捌出來仕、唐方渡之分も彼地氣請も宜追々賣捌相進候様相成候處此後他國產人參諸國へ相廻候而は、自ら御製法之方不捌之基と奉存候。依之何卒天保五年申上候通改革御取調御座候様仕度此段申上候以上。

(右申書に對し兩町奉行に諮問し之に對する答申書)

『同上』

御製法人參捌方改革之儀に付、竹本主水正、竹田伊豆守申上候書面被成御渡勘辨仕可申上旨被仰聞候：：：。(中略)

舊冬間屋組合仲間等唱候儀停止被仰出候に付、是迄之振合に而は品々差支可有御座、左候連主水正、伊豆守申上候通奉行所より人數取極賣捌人申付候而は手狹に相成。終には、賣致し候様成行、諸品手廣に賣買可致旨之御趣意にも相當不仕候間。勘辨仕候處以來之儀は定日を立御拂之積に而、代金も即日納之仕法に相成候は、身元糺等之懸念も無之候間。御府内藥種屋は勿論素

人に而も望之ものは勝手次第御拂之儀爲相願、尤小前賣捌方紛敷無之ため、上中下共懸目壹斤に付直段何程、一兩に付何程、百文に付何程と相認見世先へ張出置候はゞ、其日稼之者に至迄手軽く賣買手廣く相成。御救之ため御製法被仰付候御仁惠之御趣意も行届可然哉に付、右之趣を以町觸可被仰付候哉：

。(下略)

右御尋に付取調候趣書面之通御座候。依之別紙町觸案相添御下之書面一通返上仕此段申上候以上。

遠山 左衛門尉

七 月

鳥居 甲斐 守

(6) 第四期の官營人參製法所時代

弘化元年より幕末迄二十四年間

第二回の官營廢止後期年ならずして三たび官營を始めしは、何故なるかを考ふるに。蓋し此事業に專任せし諸役人の生活問題及之に關係ある奥醫師、其他の向々の臨時收入たる役得を失ふこと。日光御用畑耕作人の自營不能による凋落等による裏面運動と。幕府當局も社會問題として之を考慮せし

○南北兩町奉行遠山景光鳥居忠燾。

○天保十三年。

によるものならん。他に諸國産出來しとは云へ尙ほ官營人參の聲價は他と異なるあり。餘りに多くの收支不足無く此事業の經營を可能ならしめしと認む。

賣拂方に付ては此前嘉永四年間屋復興に付藥種問屋に擔當せしむ。右の事情により此期間に於ても決して收は支を償ふて餘り無かりしなり。以上述べたる如く、幕府は此事業により營利せんとの考慮は何時にも動かざりしなり。若し此意思ありとせば、他の栽培製造絶對禁止、賣下人を一定して冥加金を納めしめ代價を高く査定すること、長崎會所に命じ支那輸出を取扱はしむこと、等等如何様なる手段をも用ゆべき方法は有之しも。一切斯る方策を用ひざりしこと其證左とすべし。結局此事業より幕府の歳計を補ふことは決して無之かりしと斷定するを得べし。

【附記】 茲に考ふべきことは、

『増補長崎略史』長崎會所の豫算決算を記せる條に左の如き記事あり。

寛政六年改正歳入出豫算

歳出銀壹萬六千五百四貫九百六拾壹匁 の内譯に

銀貳拾貫

江。戸。人。參。座。手。當

文化十年改正歲入出豫算

歲出銀壹萬四千六百貳拾四貫五百六拾八匁 の中に

銀壹百拾參貫貳百四拾九匁

御用和縮緬代、長崎係り江戸御役人受用銀、江戸人參座手當等

天保十三年歲入出決算

歲出銀七萬貳千三百四拾九貫九百九匁 の中に

銀拾八貫

江。戸。人。參。座。に。係。る。諸。費

文久三年改正歲入出豫算

歲入銀貳萬五千五百六拾五貫八百七拾七匁 の中に

銀八拾八貫貳百匁

御種人參代 江。戸。人。參。座。手。當

又會所の文書なりと思料せらるゝ、『唐阿蘭元拂銀諸拂方大意』に左の一項あり。

文政六未の年より阿蘭陀通事一人 天文臺詰仰付らる

天保十四卯の年より右同一人 浦賀詰仰付らる

文政八年酉年より唐通事一人 聖堂詰仰付らる

三年交代

○會所ノ通詞ヲ使  
用ス聖堂ハ江戸湯  
島孔子ヲ祀レル所  
明倫堂。

○唐人參座ニ會所  
ヨリ補助銀アリシ  
コト第七章ニ出  
ズ。

在府中御手當として一箇年金五十兩宛人參座有金の中より下し置かる。往復道中路判は付立勘定を以て相渡す。且出立前相渡候分は見合せられ、朱書にて相記し置申候。又歸路判は人參座より内渡相成候分は歸郷の上付立勘定書差出候上引取殘銀相渡候。

とあり。前後文書の其年代には人參座は既に廢止せられ其名稱存在せず。按ずるに前項は人參座の存在時代より其維持の爲其經費補助として幕府より會所に御用銀を申付けしを、人參製法所と名稱變更の後も依然御用銀を命ぜしに。會所の帖面には舊名を用ひたるに非ざるなきか。又第二項は何等縁故無きに人參座製法所の金を交付する筈なし。是れは會所より差出す御用銀豫算の中より此在勤中の手當と旅費を支出すること、し、(歸路は人參製法所より前渡す)其額丈け御用銀を減じて納めしめしにはあらざるか。疑を存し參考の爲記し置く。

若し右の推定當れりとせば、幕府人參經營事業の困難なりし一證と爲し得べし。



## 第九章 德川時代に於ける諸侯の

### 營利的人蔘經營

#### 第一節 總 說

德川の初期に於ける各藩の財政は數個の特例を除く、外決して富裕なるものには非ざりし、爾來打續く泰平の爲め一般の經濟生活向上し、特に貨幣經濟の發達より來る社會上經濟上の變動は、土地を主要なる生産手段として其存立の基礎と爲せる封建制度と相容れずして、各藩の財政は必然的に窮迫に陥らざるを得ず。加ふるに參覲交代の費用と、江戸在勤中に受けたる奢侈の感染、凶作、疫癘、地震、洪水、江戸數回の大火による屋敷の燒失等、偶發事件が收入を激減し或は支出を激増するあり。其外に幕府が自己財政の負擔を轉嫁し諸侯を弱むる一石二鳥政策として行はれたる御手傳と稱する土木工事の遂行、朝鮮信使接遇の費用等々の負擔は彌が上にも窮地に陥れ。遂に封建制の崩壊となり、容易しく藩籍奉還に結末せしものなり。其苦悶の途中に於て窮境を打開せんとしてモガキに行はれたる方法は、領民への誅求、藩士の減祿、資本家町人よりの借入金、産業

的營利事業の施設等にして。甚しきに至つては江戸大阪の藩邸内に淫祠を祭りて一般民庶の賽錢を利する等の風行はれ、寺社奉行より禁止命令を出さざるべからざるに立至りし如き、難局突破には有ゆる手段方法を講じて耻ぢ憚らざりき。

斯る環境の裡に在つて人蔘栽培製造の利益多きを知るや、争でか之に手を染めざらんや。各藩の半數以上は之を藩營とし、或は藩營せんとする準備行爲に着手したり。されど此事業は氣候風土の適否あり、加之最も練熟したる技術上の手腕を要するものにして、其技術は數十年の實驗により生るゝものなれば、大抵中途に於て挫折し、唯會津松江の兩藩のみ成效を見るに至れり。

會津松江二藩外の藩に於て稍成效して之を賣品としたるものに左の數藩あり。

(1) 津輕藩

明和の頃より山地に栽培し、幕府に秘密にして賣出したりとの同地方の傳承あり。量は多からざりしと考へらる。

(2) 秋田藩

文政年間に於て相當の量を栽培し、又其上に會津、米澤、仙臺等より生根を買入共に之を製造して賣出したりと認めらる。第四卷二五九頁及三二五頁を參照すべし。

(3) 名古屋藩

文化年代に於て同藩營の製造品の肆店に賣られしこと『日用藥品考』に其人參は品質良好なること、參葉膏をも賣出せしこと出づ。

(4) 米子藩

嘉永年間に於て藩主之を藩營とし、多少を賣出したり、第四卷二七四頁參照。

(5) 熊本藩

著者の入手したる年代不明(文化頃と推定す)の古文書に、阿蘇山下坂梨に於て藩自からも栽培し、士民にも栽培せしめ、之を買上製造し、熊本人參なる名稱を以て長崎に出したることを記せり、相當の量なりと認めらる。此事第七章に記せり。

以上五は藩として相當の収益を擧げたりとするも、孰れも藩の財政に關係ある程度に達せざりしものなり。故に本章に於ては此等は省略し、唯松江、會津二

藩に付てのみ記す所あるべし。

## 第二節 會津藩の人蔘營利事業

會津の藩營竝領民の人蔘栽培起原に付ては數説あること第四卷に述べたる如し。享保年間に於て藩主が培養を始めし當時に於ては是を營利事業とする觀念無かりし事は、其仕事を醫學寮の所管とせるより考へて明かなり。他の諸侯の人蔘栽植が最初は大抵何れも醫藥思想より出發し、必要なる此高貴藥の需用を充たさんとする醫藥行政の見地に由れると同一轍に出たるものなり。寛政七年本草學者藤成裕を招聘し人蔘と共に附子・甘蔗等の栽培を奨勵せし時に於ても、唯藩の産業を盛ならしめん主旨により自家貨殖の意圖無かりし如し。後に至り領民植付の人蔘が商品となり、大阪に輸出せらるゝ頃に於て、大抵同時に藩に於ても之を營利事業と爲したる如きも、其確たる年代不明なり。『會津藩年譜』文政十一年五月の條に……。

最初は醫學寮持前に被成置候處、賣捌等のため品々取計も有之候に付、産物役所持に被成替問屋をも被相設御任せに相成。其後轉々御世話共有之候に付、文政十年生根掘取高同九年の値段に積り金九千五百七十兩餘に相成、御益

○以下脱字？

○(始メテ)ハ雲州ヨリ初メテノ意味ナリ此時初メテ人參ヲ植ヘシ意味ニ非ズ。

納も壹千參百五拾兩程に相見え。多年の間、品々と御世話有之候御國産此節漸く御國益不少候に付、掛り役々も夫々被賞之云々：：：。

とある。此年より數年前なるべし。『會津日記』には享和三年田中玄宰始めて雲州より人參を移植す：：とあり、之れは種子を大量に買入たることにして、田中は會津の家老職殖業興業に關する優れたる手腕を有し藩の爲めに設營したる事蹟少なからず。藩の人參營利事業も同人の管掌するに至り一段の長足の進歩を見たり、會津に残れる民間傳承に。

玄宰人參種子を買はんとし小吏に命じ金貳百兩を齎らし雲州に赴かしむ。小吏金高の多きに驚き曰く、斯る大金にて巨多量の種子を買ひ如何にするやと。玄宰曰く少量の種少許の面積に試み枯死せば反つて損なり。如かず大量の種を大面積に植ゑ試みんには云々：：：。

此傳承を事實とせば此時藩營植付面積か或は又民間植付面積の擴張を爲したるものならん。又幕府に日光御種人參の種子下附を仰がずして遠く出雲に求めたるは、餘りに大量なるにより其營利事業の幕府に知らるゝを憚りての事なるべし。

文政十二年に至り人民の自製賣買を禁じ、栽培人蔘は全部擧て藩に買上げ、從來藩營植付の人蔘と共に之を製造する人蔘役所を設置し。奉行二名役人數名鑑定役・同心等數十名の管掌官吏を任命し製造所を東名子屋町に置き全部官製とせり。

此年八月に於て會津の願出に對し幕府より會津人蔘を清國に輸出することに付て左の如く許可を與へたり。

『日本財政經濟資料』所載(大藏省發行)

文政十二年己丑八月

松平肥後守より人蔘本値段書濟

近年肥後守領内爲救領分にて作立候和人蔘製法等仕覺追々作増、國用之餘外是迄江戸大阪表にて領内番人共に賣捌方爲取計來申候得共。手數相掛甚不勝手殊に値段等も高下に致し、時々差支候筋も有之候所。追々傳承仕候得者、近年唐商共和人蔘相好唐船へ持渡候由に付、長崎於會所差支無之筋に候へば、別紙値段書之通にて同所へ御買上被下度。尤和人蔘上中下取交年々出來高大凡壹萬斤前後宛引受被成候様仕度。上人蔘渡方之儀は大阪表へ爲差登

同所俵物役所へ爲取納候様可仕候間、着荷次第右代金之儀は於銅座役所引替に相渡候様被成下度奉願候。左候得ば領内勝手筋にも相成候間、願之通被仰付被下度、見本値段書差添奉伺候 以上。

八月

御付札

書面和人參貳千五百斤之分は被申立候通品々大阪表へ爲差登同所俵物役所へ相納候様可取計候。左候得ば長崎表へ廻方之儀大阪銅座へ申遣爲取計候様可致候。其外別紙を以被申立候趣は長崎會所へ申遣、猶取調之上、否可申達候。

和人參之儀申立候廉々、人參之内唐商共不相好分有之候に付、申立口々人參之分は會所引受無之而は甚不勝手難澁至極之事。

右人參代之儀も大阪表へ當着之節は步返り渡方有之候様致度旨等之儀は、猶夫々糺之上可申達候。

右の公文によれば此時の二千五百斤外の七千五百斤の事不明なれども併せ

て許可を得たる如し。而して長崎に於ける清商との取引、長崎會所との交渉に付ては、此後に於て長崎商人足立仁十郎に一切擧げて一任したり。

按ずるに文政十二年に於て領民の製造販賣を禁じて全部の製造販賣を官營と決定せしは。其前に於て既に幕府許可の内意を得、且長崎に於ける賣拂方を内々交渉する等計畫組織的に豫じめ定まりしに因るものならんか。

足立仁十郎は誠實なる商人にして、會津藩の爲に盡したること多大なると、共に自己も亦巨利を博せりと云ふ。會津の民間傳承によれば藩の同人を待遇すること優にして、客分若年寄格とし五百石の扶持米と之に伴ふ大小豆蠟燭等は年々越後口より必ず長崎に回送せり。同人は一年置きには必ず會津に來り、支那向の嗜好等に付て指示せり。其來るや接伴役を命じ送迎し、定めの旅館にて待遇至らざる無かりしと云ふ。

會津の人參官營に付て其當局者(田中玄宰?)の頭腦のよさを見らるゝ、經營振の最すぐれたる點は。對支輸出を商人に一任して終始人を更へず、商人と利を分つ方針に出たることゝ。一は其栽培に關する行政にあり。其中に最も深慮に出たりと思はるゝは一戸の作付反別を必ず三畝歩の小面積に限りたること

なり。如此せば監督取締の便利は無論單なる副業として農家の本業に影響せず。藩に於て利益を吸收する上に好都合あればなり。又其製造を一年一萬斤と限りたることなり。是れは幕府より命じたる輸出制限量なれば遵守すべきは當然なれど、此以外に日本國內賣を製造せざりし事にして。事業の範圍を輸出一方に限定せるは煩雜を避くる賢なる經營方法なりと稱すべし。

總じて會津の人參行政は最要領を得たるものにして、第四卷中編第四章第五節第二項第二目の記載に洩れたるものを茲に補記せん。

## 一 機關の組織

人參役所(會津人參專賣局)

藩營に關する人參專賣事務を取扱ふ、其定員左の如し。

一、人參奉行(專賣局長)

一人

人參專賣事務を總理す、七八百石の上土中より任用す。

二、人參方勤務(專賣局事務官)

二人

奉行を補佐す、三四百石の土分より任用す。

三、人參任役(專賣局屬課長<sup>ニシヤツ</sup>級)

四人

帳簿支出等の記録、庶務を取扱ふ。

四、人參方役人(屬)

四人

任役の下に立働く。

五、人參鑑定方(技師、技手) 二十一人

栽培の監督・收納・鑑定・製造等の技術的事務に従事す。

以上三・四・五・何れも士分を以て任用す。

六、見習 若干員

鑑定方に附屬し事務を補助し且見習ふ、何れも人參役人の子弟より採用。

七、附人(雇員) 若干員

雑役に従事す輕輩より採用す。

八、洗子(傭人) 五百八十八人

人參の運搬洗滌等に従事す。

## 二 收納の手續

鑑定方耕作地に出張し眼前に於て掘返さしめ、人參は總て之を呷入として封印を施したる上、何村何某としたる差札を付し直ちに人參役所に送付す。此ところ今開城に於て現に行ひつゝある方法と大抵同一なれど猶一層嚴重なるものなり。

而して人參役所に送付したる人參は役所内一定の場所に假に藏置す、此點も亦現在開城に於て行へる所と同一なり。

收納の手續も亦開城出張所に於て執行せる方法と、大抵一致し居れど猶それよりも一層嚴重なるものあり。人參役所構内には一の建物ありて此處に於て收納の事務を取扱ふ、其着坐順等左の如し。



異議毫しも無かりしと云ふ。

### 三 買上料金の交付

耕作人は前項の標札を以て、勘定方(會計課)に持参せば其代金を交付す、則ち其標札は請求書と仕拂請付書と引出切符を兼ねたるものなり。

會津藩の人參藩營により得たる利益

本項に付ては根據とすべき確たる記録無し。著者が史料採訪の爲會津に赴き古老より承聽せるもの及初瀬川建増氏『會津人參の沿革』等を参照し推測を加へて大様を左に記す。

會津藩人參毎年製造高

△文政十一年以前大坂商人に賣拂ひし量不明

蓋し量多からず、藩の財政に付多く寄與せざりしと認む。

△文政十二年より天保七年迄八年間計八萬斤

此數確實也。

△天保八年より同十四年迄七年間産額減少推定三萬斤

天保十二年千餘斤は稍確實。

△弘化元年より安政四年迄十四年間漸次増加推定四萬斤

弘化元年三千餘斤は稍確實。

△安政五年推定一萬斤

△安政六年より万延元年迄二年間推定十八萬斤

万延元年十一萬斤は稍確實。此時代制限外に輸出す。

△文久元年より慶應三年迄六年間推定二十萬斤

慶應三年八萬斤は稍確實。

△明治元年戊辰役により廢絶

右斤量の外に

檢斷（保科家入國前の存在、保科家より郷士の待遇を與へ自治に參與せしむ、城下に十四五戸あり）、人參係役人・城下藥種商に屑物の名義にて一定の斤量を拂下げ藥用せしむと云ふ事とし。實は本人等賣拂ひ利益を得、及殿様御用あれど總斤量は云ふに足らず。

(1) 收入

人參賣拂高

(2) 支出

人參役所役人以下小者迄の給料手當

人參買上代及初期藩營作付せし時代は其耕作費

製造費

長崎迄運送荷造費

足立仁十郎に利益配當竝其扶持

長崎より人參代金を爲替料

長崎會所口錢

雜費

右(1)より(2)を差引けるものが潤益なれど、全然資料を缺ぎ計算するを得ず。

假りに人參の賣直一斤代三十兩とせば一萬斤販賣の時は金三萬兩此中二萬兩の支出ありとするも尙ほ潤益一萬兩となる。他の漆蠟燭等の収益あり一般の石高と合せて會津藩の財政は餘裕を保持したり。東北の小藩を以て戊辰の役に官軍に抗し得たるも間接に人參収益の財力に負ふ所尠かならずと言ひ得べし。

### 第三節 松江藩の人參營利事業

(以下ノ記述主トシテ『松江藩舊藩美績』ニヨル)

出雲の人參栽培は會津其他の如く人民が先づ栽培を始め後に藩營と爲せしに非ず。又尾張會津等々の如く初め單に醫藥上の目的よりせしものが後に營利に轉向せしにもあらず。又熊本米澤等の如く人民と共に及びて營利として行ひしにもあらず。抑最初より藩の營利的觀念を以て出發したるものなり。

元來松江藩の財政は既に初期より毫しも餘裕無きものなりしが藩主宗衍の治世享保十七年より財政改革の爲退隱を餘儀なくせし明和五年迄の三十七年間は窮迫其極に達し、動もすれば破綻の醜狀を暴露せんとする危機に直面せる時代なりき。此秋トキに於て人參栽培を志すこと偶然たらず、寶曆十八年藩主宗衍ネト

○茂基が日光ニ赴  
キシ年代ハ寛政年  
間或ハ享和年間或  
ハ享和年間ナリト  
ノ異説アリ。

○古志原ニ栽ヘシ  
ハ寛政八年ナリト  
ノ異説アリ。

○第三卷二六八頁  
一七四頁参照。

○備荒制度。

が江戸藩邸に試作せしを最初とし、六代宗衍退隱の直後七代治郷は其志を繼ぎ、安永二年と三年に津田新藏なる者をして意宇郡東津田と城内木苗代藩立樹に木苗圃に栽培せしも失敗に了り、安永二年より二十七年目の寛政十一年に至り廢絶せり。夫れより五年目の文化元年九月に至り新藏の子小村茂重をして日光に赴き幕府御種人參の栽培製造の傳習を受けしめ。同年十二月意宇郡古志原に栽培し良好なる成績を挙げたり。以上は試験時代支出のみにして藩の収益はなかりしなり。

以下収益時代に入る、年代順に是を記すべし。  
(御手畑百姓畑の栽培監督等々凡て栽培に關するものに付ては第三卷に詳説せり茲には説述を省く相參照すべし)

文化二年に於ては相當の成績を挙げたるにより、確信を得事業擴張に向ふて計畫せり。

文化三年より百姓にも作り習はせ産額の増加を計れり。

文化十三年に至り他國賣の事を幕府當局に願出許可を得て、三都及北國筋、長崎に賣出し景氣よかりしに依て作増を奨勵するに至る。

文化十四年木苗方の管掌にては不便なるより常平方に移管す。此年百八十

○百畑ノ面積約一  
反五畝歩。

畑を五百畑に増加す。其後漸々産額増加せしにより大阪に人蔘賣支配人を定め置き、同地より長崎廻はしを始め一方製法に改良を加へて、幕府製品を凌駕するに至り。清商も其品質の優良なるを認めて取引増加し爲めに價格も騰貴し利潤益多きを加へたり。

文政八年に至り事業の盛大は古志原に役所を置くの不便を感じ、城内天神橋東誓願寺の南に人蔘役所及製造所を新築せり。

其後收益多く常平方の舊債は人蔘の益金より全部償還し尙餘裕を生じたるにより、金藏一棟を新築し其金銀を貯藏せり。

文政十二年には畑數八千製造豫定二萬斤の積にて種入せり。

天保元年の頃には諸國の人蔘産出多額となりし結果は、其價格漸々低落せしにより製造高を一萬斤に減少せしも、價格は益々低下し收支償はざるに至れり。天保二年幕府より年々會津産人蔘一萬斤の外は清商に賣渡すべからざる旨條令を發せられたるにより、雲州人蔘の海外販路は杜絶せり。

天保三年松江藩より吏員を長崎に派し種々其向の人々と談合の末、幕府に事情を具して支那輸出方許可を請願せり。



洋借仕渡三年

第三百廿八文

昭和七年四月廿五日

此貸利別納所得課文に於て

右人等が借付金より仕渡すに付

利息の利率は三年洋借仕渡付利息は年率五厘とし

右人等が借付金より仕渡すに付利息は年率五厘とし

右人等が借付金より仕渡すに付利息は年率五厘とし

右人等が借付金より仕渡すに付利息は年率五厘とし

右人等が借付金より仕渡すに付利息は年率五厘とし

右人等が借付金より仕渡すに付利息は年率五厘とし

昭和七年四月

中人



支人



金庫

市役人宛中様

出雲藩直營人參細ノ肥料土(呂保瑤)上納ヲ負ヒ無息利右銀

借付證(著者籍所)當抵(前項)ノ土地ニ番抵當スト

天保四年には雲州人參三千斤を限り輸出を許可せられ、此時會所と直接取引となり、賣上價格の三割五分を益銀として長崎會所に納付することゝなる。此三千斤は餘りに少量なるより又々幕府に嘆願し。

天保七年には五千斤に増額せられ、稍販路を開復せりと雖も、其後六七年引續き人參不作の爲め且一般に價格低落の爲め大阪賣支配人日野屋小兵衛よりは先納借財を願ひ來り、御札座常平方には多大の立替を生じ、此事業經濟は將に破綻せんとするの非運に切迫せり。是に於て藩の諸役所より元入の周旋を受け人參役所も人減しを斷行し、殘る役人も給料三割の減額を行ひ漸く縷の如き命脈を維持せしも。

天保九年には負債總額二萬餘兩に嵩めり。

天保十年に至り諸國の人參栽培は大半廢絶に歸し、人參の供給減少せるを機とし、幕府に嘆願して長崎會所の益金を二割三分七厘に減額せしむるに至り。一方良品耕作者には褒美金を興へて栽培を獎勵したり。

天保十一年頃より大阪の人參相場次第に昂上し、此方の取引利潤多きにより長崎廻しを減額し、大部分を大阪にて販賣せり。

○戸川安清。

○水野忠邦。

天保十二年長崎表に於ては清商と取引する人蔘激減せしにより、長崎奉行戸川播磨守より雲州人蔘は全部此方に送附すべき旨の通牒により。定め斤量の外五百斤餘を輸送し其以外は要求に應じ難き旨を回答したりしが、次で老中水野越前守より爾後人蔘は可成長崎に多く廻送すべしと達し。長崎廻しを減額せることを責諭せり。依之藩は吏員を江戸に派し清商への販賣價格を引上げるか、或は長崎會所の益銀を減額するか何れかの一を許さるゝにあらざれば、長崎に廻送し難き事情を上陳せり。

天保十四年長崎奉行伊澤美作守より自今會所の益銀は左の如く變更する旨を達せられたり。

本方(一年御免高三〇〇〇斤のこと)

二割三分七厘従前の通り

過斤(三〇〇〇斤を超  
過したる斤量)

一〇〇〇斤一五〇〇斤  
一六〇〇斤二〇〇〇斤  
二一〇〇斤以上

一割八分五厘  
一割五分

爾後長崎輸出の量増加し益銀も多く、曩の二萬兩の負債も償却し、尙ほ純益一萬二千兩を生じ。之を鵜部屋常平に融通し係り役人には褒美を與ふるの好況に達せり。

弘化四年には役所一棟を増築し、常平方附屬より離れて新に人蔘方の名目に

て獨立せり爾來作付も年々増加し。

嘉永年中には七八千畑の見積にて仕込を爲し、猶從前四年生にて掘取製造せしものを其中より幾部を送り畑と稱して五年生迄にして製造する事とし品質の向上を計れり。

安政二年には價格の騰貴に際し空前の豊作なりしにより潤益多く。

同四年には長崎より雲州人參成るべく作増して多量廻送すべしとの通達ありて一同欣躍此事業の發展に邁進し。

同五年には係役人を會津肥後信濃の各地に派遣して斯業を視察せしめ改良を加へて支那の聲價を高からしめ其輸出を増加せんことを計れり。此時幕末に瀕し各藩事漸く滋く松江藩の如きも汽船銃砲の購入公役出兵等臨時に多大の支出を要したるも、此等の出費は悉く人參方に於て其調達を助けたり。

明治維新の後人參方貯藏金銀は悉皆會計本局に引渡し。同三年役割の改革により人參方役所は新に設けられし物産會所の附屬となり。翌年同會所の廢止と共に會計に引渡され。明治六年一月三十日製造所及御手作人參畑等一切を擧げ代價四萬七千六百三圓八十六錢四厘を以て、松江市松本歡次郎外十名に

拂下られ。藩營の名残の姿も新たに民營と新装して世に出で脈絡絶えず今日に及べり。

さて此藩の此仕事の損益如何と云ふに、下段附記五に出たる數字は大體に於て信憑し得べく。ある年は損耗ありと雖も利潤の贏得大なりし年も多し。此表は舊藩人蔘方の帳簿によりたる如く、果して然りとせば實際の利益は此帳面の記載より數等多かるべし。

松江藩人蔘栽培の最初の試みは六代宗衍公の時代に行はれたり。此公の治世は藩の財政最窮乏せる時代にして、諺の「泣キ面ヲ蜂ガ螫ス」とも云ふべきは、寶曆十年十二月幕府より比叡山延曆寺修覆の御手傳を命せられ。之を御斷申上て知行半減せらるゝか、或は藩主以下極端の節約を爲して藩士の知行も全部充つるかの境界に藩主以下生色無く、東西火の消へたる如く。天隆院様は毎日御落涙被遊神佛立願御初穂に入用なる一兩の金を小姓が素足にて才覺に江戸中をかけ巡れども、出羽様御滅亡と承り貸す者一人も無しと云ふ：とある如き悲惨なる暗境に沈淪せし、御勝手元も後代に至り此公の計畫遂に實を結び藩庫に資すること多大なるに至りしを考ふれば。宗衍公の靈も地下に瞑するを

○宗衍ノ院號。  
○此箇所「松江藩ニ於ケル經濟史ノ研究」引用。

得たるならん。

【附記】一

長崎會所に於て出雲人參取扱益銀取立高

△自天保四年至同十二年九ヶ年間

人參四三五四一斤一九九

代銀二九一五貫九七九匁九

會所へ取立益銀 七一四貫七〇六匁三二

一年平均銀 七九貫四一九匁八一

△自天保十四年至嘉永五年十ヶ年間

人參八九九八五斤

代銀七九一四貫九六一匁八

會所へ取立銀 一一九六貫四一二匁二二

一年平均銀 一二五貫九三八匁一二

【附記】二

人參方職員

△奉行一人

△副奉行一人

△ 押合一人

△ 丙改 二人

△ 元締 七人

△ 下役人 二十五人

△ 制法方 三十二人(丙本抱十五人月抱十人見習七人)

△ 洗場日雇 男二十九人  
女百二十九人

△ 水汲日雇 八人

△ 土落場日雇 八人

△ 炭拵日雇 二人

△ 類分ケ女 十五人

△ 磨女 十九人

△ 類分ケ雇人 六十五人

△ 臺所小使代竝辦當取九人

總計三百四十六人

右ノ外長崎商人村上藤兵衛ヲ囑託トシテ取引ノ世話ヲ爲サシム

右ハ慶應二年製造時季ノ職員表ナリ

以上ノ外平素栽培ヲ監掌スル者アリ

(元締二人ト製法方六人トハ常ニ長崎ニ出張シテ人蔘販賣事業ノ監督ヲ爲ス)

商品人参品別

商號	一斤根數	定位
宇記	三十本	十一枚五合
宙記	四十本	十枚五合
天記	五十本	九枚
鳳記	六十五本	七枚五合
仁記	八十五本	六枚
義記	百十本	五枚
禮記	百四十本	四枚
智記	百八十本	三枚三合
信記	自二百三十本 至二百五十本	三枚
順記	自三百八十本 至三百五十本	(以上無疵ノモノ)二枚四合
春記	五十本	八枚
夏記	八十本	五枚五合
秋記	百本	四枚六合
冬記	百八十本	四枚
玉記	自三百五十本 至三百八十本	二枚八合
功記	七十五本	五枚

商記 自百八十本

三枚四合

以上本銘

虎記 無定數

初メ腐入ト稱ス 二枚四合五  
二枚四合六

次虎記

以上新銘

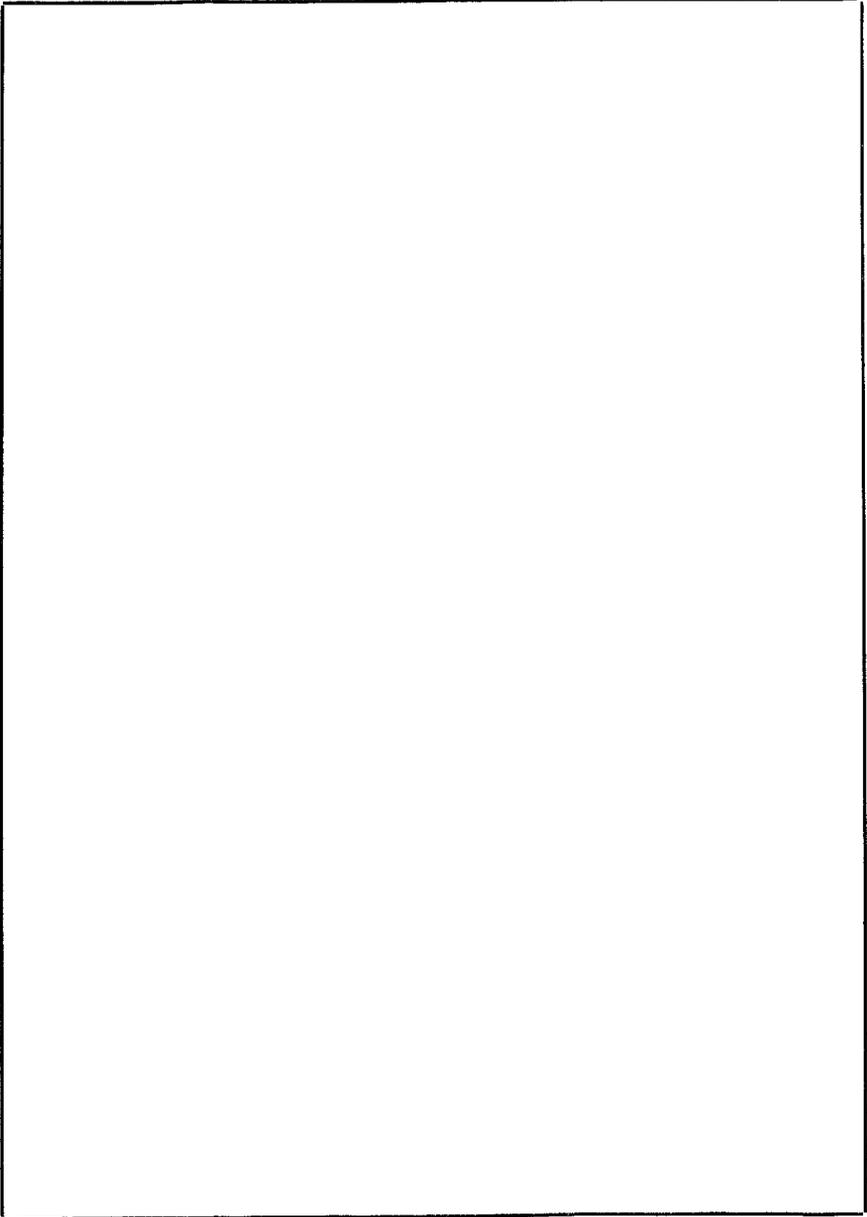
定位トハ一斤ニ對スル標準價格ナリ之レニ時ノ相場ノ率ヲ乘シタルモノガ價格ナリ

【附記】 四

人參畑數及收穫製造高表

●畑數貫數斤數ハ著者ニ於テ端數ハ四拾五入トセリ  
 ●百畑ノ反別一反五畝歩一畑長四間三尺幅二尺五寸

年 代	御手作畑數	百姓畑數	以上ニヨリ收 穫土人參貫數	同上ヨリ製造 人參斤數(本根)	同上鬚人參
弘化 四年	二〇七三	三〇六九	八五六三	一一〇七	—
嘉永 五年	二八〇三	四二二三	一二三四九	一七七四七	—
安政 二年	二二四五	三二一八	一二四九	一五〇七五	三九二八
同 三年	二五六二	三三四三	一二〇三八	一五六八五	三九三三
同 四年	二八九一	四一五〇	一三七六	一七七三	四〇七八
同 五年	二六八六	三九三三	一四〇九五	一九六一七	三九八〇
同 六年	三四四五	四〇九五	一六三四四	二二七六	四八六〇
万延 元年	三七二四	四三六二	一八一五九	二四六三	五二九五
文久 元年	四六三六	四四五六	二〇二三	二九〇六六	六三四四
同 二年	四三三九	四四三一	一八四七八	二四二六七	五〇〇六
同 三年	四五二八	五〇一七	二〇九六七	二九四一七	六一一〇
元治 元年	五一七一	五一七〇	二二五三	三〇五三	六二四八



松江藩人參販賣利益計算表

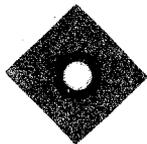
年 代	賣上銀額	人參賣上斤數	平均一斤價銀	記入費銀計	差引損益
寛政一〇年	一七五	二斤	九四	八〇	九五
同 一一年	四六〇	五斤	九四	一四二	三一八
同 一二年	四六〇	五斤	九四	一四二	三一八
享和元年	五四三	一貫	一四八	二二六	三二〇
同 二年	二八〇	二斤	一四八	一一九	一六二
同 三年	一七二	四貫	一七五	四一二	三三一
文化元年	二二一	二貫	一八六	六八六	四一五
同 二年	二〇	三貫	一八六	一八六	一六六
同 三年	一五	斤以下	七	一一〇	九五
同 四年	六六	斤以下	四	四〇五	三三九
同 五年	二九八	三貫	一〇六	一貫〇一八	七二〇
同 六年	二貫三九六	四貫	一〇六	一貫四七七	九一九
同 七年	一貫八六五	三貫	一八一	一貫四七七	一貫一八
同 八年	二貫〇七四	一貫	一〇七	一貫五六七	五〇七
同 九年	三貫九〇九	三貫	一〇七	一貫九六一	一貫九四八
同 一〇年	八貫五三八	九〇	九五	三貫八三四	四貫七〇四
同 一一年	一六貫六九三	一七五	九六	一貫三九五	二貫七〇一
同 一二年	一貫四七二	一五二	七五	九貫九六一	一貫五一
同 一三年	一〇貫九一四	一七一	六二	一二貫四〇三	一貫四八九
同 一四年	二七貫一四一	五八二	四七	二〇貫七一七	六貫四二四
文政元年	二三貫〇七四	四二〇	五三	三一貫八一五	八貫七四〇
同 二年	三一貫五八〇	四一七	六七	四三貫二一九	一一貫六三九
同 三年	二四貫四〇三	三三六	七二	三一貫一四四	六貫七四〇
同 四年	三八貫七六四	五九四	六四	五七貫三六〇	一八貫三九三
同 五年	一五三貫二一四	二四八	七二	一〇六貫六四〇	四五貫五七四
同 六年	一三七貫九六八	三三九	六三	五八貫六八五	七九貫二八八
同 七年	二〇三貫五九四	三一一	六五	一一五貫〇九九	八八貫四九五
同 八年	二四三貫〇一九	三七四	六五	一一四貫七九二	一一八貫二二七
同 九年	一六五貫五四二	二八七	五八	一一一貫五六九	二一貫八〇八
同 一〇年	一六五貫五四二	二八七	五八	一一一貫五六九	二一貫八〇八
同 一一年	三七九貫四九八	四六七	六三	一一八貫八九二	三六貫六五一
同 一二年	五〇七貫三六二	七二七	六九	一八九貫八七二	一八九貫六二六
天保元年	四八〇貫九五八	八六五	五六	三二八貫〇〇五	一一五貫五五三
同 二年	六七一貫七七五	一〇八一	六六	四一九貫七五三	三三三貫〇三二
同 三年	五七一貫六七五	一四三	四〇	四五〇貫一〇七	一一一貫五六八
同 四年	五〇九貫一〇六	一六六	三〇	七二九貫九四三	一一二〇貫八三三
同 五年	四六五貫四〇〇	二四二	一九	五〇二貫七八五	三七貫三八五
同 六年	六〇五貫三〇六	一九一	三二	四八五貫五四〇	一四六貫七六七
同 七年	四三八貫四四五	一六〇	二七	二七六貫五〇三	一六一貫九四一
同 八年	三九〇貫五三五	一三五	二九	二七五貫二六一	一一五貫二七三
同 九年	二七八貫六九六	八六〇	三三	二九五貫六二六	一六貫九三〇
同 一〇年	五貫九三二	四〇七	一四	二九六貫四四五	一一六貫九三〇
同 一一年	一九一貫五二五	四六八	四一	二四七貫二四七	三五貫七二一
同 一二年	五三六貫三八九	一一三	四七	三二五貫二六二	二二一貫一二七
同 一三年	八五貫三六八	二八四	三〇	三五四貫五二四	二六九貫一五六
同 一四年	一九六〇貫一五四	二六五	六四	四二〇貫七九六	一一六九貫三三八
弘化元年	八九三貫七四四	一二三	七二	四一〇貫四〇〇	四八二貫二四四
同 二年	一〇五一貫七九七	一四一	七五	四〇九貫六〇六	六四二貫一九一
同 三年	七四二貫一五三	一一三	六五	三九二貫六三五	三四九貫五一八
同 四年	八七七貫五六三	一二三	七一	三八三貫八三九	四九三貫七二四
嘉永元年	八〇四貫一〇一	一三九	五八	四二六貫三二六	三七七貫七七六
同 二年	八〇六貫四四八	一三一	六二	四二四貫〇九一	三八二貫三五七
同 三年	九一貫六三三	一五〇	七〇	四七四貫七六七	四三六貫八六五
同 四年	一〇一貫二六六	一三八	七七	四五三貫六二五	五六二貫六四〇
同 五年	一一六貫七五七	一五〇	七八	四六六貫四九六	七〇一貫二六一
同 六年	八六三貫五〇五	一二七	六八	四三五貫一〇八	四二八貫三九七

●著者納ノ手ニテ銀ハ勿止メ斤ハ斤止メトシ端數四捨五入ス故ニ計算合  
 ●ハザルアリ  
 ●損益ノ損ハ△符ヲ付ス  
 ●斤數前文ト合ハザルモノアリ疑ヲ存シオク  
 ●生地黄ト合セ記シタル内譯不明ニ付生地黄ヲモ記ス其斤量貫止メ

**FOR BELT, BUTLER CO.**

**RAW FURS AND GINSENG**

**140 GREENE STREET - NEW YORK**



From



**J. S. LODREWICK CO.**

SUCCESSORS TO

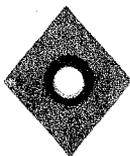
**WM. EISENHAUER & CO.**

EXPORTERS OF

**RAW FURS and GINSENG**

122 University Place, NEW YORK

AMERICAN TAG CO., NEW YORK.



From

No. Pkges.

字

天

西

標

昭和

年冬

直標壹斤

朝鮮總督府專賣局



票憑付貼 = 上箱斤蔘紅鮮朝

## 第十章 最近に於ける人蔘商況概略

一 日 本

(イ) 内 地

明治の中期に於ては人蔘は一廉の支那向輸出品として有望視せられ、産地の縣當局は無論農商務省に於ても保護奨勵の力を副へ、又外務省通商局に於ても此商品に着眼し、支那各地駐在領事に命じて先方の嗜好其他販路等の商況を調査報告せしめ、當業者に資する等輸出の増加を企圖せし時代ありしも。爾來現今に至るまで日本の各種産業は駸々として長足の發達により、海外輸出品目も其數量も年々増加して驚くべき超躍進を遂げたり。茲に於て人蔘の如き其輸出品としての地位は遙かに後退し、其金額も亦他の各種物品に比し言ふに足らざる少量のものとなり降り。現在の産額販路等は、大略左の如し。

△雲州人蔘

昭和十一年 白蔘約五〇〇〇斤 朝鮮へ移出

(近年年々大差ナシ)

昭和十一年

紅蔘約二二〇〇斤

臺灣へ移出

(昭和八年ニハ四六〇〇斤)

同

本銘約四五〇〇斤

神戸商人ニ賣拂其手ニヨリ支那へ輸出

(昭和九年ニハ五二〇〇斤)

同

雜銘大ヒゲ約二四〇〇斤

内地ニテ賣拂及臺灣ニ移出

(昭和六年ニハ五四〇〇斤)

△會津人蔘

昭和十一年

白蔘尾蔘約二〇〇〇斤

朝鮮へ移出

(昭和十二年ニハ三〇〇〇斤)

同

紅蔘尾蔘約二五〇〇斤

内一五〇〇斤臺灣へ移出  
一〇〇〇斤支那へ輸出

(神戸港經由)

△信州人蔘

昭和十一年

紅蔘約四〇〇〇斤

内三五〇〇斤支那へ輸出  
五〇〇斤臺灣へ輸出

(此内臺灣經由ノモノ見込七八千斤)

同

白蔘一六〇〇〇斤

内一四〇〇〇斤朝鮮へ移出  
二〇〇〇斤内地消費

同

雲州製法一三〇〇〇斤

内一二〇〇〇斤支那移出  
一〇〇〇斤内地消費

同

信州製法四〇〇〇斤

内地消費

同

毛肉雜 六〇〇〇斤

内四五〇〇斤臺灣へ移出  
一五〇〇斤内地消費

右の中雲州と會津は幕末及明治年代よりは甚しく減少せること第九章の記載と參照して知るべし。信州のみは近來に至りて増加せり。此外に大正年代に入り全く衰滅したるものに栃木縣御種人蔘の系統を引ける日光山下一帶あり

り。

(ロ) 朝鮮人蔘

朝鮮の人蔘業は他一般が總て衰退の色あるに比し近來少しも其傾向無く、之を保護政治前韓國時代に比ぶれば却て産額漸次増加し最近に於ても其好況を維持しつゝあり。其理由は、紅蔘は官營として專賣局に於て擧げて管掌し、秩序井然として事業の經營を行ひ、製品は三井物産會社に一手に拂下げ、其需給を調節して製造量を限定し品質聲價を維持せるに因るものにして。近年に於ける支那各地の排日貨が内地の紅蔘に大に影響したるも三井物産に於ては少しも之に屈せず、數年分をストックせる爲なり。又白蔘に付ては近年朝鮮に於ける各種産業の目ざましき隆興發達は、一般朝鮮人の經濟を豊かにせしこと測るべからざるものあり。其結果は一般の社會生活向上して金ネ廻りよく、昔年に比し人蔘薬用者の増加せしに由來す。是れ實に人蔘の本場たる朝鮮へ滿洲内地より年々數萬斤の移輸入ある所以なり。現在に於ける人蔘作付は指定區域外は白蔘の粗製濫造と紅蔘の密造を防ぐべく、許可制度を取れるも、若かりに此制限を撤廢せば猶一段白蔘の増加を見るべし。

昭和十一年 紅蔘三萬九八二〇斤官營製造 三井物産會社へ一手拂下

三井物産より支那芝罘に輸出し、同地の倉庫へ入れ夫れより上海・廣東等々に移送し支那商人の手により配給せらる。香港・臺灣及シンカポール・佛領印度・シヤバ・フリッピン等の南洋方面へは京城支店より小包郵便にて配送せらる。

同年 白蔘二七萬七九六七斤内 二四萬三四五四斤 一開城附近指定耕作區域生産

内 一〇萬八八〇六斤 移輸出 鮮内消費 大阪を主として其他内地及滿洲へ

## 二 滿洲

滿洲の人蔘は近來産額減少せり、是れ人蔘産地が匪賊の出沒地となれるに由る。其主なる産地は撫松縣にして、全産額の九割を占む殘一割は輯安縣・臨江縣・通化縣・安東縣等々の諸縣なり。近來の統計なく實際の産額明確ならざるも、各種資料により推定すれば。

康德三年 四五萬一七七一斤 紅蔘白蔘合計

右の中八割は營口に集散せられ、二割は安東へ集散せらる。右兩口より上海・天津・汕頭・廈門・廣東等へ轉輸せらる。

右の外少量の白蔘は滿洲内にて消費せられ、又朝鮮及内地に輸出せらる。

### 三 アメリカ

#### △合衆國

産地はウキスコンシン・アイオワ・ミネソタ・ワシントン・ミシガン・オレゴン等の各州を主なるものとす。其産額は一九三五年以後は同國農務省に於て統計を徴し居らざるを以て不明なれど、最近數十年間は一八〇〇年代に比し産額減少したれども、現今十數年間加減なく現状維持の情勢にある如し。

一九三四年 二二萬ポンド  
(一八二一年三、五萬ポンドを最多しとす)

アメリカ人蔘は國內消費無し。總て商人の手により買集められ、一旦香港に輸入し夫れより廣東・廈門・汕頭・上海等に轉輸せられ、又順次南洋諸島・英領印度・シヤム等支那人の多く居住せる地に配供せらる。

右の外少許は滿洲日本にも輸入せらる。

#### △カナダ

アメリカ産と共に支那に輸入せらるゝも其量は不明なり、蓋し少許なるべ

一〇萬ポンドハ約  
七萬五千斤也

し。

以上は現在に於ける人蔘需給の狀勢なりとす。之を要するに人蔘は朝鮮の白蔘を除き、他は總て支那を以て市場とするものなれば、今日の事變が長引き長江沿岸の商路杜絶、日本海軍の支那海の封鎖、廣東、香港の動搖等は必然に人蔘にも其輸入に大打撃を與ふべきなり。

第 號

昭和 年 月 日寄贈

寄贈先

昭和十三年三月十五日印刷  
昭和十三年三月二十日發行

非賣品

著者

朝鮮總督府  
專賣局囑託

今 村

鞆

發行者

朝鮮總督府專賣局

京城府蓬萊町三丁目六二三

印刷所

朝鮮印刷株式會社

